

令和 2 年第 1 回定例会

(3月9日招集)

山都町議会会議録

令和2年3月第1回山都町議会定例会会議録目次

○3月9日（第1号）

出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	3
・議長の報告	
日程第4 提案理由説明	3
日程第5 議案第3号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について	5
日程第6 議案第4号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について	7
日程第7 議案第5号 山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	11
日程第8 議案第6号 山都町手数料条例の一部改正について	14
日程第9 議案第7号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	15
日程第10 議案第8号 山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び山都町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について	17
日程第11 議案第9号 山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について	18
日程第12 議案第10号 山都町森林環境整備基金条例の制定について	22
日程第13 議案第11号 山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	24
日程第14 議案第12号 山都町営住宅条例の一部改正について	27
日程第15 議案第13号 山都町星空環境保全条例の制定について	29
日程第16 議案第14号 令和元年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	33
日程第17 議案第15号 令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	43
日程第18 議案第16号 令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	45
日程第19 議案第17号 令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	47
日程第20 議案第18号 令和元年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について	49

日程第21 議案第19号 令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について	52
日程第22 議案第20号 令和元年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	54
散会	55

○3月11日（第2号）

出席議員	56
欠席議員	56
説明のため出席した者の職氏名	56
職務のため出席した事務局職員	56
開議	56
日程第1 議案第21号 令和2年度山都町一般会計予算について	57
延会	120

○3月12日（第3号）

出席議員	121
欠席議員	121
説明のため出席した者の職氏名	122
職務のため出席した事務局職員	122
開議	122
日程第1 議案第21号 令和2年度山都町一般会計予算について	122
日程第2 議案第22号 令和2年度山都町国民健康保険特別会計予算について	173
日程第3 議案第23号 令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	178
日程第4 議案第24号 令和2年度山都町介護保険特別会計予算について	181
日程第5 議案第25号 令和2年度山都町国民宿舎特別会計予算について	186
延会	188

○3月13日（第4号）

出席議員	189
欠席議員	189
説明のため出席した者の職氏名	189
職務のため出席した事務局職員	190
開議	190
日程第1 議案第26号 令和2年度山都町簡易水道特別会計予算について	190
日程第2 議案第27号 令和2年度山都町水道事業会計予算について	192
日程第3 議案第28号 令和2年度山都町病院事業会計予算について	198

日程第4	議案第29号 第2次山都町総合計画後期基本計画の策定について	203
日程第5	議案第30号 債権の放棄について	212
日程第6	同意第1号 山都町教育委員任命について同意を求める件	214
日程第7	同意第2号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	215
日程第8	同意第3号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	215
日程第9	同意第4号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	215
日程第10	議員派遣の件	218
日程第11	議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	218
閉会		218

3月9日(月曜日)

令和2年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年3月9日午前10時0分招集
2. 令和2年3月9日午前10時0分開会
3. 令和2年3月9日午後2時46分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 提案理由説明
 - 日程第5 議案第3号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について
 - 日程第6 議案第4号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について
 - 日程第7 議案第5号 山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
 - 日程第8 議案第6号 山都町手数料条例の一部改正について
 - 日程第9 議案第7号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 日程第10 議案第8号 山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び山都町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
 - 日程第11 議案第9号 山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について
 - 日程第12 議案第10号 山都町森林環境整備基金条例の制定について
 - 日程第13 議案第11号 山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
 - 日程第14 議案第12号 山都町営住宅条例の一部改正について
 - 日程第15 議案第13号 山都町星空環境保全条例の制定について
 - 日程第16 議案第14号 令和元年度山都町一般会計補正予算（第6号）について
 - 日程第17 議案第15号 令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第18 議案第16号 令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第19 議案第17号 令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第20 議案第18号 令和元年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第21 議案第19号 令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第22 議案第20号 令和元年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 真原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興梠 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 橙	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	緒方 功	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	高橋 季良	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	上田 浩
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。ただいまから令和2年第1回山都町議会定例会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、甲斐重昭君、8番、飯開政俊君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君）　日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月17日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの9日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（工藤文範君）　日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 提案理由説明

○議長（工藤文範君）　日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君）　おはようございます。マスクをつけたままの発言をお許しいただきたいと思います。

令和2年第1回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

ことしの冬も暖冬傾向で、積雪や凍結による生活基盤への影響はありませんでしたが、春先の水不足が心配されます。今一度、ため池や水路等の点検整備など、早めに備えをお願いしたいと思います。

さて、国内で1月に初めて発生が確認されました新型コロナウイルス感染症は、渡航者に限らず、市中感染の様相を呈する中、日々感染事例の報告がなされ、2月21日には県内での感染発生が報道されました。その後も国内外での感染が拡大する中で、予防や検査対策の課題が取り上げられました。

様々な行事やイベントが中止や延期を余儀なくされる中、企業活動の停滞や株価の下落など、国内経済にも暗い影を落としています。

政府は、去る2月26日に感染拡大の防止のための基本方針を定め、翌27日には、総理大臣自ら小中学校等の休校を要請するなど、国を挙げて更なる感染拡大防止のための行動を強く求める状況となっております。

町としましても、この方針に沿って、施設の使用休止、行事の延期や中止、さらに3月2日から15日まで小中学校を休校にしたところです。

町民の皆様には、御不便をおかけすることになると思いますが、国難とも言える現況下にあることを十分御理解いただきまして、手洗い、うがいの徹底やマスク着用による自己防衛をお願いし、不要不急の外出を控えるなど、早期収束に向けて、町民一丸となった行動をお願いするものであります。

また、根拠のないうわさ話などにも十分に注意をいただき、冷静な判断と落ち着いた買い物行動を重ねてお願いをいたします。

それでは、12月定例会以降の町、行政について、御報告を申し上げます。

九州中央自動車道山都中島西ＩＣの開通は、福岡、鹿児島方面からの利便性が向上し、年末年始の通行量の増加を実感しております。数年後の矢部ＩＣ開通を見据えた町づくりを、さらに加速していきたいと思います。

蘇陽・五ヶ瀬間につきまして、令和2年度事業化に向けた手続が開始されるといううれしい知らせが、2月末に飛び込んでまいりました。関係者の皆さんの熱心な運動の成果であり、あわせまして矢部・蘇陽間の事業化に向け、要望活動をなお一層活発化させ、一日も早い事業決定を目指します。

年が明けまして、矢部中学校3年の村上直弥君が、都道府県対抗駅伝大会の県選手団の一員として、第6区を区間9位という好成績で走り、熊本県の7位入賞に大きく貢献をしました。また、先日、郡対抗駅伝大会でも、区間新記録で上益城郡の6位入賞に貢献した活躍は、多くの町民に感動を与えてくれました。今後の成長と活躍に期待したいと思います。

また、1月末に第3回子ども議会を開催し、中学生の皆様から山都町の将来を描きながら、さまざまな提案や要望をいただきました。今議会に、いわゆる星空を守るための条例を提案しておりますが、昨年の子ども議会での提案が契機となったものであります。

さて、大矢野原演習場での日米共同訓練は、地域住民の皆さんに多大なる御負担と御心労をお掛けしました。騒音測定を実施しながら、訓練の実態把握に努めたところであり、今後の環境整備の基礎資料にしたいと思います。また、演習場管理については、火災予防に大きな課題と教訓を残しました。安心安全の確保のための適正な維持管理を強く申し入れをしたところであります。

2月には、金内在住の鳥越靖基さんが、未来につながる持続可能な農業推進コンクールにおいて、農林水産省生産局長賞を受賞されました。有機農業で環境保全型農業の取り組みが大きく評価されたものです。個人の経営能力はもちろんですが、地域内外での仲間づくりも活発です。有機農業で山都町への移住を志す方々の御相談相手としても、大きな支えとなっております。

また、2020年に2020名を目標として取り組んでまいりました「くまもとグリーン農業」生産宣言・応援宣言者が、昨年12月末に2,058名となりました。

今後も、名実ともに、有機農業の町としての地位を強固なものにする継続的な取り組みを行つてまいります。

さて、町政4年目を迎ますが、新年度の主な施策を述べたいと思います。

まず、矢部ＩＣ開通を見据えた町づくりは、人や物の流れに大きな変化が予想される中で、町経済活性化の起爆剤として、町民の皆様からも大きな期待が寄せられておるところであります。ＩＣ周辺はもちろんですが、国道沿線における観光施設等の整備も含めた町づくりは、喫緊の課題として捉えております。既に着手しております事業計画の更なる推進を図り、早期完成を目指してまいります。

次に、総合体育館の整備です。中央グラウンド周辺に整備を計画しているグラウンドゴルフ場

等々のスポーツ施設に隣接させ、一帯を総合運動公園として機能を充実し、町民の体力向上と健康増進、あわせて非常時における利便性の高い避難所機能を有する施設を目指してまいります。

次に、通潤橋の4月の放水再開のめどが立ちました。町内外に向けた広報活動に取り組んでおります。旅行プランの大きな柱として期待をしながら、文楽や神楽などの伝統文化や四季折々の姿を満喫できる提案も積極的に取り組んでまいります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、住民生活はもとより、町内の経済活動にも大きな影響を及ぼす状況となってまいりました。今後も注意深く情勢を見極めながら、適時、的確な対応を実施することで、影響を最小限に食いとめる必要があります。

次に、今定例会に提案しております山都町総合計画の推進基本計画につきましては、令和6年度までの町の基本施策を取りまとめ、山の都のまちづくりに向けたさまざまな取り組みに関して目標を掲げました。

最後に、町政の最重要課題として取り組んでおります熊本地震と豪雨災害からの復旧復興につきまして、農家の皆様に多大な御心配と御苦労をお掛けしておりますが、農業災害につきましては、国、県の支援や関係する皆様の御尽力で、全ての工事契約を締結することができました。地元はもとより、町外の業者の皆様と一丸となって、早期完了に取り組んでまいりますので、町民の皆さんの御理解と御支援を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

次に、今定例会に提案しております議案について、御説明します。

今回の定例会に提出する議案は32件で、条例11件、補正予算7件、当初予算8件、その他6件です。

議案第3号から第13号は、それぞれ必要な条例の一部改正及び新たに条例を制定するものです。

議案第14号から第20号は、令和元年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算に関するものです。

議案第21号から第28号は、令和2年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の当初予算に関するものです。

議案第29号は、第2次山都町総合計画後期基本計画の策定に関するもの、議案第30号は、債権放棄に関するものです。

同意第1号は、教育委員4名のうち1名が本年3月25日をもって任期満了となりますので、教育委員の任命について同意を求めるものです。

同意第2号から第4号は、固定資産評価審査委員会委員3名が本年3月31日をもって任期満了となりますので、委員の任命について同意を求めるものです。

以上、提案理由について説明いたしました。詳細については、担当課長から説明させますので、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第5 議案第3号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する

条例の一部改正について

○議長（工藤文範君）　日程第5、議案第3号「山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君）　おはようございます。それでは、説明をいたします。

議案第3号、山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日提出、山都町長です。

提案理由です。消防団員の数の減少を理由として、消防団員の定数を見直すため、消防組織法第19条第2項の規定に基づき、関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

条例の公布文でございます。附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次のページには、新旧対照表でございますが、山都町消防団員の数の推移としまして、発足当初、平成17年は896名でございました。10年後の平成26年には706名、それから、昨年、令和元年度につきましては575名ということで、今回、定数を740名から600名とするものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君）　議案第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君）　藤澤です。非常に青年の入る方が少ないのでようわかりますけども、一つお願いなんですけども、やめる人が余りにも早すぎるような気がします。そのあたりを引きとめるような対策をしなければ、ますます、これが500人からまたずっと減りやせんのかと思いますね、その辺がね。その辺は、どういうお考えなのか。ちょっとお聞かせください。このままじゃあ、これはずっと物すごく減るような気がいたしますけども、よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君）　総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君）　それではお答えします。数の減少ということで、我々も非常に心配をしているところでございます。

消防団の幹部の皆さんにおかれましても、2年に1度の役員改選時に、40名から50名程度の減というのが、ここ3期ほど続いておりますので、なるべく引きとめるということでございますが、なかなか個人の自由等もありますので、引きとめには非常に苦労しているところがございます。ただ、O Bになられる方も、なってからも、地域の消防団への協力員という形で残っていくよう

な形を、今後ともとっていくということでございますので、数のうちでは非常に心配があるかなというふうに思いますが、それを含めましたところで、自主防災組織の充実等もあわせまして、消防力の維持に努めていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第4号「山都町短期滞在施設条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） おはようございます。

それでは、議案第4号、山都町短期滞在施設条例の一部改正について、御説明をさせていただきます。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

提案理由。矢部地区の建物について、本町への移住希望者等が使用する山都町短期滞在施設として新たに追加し、当施設を管理運営するため、山都町短期滞在施設条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをごらんください。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例。

山都町短期滞在施設条例の一部を次のように改正する。

別表の矢部地区の表に次のように加える。

名称のところが2号棟、所在地が上寺1601番地4、面積が501.5、構造がコンクリートブロック造平屋建て、使用料が月額5,500円です。

次のページが、新旧対照表となります。左側が現行の別表で、右側が改正案となります。

裏面をごらんください。

裏面の右側の改正案の一番下に、今回追加する矢部地区、名称、2号棟、所在地、上寺1601番地4、面積51.05、構造、コンクリートブロック造、平屋建て、使用料、月額5,500円。

次のページに、短期滞在施設の概要を掲載しておりますけれども、蘇陽地区6棟、清和地区1棟、矢部地区に今回の施設を加えますと、2棟目となります。

さらに1枚めくっていただきますと、位置図を用意しておりますけれども、上寺地区の国道218号と国道445号が立体交差する場所から、国道445号を中島方面に300メートルほど向かいますと、右側に、田中自動車、豊団地への入り口がございます。そこを右折したところになります。

次のページに平面図を用意しておりますけれども、建物については1棟2戸の建物で、東側が短期滞在施設として利用する建物でございます。西側は、地域しごとセンターの事務所として活用する予定です。

この短期滞在施設につきましては、矢部高校教職員住宅として昭和46年に建築された建物で、平成30年12月20日付けで、熊本県から本町に対し、県有財産の取得要望調査が行われたものです。県からの照会を受け、現地確認の結果、物件が比較的良好な状況であったことから、本町の短期滞在施設や地域しごとセンターの事務所としての利用を目的に、県有財産借受事前申請書を提出しまして、令和元年7月23日付けで、県から売却価格の提示を受けたものでございます。

10月には、町の公有財産評価委員会の評定を受け、令和元年12月議会に取得費を計上いたしまして、議決後、県有財産売買契約書の締結を行って、令和2年1月に登記が完了しております。

建築年が昭和46年で、築後48年を経過しておりますけれども、熊本地震のときに、災害公営住宅として活用したもので、平成25年にリフォームが済んでおりましたので、特に改修工事等は行っておりません。

最後のページには、施設の写真を添付しておりますので、ごらんいただきますようお願いします。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 先ほど、2ページ目の別表の矢部地区の表に、次のように加えるというところで、面積のところを501と申し上げましたけれども、51.05の誤りです。訂正をさせていただきます。

○議長（工藤文範君） 議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 三つお尋ねをします。全部の短期滞在施設の今の入居状況をお知らせいただきたいのと、狭いということもあるのかもしれないんですけど、ほかの施設に比べたら、使用料が格段に安いのはどういうことかというのと、今まで、この短期滞在施設にいながら、次、移住したいんだけども、その次の移住先住宅を見つけるのが困難で、やむなく出て行かれたとかいう話も聞いておりましたが、定住に至るまでのフォローをどんなふうに考えておられるのかというのを三つお尋ねします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。まず、入居の状況でございますけれども、現在、蘇陽地区に6棟でございますけれども、現在、この6棟に3人入居されております。うち3号棟Aと3号棟Bについては、ちょっと建物が熊本地震等の影響で、ちょっと建物がゆがんでいる部分がございますので、現在ちょっと使用を控えている家が2カ所ございます。それと、1カ所については、空きの状況です。それと、清和1号棟については、現在入居中でございます。それと、矢部1号棟についても、現在入居中でございます。

使用料の積算についてでございますけれども、今回、使用料については5,500円というふうに積算をさせていただいておりますが、積算の方法につきましては、家屋の評価、それと、土地の評価を行政財産使用料条例に基づいて、家屋の評価については、評価額の7%、それと、土地の評価については4%を積算しております。

それと、附帯費用ということで、これは公営住宅法の施行令に基づいて、実際の家屋の評価額の2.56%を積算しております。それと、浄化槽の管理費用ということで、これは実費の費用になりますが、これを積算させていただいております。今回の矢部2号棟については、この浄化槽の管理費用は入っておりませんで、くみ取りの施設になりますので、その分がほかの施設とは、価格が安い一つの原因になっております。

それと、家屋の評価についても、昭和48年の建築物でございましたので、家屋の評価についても、ほかの施設と比べますと、評価額が低くなっております。

以上のことから、月額使用料を積算させていただいているところでございます。

それと、1年以内に空き家などの施設が見つからなかった場合等についてのフォローについては、現在しごとセンターのほうに2人おりまして、移住を希望される方、短期滞在施設に入られている方も含めて、定期的にお話を伺ったりしているところでございます。

山都町にできるだけ移住していただくようなフォローはさせていただいているところでございますけれども、本人の希望等もありますので、なかには出て行かれる方も当然ございます。定着率としては、現在51%になっております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 定住に至るフォローをしごとセンターが頑張っておられる様子は聞きますので、この定着率51%が上がるよう、空き家バンクと連携もされながら、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

先ほど、新しい2号棟はくみ取り式だとおっしゃいましたけれども、若い人にとっては、やはりトイレ環境が水洗かどうかっていうのは非常に大きいところだと思うんです。町営住宅に対してもそうですけれども、その点で、ほかのところはみんな水洗であるっていうことでいいのか。安いのはとても魅力的で、これでいいと言って、入ってこられる方もおられると思うんですけども、トイレが改修されて、水洗であれば、高くなるけれども、それによっての入居者、入居希

望も多くなるかどうかわかりませんが、その辺の検討はされましたか。くみ取りを水洗にして、貸し出そうというお考えはなかったですか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。浄化槽を設置するとなると、相当費用もかかるところでございますけれども、トイレ自体は水で流す、水洗のトイレであります、くみ取りという、浄化槽は設置をしておりませんけれども、くみ取り方式の建物ということでござります。

だから、外見的には水洗といいますか、水で流すタイプのトイレですので、短期に滞在する施設としては現状でいいんじゃないかということで、特に改修はしておりません。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 11番、後藤です。こここの短期滞在施設なんですけれども、町内の方が申し込んだ場合も受けているのか。これは条件的には、この前も質問したんですけれども、1年という短い間、準備して入って、もう1年ぐらいで出らないかんとなってくると、出る1カ月、2カ月前からも準備せないかんし、中をちょっと扱おうと思っても、なかなか、どうせ半年ばかりしたら、半年ばかりおったら出らにやんというようなリスクがあるという話を聞いたわけですね。

この1年間というのをもっと見直しをしながら、ゆっくり行き先を検討するような、入居者が十分検討できて、施設をちょっと改修するようなことも考えられるんじゃないかなと思いますし、その2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。まず、町内的人が利用できないかということでおざいますけれども、短期滞在施設については、町外からの移住者を対象としておりますので、住民の方が利用するということは、現在のところできないという状況です。

それと、入居期間が1年間というふうに定めております。以前も御指摘をいただいたところでございますけれども、基本的に1年間ということにしておりまして、特別な事情がある場合は、さらに延長したりということで対応しておりますので、どうしても家が見つからないとか、仕事先を見つけようと思うけれども、まだ見つかってない。もうしばらく延長したいということの申し出があれば、適宜対応しておりますので、そういう形で対応させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） この場所、きょうは地図もついているんですが、このことを聞いたときから非常にわかりにくい場所だなという感じがしていて、445号を下るときには、上のほうを

見上げながら、下っているわけなんですけども、これが4月からの、もちろんセンターの仕事に間に合うような表示あたりもお考えかどうかというところをお伺いしておきます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。しごとセンターですので、一番、利用される方が行きやすいところが一番よかつたわけですけども、どうしても、町内商店街周辺に場所が見つからなかつたということもありまして、上寺のほうに場所を移す予定でございます。実際に、場所がわかりづらい部分もございますので、看板については準備をして、表示をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 先ほどの答弁で、蘇陽地区にある3号A、Bは、ゆがんでいて使用ができないというふうに言わましたが、ここを改修して、また貸し出すというお考えでしょうか。このままでしょうか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 現在、二つの施設については、先ほど申し上げました建物自体がちょっとゆがんでいる状態でございます。改修するのは、相当の費用がかかることが予想されます。現在、まだ積算等はしておりませんけれども、その改修を行った場合の費用を見ながら、改修するかしないかの判断をしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「山都町短期滞在施設条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第5号「山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） おはようございます。議案第5号について御説明申し上げます。

議案第5号、山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について。

山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

提案理由です。成年被後見人の人権擁護の観点から、要件を満たした成年被後見人による印鑑登録を行うことができるようになります。このため、山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

御承知のとおり、昨年の12月に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るために関係法令の整備に関する法律が施行されました。これは、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項の規定を設けている制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと改めるというものです。

この法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されましたことに伴いまして、改正するものでございます。印鑑登録及び証明に関する事務は、町が定める条例に基づいて行っておりますが、この要領は、市町村において、印鑑の登録及び証明に関する事務が、適正かつ迅速に処理されるために、市町村長が準拠すべき事項を国が定めているものです。

今回の法律の施行に伴い、こちらの要領も改正されましたことを踏まえて、改正するものでございます。このたびの改正は、一定の要件を満たした成年被後見人の方について、印鑑登録ができるようになったものです。

具体的には、成年被後見人御本人が窓口に来庁され、かつ、法定代理人が同行しており、御本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として、印鑑登録ができるようになります。

この改正を実現するため、本町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものです。

次のページをお願いいたします。

条例の公布文が記載されております。

最後に附則がございますが、公布の日からとしております。

3枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正は2条でございます。登録資格の2条でございますが、第2項は、登録を受けることができない者を定めてございます。現行の表の改正前の成年被後見人を、改正後案では、意思能力を有しない者に改正しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第5号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 成年被後見人の法定代理人になり得る人、どういう方が法定代理人に

なられますでしょうか。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） 申しわけございません、資料を持ってきておりませんので……。ちょっと正確に御説明ができませんので、資料を……。済みません。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） ちょうど1時間弱になりましたので、換気の時間になりましたので、休憩をとって、その間に調べていただきたいと思いますが、議長いかがですか。

○議長（工藤文範君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時57分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） 先ほどの御質問です。どういう方がなれるのかという御質問です。御本人の配偶者、もしくは4親等以内の親族、それ以外にも、法律、福祉の専門家、その他、第三者や福祉関係の公益法人、その他の法人が選ばれる場合もあるということでございます。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 成年被後見人の人権擁護の観点から、そういうふうに、よいほうに条例が改正されていくということに対しての異議は全然ありません。ただ、今、要件を満たしたという一定の条件が、言われればわかりますけれども、それが条文に反映されてないんですよね。だから、要件を満たした被後見人の方は、印鑑登録ってとても大事ですね、財産関係にすることなので。それができるようになるんだっていうふうな文言になっているかといえば、意思能力を有しないものについてはできないと書いてあるので、その意思能力を有しない者っていう判断も、なかなか、誰がどういうふうに判断するのかって、逆にここから見ればですね。

書き方として、人権擁護の観点でされるのであれば、こういうことができるんですよっていう書き方にならないものだろうかと。例えば、条文としては、意思能力を有しないものについては印鑑登録を受けることができないになるので、できないことが書いてありますよね。でも、できるようになったんですよと。本人が来庁し、法定代理人がどうこうして、申請すればできるということが何かちょっと附則みたいにして書けないものだろうかというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。新旧対照のほうで、改正後のほうに、意思能力を有しない者っていうふうに案を載せておりますが、成年被後見人の方は、そもそも意

思能力がないということで、被後見人になられているわけでございますけれども、先ほど御説明しましたとおり、本人が役場のほうにおいていただいて、かつ、法定代理人の方が同行されること。その上で、御本人から申請したいという申し出があった場合は、意思能力を有する方というふうにみなして、印鑑登録をお受けするということに変わったものです。

ですので、その場合は、成年被後見人の方は、意思能力がある方ということで、役場のほうでは取り扱いをいたしますので、登録資格がない方は、自動的に意思能力を有しないものというふうな表現になるかと認識しております。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、議案第5号「山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 山都町手数料条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第6号「山都町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） 議案第6号について御説明申し上げます。

議案第6号、山都町手数料条例の一部改正について。

山都町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

提案理由です。行政手続のデジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載された個人番号カードの普及を図るため、個人番号通知カードの再交付等の手続が廃止されることに伴い、山都町手数料条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

この改正につきましては、令和元年5月31日、デジタル手続法が公布されました。正式名称は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する

法律と申します。

この法律は、行政手続の原則オンライン化のために、行政手続のデジタル化を推進するために、各種施策を講じるものでございます。

これに関連しまして、関連法として、個人番号法の改正も行われ、今回、個人番号通知カードが廃止されることになりました。御承知のとおり、通知カードは、個人番号制度施行後、住民票を有する方一人一人に、12桁の番号が付番されたマイナンバー、個人番号をお知らせするために送られている紙製のカードでございます。通知カードは、個人番号を知らせることが主な役割でしたが、個人番号を証明する役割も担っているところです。

また、個人番号や住所など、記載事項が変更になった場合には、市区町村役場での裏書の手続等が必要です。

今回の法改正で、個人番号通知カードが廃止されることに伴いまして、関係規定の整理を行うものです。

3枚目の新旧対照表をごらんください。

現行の別表3のほうです。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係事務のところです。これは、いわゆる個人番号法ということですが、こちらのアンダーラインが引いてあります上のほうになりますが、通知カードの再交付手数料1件につき500円。こちらを削ります。

1枚前に戻っていただきまして、条例の公布文が記載されております。一番下です。

最後に附則がございます。最後の行になります。附則第1条、第6号に掲げる規定の施行の日から施行するとございますが、こちらについては、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、政令で定める日とされており、いまだ政令が公布されておりませんので、施行の日は、政令で定められた日として、附則で書いております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第6号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 質疑なしを認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「山都町手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第9、議案第7号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一

部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明をいたします。議案第7号、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日提出、山都町長です。

提案理由です。職員の勤務1時間当たりの給与額の算定方法の適正化を図るため、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

条例の公布文がございますが、附則で、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次のページは新旧対照表がございます。

最後に資料をつけておりますので、概要につきまして、説明を申し上げたいというふうに思います。

熊本県より、給与の適正化等に向けた助言指導がございまして、今回、職員の手当の算定方式を改めるものということで、御理解いただきたいと思います。

現行の計算式に、改正後は赤文字をつけておりますが、月額の特殊勤務手当を加えまして、1時間当たりの給与額を算出するということでございます。

山都町におきましては、この該当する手当というのは、資料の一番下にあります（5）とございますが、放射線取扱手当ということになりますので、病院におきます放射線技師の方が対象となるものというものですございます。

全体的にこの計算方式でいくということで、地域手当につきましては、医師の方ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第7号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） これは今、特殊勤務手当の一部改正についての第2条のところに、1番から5番まであって、当町においては、5番の放射線取扱手当のみが適用されるというようなことでしたけれども、ほかの税務手当、感染症、夜間、用地交渉云々と書いてありますけど、ほかの町村の状況は、こちらはどうなっているのか。うちだけがするのか。これについて、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 御質問にお答えいたします。他町の事例はわかりませんが、山都

町におきましては、（5）の放射線取扱手当というのがひと月ということで、月額の特殊勤務手当ということになりますので、この式に加えるというものでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び山都町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第10、議案第8号「山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び山都町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明をいたします。議案第8号、山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び山都町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について。

山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び山都町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日提出、山都町長です。

提案理由です。令和2年4月1日から施行します会計年度任用職員制度について、引用いたしました山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う関係規定の見直し、並びに費用弁償の取り扱い及び服務の宣誓方法について定めるため、関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

条例の公布文でございますが、最後に附則がございます。この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するということでございます。

次のページ以降は、条例事項であります給与表、それから新旧対照と続いておりますが、改正の概要を説明しますので、一番最後にあります資料をごらんいただきたいというふうに思います。

4月1日から施行します会計年度任用職員制度に関するものでございます。

1の山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、昨年9月議会で御決定をいただいておるものでございますが、初めに、成年被後見人等の人権擁護の觀

点から、各種法律の欠格事項を一括して削除する整備法が公布されたというのに伴いまして、地方公務員法の第16条の規定を引用いたします本条例に影響が生じますものですから、今回、必要な改正を行うものでございます。

次に、令和元年の人事院勧告を受けまして、12月議会で決定いただきました、いわゆる町一般職員の給与条例の改正に合わせて、本条例の別表についても同様の改正を行うものというものでございます。

また、一部の会計年度任用職員に支給する費用弁償については、勤務の内容、例えば、地域おこし協力隊の方等につきましては、別に町長が定めるというものにしたものでございます。

2の山都町職員の服務の宣誓に関する条例の改正につきましては、山都町の職員となるものは、任命権者の面前におきまして、宣誓書に署名することで、初めて職務を行うことができる旨の規定がございます。任用の形態ですとか、任用の手続がさまざまあります会計年度任用職員につきまして、宣誓書への署名方法を弾力的に運用できる旨を定めるというものにしたものでございます。

添付しております新旧対照表をごらんいただくと、それぞれの改正箇所がわかるかというふうに思います。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第8号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び山都町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第11、議案第9号「山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） それでは説明させていただきます。議案第9号、山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について。

山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日提出、山都町長、梅田穰。

提案理由です。町道の新設または改築の場合における自転車通行帯及び自転車道の設置に関する基準等を定める必要があるため、山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

けさ配付しております9号の議案の資料のほうを、ご覧いただきたいと思います。

まずは、中段の米印の赤書き部分ですけれども、市町村道の道路構造の技術的基準等は、上位法である道路法に規定されている道路構造令を参照し、条例で定めることとなっております。

今回、この道路構造令が改正されたことを踏まえ、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の背景には、近年の自転車利用の高まりと、その安全通行帯の確保があります。自転車は通勤、通学、買い物などにおいて多く利用されており、日中生活における身近な交通手段として重要な役割を担っており、近年では健康志向や環境保全への意識の高まり、災害時における交通機能の維持、国民の健康維持等を図るなどを目的として、自転車活用推進法、これが平成29年に制定され、これを重点施策として推進していくために、平成30年6月に、自転車活用推進活用計画が閣議決定されました。

これを受け、国土交通省では、社会資本整備事業交付金に、新たなパッケージメニューに、自転車通行空間整備事業額が設けられたところです。この事業を活用するに当たっては、市町村での自転車ネットワーク計画を策定する必要がありますが、本町でも、熊本県と連携して、本年1月に策定したところです。令和2年度から、上益城地域振興局土木部のほうで、事業化に向けた準備に入ることになっております。

裏面に整備手法のイメージの写真がありますけれども、上益城地域振興局土木部では、3番目の車道混在型で計画していくということをお聞きしているところです。

主な改正点は、新旧対照表の1ページで、第4条第1項、第5項、第6条第2項を自転車通行帯の規定を新たに設けたことによって除外しています。それから、第7条の2に、自転車通行帯の定義を規定しております。

それから、2ページの第8条第1項、第8条第2項で、自転車道の設置要件として、道路設計速度が時速60キロ以上の道路であることを規定しております。

それから、4ページ、5ページで、第9条、第10条、27条、36条でも、自転車通行帯を新たに設けたことにより、除外しております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 議案第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今、資料で言われた山都町自転車ネットワーク計画を策定するというふうに書いてあって、これに基づいてこの条例の改正になるのかなと思いますけれども、こ

れを改正されて、どんなふうな自転車が走行できるような町道にされていくのかという見通しをお聞きしたいのと、以前、私は国道の自転車走行帯のこと、歩道、あるいは、自転車と歩行者が一緒にできるところで、樹木の根っこによる舗装がとても凹凸があつて走りにくいたいということについて申し上げました。それは国道なので、町が予算を立ててすることではありませんけれども、山都町内の道ですので、以前、建設課のほうに、それを管轄しているところにきちんと要望を上げてくださいというふうに申し上げています。そのことについても、よければお答えいただきたいなというふうに、どうなっているかですね。二つお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。まず、1点目のこの条例を改正したことによって、どんな計画を進めていくかということですけれども、先ほど申し上げましたように、熊本県のほうで、蘇陽の道の駅やそよ風パーク国道265号、それから、矢部に新しくできる道の駅国道218号の区間で、先ほど示しました車道混在型のタイプの自転車道の整備を進めていくというふうに聞いております。まだ、具体的な部分については、来年度から設計に入っていくということですの、今そういう段階ということです。よろしいでしょうか。

これはちょっと技術的な話になるんですけども、設計速度が60キロ以上というのが条件にあります。設計速度60キロというのは、あくまでも、交通制限のスピードの規則ではなくて、設計の段階で設定される設計速度です。例えば、曲線半径であつたりだとか、カーブが多いだとか、あと、一定の勾配以上があるかとか、そういったことから、設計の段階で設定される速度ですね。町道の場合は、なかなか60キロという設定速度の道路は今までつくっておりません。それは地形的なものからです。町内で60キロの設定速度があるのは、国道だけです。熊本県として進めていきたいのが、舗装の改築をこれの事業に合わせて進めていきたいという意向から、この計画に着手するということです。

ですから、町道では、町内を指定する、町内のある路線を設定するということで、山都町でネットワーク計画を策定したということです。

それから、先ほど、2点目の舗装の凹凸の件については、前に御意見があつてから、すぐに県のほうに要望しております。令和2年度の予算のほうで対応していきたいというふうなことは聞いております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今の御説明だと、町道ではない、町の中にある道に対してのことというふうに理解すればいいんですかね。そしたら、だから、国道沿いに、今言われた矢部地区からそよ風パークぐらいまでの国道沿いに、自転車走行帯をつくりたいという意味の改正というふうに受け取っていいんですか。何か町道のことと書いてあるので、ちょっと紛らわしいなと思います。もう一度確認です。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） 先ほど、60キロ以上の設計速度と言いましたけども、今後、60キロ以上の町道を改良整備することも想定されますということで、それを前提に、今回条例のほうを改正していくということです。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 今の説明では、法定速度60キロというのは国道しかないと思いますが、町道の条例改正でありますので、町道の適用については今後新設される道路について適用していくという御説明がありましたけども、既存の道路についての適用というのは考えていかれないのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） 繰り返しの説明になりますけれども、法定速度ではございません。設計速度です。

ですから、町道では設計速度の60キロの線形とか勾配とか、あと、そういったものの上限で60キロ、今、最大、一番高い設計速度で、清和地区の大川大矢線、あの路線で設計速度が40キロです。

ですから、これ以上の町道となると、それはなかなかないと思いますけれども、将来的に、そういった60キロの設計速度で整備する路線も出てくるかということで、今回条例を改正するものでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 済みません。ちょっと関連したことでお伺いしたいと思います。今、このような条例の改正というか、今から計画されていくと、大変いいことだというふうに……。阿蘇の、ちょっと名前は忘れましたが、自転車でぐるっとめぐってくるのが、今、山都町にも入ってきておりますけれども、常々、町内的人は自転車に乗って買い物に行くというよりも、外からの人たちが観光としてとか、あるいは、トライアスロン等々される方が、自転車でじゅんじゅん上がってこられているので、そういった整備は非常にいいことだと思っているんですが、過去において、そういう自転車のトラブル等がどのくらい発生しているか。もし、把握していらっしゃるなら、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 特に、報告はあってございません。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 山都町森林環境整備基金条例の制定について

○議長（工藤文範君） 日程第12、議案第10号「山都町森林環境整備基金条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、説明いたします。議案第10号、山都町森林環境整備基金条例の制定について。

山都町森林環境整備基金条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

提案理由です。森林の整備及びその促進に関する施策を行うための基金を設置するため、条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

2枚目をごらんください。

第2条、積み立て。基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算において定める額とする。

第6条、処分。町長は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源、または、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） まずは、この案件に関しましては、条例の制定ということだけでございますが、基金を積む以上、その使い道についても、ある程度示していただかなければいけないのかなというような思いもいたしております。

現在のところ、どのような計画があるのか。ここは、こういった条例に関しては、特定、山林に来るわけで、そういった地主の方とか、そういった山林法の施策をどれだけとっていくのか。そういう方針をちょっと今わかつていれば、お伝えいただければというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。この基金条例につきましては、国のはうから、環境譲与税というふうにして交付されますけれども、単年度で使えない場合は、次年度以降の事業に充当することができるということになっておりますので、基金条例のほうを

制定して、基金として持っていくのが一つの方法ということでございます。

それと、この使途につきまして、昨年、森林組合、または、林業従事者、矢部高校の林業科の先生等に入っていた大いに、現在の使途について検討しております。やっぱり一番心配されるのが、今の森林の荒廃を受けて、災害が発生するのをまず防止するのが一番ではないかということ意見がございました。

また、そのほかには、若者が従事できるような環境づくり、新たな担い手の育成をすることも必要だと。また、そのためには、小学生、中学生、また、高校生も含めた、林業の教育等にも使っていく必要があるんではないかというふうになっておりますけども、新たな使途につきましては、今後また詰めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 第5条に、基金の繰り替え運用というのがあります、運用する場合は、期間及び利率を定めなければならないとなっておりますが、期間、利率はどのように、お考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） お答えいたします。基金等につきましては、今後、まだ今から制定せなんもんですから、有利なほうの基金で預けていきたいということで考えております。

これにつきましては、関係課のほうで協議していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今、課長は、有利な基金でおっしゃいましたが、この繰り替え運用というのは、同じ役場内の会計で繰り替えてするということなんです、有利とかいう言葉は何か値しないんじゃないかなと思います。

いずれにしても、これが発生する場合に合わせて、間に合うように、これは早急に定めておかなければならぬと思いますが、もう一度、その点をお伺いいたします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） これにつきましては、まず、先ほど言いました森林の整備、いろんな企画に活用いたします。その残りを基金としていますけれども、繰り替えの運用につきましては、今、議員が言われましたとおり、町のほうで定まった利率がございますので、そのまで使っていきたいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今、課長がおっしゃいましたが、本来、この繰り替え運用というのは、例えば、ほかのところで、ほかの会計で足りなくなつたとかいうときに、よそから、金融機関か

らわざわざ借りて高い金利を払ってするよりも、今ある基金からちょっとお借りをして、また、こちらのほうのお金が潤沢に出たならば、そこからまたお返しますということなんですので、例えば、この基金をどこかの銀行とかに預金をします。基金としてしまったならば、そのときの相場の金利で、また、元のところにお返しますよとか、そういうお答えがあるかなと思いましたが、今後、また、そこは会計課長等々、町長等も含めて御相談されて、お互いがいいような金利、並びに、この期間、わざわざここにこういうふうに定めるとなっておりますので、そういうことを鑑みて、検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「山都町森林環境整備基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第13、議案第11号「山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 議案第11号、山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

山都町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

提案理由です。令和2年4月1日に、山都町水道事業と山都町簡易水道等事業を事業統合した新たな山都町水道事業を経営するに当たり、関係条例の一部を改正し、または廃止する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

条例の公布文について説明いたしたいと思います。

7行目からになります。山都町水道事業の設置等に関する条例については、給水条例の改正になりますが、第2条第2項中を別紙のとおりに改め、同条第3項中、「1万人」に改め、同条4項中、「4,900立方メートル」に改めるとしております。

二つ飛ばしまして、8条の見出し中及び同条中、それぞれ「協議会」を「審議会」に改めるとしております。

第9条の見出し中及び同条中、それぞれ「協議会」を「審議会」に改め、同条第1号中、「3人以内」に改め、同条第2号中、「7人以内」に改めるとしておるところです。

次のページをごらんください。

この表は、第2条関係で改正する給水区域になります。簡易水道区域の追加でございます。ごらんのとおりです。

附則以下、関係する条例を改正または廃止としております。

2項から順に説明します。2項山都町配水管布設工事費の分担基準に関する条例については、これまで不公平が生じておりましたので、廃止しております。

次に、3項山都町附属機関に関する条例につきましては、次のとおりでございます。大矢野原地区簡易水道の適用となります。

次のページをお願いします。

4項山都町建設事業分担金徴収条例については、次の表のとおりでございます。

それから、中ほど、5項山都町簡易水道等事業の設置に関する条例につきましては、次の表に改めるものでございます。

それから、下のほうですけど、6項山都町簡易水道等事業給水条例については、次のページをお願いします。

目次中を次のように改めて、真ん中ほど、第32条第1号を次のように改めるものです。簡易水道の料金でございます。ごらんのとおりでございます。

それから、中ごろ、第32条第2号表中を「菅原地区小規模水道施設」に改め、横野地区及び上菅地区の施設の項を削るものでございます。

それから、第42条につきましては、加入金を削るものでございます。

それから、次のページですね。

第7項になります。山都町水道事業給水条例について。第13条第2項中、以下をごらんのとおり、改めるものでございます。

それから、最後ですけど、8項の条例につきましては、第3条8号中、「または水道環境」を削るものとして、改めるものでございます。

次に、新旧対象法表をごらんいただきたいと思います。23ページにものぼりますが、1ページのみ説明させていただきます。

左に現行、右に改正後（案）ということでございます。左の経営の基本、第2条の3項給水人口は9,000人とする。

4項、1日最大給水量は5,000立方メートルとする。改正後につきましては、3項給水人口は1万人。4項給水量は4,900とすることに改正します。

このように、給水人口が9,000人から1万人に増加したのに対して、給水量が5,000立方から4,900に減少しております。この背景には、60年度当時の認可申請の給水量が550リットルに対して、現在、生活用水量や営業用水量の減少によって、給水量489リットルに減少していることが挙げられることでございます。

以下2ページ以降は、ごらんのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第11号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 上水道と簡易水道が一緒になって、一つになると。単純に言つたらですね。というふうに聞いていたので、簡易水道がなぜ残っているのかなあというのと、受益者負担の部分で、受益者負担のところは、ここに簡易水道のしか載ってないかなと思うんですけども、例えば、新しく家を建てて、水道を引くときに、上水道が来ているところまではあるけれども、そこから自宅に引き込むところは受益者負担とかいうふうに聞いていた、私の済みません、私の簡単な解釈なんですけど。その辺についてはどこに書いてありますか。済みません、よくわからないので、よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） それでは、簡易水道が残るということでございますが、これにつきましては、大矢野原地区簡易水道事業が、組合として残ります。これにつきましては、認可申請をするわけですけども、国も県もそれは仕方ないということで、了承していただいているところでございます。大矢野原地区簡易水道の組合につきましては、自分たちで運営をやっていくということで、強く要望されておりますので、それを取り上げていくということでございます。認可は町がしております関係で、この条例からのかすことはできませんので、このまま残してやっていくということで、御理解いただきたいと思います。

それと、分担金徴収条例につきましては、給水をするときに、上水道時においては、当時25万の分担金が必要でございました。いろいろ資産調査しながら、ここの地域は25万、この地域が幾らというような試算が内規で決められたわけなんですが、それはもう撤廃しようということで、4月1日からはゼロということで、廃止ということで、お願いしたいということでございます。

本管から新しい給水管をするとなれば、そこから、自分たちの経費で行うということで、分担金は要らないということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」は、原

案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 山都町営住宅条例の一部改正について

○議長（工藤文範君）　日程第14、議案第12号「山都町営住宅条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君）　それでは、説明させていただきます。

議案第12号、山都町営住宅条例の一部改正について。

山都町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

提案理由。債権法の改正を中心とした民法の一部を改正する法律と、同法に伴う整備法である民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、山都町営住宅条例の一部を改正する必要があります。これが、議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

山都町営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。以下、公布文になります。

次のページをお願いします。

附則のほうで、施行期日です。この条例は令和2年4月1日から施行する。

経過措置。施行日前に到来した支払い期に係るこの条例の規定による第43条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

民法の契約に関する部分、いわゆる債権法の部分が改正され、それに関する整備法とともに、令和2年4月1日から施行されることになりました。改正された部分は、保証人の保護に関する規定、法定利率に関する規定、消滅時効に関する規定などが挙げられますが、町営住宅条例に直接影響を及ぼす改正点については、保証人の保護に関する規定と法定利率に関する規定の2点です。

まず1点目の保証人の保護に関する規定についてですが、町営住宅の賃貸借契約においては、保証人を求めていました。不動産賃貸借に基づく賃借人の債務の保証は、根保証に当たりますので、その極度額を定めなさいというものです。この根保証というのは簡単に申し上げますと、保証する金額や保証する期限の定めのない保証になります。町営住宅の賃借人の債務保証、家賃等がこれに当たります。

今回の改正で、根保証契約については、その限度額、上限額を定めなければ無効になるということになりました。

新旧対照表の3ページをごらんください。

第14条の2、保証人の保証の極度額という見出しをしておりますが、保証の限度額を入居者の入居時の家賃の6カ月分と規定しました。

次に、2点目の法定利率に関する規定ですが、民法では、従来、法定利率を年5%と定めてありましたけれども、最近の低金利状態が長引いている中で、法定率が高過ぎるという批判があり、今回3%に改められました。将来的に、法定利率は市場の金利動向とかけ離れることを避けるために、今後3年ごとに見直されていきます。

したがいまして、民法の中で使用されている法令用語のとおり、法定利率という言葉に条例を改正します。

それから、新旧対照表の5ページをごらんください。

第43条第3項です。第1項の第1号の規定に該当とありますのは、不正の合意によって入居した者に対する明け渡しの適用利率について、これまで年5分だったのを法定利率と改正されますので、同様に改正を行うものでございます。

ほか存文については、平成30年に国土交通省から示されておりました、公営住宅管理標準条例の改正文に少し漏れがありましたので、文書の整理が必要な部分について、整理したものでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 議案第12号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 3ページの新旧対照表のナンバー3の第22条のところに、前のところでは、町営住宅及び共同施設の修繕に要する費用が細かく書いてあって。それは町の負担とすると書いてありますけど、改定では、町長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いてと入られてまして、除く部分はどういうことですかというのと、町営住宅条例の一部改正されているところではありませんが、以前から、例えば水洗ではないところを簡易水洗にしたけれども、退去するときにはそれをもとに戻さないといけないというふうに言われていたかと思いますが、それについて、ちょっと疑問があつて調べてみました。住宅の基準っていうところに、これには書いてないですけど、第3条の1に、町営住宅は……、第3条の10でした。済みません。違う2ですね。済みません。町営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室、並びにというふうに、これを設けられていなければならないというものの中に、水洗便所もあるんですよね。でも、それが設けられていないから、入居者の方がされていることに対して、29条で、模様がえや増築をしたら、明け渡すときに、原状回復をしないといけないって書いてあるので、原状回復を求められていると思うんですけども、まず、水洗便所がないというところが間違いなので、そういうふうに、今も言われているんですか。入居者の方が、簡易水洗なりにしたときに、元に戻さないと……。という話を聞きましたので、確認です。元に戻さないと、せっかくいい住環境に自分でされたのに、町のほうが、その条例どおりしていないのを、自分でいい環境にされたのを、退去するときには元に戻せと言われることは矛盾ではありませんかっていうことをお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。まず、入居者の修繕の負担の項目を明確にどうしているかということで、よかったですかね。基本的には、今、畠の表がえとふすまのほうは、交換してもらうように、入居時に約束をしてもらっているところですけれども、それ以外の部分でも、退去時に、私ども管理のほうから、退去されるときの状態の確認をしに行きます。そこで、明らかに入居者のほうに負担、修繕の費用があるんですよということがあるような部分については、説明させてもらって、その上で納得してもらって、やっていただいているということでやっています。

それから、水洗便所を簡易水洗に改築された場合の原状回復ということを求めていたということですけれども、ここ最近では、そのあたりについては柔軟に対応していくということで、次の入居者が利便性につながるということであれば、その状態で引き渡しをさせていただいているという状況で進めています。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「山都町営住宅条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 山都町星空環境保全条例の制定について

○議長（工藤文範君） 日程第15、議案第13号「山都町星空環境保全条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 議案第13号、山都町星空環境保全条例の制定について。

山都町星空環境保全条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

提案理由です。光害の防止を図ることにより、美しい星空環境を後世へ引き継いでいくため、山都町星空環境保全条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

経緯について、少し説明します。

光害といいますのは、条文案にもありますとおり、照明における光の強さや向きなどが不適切であり、周辺環境への配慮が不十分なために起こる影響のことでございます。合併前の清和村において、平成14年6月に、光害対策の条例が制定されていました。合併後の山都町におきまして

は、それ以降、町内での目立った光害が認められておらず、こうした条例の制定はしておりませんでした。

しかし、平成30年度の子ども議会において御提案がございましたように、天文台を有する町として、光害の発生を未然に防ぎ、美しい星空を後世へ引き継いでいくための取り組みが必要不可欠であると考えます。

今回提案する条例は、その取り組みの足がかりとして、まずは光害というものを町民の皆様に広く知っていただくこと、町全体で美しい星空を守っていこうという意識の醸成を目的としたものになっております。

それでは、条例の公布文です。

目的、1条につきましては、山都町が天文台を有する町として、美しい星空環境を保全し、もって天文の啓発に資することを目的とすると定めております。

定義、第2条については、用語の意義を定めております。その中の（3）番ですけれども、光害ということでの定義を定めているところでございます。

次のページです。

町の責務、第3条については、光害の防止を不可欠であることを踏まえ、教育活動や広報啓発活動等、その他必要な措置を講ずるものと定めているところです。

それから、町民及び事業者の責務、第5条につきましては、町が実行する光害防止に関する施策に協力するものとする。

2項に、町民及び事業者は、光害の防止に努めるものとすると定めております。

それから、照明器具等の制限、第6条については、屋外照明、屋内照明、及び外観を照射する照明器具については、それぞれ光害防止に努めるものと定めておるところです。

次のページです。

関係行政機関への協力要請、第7条については、必要な措置や協力を要請することができるとき定めているところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 議案第13号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 非常に心配な私は、条例だなと思っております。よく観光に行って、特にシンガポールあたりは、物すごい照明で、観光を逆にアピールされておられます。一つ、通潤橋も、イルミネーションとかされておられますけれども、その辺のところ、もしも、条例を定めた場合に、特例なんかが認められることがあるのかなと思っておりますけど、期限を切って、八朔祭のときにはそういうことをするとか、いろいろあったときですね。非常に用心しないと、これが足かせになる可能性もあるなどというのは、出たときから、私は思ったんですけども、その辺のところを少し、今後のことですけれども、お願いいたします。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君）　まず、この条例について、やっぱり理念条例といいますか、それを位置づけて、住民の皆様方に啓発する、それが一番の目的と思っております。

ですから、今後また、いろんな詳しい取り組みとかは、今後において検討して、また、やっていくということで、一応考えているところです。

先ほど、イルミネーションとかのお話が出ましたけども、イルミネーションにつきましては、目的以外に漏れ出す光や不必要な光を少なくしようとする……、光害対策というものはそういうものでございますので、適度なイルミネーションについては、光害とは考えないというところで考えているところでございます。

ただし、その周囲の住民や動植物への影響があれば、正さないかんということでおります。ことし、道の駅文楽館のほうに、イルミネーションがつきましたけれども、相当ひどい、わっとう感じがしましたけども、相当、あれぐらいだったら、あれぐらいだったらと言ってはいけませんけども、そういう目的で、期間内にするという部分については考えないということで、考えております。

○議長（工藤文範君）　ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君）　同様ですけれども、これは天文台の近所だけに限定してはどうじやないですかね。うちの近所に、うちの近くに公園があって、郵便局があります。街灯がついとると、やっぱり星が見えにくかです。しかし、街灯がなくなると、ほんと寂しかです。理念とは言われますが……。

それと、今から体育館を建てるというときに、また、お金が余計かさむことになってきやせんですか。いろいろ照明器具をつくるとなりますとね。そういうところは、全然考慮はされておらんとでしょう。

○議長（工藤文範君）　環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君）　建物の光ということでございますが、必要に応じた光については、必要でございますので、それ以外に漏れる光、これに対する光害の防止につなげるということでございますので、いろんな看板にしても、下から。下から明るくですね。それを工夫して、上からするとか、そういう工夫したやり方をやっていくということで、制定しているというか、考えていただけたらいいと思います。

○議長（工藤文範君）　3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君）　今言いました天文台の周りだけに限定と、あと、その工費がかさむということは、どう考えておられますか。

○議長（工藤文範君）　環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君）　これまで、清和村で制定された光害防止条例なんですが、審議会あたりに答申しましたところ、やっぱり温度差があるということで、清和村、矢部、蘇陽という形で、温度差があるところで、それを全体として、山都町として考えていこうという大きなスタイルというところで、子ども議会あたりにも提案されましたので、それをぜひ引き上げて

いきたいということで、考えてやったところでございます。施設の経費、そういう部分につきましては、今後、担当課のほうで考えていくということで、できるだけ光を漏らさない工夫をやつていこうということでございますので、よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 矢仁田でございます。光が漏れないというのは、いろんな限度があつと思うとです。例えば、グラウンドですよ。グラウンドの照明をするときに、上から覆ったような光にするというと、また、それは3番議員がおっしゃったように、お金が必要になるし、今後ふえる分ならわかるとですけど、グラウンドなんかどうやん考えてするのかというのをお聞きしたい。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） グラウンドといいますと、清和グラウンドが一番先に目に入るわけなんですけども、それを改装するとかいうことは、今のところは考えていないんですけども、裸電球の大きい明かりがあるのが見受けられます。それを改造してするという、公共施設あたりのは、そういうのは取り組んでいったらどうかと考えます。

光に対しての意識づけですね。今後、それが一番大切だと思いますので、そのほうも十分一生懸命やっていって、住民のほうに啓発等々、常々やっていくということで、考えているところでございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 確認です。今までの課長の御答弁から、私なりにまとめたところでいいのかなという確認なんですが、要するに、不要に漏れる光、これをいかになくしていくか、工夫するための根拠となる条例という、そういう考え方でよかったですでしょうか。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 一応、眞原議員のおっしゃったとおり、必要以外の光の漏れを防ぐという形なもんですから、その対策をやっていくというところでございます。いろいろ、光というのは大変重要なものでありますので、生活、また、いろんなハウスとか、生活面においても、十分な光があるわけでございますので、そこはもう生活面についての影響は省いたところで、考えていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「山都町星空環境保全条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、13時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時08分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 議案第14号 令和元年度山都町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（工藤文範君） 日程第16、議案第14号「令和元年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明をいたします。

議案第14号、令和元年度山都町一般会計補正予算（第6号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、19ページを開いてください。

2款1項6目の総務費の庁舎管理費です。清和・蘇陽支所の照明をLED化に変えますカーボン・マネジメント事業の完了に伴い、経費を精算するというものですございます。

11目の企画費は、それぞれの事業の実績等により、経費及び補助金を減額するというものですございます。

16目、地籍調査費につきましては、国の二次補正予算措置に伴い、関係する経費を20ページまで、その内訳を示しているところでございます。国2分の1、県4分の1の補助で、矢部地区の小箇を予定しているというところでございます。

23目熊本地震復興基金事業は、事業実施に伴い、補助金を減額するものでございます。

21ページです。

2項戸籍住民登録費は、職員のパソコン端末におきまして、個人情報の保護が必要な方の表示を行うため、そのシステムの改修をする委託料でございます。

3款1項社会福祉費です。必要な給付費の追加と施設での措置費分の不足分の追加というところでございます。

次のページをお願い申し上げます。

7目保険事業費は、事業精算に伴う返還金と、それぞれの特別会計への繰出金の減額を行うというものでございます。

2項1目児童福祉費は、事業の精査や実績に伴う返還金でございます。

2目福祉費は、私立保育園4園分の運営負担金4,865万6,000円でございます。国2分の1、県4分の1の補助というところでございます。

23ページをお願いします。

5款2項の林業費でございます。2目の林業振興費につきましては、11節、12節、14節は基金造成に関するというものでございます。

次のページをお願いします。

15節の清和癒しの森整備工事につきましては、事業費の確定に伴うものでございます。

19節では、事業実績に基づきまして、協議会負担金の増額、それから、記載しております三つの事業につきましては、事業の確定に伴いまして、補助金の減額、また、有害鳥獣捕獲助成金につきましては、実績及び見込みによるものでございます。

3目林業土木管理費につきましては、内大臣トンネル付近の崩土除去を行いまして、迂回路を確保するというものでございます。

25ページをお願いします。

6款1項商工費です。2目の商工振興費は、市町村振興補助金が交付されましたので、財源を組み替えるものでございます。

4目観光施設費は、国の補正予算要望事業分で、服掛松キャンプ場のロッジの整備に関する設計監理委託料と工事請負費を計上しております。約4,480万円でございます。

5目山の都づくり事業は、矢部インターチェンジ出口と国道との交差点につきまして、協議のために必要な詳細図面の測量設計委託料893万円でございます。

19節補助金は、実績に伴いまして、補助金の減額を行うというものでございます。

26ページをお願いします。

7款1項土木管理費は、国の補正予算措置に伴いまして、県工事が追加されたことに伴いまして、町の負担金を増額するというものでございます。19節補助金につきましては、実績に伴う減額というるものでございます。

2項の道路橋梁費は、事業実績によりまして、委託費の不用額と補助金減額による一般財源への組み替えというものでございます。7目の社会資本整備交付金事業につきましては、事業調整による委託料の減額と工事費の追加を行うものでございます。

27ページをお願いします。

4項の住宅費でございます。町営今団地の補助金確定によりまして、工事費の減額と入札残金を町の復興基金に繰り戻すという措置を行うものでございます。

9款1項の教育総務費です。小中学校におきますインターネット通信環境の整備とタブレット保管庫を設置します国の2次補正予算措置に伴うものでございます。事業費は約9,000万円で、国の補助金2分の1を予定しております。

4項の社会教育費は、民間で運営されております矢部高校生向けの寮の整備に係る支援として、470万円を助成するものでございます。

次の29ページをお願いします。

5項の保健体育費は、中央グラウンド隣接地の埋め立て整備に係る経費の不用額でございます。

10款の災害復旧費です。1目の農災につきましては、設計、委託料の不用額です。

30ページになります。

3目通潤橋復旧費は、起債の協議が整いましたので、財源を組み替えるというものでございます。

12款の基金費でございますが、運用利子の積み立てが主なものでございますが、12目と17目はそれぞれの基金への積み立てというものです。

森林環境整備基金につきましては、交付額のうち、事業経費を差し引いた2,653万4,000円を積み立てるというものです。

32ページは予備費の調整、33ページ以降は給与の明細というものです。

続きまして、歳入を説明いたしますので、10ページをお願いします。

2項の地方譲与税関係でございますが、3項の地方道路譲与税は、国からの滞納繰越分の処分として、町のほうに配分されたというものです。

10款4項の子ども・子育て支援臨時交付金は、資産に基づく国からの臨時的なもので、一般財源として受け入れるものでございます。

11款の地方交付税につきましては、普通交付税分が確定したものでございます。なお、特別交付税につきましては、3月中に決定する予定でございます。

それから、国の支出金、あるいは、県の支出金関連につきましては、歳出予算のところで説明しておりますので、省略をいたしたいというふうに思います。

15ページをお願いします。

中ほどの不動産売払収入につきましては、用途廃止がされました旧水路、旧里道等の払い下げ分というものです。

16ページになります。

19款繰入金です。事業費の精算によります簡易水道特別会計から一般会計の繰り入れや、それぞれの基金ごとに調整を行っているというものです。

22款の町債です。それぞれの事業におきまして、起債額の調整を行って、地方債の変更を行うというものです。

続きまして、表紙の次のページをお願いします。

令和元年度、山都町一般会計補正予算。

令和元年度山都町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億4,000万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第二条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の追加及び変更は、第3表、地方債補正による。

令和2年3月9日提出、山都町長です。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第14号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 11番、後藤です。25ページの観光施設費の中の15番工事請負費。これにつきまして、服掛松キャンプ場ロッジ建設工事費と服掛松キャンプ場ロッジ解体工事とあります。この詳細につきまして、お願いしたいと思います。

そして、その次が、道の駅整備事業道路交差点協議用図面作成委託料、内容的には、どの程度までの……、取りつけ道路から、今後計画するものに関する敷地等々もあるのか。そこにについて、詳細に説明をお願いしたいと思います。

それと、あと1件が、27ページの教育振興費の中で、15工事請負費は、総務課長のほうからちょっと簡単に説明がありましたけれども、こういうネットワーク環境整備で一応8,900万上がつておりますけれども、この内容につきまして、どの程度まで、どういう期間で、どのような運用をされていくのか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。まず、服掛松キャンプ場の建設工事、ロッジの建設工事、それと解体についてのお尋ねでございましたけれども、まず、整備工事につきましては、建築工事が消費税込みで3,434万円。それと、電気設備工事については83万円ほど、それと、機械設備工事が201万4,000円ほどです。あわせまして、この予算書に書いてあるとおり、3,719万1,000円ということになります。

それと、服掛松ロッジの解体工事については、現在10棟、施設内にありますけれども、これが熊本地震等で地盤が下がったりして、危険な部分もございますので、その解体を行うというものでございます。

それと、道の駅整備事業の道路交差点協議用図面等の作成についてでございますけれども、こちらにつきましては、現在、高速道路の出口付近から敷地内のほうに、十字の交差点を入れるところで協議をしているところでございます。現在、道の駅の予定地としましては、8,500平米ほどの土地を対象として、現在検討しているところでございます。用地の費用については、来年度、また、計画や詳細がはっきりしました時点で、また、予算のほうは計上させていただきたいと思います。

それと、詳細設計につきましては、国道から道の駅のほうに入る道の詳細設計、それと、町道を入れますので、浜町下名連石線へつなぐ道路の詳細設計。それと、今度は、浜町下名連石線と町道をつなぐ部分の交差点協議も必要になりますので、そちらの詳細設計を委託するものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 学校情報通信ネットワーク環境整備工事の目的内容等についてお答え申し上げます。

目的は、児童生徒の情報活用能力を育成するために必要な基盤となる情報通信ネットワーク環境を、全小中学校対象に、国の補助を活用して整備することが目的でございます。

事業内容です。主に2点ございます。

1点目が、校舎内における無線LAN、環境整備です。事業費は、7,047万7,000円です。

内容として、10ギガのLANケーブルを敷設します。あわせて、学習に必要な教室に無線、アクセスポイントを設置します。もう一つの内容が、タブレット充電保管庫の整備でございます。各クラス1台分、保管庫を整備するものでございます。事業費は1,942万1,600円です。合計事業費は、予算書にありますように、8,989万8,000円で、2分の1の4,494万9,000円が国補助です。

工事の期間ですが、令和元年度から2年度に繰り越して、令和2年度中の完了を目指します。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 学校関係のほうはわかつたんですが、服掛松キャンプ場のロッジ建設工事につきまして、ロッジを新しくつくるわけですね。それを解体するのは、斜面にありました簡易型のがあったんですよね。あれは8棟だったですか。何棟だったか知りませんけど、全部取り壊すんですかね。ちょっとお願ひしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。ロッジにつきましては、北側といいますか、斜面にありました10棟のロッジを解体する予定です。場所を南側のほうにちょっと移しまして、炊事棟のある付近に5棟ほど、建設する予定にしております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 歳入の1ページのところの地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金を少し説明してください。

それと、27ページの今、質問されました。学校情報通信ネットワーク環境整備工事についてですけれども、子供たちの使いやすい環境を整えていただくというのは、本当にありがたいことだと思います。ただその中身について、少しお尋ねをします。

今、校舎内の無線LANということで言われましたけれども、全教室どこでも使える。そして、1度に動画を見たり、ダウンロードするときに、さくさく動くように、今それがとまったりとか、全教室では使えないということでもありますので……。

そして、もう一つは、無線LANのままだと、学校校舎外、例えば運動場とか、学級園とか、外で使うのには、どうですか。それから、おうちに持つて帰っては無理だと思うんですね。でも、熊本市の導入の仕方として、無線LANなしの……、携帯電話のようにして使うやり方もしてあります。そうすると、外でも家に持ち帰ってでもできるというふうに聞いておりますので、それを比較した上でのコストがどうなるかとかをお尋ねしたいと思います。金額的に高いので、そして、この補正でないとできないのかどうかということもですね。補正でこれをちゃんとしないと、

次の令和2年度には持ち越してできないものなのかと。しっかりと検討して、両方のやり方を検討して、やっていただきたいので、それをお尋ねします。

○議長（工藤文範君）　学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君）　お答えします。まず、しっかりと動くかということの御質問でございます。今回、校舎内は10ギガ入れますので、校舎内については非常に早くなるんですが、確かに外部との接続がまだそこまで行っておりません。将来的には、外部環境も含めて、関係各課、関係機関と協議しながら、良好な環境になるように進めていきたいと思います。

2点目、LANだと、校舎外については、非常に使用が厳しいんではないかという御指摘でございました。確かにアクセスポイントから外れると、つながらないという課題がございますが、そこは学校外にタブレットを持って行かれて、調べたいものを、例えば、写真を撮られたりして、それをまた、教室内に戻って、調べられるというような学習が一つ御提案としてございます。

3点目、熊本市さんが導入されている事業との比較ということで、検証を行いましたので、御説明申し上げます。

熊本市さんでは、もう既にLTEという無線のいわゆるスマートフォンを導入されているところでございます。このLTEは工事が不要であり、御指摘のように、端末を家庭に持ち帰っての学習も、通信の条件が良好であれば、可能であるなどのメリットがございます。

ただ、熊本市は、通信環境が恵まれていることのLTE導入だと考えます。山都町では、中継の通信等の数もなく、また、山間部のため、受信状況が不安定でございます。LTEの受信状況をドコモのスピードテストのアプリを用いて、本町の各小中学校でも実測を行いました。その結果、各小中学校ごとの回線速度の差が大きいことが判明しております。中には、動画がとまるレベルの低い通信環境の学校もあったところでございます。

また、何よりも国の推奨するモデルは、10ギガのLAN整備であり、LTEの今後かかる通信費については補助対象となりません。LTEの初期投資が不要なのは魅力ではございますが、今後予定されております、1人1台の端末の環境を想定したときの良好な通信環境及びランニングコストを勘案すると、無線LANによる整備が山都町では望ましいというふうに、判断をしたところでございます。

仮にLTEを山都町で入れた場合、今後、端末を購入する場合、もしも通信状況が悪いならば、それは補助対象とはならないということも確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君）　総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君）　子ども・子育て支援臨時交付金ということで、いわゆる幼児教育の無償化に関する部分でございますが、1,500万円ということで、国からの試算というところで来ておりますので、まだ詳しい内容につきましては示されておりません。簡単に申しますと、町が今まで負担していた分を計算して、それぞれ町に配分するということで、国全体では2,300億円ほどありますが、それを計算式に応じて試算して配分するという形になるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 子ども・子育て支援臨時交付金については、無償化に対する交付金だろうと思ってお尋ねしたんですけども、それが町の要求どおりだったのかなと。少ないと困りますよねということです。持ち出しになるわけでしょう。国の政策に対して、国が全部見ますよということになっているかどうかということも、重ねてお尋ねをしたいと思います。試算なので、難しいかと思いますけども。

それと、情報ネットワーク環境について、もう少しお尋ねしたいと思います。無線LANをしたときに、校舎内だけはもうさくさくと動くということですけども、一律に10ギガですよね。学校規模が違うので、とても大きな矢部小とか、矢部中では、10ギガで足りるのかなというのが心配です。無線LANをしなければ、初期投資は確かに少ないけれども、後からの通信費が補助対象にならないと言われて、でも、山都町全部光通信したのに、やっぱり中継地が少ないとかいうことで、不利な条件にあるんだなあというのはわかりましたけれども、先生方の御希望としては、やはりどこででも使える。外にも持つていけるし、見学旅行で行ったところでも使えるとか、特に、今回の休校措置とかになったときに、家に持つて帰って、子どもたちのおうちに無線LAN環境があるなしにかかわらず、パソコンがあるなしにかかわらず、使えるという、そういう手当てにもなると思うので、両方、コスト比較とかいろんなものをしてくださいというふうにお願いをしてきたところですが、もう少し検討していただけないかなという希望はあります。

だから、済みません、再度言いますけれども、その10ギガで、大きな学校は本当にさくさく動くようになるのかということですね。それをお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 臨時交付金につきましては、あくまでも国の指標に基づいて試算ということでございますので、中身については、現在のところは把握をしていないというところでございます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 10ギガで十分賄えるというふうに想定をしております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） お話を伺いすると、無線LANのほうでいくのかなと思いますが、これはこれとして、先ほども御答弁にありましたように、将来的には、外部も含めて使えるような環境を整備していくみたいというふうに言われましたので、これで終わりということではなくて、環境はよくなる方向で進めていっていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 何か、今の西田議員のに、もう1回念押しをさせていただきたい点は、歳入のところの子ども・子育て支援臨時交付金です。これは先ほど説明の中で、一般財源のほう

に入ることだということで、一応、こういう目的のある、今までさまざまございました、子供たちの支援活動、読書活動に使うようにと言われて、一般財源のほうに入りながら、そのことにはつきり使われているのかというのが、大変私としては不明なところが多かったので、こういうお金は必ず、本当、子ども・子育て支援のほうに充当していただきたいというふうなことを、もう1回念押して聞きたいと思います。

それから、歳出の19ページ、ユニバーサルデザイン建物促進補助事業補助金200万円、これは減額になっておりますが、これが何の事業に対してだったのか。そして、何で余ったということなんですが、何の事業の余りなのかということを教えていただきたい。

25ページの山の都づくり事業のところ、これも減額になっている部分ですね。定住促進住宅取得補助金、減額になっておりますが、先ほどの住宅の問題のときにもありましたように、そもそも、空き家を取得しようとしても、物件が少なかつたり、また、取得しても、その改修費に非常にお金がかかるというようなことで、足踏みが出ているんじゃないかなと。せっかく用意していたお金が、こういうふうにして余っていくと。

なので、先ほどの水洗便所ではございませんが、やはりある程度、町が改修を入れたものを、販売なり、手当していくということもお考えができないものかなというふうに思って、質問させていただきます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 臨時交付金の使い道につきましては、性格上もございますので、確定次第、きちっとした財源として活用したいというふうに思っております。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） ユニバーサルデザイン事業の減額分について御説明申し上げます。

この補助金につきましては、不特定多数が使用する店舗等のユニバーサル化に資する事業に対しまして、国が3分の1、町が3分の1、事業者様が3分の1の支出となっております。例えば、和式トイレの洋式化であったり、スロープの整備、あと、階段をエレベーター等にする。そういう事業になりますけども、当初事業者様から御相談があったところですけども、最終的に、事業者様の諸般の事情により、今年度において審査がなかったために、減額するものでございます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。19節の定住促進住宅取得補助金540万円については、山都テラス、昨年、7戸の申し込みがございましたけれども、そのうち3件については、3月中にまでに住居を始められ、申請が上がった方に対して、補助金を交付をしているところです。3月までに住居を移転することができなかつた方については、新たに、また4月以降の申請ということで、今回減額をさせていただいたところです。

それと、移住支援事業補助金につきましては、これは東京都市圏からの移住者の方で、熊本県の仕事を紹介するネットを使って、就職をされた方に対する補助金で、これは国の事業になりま

ですが、町のほうの負担は4分の1の負担で、補助金を支出するものです。この部分については、どなたもいらっしゃらなかつたということで、減額を今回させていただくものです。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 先ほどから、10ギガ、10ギガと言われておりますが、それは入り口の容量の速さのことでしょう。学校の規模が違うと、その10ギガは要らんというようなこともあるし、いろいろ検討せんといかんと思います。それからLTEは4Gですね、今で言う。もう5Gの世界になっているので、始まろうとしておりますので、やっぱりそこも考えてせんと、来年には時代おくれの話になるかもしれません。

それから、この金額が非常に大きいです。これこそ、町の企業にさせんといかんと思います。よそがどうのこうのという話が出てくるでしょうけど、これだけの金額で、非常に歩留まりがよからうと思いますので、その辺の検討をよろしくお願ひします。

それから、もう一つ、矢部高校の寮のNPO法人に対する助成ですが、来年もまたふえるわけですよね。それをどうするかということ。こういう事業というか、NPOの事業は、やっぱり住民とか、特に同窓会が力を入れてやるべきものだろうと思っております。そちらのほうへ強力な説得というか、お願ひ。ずっと永遠に援助していくというシステムをつくるということが、大事ではなかろうかと思います。そうせんと、また来年も同じです。

以上です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。まず、10ギガについて、いらない学校もあるのではないかという御指摘でございました。補助要件が10ギガっていうことになっておりますので、これを下回っての整備は補助対象外となりますので、この機会に将来を見据えて、整備を行いたいと思います。

2点目、5G等が入ってくる世界であるということで、最新の情報を勘案しながら、整備を進めたいと思います。

3点目でございます。金額が大きいのでということで、当然入札により適正に実施をしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。矢部高校の学生寮につきましては、議員からもありましたように、昨年度について、今回の補正予算ということで、合わせますと890万円ほど昨年から助成をして、その寮の改修等の費用助成を充てるということにしているんですけども、矢部高校のこの寮の助成に対しては、昨年のときも、この議会の中でも少し御説明したところでございますが、この矢部高校がやっぱり県立高校で、この山都町内にあります唯一の県立高校ということで、この存続に向けては、町も一緒に立ち上げて、これまで平成27年度の矢

部高校町民会議の中から、寮の設置は必要だということのもとで考えがあったわけですけれども、町のほうとしては、毎年1人から2人ほどの下宿助成の中で、寮の設置自体を少しちゅうちょしている部分もございました。

そうした中で、昨年度からNPO法人の山都町を元氣にする会が立ち上げられて、住民の有志の中で、この寮を設置しながら、矢部高を存続していくことについてございますので、町は住民の考えに賛同して、一緒になって、この矢部高校の存続に向けた誘致、取り組みをしていくこと。その中で、寮の設置というのは、あした、あさって、公立高校の後期一般選抜入試もありますけれども、恐らく12名ほどが町外からの入学者を想定しております。とりわけ、県外からは7名ほどが想定されるものですので、今回、こうした受け皿として必要な予算ということで、計上しているものでございます。

そして、また、あわせて同窓会の方々への働きかけということでございますが、これについても、この1月から寮の運営委員会が設置されて、会議等をされて、運営協議をずっと進められている中で、その中でも、同窓会に対しても、本来は、地元なり、そのOBの方たちの支援というのが必要であるということの認識を深めていただいて、こうした中で、同窓会のほうでも、きちんとした形で、また、資金集めをするということでございます。

こうした取り組みも含めながら、一緒になってやっていきたいと思いますし、また、場所、例えば、今後のことについてございますけれども、町内の入寮生が多くなった場合には、町内の空き家施設、スペース等をまた今後も活用しながらやっていくとか、次の展開に向けた対策もあわせて協議をしているところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） プレミアム付商品券事業に関しましてですが、1月時点では、商工会のお話では、当初よりもずっと少なくて、2割程度というお話を聞きしました。なので、ここで、補正等をしなくていいのかをお尋ねをいたします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。プレミアム商品券につきましては、一応、販売のほうは2月いっぱいということで、終わっておりますけれども、ちょっと詳細の数字につきましては調査していないんですけども、3割行くかなっていうところで、今考えております。その分の返還金等につきまして、まだ精算が終わっていませんので、今後、返還等の処置をしていきたいということで、今回の予算には上げてないということでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 23ページの児童措置費の中で、副食費の補助金と認可外保育施設利用費の補助金の内容を少し教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。副食費の補助金につきましてですけれども、これ

は多子世帯対象の園児に対します副食費のほうの免除を行っておりますので、その分の補助金も私立保育園のほうに補助金として流す分でございます。

認可外保育施設利用費補助金につきましては、熊本市の認可外保育所を利用されている園児の方がいらっしゃいますので、それに対する補助金ということでございます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 副食費の補助金のほうは、多子ということで、多子世帯ということで限定されておられますけれども、保育園のほうから何とか補助をというお話をあったと思います。今は何割の方が、園児の何割の方に対して、副食費の補助は今あっているのかをお伺いします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） 申しわけございません。ちょっと資料のほうが準備しておりますので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 財産収入の町有地売払収入の詳細をお願いいたします。先ほどは水路、里道の払い下げとお聞きいたしましたが、詳細をお知らせください。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 里道、水路、3件分ということで、お願いをしたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「令和元年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第15号 令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（工藤文範君） 日程第17、議案第15号「令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第15号、令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、主に年度末までの保険給付費等所要見込み額や、確定額、国民健康保険税、本算定後の年度末までの収納額の見込み等により、下限を行うものでございます。

歳出から御説明いたします。

9ページをごらんください。

1款総務費 1目一般管理費でございます。13節委託料につきまして、5万2,000円を減額補正しております。こちらは、葬祭費支給申請書システム改修におきまして、サービスで対応していただいたため、不用額となったものでございます。

次に、2款保険給付費でございます。こちらにつきましては、1項療養諸費で、合計2,510万7,000円。

10ページの2項高額療養費で、2,240万円を増額しております。これまでの実績に基づき、年度末までの不足額を増額補正するものです。

次の出産育児一時金につきましては、出産件数、6件減の見込みにより、252万円を減額補正するものです。

12ページをごらんください。

7款基金積立金でございます。利子を14万計上しております。

9款諸支出金でございます。こちらにつきましては、蘇陽病院の保健事業の減によりまして、繰出金を14万7,000円減額補正するものです。具体的には、糖尿病教室の開催回数が参加者少数のため、1回減によるものです。

続きまして、歳入を御説明いたします。

5ページをお願いします。

1款国民健康保険で保険税でございます。こちらにつきましては、本算定後、年度末までの収納額見込みにより、下限するものです。合計で688万8,000円の減額補正でございます。

続きまして、6ページをごらんください。

4款県支出金 1目保険給付費等交付金でございます。こちらは、普通交付金と特別交付金がございます。

普通交付金につきましては、歳出の保険給付費に関連する交付金でございますので、増額補正を行うものでございます。

特別交付金につきましては、国の特別調整交付金の確定により、47万8,000円を減額するものでございます。

5款財産収入につきましては、基金利子の確定によるものでございます。

7款繰入金でございます。こちらにつきましては、一般会計繰入金につきまして、今回、それぞれの項目ごとの金額が確定しましたので、それにより下限を行うものでございます。4節出産育児金につきましては、歳出で6件の減を見込んだため、関連して、こちらの繰入金も減額補正を行うものです。合計で、1,065万2,000円の減額補正となります。

9款諸収入につきましては、これまでの諸収入実績により、それぞれ増額補正を行うものです。11目雑入につきましては、一般被保険者診療費負担金精算金と退職被保険者分がそれぞれ計上し

てありますが、これは平成31年2月診療分における概算請求分の精算金でございます。

次に、表紙の次のページをお願いします。

令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

令和元年度山都町の国民健康保険特別会計予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,792万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,435万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和2年3月9日提出、山都町長。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第15号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号「令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（工藤文範君） 日程第18、議案第16号「令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第16号、令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、年度末までの保険料の収納額見込みによる増額補正と関連する項目について、増額補正を行うものでございます。

ページをめくっていただきまして、5ページをごらんください。

歳入です。

1款後期高齢者医療保険料です。こちらにつきましては、特別徴収保険料と普通徴収保険料がございます。今回、合計で596万2,000円の増額補正でございます。

4款繰入金1項一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金でございます。こちらにつきましては、181万8,000円の減額補正でございます。これらの下限の補正につきましては、後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例の見直しによる影響と考えております。

別添の資料をごらんください。

右の頭に、議案第16号資料というふうに振ってあります。本日、机上配付してある資料でございます。

後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直しについて、御説明いたします。

後期高齢者医療保険料の均等割軽減特例の見直しは、世代間の負担の公平を図るとともに、全ての方々が安心して医療を受けられるよう、平成31年10月に、所得の低い方への介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給が開始されることと合わせ、平成31年度から段階的に見直しされるものです。

資料の中段をお願いします。

見直しの考え方としましては、本則7割の軽減対象の方は、これまで暫定的な措置として、9割と8.5割と上乗せして軽減が実施されてきたところ、毎年、現役世代の拠出の負担や公費負担がふえていることや、国民健康保険制度においても、保険料軽減幅が最大7割とされていることなどにより、今後も、後期高齢者医療に関する支え合いの仕組みを維持していくため、世代間の公平の観点から、段階的に見直しが行われるものです。

それでは、補正予算書に戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちらにつきましては、歳入の保険料及び保険基盤安定繰入金に関連するものでございますので、合計で414万7,000円を増額補正するものでございます。

次に、表紙の次のページをごらんください。

令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和元年度山都町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ414万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,211万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和2年3月9日提出、山都町長。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第16号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 済みません、資料で出していただいた分がちょっと理解が難しいというか、一番下に書いてあるので見ると、モデルの単身世帯で、本人の収入が年間80万円のとき

に……。軽減と書いてあると、安くなるのかなと思うけど、高くなるんですよね。4,700円払つてた人が、9,500円も払わないといけなくなつて、これがまた、令和3年度の予定になると、7割になるということは、また上がるということになるということですかね。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 西田議員の考えておられるとおりです。今まで9割軽減されている方が、令和3年度にはもう7割に減るということです。理由は、見直しの考え方とか、今説明したとおりでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号「令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時17分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19 議案第17号 令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（工藤文範君） 日程第19、議案第17号「令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） それでは、議案第17号、令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。

まず、歳出から説明します。

6ページをごらんください。

1款1項総務管理費です。1目一般管理費につきまして、13節委託料18万2,000円を補正しております。国保連合会への事業委託にかかる不足分と、介護保険のシステム改修にかかる委託料

でございます。

続きまして、2款1項介護サービス等諸費から7ページの7項特定入所者介護サービス等費までにつきましては、それぞれ前年度の実績をもとに当初予算を計上しておりましたが、3月末までの所要見込み額を算出したところ、過不足が生じましたので、補正を行っております。これにつきましては、利用者の増減及び非課税世帯の増加等が要因となっております。

8ページをごらんください。

4款1項基金積立金です。1目介護給付費準備基金積立金につきまして、25節積立金3万9,000円を補正しております。これは基金利子分を計上しております。

5款1項介護予防・生活支援サービス事業費です。1目サービス事業費につきまして、19節負担金補助及び交付金405万1,000円を補正しております。これは、先ほど申し上げました3月末までの所要額見込み額の算出によります不足分でございます。

3款3項包括的支援事業・任意事業費です。6目認知症施策総合推進事業費につきまして、14節使用料及び賃借料7,000円を補正しております。これは、公用車リースの不足分でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

5ページをごらんください。

3款2項国庫補助金です。4目介護保険事業費補助金につきまして、1節現年分10万1,000円を補正しております。これは、介護保険システムの改修に係る補助金です。6目保険者機能強化推進交付金につきまして、1節現年度分262万4,000円を補正しております。これは、介護予防事業に係る補助金でございます。

6款1項財産運用収入です。1目利子及び配当金につきまして、1節利子及び配当金3万8,000円を補正しております。これは基金利子でございます。

次に、表紙に戻っていただきまして、2枚目をごらんください。

令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和元年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ276万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億9,518万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年3月9日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第17号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 令和元年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君） 日程第20、議案第18号「令和元年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、説明いたします。予算書については、けさ、差しかえ分としてお配りしているものになります。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第18号、令和元年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、先ほど、一般会計の補正予算でもありましたとおり、国の令和元年度補正予算が本年1月に可決成立したのを受けまして、地方創生拠点整備交付金の拡充が行われたことに伴う補正予算を計上しております。

地方の拠点を整備するという喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や、住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援するものでございます。

歳出から説明いたします。

8ページをお開きください。

一番最後のページになります。

1款国民宿舎事業費用 1項営業費用 1目宿舎経営費、補正額7,273万2,000円です。財源は、国県支出金3,636万6,000円、地方債が3,630万円です。13節委託料は、通潤山荘の客室改修工事に伴う設計監理委託料1,056万円です。15節工事請負費6,217万2,000円を計上しております。国民宿舎通潤山荘の客室33室のうち、浴室のない23室の部屋のうち12室に浴室を整備するものでございます。整備後は、台湾を中心とするアジアからのインバウンドの誘客を推進する予定でございます。

続きまして、歳入です。7ページをごらんください。

3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、前年度繰越金6万6,000円を計上しております。

6款国庫支出金 1項国庫支出金 1目国民宿舎国庫支出金、地方創生拠点整備交付金として3,636万6,000円を計上しております。

7款町債 1項町債 1目国民宿舎事業債として、3,630万6,000円です。起債の名称は、一般補助施設整備等事業債になります。

表紙の次のページをごらんください。

令和元年度山都町国民宿舎特別会計補正予算。

平成31年度山都町国民宿舎特別会計予算は、当年度全体を通じて、令和元年度山都町国民宿舎特別会計予算とする。

令和元年度山都町の国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,273万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,623万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。

令和2年3月9日提出、山都町長。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第18号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 工事請負費が6,217万2,000円上がっておりますけれども、この工事につきましての日程と、当然、その間は営業を中止するわけですね。日程はどの程度になりますか。いつごろから始める予定ですか。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 工事の時期についてのお尋ねということで、よろしかったでしょうか。地方拠点整備交付金自体の申請を今上げている段階で、まだ、決定が来てないということもありますけれども、実際、交付金について、事業に着手する場合は、閑散期といいますか、年間を通して閑散期になります1月から3月までとか、ちょっとまだ施設のほうとの協議も、詳細にはまだしておりませんので、そういった時期になるかと思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 全33室のうち、浴室がある23室の中からおよそ半室を浴室改修されるんですが、改修されるその基準、例えば、どの部屋が悪いからとか、悪い基準とかですね。この選定基準を教えてください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 今、お風呂がない部屋が23室ございまして、現在、お風呂がある部屋が10室ということです。ここに12室新たに風呂つきの部屋をふやして、約40名、バス1台分ぐらいのお客さんを受け入れられるような体制にしたいというふうに考えております。

現在、今10室しかございませんので、20人ほどしか受け入れられないということで、基準といいますか、風呂のついてない部屋、どれも余り変わらない部屋ですので、その中から12室を選んでいくということになると思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） インバウンド対応ということで言われましたけれども、お風呂の改修、新たにつけるので、水道関係とかいろんなのも含まって、ざっと一つにつき、工事費だけでは、五、六百万円、500万円ちょっとかかるわけですよね。何でそんなにかかるのかなあと。地方債、半分は借金をしてするわけですね。本当に必要なのかということと、逆に、せっかくされるのであれば、そよ風パークのときにも申し上げましたけれども、トイレの改修、トイレもついているんですかね、ここは。トイレはついてるけど、お風呂はない。何か工事にかかる、どうしてこんなに高くかかるのかなと。もっと有意義に使って、じゃあ、一緒に、逆に使いやすいトイレに改修するとかということまでは考えられなかつたのかなと。二つお願ひします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 工事費の積算については、今、概略の設計をしている段階で、新年度に詳細の設計を積み上げる予定です。

確かに一室当たり518万円ほどかかりますので、金額として高額な金額になります。できるだけ経費を抑えるような形で、積算のほうもしていきたいというふうに思います。

それと、障害者等に対応した客室の整備については、最大限できるだけ配慮して、対応していきたいと思います。現在の特別室については、車椅子でも自由に行けるような間口の広い入り口になっている部屋もございますので、そういった対応ができる部屋についても考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） これは12室に浴室をつける工事ということなんですが、今現在、浴室のない部屋を浴室つきにすることに対する効果というか、この事業を進めようとする根拠がおありになると思うので、それを教えていただきたいと思います。

そもそも、最初に設計されているときは、お風呂なしで、宿泊施設のサービスを提供するという基本コンセプトがあつてつくられているわけですから、根本的な概念を切りかえられるわけですから、何かそこに理由なりがあるんだろうと思っております。それがあれば、教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。インバウンドといつても、韓国とかでしたら、大浴場にも入っていただけるんですけども、台湾の方たちというのは、大浴場に入る習慣がないと、個室のお風呂に入る風習があると。そういう台湾あたりまでの誘客、そういういたも

のも見据えたところの改修ということで考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） ということは、想定しているお客様のターゲットを、最初にこの施設を整備なさったときと、現在変えられたっていうことでよろしいんでしょうか。最初から、台湾の方々がそういう大浴場に入られないっていうのは、ここ近々で変わった風習じゃないでしょから、そのあたりですね。運用方針とか、そういうものを切りかえられたということなのかなと。

これは民間施設、本当に民間のホテルでやられる場合、6,200万の投資って結構大きい投資になるわけじゃないですか。投資しただけの改修をその客室から取り戻すっていうことを見据えた上で、投資しますよね。これだけ6,200万というこの改修工事を投資なさるわけですから、それに対して、しっかりしたバックといいますか、利益の還元がないといけないと思うんですけれども、そのあたりはどういうふうにお考えになって、ここに導かれたのか。もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 台湾だけではございませんけれども、当然、国内の旅行の観光客も当然、対象としているわけですけれども、海外のインバウンドの営業をする場合に、そういった風呂がついている、ついてないというところで、その集客について、売り込みができたりとか、できなかつたりとかということがございますので、そういった意味で整備をしていくということでございます。

インバウンドだけの施設整備ということではございません。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号「令和元年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

○議長（工藤文範君） 日程第21、議案第19号「令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） それでは、議案第19号、令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について説明します。

まず、歳出から説明します。5ページをお願いします。

1目一般管理費、補正前の額1億5,545万4,000円、補正額60万円の減です。節です。27節公課費ですが、本年度、消費税の還付が生じましたので、消費税納付の予定がなくなりました。余剰金が出ましたので、28節の繰出金として467万2,000円を一般会計へ繰り出すのを行うものです。

次に、2目簡易水道整備事業費2億4,545万5,000円、補正額0円。工事費の精算に伴い、起債対象工事費が減となつたため、一般会計からの組み替えを行うものです。

次に、歳入を説明します。

前のページをお願いします。4ページです。

1目簡易水道事業債です。補正前の額1億7,960万円、補正額60万円の減です。内容は説明欄のとおりでございます。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

令和元年度山都町の簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,606万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条の第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の補正は、第3表、地方債補正による。

令和2年3月9日提出、山都町長。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第19号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号「令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について」

は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 令和元年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について

○議長（工藤文範君）　日程第22、議案第20号「令和元年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君）　議案第20号、令和元年度山都町病院事業会計補正予算について御説明申し上げます。

今回は、補助金申請が認められたことによる増額補正と機械器具の入札時による不用額の減額補正でございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

資本的収入。収入の部、補助金、今回197万円増額をお願いしております。補助金の受け入れ合計、熊本県へき地医療拠点病院運営費補助金82万2,000円。熊本県へき地医療拠点病院施設整備費補助金236万5,000円でございます。

資本的支出。支出の部、機械器具購入費、減額の146万6,000円。これにつきましては、血圧脈波、検査装置を含む6点の入札に伴う差額でございます。

それでは、表紙の次のページをごらんいただきたいと思います。

令和元年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）。

平成31年度山都町病院事業会計予算は、当年度全体を通じて、令和元年度山都町病院事業会計予算とする。

第1条、令和元年度山都町の病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,000万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金または利益剰余金処分額で補填するものとする」を今回補正第1号により、括弧書き中「資本的支出額に対し不足する額2,656万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入、既決予定額3,023万1,000円、補正予定額197万円、計3,220万1,000円。第2項補助金、既決予定額121万7,000円、補正予定額197万円、計318万7,000円。

支出。第1款資本的支出、既決予定額6,023万3,000円、補正予定額マイナス146万6,000円、計5,876万7,000円。

第3項機械器具購入費、既決予定額694万3,000円、補正予定額マイナス146万6,000円、計547万7,000円。

令和2年3月9日提出、山都町病院事業、山都町長。

よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君）　議案第20号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号「令和元年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時46分

3月 11日（水曜日）

令和2年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年3月9日午前10時0分招集
2. 令和2年3月11日午前10時0分開議
3. 令和2年3月11日午後3時55分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第3日）（第2号）

日程第1 議案第21号 令和2年度山都町一般会計予算について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 真 原 誠	2番 西 田 由未子	3番 中 村 五 彦
4番 矢仁田 秀 典	5番 興 桶 誠	6番 藤 川 多 美
7番 甲 斐 重 昭	8番 飯 開 政 俊	9番 吉 川 美 加
10番 藤 原 秀 幸	11番 後 藤 壽 廣	12番 藤 川 憲 治
13番 藤 澤 和 生	14番 工 藤 文 範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穂	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	渡 辺 八 千 代	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	緒 方 功	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 る み 子	健 康 ほけん 課 長	河 野 君 代
福 祉 課 長	高 橋 季 良	環 境 水 道 課 長	増 田 公 憲
農 林 振 興 課 長	山 本 敏 朗	建 設 課 長	佐 藤 三 己
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	上 田 浩
学 校 教 育 課 長	嶋 田 浩 幸	生 涯 学 習 課 長	工 藤 宏 二
そ よ う 病 院 事 務 長	藤 嶋 厚 美	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第21号 令和2年度山都町一般会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第21号「令和2年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、議案第21号、令和2年度山都町一般会計予算について説明をいたします。

予算の中身に入ります前に、予算編成の方針と資料を使いまして全体概要を説明したいと思います。

本町に甚大なる被害をもたらしました平成28年災害から間もなく4年が経過しようというところでございます。農地等災害復旧事業におきましては、この2月によりやく契約締結を終えたところでございます。工事完了に向けて関係者の総力を結集して取り組まなければならないと考えております。あわせまして、最重点プロジェクトであります総合体育館を始めとする体育施設建設や矢部インターチェンジ周辺の整備に速やかに取り組む必要があります。

国のほうでは、経済の再生なくして財政の健全化なしという基本方針のもと、人口減少、社会保障費の増大、国土強靭化、情報技術革新などさまざまな課題が山積にある中、2025年度までの財政健全化目標の達成を目指すということにしております。今後も厳しい予算状況が地方においても国との取り組みとの基調を合わせられるような進みぐあいかなというふうに予想しております。

熊本県におきましては、令和2年度の予算編成方針によりますと、熊本地震からの復旧・復興、加えて熊本のさらなる発展に不可欠な取り組みを行うとしながらも、熊本地震関連の県債償還の本格化というところで中長期的な安定した行政運営を行っていくために、引き続き財政健全化に取り組まれるという方向性でございます。

また、知事の改選期を挟んだ予算となるということでございますので、当初予算は骨格予算としての編成がなるような見込みです。

このような中、山都町におきましては、令和2年度の当初予算につきましては、引き続き災害からの速やかな復旧・復興にあわせまして、今後の本町の発展と活性化につなげるための重点プロジェクト事業の関連予算を優先的に配分し、総額で118億8,400万円の予算を編成しております。これを元年度予算と比較しますと19億2,600万円ほどの減額というふうになりますが、その減額の主な要因につきましては、災害復旧費の減額というものでございます。災害関連予算につきましては、令和元年度から2年度への繰越予算も予定しておりますので、早期完了を目指すというところでございます。

そのほか、本町の取り組むべき課題といたしまして、人口減少社会における地域力の維持、生

産年齢人口をターゲットとした移住定住の促進、九州中央自動車道の整備を見据えた取り組み、農林業・商工業の振興、教育の振興や福祉の充実、環境対策が挙げられます。

予算編成に当たりまして、こうした課題に加え、第2次山都町総合計画の後期基本計画に上げます人づくり、地域づくり、産業づくり、環境づくりに基づく施策と山都町総合戦略に基づく総合計画との整合性を図りながら推進するとともに、住民生活を支える基礎的な行政サービスの確保と充実に配慮したところでございます。あわせて、前述いたしました重点プロジェクトに係る総合体育館建設並びに矢部インターチェンジ周辺の整備等、本町発展のための取り組みをさらに加速するための予算を組み込んだというところでございます。

机上に配付しております資料21ということで予算の分析を行っておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、1ページ目でございますが、歳入予算の項目別の構成比をあらわしたものでございます。自主財源の主な内容でございます町税の部分が9.9%ということで、予算全体の1割も満たないような状況ということでございます。この町税を含めました自主財源の構成比ということで、左の表の町税から諸収入まで合わせたところが自主財源で8項目ございますが、17.2%となっております。平成29年度決算におきます県内市町村の平均が30.7%ですので、13.5ポイントほど低いという状況でございます。脆弱な財政基盤の上に成り立っているというところをあらわしているものでございます。

一方、依存財源につきましては82.8%ということでございますが、その中でも地方交付税が53%を占めておりますので、今後も自主財源の確保とそれから国、県の財源等を積極的に活用を図っていくことが求められるものでございます。

次の2ページ目でございますが、歳出予算の目的別の構成比をあらわしたものでございます。

民生費、農林水産業費、土木費、さらに災害復旧費、この4項目で51%という割合を占めているものを具体的に示したものでございます。

続きまして、3ページ目でございます。同じく歳出予算を性質別に分類し、その構成比をあらわしたものでございます。

人件費、普通建設事業費、災害復旧費等の割合が高く、より一層の経費節減と事務事業の優先順位に配慮していく必要があるということがうかがえるものでございます。

最後の4ページ目でございます。

地方交付税におきまして合併年度からの推移ということがございますが、合併年度及びこれに続きます10年間は、合併によって交付税上の不利にならないよう激変緩和措置をしたところがいわゆる合併特例措置というものでございますが、平成26年度に終了しております。あわせて、来る令和2年度におきましては、平成27年度から元年度までの5年間にわたる軽減措置が終了します。グラフを見ていただきますと、縮減措置の最終年度の元年度に縮減前の平成26年度と比較しますと、約10億円の減額となったところでございます。

さらに令和2年度は、国勢調査の年に当たります。このため、交付税の算定に大きなウエートを占めます国勢調査人口を抽出する必要があります。慎重にその動向を見きわめていく必要があ

るということでございます。

以上で予算編成方針と概要の説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 提案理由の説明が終わりました。

本案は、款ごとに説明を求めます。款の中に他が所管する項や目がある場合は、その部分をまたいで引き続き説明してください。説明の際は挙手をお願いします。説明に当たっては、ページと項目名を述べてください。

また、質疑についても、款ごとに款の説明が終わった後に行います。質疑の回数は1款につきお一人3回までです。

それでは、1款議会費について説明を求めます。

議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） おはようございます。議会費につきまして御説明をいたします。

41ページをお開きください。

1款1項1目議会費です。議会費は議員の報酬、議会の運営、その他に関する費用及び事務局に関する経常的経費が主なものです。財源は一般財源です。

令和2年度は総額9,313万円を計上しております。

1節から4節までは、議員及び事務局職員の人物費でございます。4節の共済費、議員共済給付費負担金の負担率が令和2年度においても引き下げられたことになり、本年度と比較いたしましたと60万5,000円の減額しております。

8節の旅費関係ですが、今年度までの実績や令和2年度の開催見込み等をもとに計上しております。このうち費用弁償の中で議員視察研修費につきましては、郡内の議会における議員研修費を参考として増額させていただき、旅費全体といたしましては本年度予算と比較しますと75万6,000円の増額しております。

10節の需用費におきましては、年4回発行しております議会だよりの印刷製本費において全ページフルカラー印刷とすることを想定しまして、本年度予算と比較しますと9万7,000円の増額しております。また、議会システムの修理をする必要がありますので、当初予算におきまして23万6,000円を計上しており、需用費全体といたしましては、本年度と比較しますと37万1,000円の増額しております。

12節の委託料のうち会議録作成業務委託料は、これまでの実績をもとに本年度と比較しますと9万9,000円の減額しております。

18節の負担金補助及び交付金につきましては、令和2年度の開催見込み等をもとに計上しております。このうち県議長会負担金におきまして、今後の県議長会における収支見込み見通しによりまして負担金の増額が必要となることから25万1,000円の増額となり、負担金補助及び交付金全体としましては、本年度と比較しますと22万3,000円の増額しております。

以上、議会費の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） 議会費の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 御説明いただいた中に、昨年度議運にも提出させていただきました議会のペーパーレス化についての研修とか差し当たりは勉強する機会をというふうにおっしゃつていましたので、その辺の考えはどうかお尋ねします。

○議長（工藤文範君） 事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） お答えいたします。昨年の御質問があった内容でございますが、本年度議会運営委員会におきましてもペーパーレス、タブレット使用も含めまして議会改革、それから政務活動費等について、今後検討会をしていこうということで議会運営委員会では申し合わせをしていただいているところでございます。それを受けまして、今後必要に応じて予算が生じる場合には検討していきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

次に、2款総務費について説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、43ページをお願いいたします。

総務課におきましては、全般的な管理事務、それから財政、財産管理に関する経費及び共通する経費などで編成されているところでございます。

2款1項総務管理費1目一般管理費から説明をいたしたいと思います。

まず、1節報酬費でございます。特別職報酬等審議委員4名分の報酬を計上しております。昨年まで行政文書等の配達の事務の非常勤職員を廃止し職員で対応することとしましたので削減をしております。給料の部分では、特別職2名と一般職が36名分でございます。

3節、4節、6節は人件費関係ということで御理解いただきたいと思います。

45ページをお願いします。

8節の旅費関係でございますが、費用弁償、普通旅費、特別旅費でございますが、費用弁償は報酬の支給者に対する実費弁償の経費、普通旅費は公務のため旅行に関する経費、特別旅費は公務のための研修等、臨時の経費として区分しているところでございます。これから先の各課での旅費につきましてもこの区分において分類しているものでございます。

最後にあります赴任旅費につきましては、新規採用職員の山都町への赴任に要する費用ということで計上しているところでございます。

46ページをお願いします。

12節の委託料というところでございます。人事評価の運用の支援委託料ということで225万4,000円を計上しております。評価者、被評価者、いわゆる職員向けの研修。それから評価の検討会、それからシステム等の操作の委託料ということでございます。

地方公会計更新支援業務委託料として353万1,000円を計上しております。複式簿記によりまし

て町の資産、債務の適切な管理、財務情報をわかりやすい形で開示するということで、平成22年度から現行の単式簿記を補完する形で制度が始まったものでございます。指定金融機関の派出業務委託料につきましては、現在、肥後銀行より窓口業務を担当していただいているものでございます。これに係ります人件費や機械費用を委託するものでございます。326万5,000円を計上しているところでございます。

47ページにあります集配金業務と申しますのは、清和、蘇陽支所を巡回する集配金業務が令和2年度から有料化になりましたので88万8,000円を計上しているところでございます。

18節各種負担金補助金を計上しております。6番目には上益城広域連合負担金につきましては、一般廃棄物関係の広域協議会の事務が広域連合のほうに追加されましたので増額になっているところでございます。

次のページの2目をお願いします。2目の文書管理費でございます。これは文書取り扱いに関する経費関係をそれぞれ挙げているものでございます。

続きまして49ページです。

3目区長費におきましては、現在137の行政区とそれから世話係さん20名に対します配達を行っているところで、区長部活動助成金、活動交付金ということで1,789万円を計上しておりますが、共通割が214万円、それから世帯割が1世帯3,000円当たりの5,250世帯を計上しているところでございます。

4目の諸費は、浜町商店街の街路灯の補助でございます。

5目の財産管理費です。今回6,900万円ほど計上しております。

11節の役務費につきましては、自動車損害保険料、森林保険料や町有建物の保険料等を計上しております。消防団車両ですかあるいはバス関係、水道課、教育委員会はそれぞれの所管課で保険料等を組んでおります。ここにおきましては、それ以外の一般車両78台分を計上しているところでございます。

次のページをお願いします。

森林保険料につきましては、町有林約1,068ヘクタールの保険料、それから町有建物施設250施設につきましての共済保険でございます。

12節の委託料でございます。町有林の整備委託料につきましては、17名の町有林巡視員委託料140万円と下刈り、間伐等の所要の経費を合わせまして3,150万円ということで計上しております。町有林につきましては、7団地分の下刈り、間伐等の経費で合わせますと2,800万円ほどを内訳で計上しているところでございます。

統合型地理情報システム保守委託料、これにつきましては、人工衛星から得られますデータを地理情報に利用するための保守業務というものでございます。

13節です。国有林13ヘクタールを田小野町有林として借り上げているものでございます。

14節の工事請負費は、旧下名連石小学校の電気設備の更新、キュービクルを取りかえるものでございます。

続きまして、6目の庁舎管理費になります。ここには、本庁と両支所の管理経費を構成してい

るところでございます。

12節の委託料には、各庁舎の空調、エレベーター、貯水槽、浄化槽などの清掃管理にかかる業務を一括して計上しております。

14節工事請負費には、清和支所の照明の関係の工事や清和、蘇陽支所の空調機器の更新を行いますカーボンマネジメント事業の実施によります1億4,200万円も計上しているところでございます。

17節でございます。備品購入費は、10人乗りのワゴン車と2トントラックの更新を938万5,000円で行うものです。また、劣化しております事務用いすの更新28脚の費用104万円も計上しているところでございます。

7目管理費です。これは入札業務に関する経費を計上しているところでございます。

55ページの8目交通安全防犯対策費でございます。交通指導員分37名分の委託料やカーブミラ一等の購入費、防犯協会、交通安全協会等の負担金もあわせて計上しているところでございます。次のページをお願いします。

9目の防災行政無線費です。これにつきましては、現在、放送業務1名、保守業務に1名につきましての報酬を計上しております。

また、14節工事請負費の中で、デジタル機器への更新をするための費用を計上しております。特定防衛施設周辺民生安定補助金を活用するものでございます。令和2年度から3年度までの継続費で、今年度は1億5,100万円を計上しているものでございます。

58ページをお願いします。

10目の会計管理費です。一般職3名分の経費を計上しております。

10節の220万円は、共通の消耗品というものでございます。

次に、飛びまして78ページをお願いします。

2款4項の選挙費です。1目につきましては、選挙管理委員会の経常的な経費、選挙管理委員4名の方の報酬並びに職員1名分の経費ということで御理解をいただきたいと思います。

9目につきましては、令和3年3月5日で任期満了となります町長選挙費の費用として1,245万2,000円を計上しております。投票区の再編等で単純な比較はできませんが、約488万円の経費節減となっております。

以上で総務課所管の予算について説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） おはようございます。企画政策課関係の令和2年度予算について御説明申し上げます。

58ページをお開きください。

本年度予算としまして2億7,192万円計上させていただいております。国庫支出金につきましては、主な補助金は電源立地地域対策交付金233万円、県生活交通維持活性化交付金299万1,000円などございます。その他特定財源の内訳は、コミュニティバス使用料493万4,000円、バスタ

一ミナル使用料131万5,000円、まちづくり基盤整備基金1,750万2,000円でございます。

それでは、1節から御説明いたします。

1節報酬は、各審議会の委員報酬です。総合計画審議会2回、景観づくり審議会3回を予定しております。

59ページをお願いします。

2節から4節は職員9名分の人物費です。

7節報償費報償金は、主に研修会講師謝金、総合戦略会議委員の謝金等です。

8節旅費につきましては、費用弁償につきましては、総合計画審議会、総合戦略会議、景観づくり審議会等の費用弁償でございます。特別旅費は、高速道路要望活動等の旅費です。

10節需用費につきましては、事務経費でございます。電気料96万円は、バスターミナル分です。
60ページをお願いいたします。

11節役務費につきましては、公用車保険料53万6,000円は、コミュニティバスの自賠責保険料です。

12節委託料は、施設管理委託料としまして、バスターミナル施設の清掃、警備、施設点検などに係る委託料としまして113万6,000円。コミュニティバス運行委託料1億5,200万円です。

13節使用料及び賃借料につきましては、車両借り上げは九州中央自動車道の地方大会の際の車借上料でございます。

14節工事請負費です。ふれあいバスセンター改修工事239万5,000円は、バスセンター敷地内のコンクリートの打ちかえを行うものです。

61ページに移りまして、大矢野原演習場周辺防犯灯新設工事は、演習場敷地に隣接する町道に防犯灯の設置を行うものです。再編関連訓練移転等交付金事業は、金内、原線の道路改良及び田小野地区の防犯灯の整備を行うもので、まちづくり基盤整備基金を活用し令和元年度から令和3年度の3カ年において計画的に実施することとしております。

17節備品購入費99万3,000円は、騒音計測機2台を購入するものです。

18節につきましては、各種協議会への負担金です。

62ページをお願いいたします。

電源立地地域対策補助金は、水力発電用施設の立地地域である津留地区への補助金の交付を行うものです。地方バス運行等特別対策事業1,961万7,000円は、熊本バスの運行について路線維持補助として交付するものです。高齢者運転免許証自主返納支援補助金164万円でございます。令和元年度における申請者数は、2月末で47名となっておりまして、コミュニティバス無料乗車券を御希望された方が3名、タクシー利用券を御希望された方が44名となっております。令和2年度においては、申請者を50名と見込んで計上させていただいております。公課費につきましては、コミュニティバス33台分の重量税でございます。

次に、12目地域振興費です。本年度予算6,356万2,000円でございます。

1節から4節までは、地域おこし協力隊の人物費でございます。地域おこし協力隊については、職の見直しによりまして令和2年4月から会計年度任用職員として位置づけされることになります。

す。人件費につきましては、現在活動をされている4名分と新たに6名の協力隊の活用について要望が上がっており、計上させていただいております。なお、現在任用中の2名の方につきましては5月と9月任期満了となられ山都町に居住される予定でございます。

63ページをお願いいたします。

8節旅費につきましては、地域おこし協力隊の通勤費用弁償と普通旅費につきましては、研修会等の旅費を計上させていただいております。

13節使用料及び賃借料は、地域おこし協力隊の住宅借り上げ並びに活動機材借上料を計上しているところでございます。住宅につきましては一月3万円を上限として、機材借り上げは一月2万円を計上させていただいております。

18節負担金補助及び交付金につきましては、28自治振興区の助成金2,629万7,000円。次ページに独自事業補助金840万円を計上させていただいております。

次に、13目広報費について御説明させていただきます。本年度予算361万7,000円でございます。

8節から18節まで業務に係る事務経費でございますが、需用費の印刷製本費337万6,000円につきましては、広報やまとの発行経費です。毎月6,100部を予定しております。

65ページをお願いします。

14目情報費でございます。本年度予算額9,245万6,000円です。国県支出金326万7,000円は社会保障、税番号制度システム整備補助金です。

10節需用費につきましては、トナーなどの消耗品、税や保険料などの共通帳票の印刷製本費、パソコン等の修繕費でございます。

11節役務費は、光回線等の使用料792万円でございます。これにつきましては、回線種別の見直しにより使用料が前年度より100万円ほど削減されております。電算機器保険料は、ネットワーク機器等の保守更新費用でございます。

続きまして、12節委託料でございます。電算機器の保守委託料、電算システムのサポート料、法改正制度改正への対応費用、サーバー等のネットワーク運用保守などの委託料となっております。基幹系システム調査分析調達方針検討業務委託料につきましては、現行システムの導入から15年が経過しており、関連機器が令和3年9月にリース満了となることもありまして、町の実情に即したシステムの調達及びコスト削減を図るため、現行システムの分析及び他システムの調査比較を実施するため、委託料としまして431万2,000円を計上させていただいております。

13節使用料及び賃借料でございます。各業務に係るパソコンソフト、アプリケーションなどの使用料3,969万5,000円でございます。

66ページをお願いいたします。

17節備品購入費でございます。プリンター5台分の購入費94万6,000円を計上させていただいております。

18節負担金補助及び交付金688万1,000円でございます主なものとしまして、番号制度中間サーバー利用負担金618万9,000円でございまして、うち326万7,000円が国費措置となっております。

次に、70ページをお願いいたします。地方創生総合戦略費でございます。本年度予算3,523万

円でございます。この事業は地方創生推進交付金事業で実施するもので、特定財源1,721万円は推進交付金でございます。この事業につきましては、農産物のブランド化事業、山都経営塾、地域仕事支援事業、矢部高校魅力化支援事業などを行っておりまして、事業についてはそれぞれの部署でやっていただいているのですが、総務費の中で総合戦略費としてまとめさせていただいております。

それでは、8節旅費につきまして御説明いたします。普通旅費につきましては、各商談会、催事などの出張旅費でございます。特別旅費につきましては、地域未来留学、移住相談会等の旅費でございます。

10節、11節につきましては事務経費でございます。

12節委託料は、山都経営塾、山の都地域仕事支援事業、矢部高校魅力化支援事業の委託料2,216万6,000円を計上させていただいております。

71ページをお願いいたします。

13節使用料及び借上料は移住定住支援システム使用料で、空き家などの物件や利用希望者等の情報を登録するシステムです。

18節負担金補助及び交付金でございます。地域未来留学協議会参加負担金は、矢部高校魅力化支援事業の一つとして、地域未来留学への参加負担金88万円です。農産物ブランド化推進事業補助金は、ブランド化推進協議会への補助金861万円です。総合的な学習補助金は、各学校の総合的学習をより充実させるための補助金として149万7,000円計上させていただいております。

続きまして、22目山の都創造ファンド事業費2,101万6,000円でございます。この事業につきましては、特定財源としまして山の都創造ファンドという基金を積み立てておりますので、そのファンドより2,051万6,000円を充てるものです。

18節負担金補助及び交付金としまして2,101万6,000円計上させていただいております。賑わい再生事業、定住支援事業、まちづくり支援、エコライフ支援など、12の支援事業を用意しております。

次に、23目熊本地震復興基金交付金事業でございます。本年度予算790万円を計上させていただいております。特定財源としまして、国県支出金160万円は熊本県の復興基金基本事業からの交付金、630万円は本町に配分され積み立てております基金より創意工夫事業分に充てるものでございます。

18節負担金補助及び交付金でございます。県の基本事業としまして、住まいの再建支援事業60万円。次ページに記載されております農家の自力復旧支援事業に100万円の補助金を計上しております。創意工夫事業としまして、被災住宅補修支援事業130万、一時避難所機能強化支援事業500万円を計上しております。

81ページをお願いいたします。

2款5項統計調査費、1目統計調査総務費でございます。統計調査総務費につきましては、本年度予算額30万7,000円を計上しております、統計業務に係る諸経費でございます。特定財源その他は、町民手帳売上代です。

次に、2目統計調査費について御説明させていただきます。本年度は5年に1度の国勢調査が実施されます。調査結果は各種施策の基礎資料となる重要な統計調査であることから、正確かつ円滑な実施に努めてまいりたいと思います。本年度予算額952万3,000円。国県支出金につきましては、統計調査費県委託金951万7,000円を計上しております。今年度の主な調査業務は、工業統計調査、経済センサス調査区設定、国勢調査などでございます。それらの調査の調査員報酬としまして697万2,000円を計上させていただいております。あわせて、国勢調査事務のための会計年度任用職員の報酬を計上させていただいております。

3節から12節までは、事務経費などでございます。

82ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料としまして、調査地図データ使用料60万円は、ゼンリンのライセンス使用料でございます。

以上が企画政策課分となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

清和支所長、渡辺八千代君。

○清和支所長（渡辺八千代君） おはようございます。それでは、小水力発電施設事業費を説明させていただきます。

66ページをお開き願います。

2款1項15目小水力発電施設事業費でございます。本年度予算額は871万9,000円。前年度に比べまして318万9,000円の増額です。増額の理由としましては、法定点検である15年点検の経費によるものです。財源につきましては、特定財源として871万9,000円。売電収入からでございます。

10節需用費は39万円、内訳は説明のとおりでございます。

11節役務費は、電話料の2万9,000円。

12節委託料は、676万9,000円。4件の委託がございます。電気工作物保安管理委託料は、発電所の電気主任技術者として委託しております九州電気保安協会分でございます。施設管理委託料は、地域の方にお願いしております。日々のデータ記録、取水口や除じん機のごみの除去などの業務に対してでございます。発電機メンテナンス委託料は、専門業者へ委託しております。水車や発電機制御盤などの点検などに係る分でございます。そして、15年点検委託料です。通常の年次点検では発電を1日だけ停止して行いますが、今回は約10日間ほど停止しまして、詳しい点検を行います。それと同時に補修と交換時期を迎えております装置や部品の取りかえなどを行います。

13節使用料及び賃借料は123万1,000円。重機借上料は、取水口の水量確保のためたまた土石を掘削する重機の借上料でございます。バックホー8時間と運搬費合算で約10回分です。水利使用料は、熊本県流水占用料徴収条例に基づきまして、県に支払うものです。

21節は30万円。緑川漁業協同組合へ支払う分でございます。

それから、歳入に戻ります。38ページをお開き願います。財源であります売電収入を歳入に計上しております。

38ページ、雑入の節の中段、清和水力発電所売電収入2,000万円でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

地籍調査課長、上田浩君。

○地籍調査課長（上田 浩君） おはようございます。地籍調査事業予算について御説明します。

地籍調査は、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づく第6次国土調査10ヵ年計画により行われております。令和2年度は、新たに始まる第7次国土調査事業10ヵ年計画がスタートする年に当たります。現在、国の方でその取りまとめが行われておりますが、あらかじめ県に提出しております要望額をもとに予算計上させていただいております。

まず初めに、現在までの山都町地籍調査事業について進捗状況を御報告いたします。本日資料を提出しておりますA3判の資料で、令和2年度山都町地籍調査事業実施区域図により説明いたします。

これまでの実施済みが茶色で表示しております。紫色が国有林、令和元年度末の進捗率は、①のところで53.5%となっております。④の第6次計画では、135.62平方キロメートルあります。今回第7次計画がスタートしますが、これでは150平方キロメートル程度となっております。現在、国と県のほうで調整中でございまして、これが終わりますと面積残が54.19平方キロメートルとなります。

次期10ヵ年計画の面積配分を考慮しますと、あと14年ほどかかる予定でございまして、2033年—令和15年の調査完了を目指したいと考えております。これには国の予算の裏づけがあることが前提でございます。

来年度の地籍調査事業は、国の防災減災に伴う補正予算に伴い、先日議決をいただいた補正予算で、矢部地区の小笠の一部を繰越明許で実施いたします。中央部の黄色の部分でございます。

令和2年度の当初予算で計上しております事業費調査区は、緑色で表示させていただいております。矢部地区が入佐の一部2.33平方キロメートル、小笠、男成の一部を合わせまして2.95平方キロメートル、清和地区が郷野原の一部3.6平方キロメートル、緑川地区仮屋鎌野の一部を合わせまして6.95平方キロメートル、蘇陽地区は大見口の一部4.2平方キロメートル、それぞれの地区を作業工程ごとに実施するものです。作業工程につきましては、区域図の下に説明してございます。これで、蘇陽地区については地籍調査を終了することになります。

それでは、予算書の67ページをお開けください。

16目地籍調査費について御説明いたします。本年度予算額2億6,038万3,000円。前年比4,360万3,000円の増でございます。主な原因は、調査業務委託料の増によるものです。財源内訳は、国が2分の1、県が4分の1で、国県合わせまして1億6,231万5,000円。残りが一般財源となります。

1節報酬313万9,000円。2名の会計年度任用職員の報酬です。

2節給料、3節職員手当、4節共済費は省略させていただきます。

7節報償費は、今年度から有償ボランティアとなりました地籍調査推進員の報償金184万1,000円です。これまで同様、字ごとに土地の事情に詳しい2名の方に推進員になっていただきまして、地籍調査の現地立ち会い等に伴う報償金でございます。

8節旅費55万円。費用弁償34万4,000円は、地籍調査推進員現地立ち会い時の日当と会計年度任用職員通勤費費用弁償14万9,000円です。

10節需用費123万8,000円。

11節役務費60万7,000円は説明書きのとおりでございますが、11節の地籍調査現地立ち会い傷害保険料は、現地立ち会い者の傷害保険でございます。

12節委託料2億704万8,000円は地籍調査業務委託料でございます。内訳は、矢部地区が9,358万7,000円、清和地区が1億1,156万3,000円、蘇陽地区が134万5,000円の合計2億649万5,000円です。及び地籍情報管理システムの保守委託料55万3,000円です。

13節使用料及び賃借料140万2,000円、地籍情報管理システム、コピー機等のリース料です。

18節負担金補助及び交付金55万8,000円。熊本県国土調査推進協議会負担金でございます。現在、山都町長がこの協議会の会長でございます。

21節補償補填及び賠償金6万5,000円、調査区における地籍図根三角点設置に伴う立木補償費は、伐採補償です。

26節公課費1万4,000円は、公用車2台車検に係る自動車重量税を計上しております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） おはようございます。税務住民課関係の予算について御説明申し上げます。

72ページをお願いいたします。

2款2項1目税務総務費です。本年度の予算は1億47万7,000円。増加分につきましては、およそ人件費の分ということで御理解いただきたいと思います。

1節の報酬です。153万3,000円。うち固定資産評価審査委員さん3人分。次が会計年度任用職員、固定資産の入力事務をしていただきます事務を1名雇用します。

2節は職員13名分です。次が会計年度任用職員給料です。申告時の本庁と支所の2名分になります。

3節と4節は、それに係る分になります。

7節です。報償費、税務指導講師謝金。税務徴収指導員として徴収事務の指導をお願いするものでございます。

8節旅費、固定資産評価審査委員さんと税務指導講師の費用弁償、それと会計年度職員の費用弁償を組んでおります。

10節需用費、申告時の事務費等を計上しております。

18節負担金補助及び交付金です。県の税務関係の各協議会がございます。こちらに書いており

ますように、各地区の協議会、連合会等への負担金等になります。

続きまして、74ページをお願いいたします。

2目の賦課徴収費です。本年度予算額は2,691万8,000円です。

8節の旅費は普通旅費です。

10節の需用費のうち、印刷製本費が160万円。これは、主に各税の納税通知書や通知用封筒の印刷代になります。食糧費1万円、こちらは上下税務連絡協議会の会議が年に3回ございますが、そのお茶代を今年度はお願いしております。

11節役務費です。郵便料は、納付書の発行に係る郵便料金になります。真ん中ほどにあります地方税電子申告支援サービス料、利用料につきましては196万7,000円とございますが、地方税電子申告eLTAX利用料のサービス料となっております。

12節の委託料です。一番上の土地評価関連業務委託料です。1,250万7,000円を計上しております。本業務につきましては、土地評価に高度な専門性の知識が求められる業務であるため、専門的な知識を有する不動産鑑定士による評価業務として委託をするものです。その下が公図訂正業務委託料です。こちらは、地籍調査等で公図が変更になった場合において、本町が持っている公図もあわせて構成していくということで、こちらは、熊本授産場に委託をしております。一つあけまして、登記済通知書入力支援システム導入委託料です。67万1,000円を計上しております。こちらは、固定資産税システムのメニュー追加ということで改修委託料になります。毎月法務局から登記済通知書が紙帳票と土地登記済データを受領しております。現在は、紙帳票のみを利用して手入力で登録作業を行っております。国では、土地登記に関するデータは、今後データのみの提供となる方針であります。本町においても、データの受け渡しとデータの取り込み作業ができるように準備をする必要がありますので、今回お願いしているものです。

続きまして、18節です。環境性能割徴収取扱負担金です。こちらは昨年、本町の税条例を改正しているものに関するものになります。自動車取得税が廃止され、かわって市町村税として軽自動車税の環境性能割が導入されました。当分は県が環境性能割の賦課と徴収を行い、市町村に振り込む事務を行われますが、その事務負担金として町が負担するものです。

22節償還金利子及び割引料です。過誤納払戻金です。過年度の過誤納分についてですが、ここでは令和元年度以前分について支出をしていくことになります。

続きまして、76ページをお願いいたします。

2款3項戸籍住民登録費です。1目戸籍住民登録費です。まず財源内訳として国県支出金です。個人番号カードの交付費、交付事業補助金及び事務費補助金。中長期在留者の事務費委託金、県分として、人口動態事務費委託金並びに権限移譲事務委託金が含まれているものになります。

2節、3節、4節は、職員7名分の入件費です。

10節の需用費につきましては、消耗品費として窓口での諸証明用の用紙代を計上しております。印刷製本費につきましては、窓口用の封筒代でございます。

11節役務費です。郵便料として個人番号カードの郵送料を計上しております。次に、回線使用料、住民票等交付事務手数料、機器撤去手数料。

13節のファックスリース料につきましては、蘇陽地区の蘇陽、柏郵便局での諸証明の交付に係る関係費用となります。機器撤去手数料については、機器が老朽化しており更新を含めたところで検討しているところです。

続きまして、12節の委託料につきましては、戸籍住民係で管理しております住基ネット保守、戸籍電算機器、戸籍総合システム、住基ネットサーバー機器、住基ネット端末機器等がありますが、それぞれの保守料になっております。

13節の使用料及び賃借料です。戸籍総合システムリース料ということで上げております。現在の機器が導入から5年目を迎える保守サービス提供が終了することに伴い、全ての機器の更改が必要となり、新たにリース契約を行うものです。機器メーカーの基本的な保守サービスは、機器導入後5年となっており、これまででも5年ごとに更改を行ってきております。今回も令和2年度において入れかえなければなりませんので今回お願いするものです。機器としましては、電算室のサーバー機、パソコン本庁4台、支所各1台、プリンター本庁2台、支所各1台、スキャナー本庁1台その他関連機器となっております。

次に、18節の負担金及び交付金です。一番下にあります通知カード、個人番号カード関連事業費交付金です。地方公共団体情報システム機構——J-LISという名称ですが、そこへの負担金です。これは、先ほど申し上げました国県出資金でいただく金額とほぼ同額となります。

次に、歳入の町税について御説明を申し上げます。

10ページをお願いします。

先ほどの総務課長のほうから説明がありましたが、町税は、歳入全体のおよそ9.9%になります。

1款1項の町民税です。本年度の予算額を町民税の個人では3億6,662万円ということで、前年比272万円の減としております。農業関係が天候に左右される部分もありますが、昨年は秋の天候不良の影響で農業等がよくなかったということで農業所得の減少が見込まれ、前年度より下がっているという形になります。続いて、固定資産税です。固定資産税につきましては3年ごとに評価がえが行われますが、平成30年に評価がえをした後に家屋または償却資産が新たに課税された部分になります。その分がプラスされております。参考としまして、令和元年度の新築は59棟です。

次のページ、11ページをお願いします。軽自動車税です。

歳出予算のところでもありましたが、令和元年10月から軽自動車税の環境性能割が始まったことで県より受け入れる必要が生じましたので、これに伴い、新たに款の追加をしております。本年度分の環境性能割の予算額につきましては、県で試算された額を計上しております。

2目の種別割につきましては、従来の軽自動車税の部分になります。

3目の滞納繰越分につきましては、令和元年度以前の課税部分ですので、軽自動車税という税目でそのままにしております。

4目のたばこ税につきましては実績に基づき試算をしておりますが、前年度比でことしの実績を試算しておりますが、525万6,000円の減としております。最後に入湯税です。こちらは、通潤

山莊に係る分でございます。こちらも実績に基づき試算しておりますが、57万2,000円の減としております。

以上で税務住民課関係について説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） それでは、監査委員費について御説明を申し上げます。

82ページをお開きください。

6項1目監査委員費です。令和2年度は907万7,000円を計上しております。全て経常的経費でございます。令和2年度においては、延べ56日間の監査を計画しております。

1節から4節までは、監査委員及び職員1名の人物費でございます。

8節の旅費は、監査委員の費用弁償が主なものでございます。

10節の需用費は、事務用消耗品及び書籍購入費用として計上しております。

18節の負担金補助及び交付金につきましては、支出見込み額が前年同様でありますので、そのように計上しております。

以上で監査委員費の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤文範君） 以上で2款総務費についての説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 今聞きました、委託料というのが非常に多うございます。この委託事業を行える業者を町内にふやすということが一番の何か近道じゃないだろうかと思っております。農業生産が主でその収穫が上がったり下がったりとか言われますが、やっぱり第一次産業というのはもうからんとですよね。だから、やっぱりそのところを具体的にやっていかなんんだろうと思います。

それは以上ですが、山都経営塾は一体何をしようとするかと。

（「何ページかい」と呼ぶ者あり）

70ページです。830万いっております。それに比べて総合的な学習では149万とかですね。これはもう逆じやなかろうかと思いますが、山都経営塾についてお答えください。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。山都経営塾については、地方創生事業で、山の都創造課で担当しておりますので、お答えしたいと思います。

町の課題に対応した地域リーダーの育成を目的に、平成27年から食農観光塾を平成30年度まで実施しておりましたけれども、令和元年度より山都経営塾としてスタートしたところでございます。ことしは公開講座を開催いたしまして塾生を公募いたしました。これに町の職員も19名参加しまして、現在の行政の課題等幾つかのテーマに分かれて、今グループごとに協議を進めているところです。その発展形として、来年度は実践コースを新たに設けて視察やオンラインセミナー等を活用しながら町の課題解決を実践できる人材リーダー育成を行うということで開催をしていけるところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 総務課長にお伺いします。全般的なことですので。この度、令和2年度から会計年度の任用が始まって、そういう報酬のところが各ページに出てくるわけなんです、今後もたくさん出てくるということで。この会計年度任用の職員がどのくらいの応募がありまして、倍率がどのくらいだったのか、何人採用されて全体としては会計年度任用の方々の費用がどのくらいに盛り上がっているのかというところを一つお伺いしたい。

それから、先日も国際女性デーがありまして我が日本のジェンダー・ギャップがすごく激しいと、最下位っていうふうなぐらいひどいということですが、本町での女性管理職——係長以上、どのくらいいらっしゃるのかということがおわかりであれば教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 会計年度任用職員の任用につきましては現在集計中でございますので、まだ確かな数字は出ておりません。

それから、女性の係長職以上ということでございましたので、後ほどお知らせをしたいということでおろしゅうございますでしょうか。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 済みません、そのこととまた別件になります。

各課でやはり印刷製本費が出ているわけなんですねけれども、これはどのように仕分けをしてらっしゃるのかなといつも思うんですね。教育委員会はこういう一つの部屋になってるけども2階ではかなり共有フロアというふうな部分もありまして、これは各課で印刷製本費を扱ってらっしゃるのか、フロアで扱っていらっしゃるのか、共有していらっしゃるのかなあ、どういうふうにして積算をしてらっしゃるのかなと思っています。

それからもう1点は、今、中村議員からもありました委託料なんですが、やはり委託料大きいなと思うわけなんですね。こういうふうにして予算を承認していくますけれども、その後のこれをどういうふうに使ったのかっていう決算の部分の報告が余り目につかないというか、そこら辺の内容のほうが予算をつくるときよりも大事なのかなというふうに思っておりますので、そこら辺をどういうふうにお考えになっているのか。

それから委託料の関係でもう1点。税務住民課、徴税課のほうにお伺いしますが、75ページの土地評価関連業務委託料1,205万7,000円。これは結構委託料が大きいなと思っているんですけれども、これは例年のことだとは思います。継続的な費用、必要な費用だとは思っているんですが、どこの会社なのか個人の事業者なのか、果たしてこの1,200万円をどのように有効利用されているのか。もちろん、さまざまな場面でこういう委託というの必要なんだと思っていますが、どのぐらいの件数に対して必要不可欠なものであると理解すればいいでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。印刷費につきましては、ありましたとおり所管課でそれぞれ印刷するものと共有部分がありますが、特に各課において冊子物にする場合についても印刷製本費という中に組み込まれる場合もございますし、各コピー、それから印刷機、各課ごとの前年度の実績に応じて大体配分をしているところでございます。

それから委託料の部分につきましてですが、決算時期ということもございますが、9月の議会で成果説明書でありましたり、あるいは監査委員の監査もありますし、それぞれ委員会におきましての決算審査もございますので、そこらあたりで確認をしていただいておると意識をしているところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。業者は株式会社九州不動産鑑定所のほうにお願いしております。ちょっと説明が上手にできませんので選定理由書を読ませていただきます。九州不動産鑑定所は、合併前の旧町村時代から本業務を継続してお願いしているところで、山都町内の実情を熟知されております。作業に必要な資料等もデータベースシステムを構築され情報の移動管理も行っているため、新規に他事業者と契約するより業務委託料を低額にするということが考えられます。先ほど法務局からのデータ連携の御説明をしましたが、毎月約1,600件ほどの登記異動書がまいります。こちらの膨大な事業件数をしていただくということで、こちらの会社にお願いしているところです。評価額の決定については隣接市町村との評価バランス調整が重要でありまして、上益城税務連絡協議会の全町村が以前から継続委託している九州不動産が適任と考えて業者を選定しているところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 済みません、6点お願いします。

全体的なことで一つ、プラスチック削減をしていくということを考えたときに、まず町当局から何か姿勢を示していただけだとありがたいなと思っていて、本当に小さいことなんですかとも封筒で窓のところ、役場で使われる封筒って結構たくさん印刷されると思うんですね。あそこがプラスチックなんですよね。フィルムになってる。だからリサイクルするときにあれを一生懸

命剥がそうと思うんですけど、なかなか剥げません。なので、もう企業とかではそこを紙でしているところがありますので、封筒たくさん使われると思いますので、住所とかが透けて見えるようにしてあるところですね、そこを紙に変えていただくように予算内でできないかなっていうのが一つ。

それと、47ページの上益城広域連合負担金、18節のところで1,496万7,000円で去年から倍あるんですよね。去年753万1,000円。一般廃棄物広域連合のも入ると御説明いただきましたので、その一般廃棄物広域連合に入るのに幾ら負担金があるのかっていうのが一つ。

それと、58ページに防災行政無線デジタル化工事が1億5,182万円。大きい工事ですので、これを工事することでどうなるのかと。今、各家庭につけている機械とかが取りかえられるのかとかちょっと詳しく教えていただければありがたいです。

それと、63ページに地域おこし協力隊のことが書いてあります。何度か私もお尋ねしたことがあるんですけども、新しく6名を予算化されていますけれども、なかなか応募がないという状況も昨年度あったかと思います。どういう仕事をするということが明確でなかったから整理したいというお返事も確かにいたいてると思いますので、どういうことをしていただく、この新しい6名には、のかなっていうのをお尋ねします。

それと、70ページの矢部高校魅力化支援事業に昨年度も500万円。ことしも500万円と計上されていて、魅力化事業について、要らないと申し上げてるわけではありません。ただ500万円って結構大きなお金ですので、どういうふうな積み上げでこうなってるのかなと。毎年500万円をぽんと出されて高校と協議されながら自由に使われていくのかなと、その辺がよくわかりません。

それにかかわって、18の負担金で地域未来留学協議会参加負担金は、去年はたしか33万円だったと思うんです。それが88万円になってて、この魅力化支援事業の一環としてこれをすると先ほど御説明いただいたと思ってるので、別立ててされるということは結局魅力化支援事業が588万円になると私はそういうふうに解釈しましたので、それでいいんですかということも含めてお尋ねします。

あと、同じ71ページの下のほうに一時避難所等機能強化支援事業補助金というのがありますけど、去年はこれ1,000万円だったのが半分になっていて、一時避難所っていうのはどこですかっていうのと半分になったわけをお聞きしたいです。

以上です。済みません、お願いします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。上益城広域連合負担金の増ということでございますが、昨年までの熊本中央広域事務協議会負担金は1,300万円ほどございましたので、組み込むことによってかなり経費は節減できるのかなと。この協議会の全体的な分につきましては総務部門ですとか保険部門ですとかそれぞれこの広域連合でやってる部分の協議会の負担金ですので、協議会から一つ入ったからといって大きく変わるというのではなくて、総合的に計算してくるというところで御理解をいただきたいと思います。詳細な部分ということであれば後ほど提示したいと思いますが、大枠的にはそういうものでございます。

それから防災行政無線につきましてですが、いわゆるデジタル化ということで、令和2年度につきましては操作する機械類ですとかあるいは中継アンテナ中継局、そういったハード面をします。それから令和2年度におきまして、いわゆる戸別受信機ということで各家庭に配備してある分につきまして整備をする予定でございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 地域おこし協力隊に関しましてお答えしたいと思います。地域おこし協力隊につきましては、なかなか応募がない状況というのが現状でございます。現在、100以上の自治体で500人を超える協力隊がおりまして、国は今後さらにふやして8,000人を目指しております。自治体による獲得競争にもなっているのではないかと考えているところです。あわせまして、応募される方もやはり自分のやりたいこと、得意なことを生かして地域おこしをしたいと一大決心をして応募なさると思います。何より地域の求めていることとマッチングすることが一番重要だと考えているところでございますけども、今回応募に当たりましてはやりたいことがイメージできますように、応募受け入れ団体の方にしっかりとヒアリングをいたしまして、やっていただきたいことを明確にして赴任されたときにまずどういうことをやってもらいたい。そしてその3年経過した後、その方が山都町で暮らすことのイメージを持っていただく、そういうことがわかるように応募要綱に明記をさせていただいているところです。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 先ほど議員からありました窓あき封筒の部分ということでございますが、貴重な御意見として伺いたいというふうに思います。また既存のやつがありますので、その後に向けましては各課に検討をさせたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。矢部高校魅力化支援事業につきましては、昨年はアイデアプランプロジェクトの支援ということで林業各課のレーザープリンターにより木工製品づくりの支援ですか、高大連携課題研究活動ということで、東京農大の产学官意見交流会においてSDGsの取り組みに関するポスター発表、県立大の木工ワークショップの教室の開催だったり、あと食農科学科との小学校との野菜を使ったピザづくり、食農教育等を行っております。それと新聞等にも載りましたけれども、小一領神社での竹灯籠づくりの支援ですか、二輪車競技部の活動支援、あと地域連携ということで地域の方とのコミュニケーション能力向上のためのキャリア形成に資するような事業に取り組んでいただいているところでございます。具体的な費用については、旅費ですか、先ほど言いました連携事業に係る費用、そういったものを積み上げた金額となっております。

それと地域未来留学の参加負担金88万円につきましては、御指摘のとおりことしが33万円だったと思いますけれども、ことしは日本財団からの支援を受けて地域未来プラットフォームというところが主催をしておりますけれども、そこが財源を日本財団から受けて事業を今年度はやったと。来年度がその支援がなくなるので負担がふえますということで、御連絡をいただいたところ

であります。実際に昨年も3カ所の未来留学フェスタがございましたけれども、来年度も名古屋・大阪・東京での未来留学フェスタを開催される予定だというふうに伺っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 質問のありました一時避難所の機能強化支援事業補助金の金額についての御説明をいたします。

復興基金の創意工夫部分のメニューの一つとして大規模災害時に指定避難所に避難する前に一時的に利用する避難場所、例えば、集落の公民館ですとか、こういったところに必要な施設の機能強化、防災資機材等の整備、例えばトイレの洋式化ですとか、照明LED化、手すりスロープの取りつけとか、発電機、エアコン等の導入などに必要とする補助でございますけれども、本年度の実績といたしまして、確かに予算は1,000万計上をしておりました。実績といたしまして、16公民館の294万3,000円ほどの助成を支払っているところでございます。現段階でございますが、この事業についての要望とかは非常に少ない状況でございますので、ほかのメニューのほうに回して、今年度は500万だけ計上させていただいたところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 広域連合への負担金についてはそれに含まれるっていうことで、ちょっとよくわからないんですけども、あのところで……、済みません、後のところなのでそこで言えばいいですかね、関連するので言っていいですか。だめ。じゃあ後で言います。

それと、一時避難所の今のことですけれども、私、防災減災を考えたときにはここはとても大事な予算だと思うんですね。去年の実績が294万だったからっていうことではちょっと納得ができないというか、もっとPRしてこんなできるんですよって、地域のやっぱり一次避難所をきちんととするっていうのは大事なことだと思いますので、こうやってできますよっていうことでもっと言っていただいて、知られないと思うんですね。御存じない。だからきちんと宣伝していただいてせっかく予算があるので、早目にそういう手当を各公民館があれば、防災減災にも寄与しますし、ここはちょっとそういうお考えであるのならば、改めていただきたいなというふうに思います。

それと、済みません、先ほどし損なったんですけど、同じページ、71ページの山の都創造ファンド事業費の中のいろんな山の都創造事業が幾つかあって、詳しくは言わせませんでしたが、毎年気になってる。去年も言ったかなと思うんですけども、エコライフ事業の中に確か電気式の生ごみ処理機があったと思うんです。山都町において電気式の生ごみ処理機が本当に必要かどうかと言うことを考えていただいたときに、もっとほかの、電気を使わずにできるだけエコっていうことですので、生ごみ処理をするのにほかのやり方もあるんじゃないかなと。私はそのエコライフ事業の中に電気式の生ごみ処理機はやっぱりもうかしていただいて、ほかの生ごみ処理機の電気を使わずにできるものを環境衛生課の方と相談していただいて、していただけないかなというふうに思っています。このファンド事業をすることに対しての異議はありませんが、中身に

について再考いただきたいということをお願いします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 企画のところに1件お伺いします。バスのことです。コミュニティバスをことしも1億5,200万円出ておりますけれども、今年度の末のほうから実証実験を蘇陽のほうでされていますデマンド方式ですね、そのことの今計画はどこまで進捗しているのか、また、来年度はどのようなことを計画していらっしゃるのか、コミュニティバスについてのお考えをお伺いしたい。

それから熊本バスへの1,900万円の補助金なんですが、これもなかなか利用をしないと払ってはいるだけっていう感じがすごくいたしますが、もっと観光事業なんかと組み合わせて、その熊本バスを有効に皆さんのが使いやすいようなプラン、これは観光のほうになるかもしれません、そういったこともお考え合せいただきたいと思います、よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） まず、コミュニティバスにつきまして実証実験の現在での検証といいますか結果についてちょっと御報告したいと思います。コミュニティバスの実証実験につきましては、昨年、蘇陽地区の三つのエリアを10月1日から2月までの4カ月間、予約制ということで運行をしてまいりました。結果としましては、定時定路線で走っていたときと、デマンド型にしたときの利用者の人数は実質的に変わっておりません。運行予定を例えば週2回、週2回の一月分を100としたときに、実際にデマンドで動いた回数というのは約9割はやはり動いておりますけども、定時定路線の場合1便当たり1.2人だったり0.3以下だった路線がほとんどでございますけども、デマンドによっては全路線1台当たりの乗車率は高くなっています、3人以上2人近くということになっております。

今回行ったのは3地区でございますけども、結果としまして、メリットとしましては、バス停より近くで乗車できるようになって便利になったという意見もございます。またバス停を細かく設置しても運行に大きな影響を与えることは少なかったということです。デメリットとしましては、やはり予約の電話をするのが面倒という意見が多く聞かれたところでございます。そして、運行の導入により利用する機会は変わらないというような回答も皆様から聞かれたところでございます。

それから課題としましては、やはり予約時間外に予約の電話がかかってきたときの対応が、例えば前日が日曜日だったりとか、夜遅く思い出されてあす行きたいと言われたときになかなか対応できなかったので、朝早くから電話されることがありましたけども、そういうことに関しましてはエリアが限られていたということで、柔軟に対応したところでございます。

実証実験の結果から日中の予約型運行につきましては、やはり燃料費の削減につながったということは評価できるところでございますけども、今回計上させていただきましたバスの委託料につきましては1億5,000万円のうちに運行距離いろんな経費でしたときに、スクールバスにかかる費用というのが約1億3,000万円ということで、あと2,000万円でコミュニティバスが運営でき

ているということになります。

この現在の利用者数の方に、例えば500円を負担いただいてタクシーを補助した場合は、4,000万円以上かかるというふうな試算が出ておりますので、コミュニティバスはやはり皆様が病院、買い物に行かれるときに、やはり週1回最低は確保していくことは必要だと考えておりますので、コミュニティバス以外でその他個々のニーズを補完する形の移動手段、例えば地域の支えあいだったり、福祉の問題としてまた新たに考えていく必要があるというのは考えているところです。

熊本バスにおきましても、やはり利用者数はどんどん削減されて、熊本市内から本町へのバスの便数も減らされているという現状でございます。しかし、やはり市内から地域を結ぶ唯一の路線バスでありますので、今御意見いただいたことは御意見として参考とさせながら、観光だったりまちづくりだったりそういう側面から一緒にになってまた検討を進めていきたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） コミュニティバスと先ほどの熊本バスの件で質問です。60ページのコミュニティバス運行等委託料、これが1億5,200万円計上されてますが、去年が1億3,892万1,000円ですかね、上がってました。これが結構ふえてるので、まず、どうしてふえたのかなというところを御説明いただきたい。

あともう一つ、同じく次の62ページで地方バス運行等特別対策補助金が1,961万7,000円、昨年度の当初算定では1,712万6,000円ですかね、だったので、こちらもちょっとふえてるんですよね。先ほどの御説明では便数は減っているという御説明がありましたので、これが補助金が上がった理由というのを御説明いただければと思います。

あともう1点は70ページで、先ほども質問が上がってましたが山都経営塾事業業務委託料、これが836万6,000円上がっております。どういうことをやってらっしゃるのかというのは今年度の動きを私も把握しておりますので、理解はしてるんですけども、食農観光塾からの流れできてる事業かなと思っておりますが、金額が食農観光塾のときと比べても上がっておりまして、実践コースを来年度はやられるという御説明でしたけれども、もう少し具体的に中身を説明いただけすると助かります。

あと71ページで、同じ地方創生総合戦略費の中なんですが、農産物ブランド化推進事業補助金、こちらが昨年度も御説明いただいているんですけど、有機農産物を町外にPRするのが大きな目標であるというふうに御説明いただいたかと思います。その中で福岡の吉田青果さんに定期的に販売するとかそういう御説明もいただいているんですが、これまだ継続してやってらっしゃるのかどうかということ。

あともう一つ、平成31年度、令和元年度は流通の省力化ということでアグリコネクトさんが入ってそこも事業の中で組み込んでやられるというお話だったんですが、その辺成績は上がっているのかどうか御説明いただければと思います。お願いします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） コミュニティバス委託料の増額の主な理由について御説明申

し上げます。主な理由としまして、バスの委託料につきましての積算額というのは3年に1回見直すということになっておりますけども、今回大幅な増というのが賃金、法定福利費を含む福利厚生費などの人件費の層が約1,000万。あと消費税が300万円の増となっているところです。これで約1,300万円の増となっております。

熊本バスに関しましては、済みません、先ほど説明不足しておりましたけども、新たに減便されるのは4月からということになりまして、現段階におきましてはやはり利用者減と1キロ当たりの経費がふえているということで、その赤字補填ということで補助金額が増加しているところでございます。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 山都経営塾に関するお尋ねでございましたけれども、来年度につきましては、山都経営塾の通常のコースともう一つ別に実践コースというのを新たに設けまして、二つのコースで事業を進めていくということにしております。見積もりの段階でございますけれども、経営塾コースについては497万円ほど、それと実践コースについては338万円ほどの事業費で考えております。今年度の事業については、アグリコネクト山都さんに要望、お願ひしているところです。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それではお答えいたします。まず、福岡の岩田屋にあります吉田青果との取引でございますけども、これは現在も継続して定期的に販売のほうを行っております。それと、ことしの取り組みとしましては、一昨年農産物通の生産状況ということで農家の皆さん方々アンケート並びに課題等を調査いたしました。その結果経費の軽減が一番問題であるということと販路の拡大をしたいということが課題でございましたので、アグリコネクトさんと協議しまして、本年度は、有機農産物等の販路の構築の支援ということで実施しております。具体的に言いますと関東関西、また福岡県方面からですね、バイヤーさん等を通じて、商談会を実施しております。その商談会を通じまして現在、五つの商店青果店等と既に取引が開始されまして、年度途中からでございますけれども2月末現在で約350万円ほどの販売がふえてきたということでございます。これにつきましては本年度もさらに販路の拡大ということで考えておりますので、これが順調に伸びていけば今現在の五つの取引でいけば、約1,500万円を超える販売移動増加になるんではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） はい、13番です。先ほどからコミュニティバスのことがいろいろと話にでりますけども、私も何回か利用しようと思ってバス停に行きましたけど、全然時刻表の字がわからない。そういうところが非常にたくさんあります。それで、山都町にどのぐらいのバス停があるか知りませんけどその辺のことを見られたことがあるのか、実際にですね、しおっちゅ

う乗る人は何時何時ということはわかりますけども、乗ってみようかとか、何かのついでにバスがあるならちょっと乗ろうかという人は全然わかりません。正直言いまして。私も全部調べたわけではありませんけれども、私が見て回ったところはほとんど字がわかりません。そういうことで、この辺はもうちょっと調査していただいて、根本的なことがまず間違つとるとやなかろうかと思いますのでその辺は精査してみてください。その辺はよろしくお願ひします。もう回答はよろしいです。

71ページのファンドの件なんですけど、山の都創造事業補助金ということで、これ対象者は自営業か商工関係の方々だらうと私は認識をしておりますけれども、農業関係にはいろいろな制度がありまして助成とか補助金もたくさんございますが、商工会あたりはなかなかその辺が難しいかというふうに思いましてこういうようなことも出たんじやなかろうかと思いますけども、どのような事業とか、対象者は商工会に限られたんだろうとは思いますけれども、その辺のことをちょっと教えていただければと思いますけども、よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 山の都創造ファンド事業について御説明申し上げます。具体的に事業名を申しますと、まず山の都のにぎわい再生事業ということで、これは商店街等の店舗等の改修事業でございます。それから、山の都の起業支援事業ということで、新たに起業される方の事務所設置とかいろんな設備の整備、そういうことの補助金でございます。それから、山の都の定住支援事業ということで、空き家だったり古くなった住宅等を借りられたい方、また貸される方が住んでいただくために改修される費用について助成を行っております。それから、山の都の災害からの復興的支援事業としまして、いろんなまちづくりで山都町の復興のためにいろんなイベント等を開催されるための事業に対しまして支援を行っております。それから、同じようにまちづくり支援事業ということで、いろんな団体様が町の活性化のためにいろんなイベント等、研修等行われるときの助成を行っております。それから、山の都コミュニティー活性化事業ということで、公民館等の改修にあたりまして生涯学習課のほうでコミュニティー活性化事業として行っております。それから、先ほど御質問ありましたように山の都のエコライフ事業と申しまして、太陽光太陽熱生ごみ、ペレットストーブ等への補助を行っているところでございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） わかりました。ただ、今さっき起業される方という話が出ましたけども、今、農業関係でも有限会社ができませんので、なくなりましたので、ほとんど株式のほうになっております。そういうことになったときには、これは農家でも株式組織をつくって、会社でもつくる場合には対象になるということで考えてよろしいですかね。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 御質問の件に関しましては、起業支援ということですけども、これは今すぐに起業するためのいろんな環境の整備、建物とか備品等の購入等になりますので条件によって該当する場合としない場合もあると思いますので、ちょっとそこら辺はまたきちんと4月になりますて募集を行いますので、そこできちんと明示したいと思います。現在のところ農

業だから、商業だからということの区分けはしてございませんので内容によると思います。それと農業にも各種補助金がございますので、そういう補助金も御活用いただければと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 61ページの備品購入費99万3,000円、騒音計機購入費なんですが、大矢野原演習場関係と思いますが、2台購入されるということですが設置場所を教えてください。

それから、62ページ地域おこし協力隊なんですが新たにまた6名募集をされますけれども、その中の一つに鮎の瀬交流館も募集されておりましたが、ここは以前地域おこし協力隊がいらっしゃいまして、そこそこ営業されておりまして何度か私も足を運んで、お友達なんか連れて行ったことがあります。ところがここがもう閉鎖をされております。それで、その課題やそういうことをどのように検証されてまた再度こうされたのか、そこをお聞きしたいと思います。

それから最後に72ページ、農家の自力復旧支援事業補助金。これまでどのくらいの件数の補助金を受けて自力復旧されたのか、農災のほうはもう今年度の入札も終わりと先ほどお聞きしましたけれども、まだまだ、小さな災害等でこの農災に当たらなかつたのか知りませんが、あとはもう泣く泣くやめようと、そういうことではほったらかされたっていうか、そういうところもあると思いますが、今回100万円計上されておりますけども、どのくらい見込んでおられるのかお尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） まず、騒音測定器についてお答えしたいと思います。この測定器につきましては持ち運びができるものとなっておりますので、場所を固定するということではございません。やはりいろんな場所でデータの収集を行いながら騒音の実態を把握したいと考えているところです。

それから、地域おこし協力隊、菅地区の鮎の瀬交流館の件なんですけども、おっしゃったように今まで、途中で退任された方も含めまして今まで3名の地域おこし協力隊の方がそこの場所にはかかわっていらっしゃると思います。今回の応募に関しましては、自治振興区のほうから地域の高齢化とやはり地元のシンボルである交流館の活性化を図りたいということで、強く要望があったところでございますので、今までの中でどういう点が課題だったのかっていうことは地域の方にしっかりと考えていただいて、地域おこし協力隊っていうことで地域のことを何もかもっていうことが今まで多々あったということですので、やはり鮎の瀬交流館の一番はそこを中心として活性化させるその業務をまずは第1のミッションとするということで、きちんとしていただくべきことを固めた上で応募していただくということでお願いしたところでございます。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それではお答えいたします。農地の自力復旧の件でござりますけれども、現在、自力復旧に関しましては、平成28年の地震後に確か29年の3月まで受け付けがあったのかなと思っております。その受け付けの残っている件数については、ちょっとここに書類を持ってきてないので把握しておりませんけれども、先ほど言いましたとおり、農災のほう

が全て発注が終わったと。現在残っているのが約1,000件以上残ってることを考えますと、その災害工事にあわせて機械が入ってきてその業者さんにお願いしたいということで、結構待ってる方もおられます。なので、この基金につきましては同じ田んぼの中で2カ所あればそれぞれ別で計算していきますので、1件当たり20万円の限度ということで100件を予定しておるところでございます。数字についてはちょっと把握しておりません。申しわけありません。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 地域おこし協力隊の件ですけれども、今回任期満了になられる方は、山都町への定住につながっているということでとてもいいことだと思います。ただ、定住につながるにあたって、ある地域おこし協力隊の方から相談を受けたことがあるんですけれども、任期が満了したので別のところに引っ越しに当たっての準備期間がとても短いと。例えば、ちょっと日にちは忘れたんですけど、任期が例えば3月30日までだとする。そしたらば、引っ越しを4月1日までに終えてくださいみたいな、これ正確なことではありませんけれども、そういうふうに逼迫して、次のところに移るに当たっての手だてというか、それがとても厳しかったというお話を伺っています。定住につながるようにということでのフォローというか、そこはもうちょっと考えてしていただけたらありがたいなというふうに思います。

どんなお仕事をどんな形でっていうのが明示されるということなので、それもいいことだと思います。期間内にどれだけ地域の方とうまくやっていかれるかとかいうのは、両方の歩み寄りも必要だと思うので、そういう面でのフォローというか、それは主にどこがされますか。企画政策課のほうでなのかしごとセンターの方なのか、その辺をちょっと、誰がフォローするのかっていうのもお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。地域おこし協力隊につきましては任期が3年ということになっておりまして、今、議員がおっしゃったような課題もあると思いますけども、今後におきましては3年間のきちんとしたスケジュールを示しまして、やはり3年目には次の仕事だったり、住宅だったり、起業に向けた支援、そういうふうなスケジュールをきちんと組んでスムーズに移行していくようにしていきたいと考えております。

地域おこし協力隊の受け入れにつきましては、それぞれの御要望をお聞きして企画のほうでまとめておりますけども、今までそういうサポートが余り十分にできてなかったと思いますので、担当課として企画のほうがきちんとそういう仕組みも任用されている団体なり、またこられた方、町、3者が連携して進めていきたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0 時 06 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 防災行政無線のデジタル化ということでございましたので、現在の使う電波というのはアナログの電波でございます。それが使えなくなりますので、デジタル電波に変えるというところでございます。ただ、戸別受信機につきましては、今後、新たな個別受信機のさまざまな機能があると思いますので、それを生かすことができればメリットになるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 3款民生費について説明を求めます。

福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） それでは、第3款民生費の説明を申し上げます。

民生費につきましては、経常経費が主でありますので、新規事業や臨時的事業を中心に説明を申し上げたいと思います。

まず、84ページをごらんください。

社会福祉総務費です。

1節報酬で、男女共同参画促進懇話会委員報酬につきまして、10名で4回の開催を予定しております。これにつきましては、第2期男女共同参画計画が平成28年度から令和2年度の5年計画となっておりまして、令和3年度から第3期計画が必要となりますので、計画策定に向けた協議などを行っていただくこととなります。委員の構成につきましては、各種委員会の代表の方、企業代表の方、町民代表の方などにつきまして、半数以上は女性の方を委員として考えております。

86ページをごらんください。

12節委託料です。

地域支え合いセンター事業委託料につきましては、熊本地震で被災された方々に対しまして、社協に委託し、見守り、生活再建に向けての支援などを引き続きやっていただきたいと考えております。

次の男女共同参画計画策定支援業務委託料につきましては、計画策定に向け支援業務を委託するものであります。

18節負担金補助及び交付金の中で、シルバーパートナーセンター事業助成金があります。これにつきましては、昨年は20万円としておりましたが、昨年より20万円増加して40万円ということで計上しております。これにつきましては、シルバーパートナーセンターにおいて、会員の減少などによりまして事業費が落ち込んでおりまして、運営資金の不足が発生しているということでございましたので、今回増額計上をさせていただきました。

続きまして、障害者福祉費です。

1節報酬で、保健福祉総合計画策定委員報酬につきましては、15名で4回の開催を予定しております。これにつきましては、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画が、平成30年度から令和2年度までの3年間となっておりまして、令和3年度からの次期計画を策定する必要がありますので、委員会を開催する予定としております。委員の構成につきましては、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、町民代表といった方々を考えております。

89ページ、委託料で、障害福祉計画及び障がい児福祉計画策定業務委託料を計上しております。続きまして、91ページからは、人権センター運営費になります。

まず、本年度実施いたしました、山都町人権同和教育に関する町民意識調査につきまして、お配りの資料にありますとおり、概要版の報告結果が出ましたので、御確認方をよろしくお願いしたいと思います。これにつきましては、今後この結果を参考にしまして山都町人権教育・啓発基本計画の策定を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、93ページをごらんください。

12節委託料のうち耐震診断業務委託料を計上しております。これにつきましては、施設の耐震診断を実施することによりまして、地震に対する耐震性や受ける被害の程度を判断するものでございますが、診断結果により今後施設の補修工事等を計画していくこととなります。

94ページをごらんください。

17節備品購入費でワイヤレスマイク購入費につきましては、既存のマイクが修理不可能となつておりますので、新たに購入を予定しております。

続きまして、老人福祉費です。

7節報償費で、長寿祝い金につきまして、88歳到達者へ1万円、100歳到達者へ2万円を祝い金として支出するものです。満88歳が219名、満100歳が22名の方を該当者として計上いたしました。本年度は、満88歳が199名、満100歳が15名となっております。

18節負担金補助及び交付金の単位老人クラブ活動推進事業補助金につきましては、59単老4,048名の会員に対しまして、単老ごとに3万3,000円、会員1人当たり1,000円で予算を計上しております。

次に、老人クラブエゴマ栽培助成金につきましては、老人クラブ連合会が事業主体となりまして、県の補助事業を活用され実施されております。町からも10万円の助成を行っております。事業開始から2年目となる本年度につきましては、22団体45名の方が参加されまして、825.3キログラムを収穫され、100グラムで1,840本のエゴマ油が生産されております。

続きまして、96ページをごらんください。

老人福祉施設費です。

こちらは、生活支援ハウス清楽苑、柏老人福祉センターに係る社協への管理委託料及び施設維持に係る経費を計上しております。これについては、通常経費ですので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、保険事務費です。

98ページをごらんください。

27節繰出金のうち介護保険特別会計繰出金を計上しております。

続きまして、介護予防費です。こちらは大久保高齢者住宅と、長崎、橋、長谷、上差尾地区交流館の維持管理に係る経費を計上しております。

12節委託料で、99ページの、在宅介護支援施設管理委託料につきましては、本年度より320万円ほどの増額となっております。これにつきましては、本年は宿直業務につきまして、シルバー人材センターのほうへ直接委託をしておりましたが、来年度よりセンターのほうが受託できないということになりましたので、施設管理委託により、委託先である社協のほうでやっていただくこととしたために増額となっております。

続きまして、17節備品購入費です。備品購入費のエアコン購入費につきましては、大久保高齢者住宅の宿直室について、現在エアコンがない状態ですので、今回設置を計画しているものです。

18節負担金補助及び交付金の外出支援運転者講習負担金につきましては、要介護4・5の方を対象とした外出支援サービス事業につきまして、事業者が支援を行うためには運転者の講習が義務づけられております。現在1事業者のみで実施している状況でありまして、今後利用者がふえた場合にはサービスが受けられない方が出るおそれがありますので、研修費を負担することによりまして支援の充実を図っていくものでございます。

続きまして、児童福祉総務費です。

1節報酬の子ども子育て会議委員報酬につきましては、本年度、令和2年度から5年間の第2期子ども・子育て支援事業計画を策定しております。来年度からは評価・点検をしていただき、計画の進捗状況などを検証するなどの進捗状況の検証を実施するため、会議を委員8名で3回の開催を予定しております。

100ページをごらんください。

7節報償費の出産祝い金につきましては、80人分を計上しております。第1子が3万円、第2子が5万円、第3子が10万円、第4子以降が20万円で祝い金を出しております。

12節委託料のうち子ども・子育て支援条例等整備業務委託料につきましては、保育料無償化にかかわります子ども・子育て支援法の改正に伴う基準条例等の整備を行うものでございます。条例の改正につきましては、国より1年間猶予の措置がとられておりますので、9月までに改正を行うこととなります。

102ページをごらんください。

児童措置費です。

12節委託料で、保育業務委託料につきましては、まちづくりやべより保健師8名、調理師5名を派遣していただき運営を行っているものでございます。

子ども子育て支援システム改修業務委託料につきましては、認可外保育等の管理に係るシステムの改修に伴う業務委託でございます。

18節負担金補助及び交付金のうち副食費補助金につきましては、162万円を計上しております。これにつきましては、令和元年度一般会計補正予算審議の際の飯開議員からの質問に対するお答えにもなりますが、現在の状況につきまして、3歳以上の園児につきまして、私立が126名のう

ち、副食費徴収対象者は57人、徴収免除者は69人となっております。公立が110人のうち、徴収対象者は44人、免除者は66人となっております。全体の約43%の方が副食費を支払っておられます。

次に、児童福祉施設費です。公立保育園5園の運営費になるところでございます。現在、16クラスの193人を措置しております。会計年度任用職員につきましては、保育士14名、保育補助14名、調理師5名、調理員2名を予算計上しております。

106ページをごらんください。

14節工事請負費の大川保育園トイレ改修工事につきましては、現在、調理師と保育士の兼用トイレとなっておりますので、衛生面などを考慮いたしまして、調理師専用トイレとして改修を行い、大人用トイレにつきまして、トイレ内が狭いため、あわせて改修をするものでございます。

17節備品購入費の防火絨毯購入費につきましては、馬見原保育園において、消防署の立入検査によりまして、不備欠陥事項として、じゅうたんを防炎用に取りかえるよう指摘がありましたので交換するものでございます。

続きまして、児童館運営費です。

107ページをごらんください。

12節委託料のうち耐震診断業務委託料を計上しております。これは先ほど説明いたしました人権センターとあわせて中尾児童館も診断を行うものでございます。

108ページをごらんください。

子育て支援施設運営費です。会計年度任用職員につきましては、子育て支援センターにおいては、子育て支援員2名、支援員補助1名を、病後児保育室は、保育士1名、看護師1名を予算計上しております。病後児保育につきましては、本年度の実績は2人の利用がありまして、登録者数は40名となっております。

110ページをごらんください。

18節負担金補助及び交付金のうち福祉まつり助成金につきましては、昨年11月に社協と合同で開催した福祉まつりにつきまして、来年度も引き続き計画していくたいと考えておりますので、その負担金を計上しております。

次に、災害救助費です。

19節扶助費の災害見舞金につきましては、罹災見舞金として、火災や風水害、地震等で住家が亡失した場合は20万円以内、住家が半壊または半焼の場合は10万円以内を支払うようになっております。災害が発生した場合には直ちに見舞金を支払う必要がありますので、100万円を計上しております。

以上で、福祉課関係の第3款の民生費の説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 次の目について説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、健康ほけん課の一般会計の当初予算について御説明いたします。

87ページをお願いいたします。

各事業ごとに主なものを説明してまいります。

3款1項2目国民年金事務費でございます。本年度予算額540万4,000円、前年度と比較しますと26万3,000円の減になっております。主な要因は、人件費の減によるものでございます。

2節給料から4節共済費までは、職員1名の入件費でございます。こちらは法定受託事務として、国庫委託金が480万5,000円ございます。

続きまして、96から97ページをお願いします。

7目保険事務費でございます。保険事務費には、国民健康保険事業費及び後期高齢者医療事業費に係る一般会計分を計上しております。

2節から4節につきましては、本町職員及び支所職員合計7名分の入件費が含まれております。

8節から11節までは、後期高齢者の歯科口腔検診に係る経費が計上してございます。

12節委託料が、1,283万8,000円でございます。これは、後期高齢者に係る医科健診及び歯科口腔検診委託料でございます。

18節負担金補助及び交付金が、後期高齢者医療広域連合負担金として3億203万7,000円でございます。主に療養給付費等負担金になります。これは医療費の給付に基づき、後期高齢者医療広域連合が算出されるものでございます。

98ページをお願いします。

27節繰出金です。こちらにつきましては、法定内繰出金として、国民健康保険特別会計へ1億7,824万3,000円、3段目の後期高齢者医療特別会計へ1億201万円をそれぞれ繰り出ししていただくものでございます。こちらの財源といたしましては、国保においては、保険基盤安定分として国が2分の1、県が4分の3、後期におきましても、保険基盤安定分として県が4分の3交付されます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 以上で3款民生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 101ページにあります放課後児童クラブ運営費等補助金というところで計上してあるんですけれども、この予算が確定するときは、まだ新型コロナ、肺炎ですね、県が出てなかつたかと思うんですけども、今、日に日に政府のほうも休校に向けた対応に向けて政策というか、そういうものを決定していってる最中だとは思いますが、休校の期間中に放課後児童クラブ運営が、要するに、3月の運営費がかさんできているはずなんですが、それについて当初予算では計上されてないと思いますので、今後どのように手当てしていかれるのか、よければ教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えいたします。児童クラブの運営費補助金につきましては、現在のコロナウイルスに係る費用につきましては、国・県のほうから補助を行うということにな

っておりまして、閉鎖でされないところにつきましても、それ相応の補助をしていくような形になっていくというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 84ページの男女共同参画について、男女共同参画促進懇話会というのがあって、委員さんは女性を半数以上ということで言われましたので、女性の意見が反映できていいいかなというふうにお聞きしました。ただ、何回目かとおっしゃって、その中でどれだけ山都町の男女共同参画が進んできたかということを、どのように課長としてはお考えですかというのを一つお尋ねしたいと思います。

それと、87ページのシルバー人材センターへの事業助成ですけれども、会員が不足されて運営が厳しいことへの助成増額ということですが、大体どのようなことをされているのかなというのをお尋ねしたいと思います。

それと、102ページの保育料のところです。去年の当初予算では、10月からの保育料無償を見越した中での算定というふうにお聞きしていました。なので、保育料無償化に当たって、年間を通してどれだけ保育料の減額になったのかというのはわからないので、私は一昨年の分と比較しないと比較ができないと思ったんですよね。102ページの分でいくと、ことしの特定財源のその他のところが保育料になる。ゼロ歳から2歳までは無料になっていませんので、ここが、ゼロ歳から2歳の保育料が869万5,000円という見込みだろうと思うんですが、それに副食費は入っていますかということと、無償化になった分は単純には人数が違うので比較はできないかもしれません、無償化前は29年度の予算で1,926万だったと思いますので、そういう捉えでいいですかということをお尋ねしたいです。今のは、済みません、私立ですよね。町立て言えば、保育料が令和2年度は1,725万7,000円になっていますけれども、2年前は3,031万4,000円の保育料だったと思います。ゼロ、2歳児がふえているというふうに捉えていいのか。この保育料の3歳から5歳が無料になったことに対する変化の中身を少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから、110ページの災害救助費のところですが、需用費の消耗品費というのが3万、これは前お聞きしたときにもお答えは「医薬品等だ」と言われましたが、コロナ対策において消毒液とかマスクとかが足りないと、特に医療関係が足りなくて困っているということを聞いてますので、この消耗品費の中の医薬品の中に消毒液とかマスクとか……、マスクは入っていないのかな、どんなものがありますか。この状況を見たときに、もう少しこれからふやしていくというようなお考えがありますでしょうかということをお尋ねしたいです。これが災害なのかということの捉えもあるかと思いますけれども、柔軟に考えていただければありがたいかなと思って。

以上、お尋ねをします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えいたします。まず、男女共同参画の懇話会につきましてですけれども、これにつきましては、10名の懇話会の委員の方につきまして、今後、これまでの検証もしていきながら、3年度に向けた計画の策定に向けて協議を行っていきたいというふうに考

えております。

続きまして、シルバー人材センターですけれども、シルバー人材センターにつきましては、シルバー人材センターのほうで会員を募られまして、その方たちが町内のいろいろな、先ほど言いました、宿直であったりとか、草刈りであったりとか、農家の方の野菜をとるとか、そういういろいろな要望があった分について、人材センターの会員の方が行かれてその仕事をされるという事業になっております。

続きまして、保育料につきましてですけれども、この辺の詳しい人数関係につきましては、今現在持ち合わせておりませんので、後ほど資料としてお渡ししたいと思います。

それと、災害救助につきましてですけれども、これにつきましては、今おっしゃったとおり3万円につきましては、前も言ったとおり備品の取りかえとかそういうことで準備はしておりますけれども、現在この辺につきましては、大規模な地震とか、そっちのほうに対しての予算ということになっておりますので、今回につきましては、今のところまだそれを使うというふうなことでは対応はしていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 91ページの人権センター運営費についてでございますが、昨年が1,557万9,000円、ことしが2,583万9,000円ということで、国県支出が689万あるということでございますが、これは内容をよく見ますと、職員がふえたのかどうか、その辺じゃないかなと思うところでございますけれども、作業内容、仕事内容がふえたから職員がふえたのか。あるいは、職員の数はそのままで、何か違うところがふえたからの結果なのかをお聞きしたいという部分と、94ページの18節のところにあります、これは前も話をしましたけれども、部落解放同盟補助金というのは、山都町だけじゃなくほかの町村、上益城郡の5町村、みんなこういう補助金を出しているのかどうかをお聞かせ願いたい。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。人権センターの運営費で1,000万ほど増額となっておりますけれども、まず一つ、会計任用職員につきましては、人数の増減はございません。4人で対応しております。

それと、部落解放同盟補助金につきましては、これは郡内だけでなく、県内の運動体のあるところは全て補助金のほうを支出しているということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 人権センターは、人数は同じということであれば、何で1,000万も変わってしまったんでしょうか。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） まず、人権センターにつきまして、人件費につきましては、それ

ぞれ上がっておりまます。会計任用職員ということで手当等がありますので、その辺が変わっているのと、職員につきまして、確か1人再任用分ということで、去年は上げてなかつたんすけれども、ことし1名分を上げておるというところでござります。済みません、そういうことでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 先ほど1番議員から学童保育の件の御質問がありましたけれども、私もこの対応の部分で、今課長の答弁で気になったところは、今回の対応ではしてらっしゃるところ、してらっしゃらないところ、そして短縮してされたところ、町内でもさまざまな対応があつたというふうに思っていますが、今の御答弁の中で、やっているところもやっていないところも一律に、何というか、補完していただけるのだというふうなお話でしたが、そこら辺の方針をもう一度確認させてください。

それから、毎回申し上げますけれども、病後児保育のほうは、今年度も同様の予算措置でございますが、いつも申し上げている病児保育というふうな対応は、2年度どのように考えられるか。あるいは、研究される計画を持ってらっしゃるかどうか。そこら辺をお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） まず、放課後児童クラブにつきましてですけれども、これにつきましては、まず、やっているところとやっていないところが一律ということではなくて、県のほうからも、やっていなくても、通常であれば、通常の放課後クラブの運営を行っていたので、今回コロナということで特殊なことということですので、その分をある程度見込んで補助を出しますよということで県のほうから来ております。詳細につきましては、まだこれからになりますけれども、一応そういう情報ということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、病後児につきましてですけれども、まず登録者ですけれども、35人から40人ということで、5名ほどの登録しか上がっておりません。これにつきましては、対象が3年生までとなっておりますので、4年生になったときに自動的に登録が抹消される方もいらっしゃるので、単純に5人しかなかったということにはならないのかなということで認識しております。

これは来年度からになりますけれども、現在インフルエンザにつきましては対象外ということで行っておりましたけれども、回復期の方につきましては来年度から受け入れを可能にしたいということで準備をしておりますので、そういうことの広報等を行っていけば、また登録のほうもふえていくのかなというふうに考えております。

病児保育につきましては、来年度にやるというふうな予定は今のところ計画はしておりません。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 済みません、今のもう一度確認です。私の質問は、課長、来年度からすぐに病児保育をやってほしいということではなく、常々申し上げているように、病院と連携したやり方があるんじゃないとか、ほかの自治体でどういうふうなことをやっているのかとか、

この状況で利便性が上がってこない中で、何か工夫をされる、研究していくお考えがあるかということを伺ったところです。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。今、吉川議員が言わされたとおり、その辺は計画的にはまだ全然上がっておりませんけれども、今言われた医療関係との連携とか、そういうことにつきましては常に協議を行いまして、今後に向けて話し合いができるいければなというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 二つ質問します。

101ページの12節委託料で、子ども・子育て支援条例等整備とありますが、条例をつくるのにもよそに委託せんといかんとだろうかということです。これはもう残念です。

それから、もう一つは、人権のアンケートですが、ざっと見まして、変わらんというふうに書いてありますが、有効な回収率が32%です。前が80%。これが統計学上本当に正しいかというか、答えが、そこが不思議でなりません。不思議というか疑問でなりませんので、よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） まず、整備業務委託料につきましては、保育料無償化に伴います支援法の改正に伴います基準というのが、一つじゃなくて、それぞれそれに絡む条例の改正がいろいろと出てきますもんですから、その辺の関係条例とかの調整あたりも含めてやるということころで今回委託をしたというところでございます。

それと、調査につきましてですけれども、今おっしゃいましたとおり、前回は職員あたりで回答をとりましたので80%ぐらいになっておりますけれども、今回は郵送でということですので30%以上ということになっております。これにつきましては、郵送になれば当然そのくらいの回答率というところになるのかなということになりますけれども、その辺の比較ができるかと言われるとなかなか難しいところもあると思いますけれども、それにつきましては、今後その辺も含めたところで検証、検討をしながら計画のほうを策定していきたいというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 条例は山都町の条例ですので、職員がでけんわけですか。不思議ですね。そういう人材が絶対おらんといかんと思います、たくさん条例があるので。

それから、統計学上これが問題はないかというふうに、それを聞いておりますので、検証してください。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 87ページです。シルバー人材センター事業助成金なんですが、これまで20万円だったのが倍の40万円になっております。上げる根拠というのが、会員さんが減少され

たから。もちろん会員が減少すると事業費も少なくなりますが、会員が少ないなりの運営ができると思いますけれども、これが倍に上がったというところの積算の内容を教えていただきたいと思います。

それから、96ページ、委託料で柏老人福祉センター委託料32万2,000円なんですが、これはこれまでに高齢者住宅として使用が何年か前まではされておりました。しかしながら、入居者がございません。ほとんど大久保の高齢者住宅で足りているかな、蘇陽地区に限ってはですね。半分が、半分というか3分の1が、面積割りがどうかわかりませんが、ここは放課後児童クラブが使っております。民生費でこの委託料を払う、この32万2,000円という内容を教えていただきたいと思いますし、今後、高齢者住宅としての機能をどうされるのかも教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。まず、シルバー人材センターにつきましてですけれども、人材センターにつきましては、20万円でずっと助成をしてきましたけれども、実際的に運営といたしましては、決算結果とかを見ると、常にここ最近赤字がずっと続いているような状態になっているということでございます。それに向けて、根拠というのは特に示してはないんですけども、倍ということで、40万円を助成しようということで計上しております。

それと、柏老人福祉センターにつきましてですけれども、これにつきましては、センター自体の周辺の草刈りとか、そういうのができなくなっていますので、その辺あたりを中心に委託をしているというところでございます。

センターの使用方法ということですけど、種類等もございますけれども、今のところ、なるだけ何か利用ができるだけしていただければと思いますし、放課後クラブあたりの使用もありますので、一概に全部使用しないということではございませんので、これからその辺も含めまして協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 先ほどの男女共同参画についてもう一度ですけれども、男女共同参画が社会福祉なんだなというのを、改めてそうかなとは思うんですが、これを進めるに当たっての担当課長としての山都町における私見で構いませんので、具体的な、こんなところで進んできたと思うとか、この辺はまだ足りないんじゃないかなと思うことを言っていただけたらいいかなと思って先ほどはお尋ねをしたところでした。

よければそれにお答えいただきたいのと、委託料のことがずっと言われてますけど、同じことで、86ページの男女共同参画計画策定支援業務委託も230万ぐらいあるんですね。何を委託されるのかなど。資料作成でしょうか。委員さんたちの報酬は別にしてありますので、これは何……。計画を策定するのに、いろんなところで計画策定に今までお金がたくさんかかっていましたが、内訳というか、わかれば教えていただきたいです。

それと、97ページの委託料なんんですけど、12節の委託料は、先ほどの説明では、75歳以上の方の歯科口腔の検診と言わわれたと思います。歯。だから、75歳以上の方が町内の歯医者さんに行かれて、口の中の歯周病とか、そういうところの検査とか治療をすることに対しての委託料となるのですか。そうなると、町の歯医者さんに分けて委託される。その集積した金額になるんですかということをお尋ねしたいです。1,283万円ということで大きなお金なので、その点についてお尋ねしたいですので、よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。まず、男女共同参画につきましてですけれども、今の状況、地元の役員さんとかの登用につきましてもなかなか伸びていないところになっているのかなというは認識しております。それにつきましても、啓発とか講習とか、そういうのをやって認識を深めていかなければならぬかなというところで考えております。

それと、同じく男女共同参画の支援業務につきましてですけれども、これにつきましては、計画を策定するに当たりまして、内容的な部分の支援をしていただくということと、印刷あたりの製本の印刷代とか、そういうのも含んだところの委託料になっているということでございます。

以上です。

○2番（西田由未子君） 別の内訳はわかりませんか。

○福祉課長（高橋季良君） 済みません、今はつきりした内訳の書類をちょっと持ってきておりませんので、後ほどお知らせします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お尋ねの後期高齢者の委託料につきましては、医科健診と歯科健診です。医科健診——体の健診と歯科口腔検診と二つでございます。

医科健診は、医科健診も歯科健診も、後期高齢者広域連合で全て算定されます。こちらにつきましては、この金額を上げてくださいという形で提示されます。医科健診につきまして、1,196人の1,016万7,000円、歯科健診が635人で267万1,000円を計上したところでございます。歯科健診につきましては、町内医療機関ですとか、上益城郡内の歯科の決められたところに行っていただきまして、国保連合会を通じて請求されます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

4款衛生費について説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、4款衛生費を御説明いたします。

111ページをお願いします。

4款1項1目保健総務費でございます。本年度予算額2億8,608万4,000円、前年度と比較しますと、758万9,000円の減額でございます。主な要因は、人件費でございます。

1節報酬は、嘱託医報酬7名分と、会計年度任用職員として訪問看護師3名、それから保健師の産休代替として2名分を計上しております。

2款から4款までは本庁及び支所職員合計13名の人物費と、会計年度任用職員5名分の期末手当や社会保険料になります。

次のページをお願いします。

10節需用費、3段目の修繕費から26節公課費まで、車検7台分の諸経費がそれぞれ計上してございます。その他につきましては、記載のとおりでございます。

27節繰出金でございます。こちらはそよう病院への繰出金です。法に基づく繰り出し基準により算定しております。

続きまして、114ページをお願いします。

2目母子保健費でございます。本年度予算額938万3,000円です。前年度と比較しますと、96万3,000円の減額になっております。主なものは、12節の妊婦健診委託料でございます。

1節報酬は、会計年度任用職員として歯科衛生士3名分を計上してございます。

12節委託料につきましては、妊婦健診委託料として70名分を計上しております。このうち、妊婦歯科健診及び膣分泌物検査は、県の少子化対策総合交付金事業として補助が4分の3ございます。

18節負担金補助及び交付金におきまして、不妊治療費助成として50万円を計上しております。これまでの特定不妊治療費助成に加え、新規事業として一般不妊治療費助成分25万円を新たに計上しています。こちらは人工授精に要する費用を1組につき5万円まで助成するものです。こちらにつきましても、県の少子化対策総合交付金事業として、補助が4分の3ございます。

115ページをお願いします。

3目保健センター管理費でございます。本年度予算額2,283万4,000円、前年度と比べますと991万2,000円増額しております。こちらは、矢部保健福祉センター千寿苑と清和保健センター等の必要経費について計上しております。

12節委託料において、千寿苑の施設管理委託料として530万5,000円を計上しています。

116ページをお願いします。

14節工事請負費でございます。こちらは、矢部保健福祉センター千寿苑の雨どいを改修するものでございます。千寿苑は、平成9年に竣工し、築20年以上が経過しております。現状では、雨どいが過去の積雪や長年の雨水等により歪曲やさび等による劣化、破損が見られることから、今後の良好な維持管理のためにも早急に改修を行う必要があるものです。先ほど申しました991万2,000円の増額は、こちらの工事請負費によるものが理由になります。

続きまして、4目予防費でございます。本年度予算額3,748万円でございます。対前年度比では、63万円の増となっております。こちらにつきましては、昨年から3カ年事業として始まりました、40歳から57歳の男性を対象とした追加的風しん抗体検査事業に係る経費をそれぞれの科目に計上しています。県補助が2分の1ございます。

12節委託料では、予防接種委託料として、日本脳炎やBCGほか、新規事業として10月から始

まりますロタウイルス感染症予防接種を含む定期予防接種12種、任意予防接種1種を計上しています。先ほど申しました増加の主な理由は、今申しました追加的風しん抗体事業とロタウイルスがあるためでございます。

続きまして、117ページをお願いします。

5目健康増進費でございます。本年度予算額6,746万3,000円でございます。前年度と比較しますと、107万2,000円の増となっております。

7節報償費は、糖尿病重症化予防セミナーの講師謝金でございます。町内の医療従事者向けに開催するものでございます。

11節役務費です。こちらに郵便料がございます。これまで健診申し込みや健診セットを区長宛てに職員が持参しておりましたが、確実に受け取ってもらうために、健診申込書はゆうパックで、健診セットは要配慮個人情報を含むため個人宛て送付へ変更したのために、その分が増となっております。

12節委託料です。検診システム改修委託料につきましては、乳がん検診が国の指針に基づき、乳房超音波検査からマンモグラフィ検査に変更になったことによりシステム改修を行うものでございます。ここの欄に集団健診委託料、それから人間ドック委託料を計上しております。なお、集団健診委託料には、新規事業として喀痰検査を含んでおります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 次の目について説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 117ページです。

環境水道課環境衛生係の令和2年度の予算説明をさせていただきます。主なものを説明します。

6目環境衛生費です。2億9,786万2,000円、4,051万6,000円の増になります。財源内訳は、国県支出金、浄化槽分です。1,133万2,000円です。その他、電柱敷地料が入っております、あとは一般財源です。

1節報酬、環境審議会委員7名分の1回開催分の報酬でございます。

2節から3節、次のページです、4節共済費までは、職員9名分の人物費になります。

10節需用費です。131万7,000円。主なものは、浦川水路浄化槽施設の電気料になります。78万円。

11節役務費です。次のページです。緑川及び五ヶ瀬川水系水質検査手数料です。22カ所の調査を行っております。58万1,000円。

次に、12節委託料です。237万8,000円。浦川水路の浄化槽施設の管理委託料76万6,000円。

それから、美しいまちづくり推進業務委託料です。102万8,000円。これにつきましては、自治振興区ごとに推進員さんを選出していただいておりまして、地域のごみステーションの監視とか河川等の監視、不法投棄の監視等をお願いしているところです。

18節、2,077万円です。

次のページをお願いします。120ページです。

地球温暖化防止計画区域施策編作成負担金70万3,000円です。熊本連携中枢都市圏18市町村で策定する負担金でございます。

それから、浄化槽設置整備事業補助金1,889万7,000円。本年度は、5人槽を23基、7人槽を19基、10人槽を2基、計44基を予定しているところでございます。

それから、資源ごみ集団回収事業補助金100万円。現在、団体は13団体登録しておりますけれども、もう少し団体をふやしていこうということで考えております。

それから、27節繰出金です。2億1,404万6,000円。簡易水道特別会計繰出金に554万8,000円、水道事業会計繰出金に2億849万8,000円です。水道事業の繰出金につきましては、簡易水道等の起債償還、それから3、2、3の交付税措置です。それから、水道事業職員6名分が含まれております。

それでは、7目火葬場管理費です。清和天昇苑は、平成6年6月に建設されまして、26年目を迎えております。1,165万1,000円。133万6,000円の増になります。財源につきましては、火葬場の使用料が主な内容です。あとは一般財源です。

10節需用費につきましては、施設の維持経費になります。

次のページをごらんください。

12節委託料です。604万8,000円。主なものは、管理人の委託料2名分です。509万9,000円。

それから、14節工事請負費です。63万5,000円を計上しております。天昇苑の床の改修工事を予定しているところでございます。

次のページをお願いします。

2項1目塵芥処理費です。小峰クリーンセンターにおいては、ごみ処理施設が平成2年4月に建設して30年目になります。粗大ごみ処理施設が、平成7年3月に建設して25年目を迎えているところでございます。1億8,763万円、1,556万2,000円の減です。財源につきまして、2,442万円につきましては、持ち込み手数料とか有価物の販売、指定ごみ袋の売買を充てております。あとは一般財源です。

2節から4節につきましては、会計年度職員の4名分の人物費になります。

10節です。需用費、3,917万8,000円。指定ごみ袋等購入費646万2,000円が主な内容です。

次のページです。

12節委託料です。8,044万8,000円です。

主な内容は、次のページをごらんいただきたいと思います。124ページです。

一般廃棄物収集運搬委託料6,705万6,000円です。各旧町村ごとの収集運搬業務で、3業者に委託予定分でございます。

それから、その下の公共施設一般廃棄物収集運搬委託料、27の公共施設の運搬業務委託で、1者に委託予定するものです。

14節工事請負費です。4,985万2,000円、小峰クリーンセンター定期補修工事分です。

次のページをお願いします。

18節、464万円。下の上益城広域連合負担金、廃棄物処理施設整備分の負担金でございます。

この413万円につきましては、建設様式所得に係る登記委託料300万円と、循環型社会基本計画の策定業務委託料800万円、それから事務所の維持経費、合計2,065万円を5町村で100%均等割で割ったものでございます。

次に、2目し尿処理費です。千滝クリーンハウスです。平成6年6月に建設、27年目になります。7,379万7,000円。880万1,000円の増になります。

2節から4節まで、会計年度職員の人物費3名分になります。

次のページをお願いします。

10節、3,870万円です。主なものが3段目に施設消耗品費859万2,000円ございますが、これは施設の心臓部に当たるもので、濁りや汚れを除去するためのろ過膜の交換を予定しているものです。1枚当たり7万5,000円しますもんですから、一応100枚を交換予定しております。全体で300枚ございますが、平成29年度に100枚交換をしております。

あとは、次のページの14節工事請負費です。2,475万円。千滝クリーンハウスの定期補修工事を計上しております。

それから、18節、23万円。緑川漁協振興資金22万円を計上しております。

それから、3目最終処分費です。2,128万円。368万5,000円の増になっております。

12節委託料、2,128万円です。これまで小峰クリーンセンターから排出される燃え殻は菊池市の九州産廃に搬出しておりましたけれども、今年度をもって終了するため、新たな受け入れ先として、熊本市北区の楠野町にありますオーエス収集センターを予定しているところでございます。年間大体550トン。ここですね、搬出するということで、処理委託費と運搬費でこのような金額になる模様です。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 以上で、4款衛生費についての説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時13分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 5目の健康増進費なんですが、健康増進となると、例えば健康づくりとかするのが増進費だと思います。健診が……、117ページです。

○議長（工藤文範君） 117。

○6番（藤川多美君） はい。健診がほとんどなんですが、ただ健康増進として出されているのが健康増進補助金6万円、どこに出されているのかわかりませんが、その説明と、山都町としての健康づくりの方策という何かお持ちであったら教えてください。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 質問がありました6万円、これは同和地区への健診補助になります。

それから、山都町の健康増進をどう考えているかということでございますけれども、健康づくり係には保健師という専門家がおります。町の健康状態を図るというのが、集団健診を受けていただいて、どういう人たちに対して支援していかなくちゃいけないのかというのを図るために、まずは健診をしていただくという形を考えております。医療費の増となっている糖尿病性重症化予防とか、虚血性心疾患とか、脳血管疾患の入院にならないように、そのリスクのもとになります糖とか血圧、それから高脂血症でしたか、そういったところを生活習慣を見直すことによって少しでも改善していくための手助けをするというか、そういう形で今保健師が頑張っているところでございます。健康といいますのは、そもそもが個人一人一人がセルフケアということで、個人が意識を持って生活習慣を見直していくということが一番大事かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 六つお願いします。

114ページに、委託料としてフッ素塗布事業委託料というのがあります。これはどこにどのようにしてされるのかということが一つ。

それと、116ページに、たくさん予防接種事業で、予防接種委託料3,525万3,000円。私の孫が予防接種を受けに行くのが、私の子供、子育て時代に比べて物すごく多いなというのを感じるんですね。以前に比べてすごく予防接種が、病気予防のために必要でされているとは思うんですけども、なぜこんなにふえたのかなど。そのときに、受けさせる保護者が、これこれこれいいですというふうに選べるのかどうかというのをお尋ねしたいです。

それと、118ページに、飼い犬の鑑札とか予防、狂犬病の注射に関するものがありますけれども、犬については、きちんと首輪をつけて放し飼いにしないということが徹底されていて、随分野良犬はいないですよね、今、町なかに。でも、一方で、猫の問題が町なかに出ているというふうに聞いています。野良猫が、飼い主さんの啓発がうまくできてなくて、ちゃんと避妊・去勢手術をして飼うとか、飼えなくなったからといって捨てないとか、そういう飼い主さんの意識を向上させるための研修をしていただきたいと思うんですが、そういうお金というのは多分ないかなと思ないので、それについてどうお考えかということをお尋ねしたいです。

それと、122ページのごみ処理のところです。前年度よりも1,500万ぐらい減額しています。いいことだと思います。減額できた理由というか、どこで減額できたのかということと……、これはもういいです。そこまでお願いします。済みません。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。委託料の6万円はどこに委託している

のかというお尋ねですけど、こちらにつきましては、1歳児虫歯予防としまして、1歳児健診のときに1回無料券の歯科受診券をフッ素塗布ということで保護者さんにお渡しして、2歳の誕生日前までに使えるよということでお渡ししています。歯科医院でフッ素塗布をしていただいている。これは希望者だけという形になります。

それから、予防費の予防接種料がふえた理由といいますか、先ほど説明いたしましたとおり、予防接種については、法で決められている予防接種と任意の予防接種というのがございまして、法で決められた定期予防接種といいますけれども、こちらが12種類あります。任意予防接種が1種類あります。こここの増加の理由といたしましては、ロタウイルス感染症予防接種ということで、本年10月1日から新たに生後6週間から35週未満のお子様を対象に、予防接種が定期予防接種という枠の中に入つて実施することになりましたので、増額になっております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） お答えします。犬の鑑札とかしつかり犬のほうは管理しているのに、野良猫の対策はできないか、研修とかできないかというお尋ねですが、数年前までは野良猫も保健所が引き取りまして処分のほうとかをやっていたと、飼い主の啓発とかをしていたと思うんですけど、ここ数年、猫については一切引き取らないということで決定しております。私が来ましてからも「猫の対策をどうかしてくれ」ということで電話が數本かかっております。この前も、猫が寄らないような装置があるんですけど、それをお貸しして、これで何とか向こうに追い払うという形をとったところでございます。今後の対策としては、まだその辺は考えておりませんけれども、十分考えていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、122ページの1,500万円の減額になったというところでございますが、これは、おかげをもちまして、昨年度執行しましたごみ処理手数料の有料化で、指定ごみ処理袋の手数料の販売が1,100万円ほど、それと持ち込み手数料10キロ当たり100円、これが970万円ほど入ってきましたもんですから、マイナスに講じたということでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） お聞きしますけれども、予防費と健康増進費の各種予防の補助金は、町独自の補助金ですか、それとも国・県からのいろんなのがあるか、どちらかお伺いします。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。主に県補助金が来ているものがございます。健康増進事業として今年度94万5,000円、健康教育、健康診査、訪問指導ということで、補助対象事業としまして生活保護の方の基本健診や肝炎、骨粗鬆症検診、人間ドックの歯周病健診、講師謝金、看護師報酬等につきまして補助が3分の2でございます。94万5,000円。

それから、虫歯予防対策事業ということで、フッ化物塗布、フッ化物洗口事業に対しまして、補助が2分の1ということで30万円。塗布事業が、1歳児虫歯予防事業ということで行っていま

す。それから、乳幼児健診時に、先ほど説明しましたとおりです。洗口事業につきましては、保育園で4歳、5歳の希望者のみですけれども、洗口事業をやっております。それから、学校のほうでも行っています。

それから、県の風しん予防接種ということで4万円。こちらも県の補助2分の1でございます。妊娠を希望する本人とその家族に対する補助でございます。

それから、熊本県少子対策総合交付金として、37万5,000円を歳入で上げているところでございます。これは膣分泌物検査、妊婦歯科健診、一般不妊治療ということで、補助率4分の3でございます。

それから、追加的風しん対策事業ということで、去年から始まって3ヵ年でやる事業なんですけれども、こちらに対しましてが94万6,000円です。2分の1の補助率になります。こちらに対しましては、抗体検査と予防接種に対する事業費に対する2分の1でございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 済みません、私の質問の仕方が悪かったのか知りませんけれども、116ページと117ページの18節の補助事業の部分ですけれども、そちらのほうの説明をお願いします。

○議長（工藤文範君） わかるかな。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 4目18節の負担金補助の話ですかね。失礼いたしました。

こちらは9万4,000円、ことし計上しております。予防接種補助としまして、これは償還払いという形になります。高齢者インフルエンザ、65歳以上の方、成人用肺炎球菌、65歳から5歳未満の方、子供定期予防接種に対して償還払いをするものでございます。

例えば、高齢者インフルエンザ及び成人用肺炎球菌は、町外の広域化接種に加入していない医療機関での接種に対して行うものでございます。子供の助成は、里帰り等により県外での子供の定期予防接種を受けた者に対して償還払いを行うものでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 先ほどのごみ処理のことで、減額できたのは、ごみ処理料とか持ち込み料があったからということのお答えでしたが、もう一つ、特定財源のところの2,442万の中に有価物販売というのも入っていると先ほど言わされました。有価物販売というのは、リサイクル事業したアルミ缶とか、スチール缶とか、紙類とか、そういうものを集めて、それを売り払ったお金ということですね。リサイクルグループをつくって、何だったですかね、グループをつくるって、済みません、ど忘れしました。何ていいですか、団体登録をして、あそこ何ページでしたかね。

（「120ページ」と呼ぶ者あり）

120ページ、済みません、ありがとうございます。資源ごみ集団回収事業ですよね。これも相

まってリサイクル率が上がるようになるというのが大事だと思うんですけれども、全体としてリサイクルして売り払ったお金が幾らぐらいになるのかということを、もう一つお尋ねしたいのと、そうやって町民皆さんで協力をして、リサイクルして、売り上げたお金が、何か目に見える形になるとうれしいんじゃないかなと思うわけです。例えば、そうやってリサイクルを頑張って、町として売り払ったのが3,000万円ぐらいあるとしたら、それで公園の遊具ができましたよとか、何か目に見える形での使い方はできないかなと思っています。例えば、先ほど、町民手帳を財源にした取り組みがありましたよね。そんな形で、こうやって町民皆さんで協力して生み出したお金を目にする形での施策に使うという、特にごみ処理についてはお考えはありませんかということをお尋ねしたいです。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 失礼します。リサイクルの売り上げの内容ということですが、ちょっとお待ちください。失礼しました。

2,442万円ということで、持ち込み手数料、有価物販売料、指定ごみ販売料にペットボトルの販売料を合わせて、2,442万円ということでございます。

集団回収から持ち込まれました有価物については、入札をして業者さんに引き取っていただいております。その先の売り上げは、また上乗せして運搬料とか人件費とかされますもんですから、入札でその分が入ってくるということでございます。

それから、別の使い方ということですが、これは3億5,000万ほど維持費がかかっておりますもんですから、これに充当していかなければ、この使い道はなかなかできないということで考えているところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 先ほどの予防費の中の、116ページ、負担金の補助金の話ですけど、償還払いという話がありました。ということは、よその地区にこちらの方が行かれてお金を払われた。後を償還払いになったという話だろうと思うんですね。じゃあ、5番の健康増進費の中の補助金はどうなんですか。これも同じようなやつですか。

次のページ、117ページ、先ほどの8番議員の質問の内容なんですけれども、8番議員は、この予防費と健康増進費、4目と5目の両方ともを質問されたんですよ。18節を質問されたんです、その内容について。先ほど課長のお答えでは、各種予防接種補助金のほうだけはお答えされて、償還金だと。その償還金内容については、私が今話したとおりだと思うんですよ。じゃあ、次の健康増進費の補助金も同じようなものなんでしょうか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 先ほど説明しましたとおり、5目の18節の負担金補助及び交付金は、同和地区の方への健康増進補助として償還払いのような形になっております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 先ほど課長に健康づくりはどのようにお考えですかとお尋ねしましたが、生活習慣病云々というお答えだったんですが、本当に健康づくり……、皆さんから「家計を圧迫する」、「健康保険税が高くなる」、「年金から介護保険料は引かれる」、さんざんそういうことを耳にします。だったら、これを低くするにはどうすればこれが低くなるかということであれば、例えば介護保険を使わなくていい医療費を少しでも下げましょう、そのためには健康づくりでしょうと。だから、例えば一つに、お金をかけない方法とすれば、朝から皆さんラジオ体操をしましょう。去年から取り組まれたはびねすポイントがあります。それを皆さん持つていって毎日カードにポイントを押してもらって、それが何十個かたまつたら、例えば500円ぐらいのお買い物券がもらえますよというのがありますよね。そういうふうにしてすると、健康づくりになると思うんですよ。本当に金かけない方法としてですね。そういったことができないかというお尋ねでした。ですので、リーダーシップをとられる町長がどのように健康づくりをお考えなのかをお聞きしたいと思います。一つに私はそういう手法があるんじゃないかと思いますが、ここに健康づくりとしての予算が上がっていませんので、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、藤川議員からありましたように、健康づくりについては、先ほどエゴマに対して10万円の補助金をするというようなことあります。それと、野菜づくりをして健康であってほしいと。私の一番の思いは、やはり高齢者ばかりではありませんが、全ての町民の方々が健康で明るい生活をしてもらいたいというのが一番あります。

そのためには、まずは老人会なり、高齢者の方々に外に出てもらいたいなという思いの中で、エゴマであったり、野菜づくりをお願いをしながら、また老人会の方々もそれに呼応した中で今取り組んでいただいておるというようなことがあります。

先ほどあります、健康増進をつくる予算が余りにも少ないなという思いは十分持っております。少し職員の答弁もそのような形の中で思いが入ったのじやないかなという想いでおります。やはり、なってすぐ介護保険料が6,000円代から7,000円に山都町はなりました。これをいかにして7,000円を割るかを最大の目標値にした今取り組みをしておるのも事実でありますので、やはりいろんな健康増進事業をすることによって、健康保険税が下がり、医療費が下がり、負担が下がるような取り組みに金を使うのはやぶさかでないという想いでおりますので、今回皆さんからの一般質問がなかったわけでございますので、こういう場の中で提案をしていただくことについては、今後いろんな部分で取り入れられるような施策をとっていきたいなという想いでおります。人口減と高齢化を嘆くばかりではなくて、やはりそういう想いの中で、明るい健康なまちづくりを進めていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

5款農林水産業費について説明を求めます。

農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、5款農林水産業費の説明をいたします。

128ページのほうをお願いいたします。

5款1項1目農業委員会費4,238万2,000円を計上しております。特定財源のその他の142万3,000円につきましては、農業者年金業務に対する委託料でございます。

1節報酬1,196万9,000円、農業委員19名及び農地最適化推進委員28名分の報酬並びに会計年度任用職員2名分の報酬でございます。

2節給料から4節共済費までは、3名の職員の人事費でございます。

8節旅費につきましては、費用弁償としまして、農業委員の総会並びに現地確認に伴います費用弁償としております。

需用費でございますけれども、印刷製本費29万3,000円につきましては、年2回発行します農業委員会だよりの印刷製本費で計上しておるところでございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、農業委員の研修に伴いますバスの借り上げ料として2回分、20万円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金につきましては、47万7,000円につきましては、熊本県の農業会議並びに上益城郡の協議会の負担金として計上しておるところでございます。

26節の公課費につきましては、自動車重量税で予定しております。

2目農業総務費1億6,610万7,000円を計上しております。特定財源のその他58万9,000円は、施設の使用料でございます。

1節報酬でございますけれども、149万5,000円、会計年度任用職員1名分でございます。

130ページをお願いします。

2節給料から4節共済費につきましては、13名分の人事費でございます。

10節需用費でございますけれども、85万8,000円。これにつきましては、蘇陽の営農ホールの照明器具の交換に伴います経費、並びに二瀬本ふれあい館、研修センター及び中尾機械倉庫の電気料を計上しておるところでございます。

11節役務費でございますけれども、公用車2台分の車検並びに浄化槽の点検費として計上しております。

委託料でございますけれども、129万7,000円。二瀬本ふれあい交流館並びに西部交流館の浄化槽及び消防設備点検料、鮎の瀬交流館施設の管理委託料として80万円を予定しておるところでございます。

13節使用料及び賃借料でございますけれども、ふれあい館備品のリース料としまして、147万円を予定しております。みそづくりに使います大豆の煮炊き用の回転釜、並びに毛布などの大型洗濯用の洗濯機のリース代でございます。

26節公課費につきましては、自動車重量税を予定しておるところでございます。

3目農政費です。2,252万1,000円を計上しております。特定財源80万円は、旭化成から桟山土

地改良区への事業協力金でございます。

8節旅費でございますけれども、特別旅費としまして、九州茶協議会並びに全国棚田協議会、担い手サミット等へ出席する場合の旅費でございます。

132ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料20万円、これは認定農業者の全体研修並びに女性の研修に係るバスの借り上げ料を予定しております。

18節負担金補助及び交付金2,143万8,000円です。各種協議会への負担金及び助成金となっております。

下から4番目でございますけれども、認定農業者協議会助成金30万円です。

次に、営農対策協議会27万円を予定しております。

その下の有機農業協議会助成金100万円、会員108名で有機農業フェア並びに年間を通じた栽培技術の講演会等を開催されております。

次に、農業後継者クラブ助成金13万円でございます。

これにつきましては、若手農家のほうで庭先の研修会、または福岡への野菜販売会、また先進地研修等が行われております。

下に行きまして、茶振興会助成金60万円、17工場66名の方に対する助成でございます。主な取り組みとしては、新茶まつり、九州茶まつり及び先進地研修でございます。

次に、たばこ共同育苗施設組合助成金3万円です。

次に、山都地域担い手育成総合支援協議会77万5,000円。これにつきましては、新規就農研修に係る運営経費を計上しておるところでございます。令和2年は、現在2名の方が新たに研修を受けるということで予定をしておるところでございます。

耕作放棄地解消事業補助金11万2,000円。現在1名の方から37アールでの解消ということで要望がございました。なお、自己所有地での解消ということでございますので3万円、これは県の100%補助でございます。

国営造成施設管理体制整備促進事業補助金500万円、矢部開パの管理します道路、パイプラインに通す補助でございます。

農業制度資金利子補給費補助金3万8,000円。これは平成12年から平成28年度までに、銀行並びにJAのほうから制度資金を借り入れた場合の利子補給の補助金でございます。

次に、農林振興事業補助金47万5,000円。ユズ、クリ等の苗木購入の補助でございます。

農業用廃プラスチック適正処理推進事業補助金149万円。JAが各農家から回収しました処分費のうち、1キロ当たり15円を上限とし、または2分の1、安いほうの補助をするところでございます。

次に、集落営農推進事業補助金60万円です。これにつきましては、1地区30万円を予定しております。なお、令和元年度につきましては、矢部地区の御所と下矢部東部のほうで、それぞれ集落へ向けた取り組みがなされております。

山都町農業後継者就農交付金400万円です。令和2年度は8名を見込んでおります。なお、元

年度は11名の方に550万円を交付したところでございます。

有機ＪＡＳ認証補助金210万円。これにつきましては、現在、山都町には有機ＪＡＳ認証登録者が45名おられます。市町村としましては全国一の登録者数となっておりますけれども、有機ＪＡＳ認証につきましては毎年審査を受ける必要があり、その認証手数料等が有機農家にとって大きな負担となっているということでございますので、有機農業の定着と取り組みの拡大を図り、安心・安全な農業を推進するため、有機ＪＡＳ認証費用の一部を補助するものでございます。具体的には、新規で認証者を受ける方については5万円、継続される方には3万円を想定しております。継続登録が現在の45名、新規の方を約15名想定して予算のほうを計上しております。

次に、野菜・花き・果樹振興助成金188万円。上益城ＪＡ、ＪＡ阿蘇、それぞれ94万円を助成しております。

果樹剪定助成金80万円。これにつきましては、事業費の40%を補助しているものでございます。

全国茶品評会出品助成金60万円。出品1件につき2万円、30点分を計上しております。

桜山地区かんがい事業協力金80万円。旭化成延岡支社からの地元土地改良区に対する協力金でございます。令和8年度までの10年間の契約でなっております。

134ページをお願いいたします。

4目畜産振興費799万2,000円を計上しております。特定財源1万円につきましては、町有牧野の使用料でございます。

7節報償費3万円、獣医師2名の方への謝金となっております。

次に、10節需用費36万6,000円につきましては、ワクチン等の注射に使います注射針等の購入費を見込んでおります。

次に、18節負担金補助及び交付金756万5,000円。矢部・清和肉用牛振興協議会45万円、南阿蘇畜産振興協議会75万2,000円、家畜防疫医師会助成金5万円。家畜導入事業補助金401万9,000円、これにつきましては、町の交付要綱に基づき、導入された雌牛の価格の10%以内、または自家保有の場合は市場価格の8%以内をそれぞれ補助するものでございます。

135ページになります。

町の指定牛補助金60万円です。優良牛の自家保有分の支援としまして、生後10カ月齢から24カ月齢の雌牛を3年間飼育することが要件で、1頭3万円を予定して20頭を計画しておるところでございます。

牛予防接種ワクチン事業補助金157万5,000円。ワクチン代1,800円の半額補助で、1,750頭を予定しておるところでございます。

次に、6目日本型直接支払事業費5億6,227万2,000円を計上しております。

1節、49万9,000円につきましては、会計年度任用職員1名、4カ月分の報酬でございます。

12節委託料452万2,000円。農用地の傾斜等を計測する場合の業務委託で、60万円を予定しております。中山間の直接支払交付金の対象となります農用地の新たな編入または除外に伴う傾斜測定、エリア計測に伴います委託料でございます。

次に、多面的機能支払事業保全管理状況調査業務委託料、これにつきましては、多面的機能、直接支払交付金の対象農地につきましては、国の要綱によりまして毎年全筆を確認する必要があるということで、その調査費用としまして計上しておるところでございます。

136ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金5億5,672万1,000円。中山間地域等直接支払制度交付金3億3,528万5,000円を予定しております。多面的機能支払事業交付金2億203万3,000円、環境保全型農業直接支払交付金1,940万3,000円。

7目水田農業対策費でございます。895万円を計上しております。

18節負担金でございますけれども、経営所得安定対策等推進事業費補助金655万円。これにつきましては、山都地域農業再生協議会のほうへ補助するものでございます。

あわせまして、下の水田産地化総合推進事業費補助金200万円につきましても、同じく再生協議会のほうへ補助するものです。再生協議会のほうでは、現地確認に伴います農家組合長271名に対する謝金、また、現地立ち会いされたときの費用弁償、その他産地づくり交付金の算定事務に伴う賃金等を予定しておりますところでございます。

9目農業土木管理費です。700万8,000円を計上しております。

下のページをお願いいたします。

12節委託料550万円、重点ため池ハザードマップの作成業務委託料です。山都町の重点ため池としまして、矢部地区で日名田、山田、清和地区が井無田、郷野原、栃原、蘇陽地区が馬見原の坂の上ため池、この6カ所となっております。本年度につきましては、馬見原と栃原の2カ所で作成をする予定としておるところでございます。

18節負担金補助及び交付金80万3,000円。

県水土里情報利活用協議会の負担金としまして、31万1,000円を計上しております。

土地改良事業賦課金18万7,000円。これは県営中山間事業並びに山田のため池取水工事に伴います賦課金でございます。

下の、世界かんがい施設遺産全国大会負担金20万円。本年10月19日から20日にかけての2日間、熊本市で第4回アジア・太平洋水サミットが開催されます。熊本県ではこれにあわせたサブイベントとしまして、「世界かんがい施設遺産全国大会 in くまもと」が10月20日から21日に開催を予定されております。構成するメンバーとしましては、既に世界かんがい施設遺産の登録をされており、幸野溝・百太郎溝、通潤用水、白川流域かんがい用水群、菊池かんがい用水群、この4カ所を含めまして、熊本都市圏連携協定の中における市町村で構成しておるところでございます。なお、具体的な取り組みについては、今後詰めていかれるということで考えておるところでございます。

138ページをお願いいたします。

大矢野原演習場対策費です。4,933万7,000円を予定しております。

12節委託料4,700万円、国の100%補助でございます。これにつきましては、中島地区の用水路でございますけれども、障害防止対策事業としまして、昭和53年から平成23年度まで、約12億円、

延長としまして53キロの水道の改修を行っております。整備から40年近くが経過し、老朽化した水路、また未改修の水路も含めた全体計画調査を行い、令和4年度からの事業開始を予定しておりますところでございます。

次に、13目中山間地域総合整備費です。4,531万2,000円。特定財源823万9,000円につきましては、工事に伴います地元負担、受益者負担金でございます。

1節報酬64万7,000円につきましては、矢部中部地区換地委員26名分の報酬でございます。

次に、12節委託料です。317万9,000円。御岳地区営農計画書作成業務委託です。

18節負担金補助及び交付金4,119万5,000円。農業競争力強化基盤整備事業負担金でございます。

次に、14目単独土地改良費です。111万6,000円。修繕料を予定しております。この修繕料につきましては、清和の鶴ヶ田台にあります用水のパイプラインの中に小石が入ってパイプが割れたということで一部修繕を行うことと、途中に2カ所の減圧槽がございます。この減圧槽も約20年近くたったということで、メンテナンスが必要だということで、そのメンテナンス費用を今回計上するところでございます。

25目人・農地プラン事業費、3,241万9,000円です。

1節報酬124万6,000円につきましては、会計年度任用職員1名、10カ月分を予定しております。

次に、140ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金3,069万7,000円。次世代人材投資資金を予定しておるところでございます。平成27年度後期以降の13名の方に対する交付金を予定しておるところでございます。

29目水利施設等保全高度化事業費です。720万円。

14節工事請負費、山田ため池取水施設改修工事720万円を予定しておるところでございます。

24節特定防衛施設周辺整備調整交付金事業につきましては、廃目でございます。

141ページに行きまして、5款2項1目林業総務費です。2,643万4,000円を計上しております。

12節委託料14万3,000円。図面作成ソフトの保守点検委託料でございます。

142ページをお願いいたします。

使用料及び賃借料59万9,000円。パソコン、公用車等のリース料を計上しております。

2目林業振興費です。1億4,010万1,000円を予定しております。

1節報酬177万円につきましては、猟銃による鳥獣被害対策防止、自治体の報酬になります。

12節委託料です。850万円。森林病害虫等防除委託料としまして、蘇陽の服掛松にあります松くい虫の防除ということで、13万円。

意向調査委託料としまして、837万円を予定しておるところでございます。この意向調査につきましては、山都町内に民有林が2万8,000ヘクタールほどありますけれども、森林経営計画を策定されていない約2万ヘクタールの森林に対して、その所有者から意向調査を行うための委託料でございます。

次に、13節使用料及び賃借料です。48万円。森林情報管理システムのリース料を予定しております。

次、14節工事請負費263万6,000円。癒しの森整備工事として清和のふれあい公園のほうで工事

を予定しております。

次に、18節負担金補助及び交付金です。1億2,635万1,000円を予定しております。

下から、森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会負担金75万9,000円。これにつきましては、熊本県の協議会が実施主体となりまして、集落、近隣の里山の整備をする場合に国の補助がございます。これについては、県のほうからも補助がありますけれども、町も県と同じ負担をした場合に県は負担するということでなっておりますので、それに対する町の負担金を計上しておるところです。

次に、南郷檜ブランド化推進協議会負担金75万9,000円を予定しております。これにつきましては、阿蘇郡内及び山都町の8市町村と阿蘇森林組合、林業関係者で構成する協議会でございます。全国で唯一挿し木の品種でございます南郷檜をブランド材として普及とともに、育成活動を通じ林業活性化と後継者育成を図ることを目的に広域的に連携する協議会でございます。負担金につきましては、森林環境譲与税を充当する予定でございます。

次に、有害獣被害防止対策事業補助金1,000万円。電柵設置に対する町2分の1補助の事業でございます。

次に、特用林産物施設化推進補助金115万2,000円です。JAかみましきシイタケ部会のほうで、シイタケ乾燥機2台を今回予定されておるところでございます。

有害鳥獣捕獲隊助成金5,829万4,000円。有害獣駆除捕獲隊57人に対する補助と、イノシシ、鹿の捕獲に対する補助でございます。

次に、くまもとの森林利活用最大化事業補助金4,123万円です。森林組合及び林業事業体が実施します間伐に対する補助としまして、1m³当たり3,400円を補助するものでございます。

森林整備地域活動支援交付金225万円です。森林組合が実施します森林経営計画の集約化、また、林地の境界を明確化にする活動に対する補助金でございます。

次に、山都町森林整備事業補助金1,000万円です。山都町森林整備事業補助金交付要綱に基づき、森林所有者が森林組合等へ委託して実施した場合、実施します間伐、下刈り、造林に対する町単独の補助でございます。

一番最後になります。緑の少年団活動助成金8万円です。中島、蘇陽小に4万円をそれぞれ交付するものです。中島小学校におきましては、28名で活動され、花壇の整備、米づくり、矢部高校生との花づくりもされております。また、蘇陽小学校では、40名で活動されており、サツマイモの栽培、米づくり、花植え等を実施しております。

144ページをお願いいたします。

山都町鳥獣被害防止対策協議会助成金60万円です。これは、町、森林組合、JA、獣友会等で構成しますワイヤーメッシュなど国の事業を実施する場合の事業主体となる協議会でございます。

次に、狩猟免許取得支援補助金25万円。免許を取得された場合、1人当たり1万円を補助するものでございます。

3目林業土木管理費、1,028万9,000円。

10節需用費30万円です。修繕料25万円につきましては、林道清和矢部線の修繕を予定しておる

ところでございます。

12節委託料443万9,000円です。町有の林道16路線の除草作業を地元に委託するものでございます。単価につきましては、1メーター当たり63円で計算をしておるところでございます。

13節使用料及び賃借料30万円、重機の借り上げ料でございます。

14節工事請負費520万円。清和砥用線に係る工事費でございます。県2分の1の補助でございます。

次に、7目治山費です。1,390万6,000円を予定しております。特定財源のその他の146万9,000円は、治山工事に係る受益者負担金でございます。

145ページです。

14節工事請負費1,365万5,000円。目丸、御所、鶴ヶ田、この3カ所で治山工事を行うものの工事費用でございます。

15節原材料費につきましては、それぞれ工事に対します原材料を予定しておるところでございます。

13目山のみち地域づくり交付金事業費、207万7,000円。

18節負担金補助及び交付金、林道菊池人吉線の事業中止に伴います再調整後の負担金でございます。これにつきましては、山都町と八代市を結ぶ路線としまして、緑資源機構が当初整備しておりました。平成20年の緑資源機構の廃止を受けまして、その後の工事につきましては熊本県が引き続いて工事を行っておりました。その後、熊本県の公共事業再評価監視委員会の審議の中で、当該路線については事業中止が妥当との意見具申を踏まえ、熊本県では事業が中止されたところでございます。なお、これまでの負担金については、受益面積等に応じて、国、県、八代市、山都町で案分されておりましたけれども、県が工事した部分が山都町管内のみということでありましたので、負担金を再調整された結果、207万7,000円を支払うことになったものでございます。なお、負担率につきましては、国が53%、県が7%、山都町が23%、八代市17%で計算をされているところです。

次に、15目鳥獣処理加工施設費でございます。550万円を計上しております。

12節委託料です。550万円。ジビエ工房やまとの加工場の運営に関するものです。加工場の開設から2年間の実績をもとに、人件費、加工料等並びに材料購入費等基礎的な経費と、精肉加工品の販売実績等を試算し、前年度と同額の委託料を予定しておりましたけれども、現在、地域おこし協力隊として加工場におられます女性の方の任期が5月末で切れるということで、新たに地域おこし協力隊のほうを募集しておりますけれども、応募がなかったということでございますので、新たにパートを雇用する必要があり、その人件費を含めた予算を計上しているものでございます。

5款3項1目水産振興費でございます。17万円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金17万円。緑川漁業協同組合補助金12万円、蘇陽地域漁業協同組合補助金5万円。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 5款農林水産業費についての説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時17分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） あんまり何ですので、1個だけお願いをしておきたいと思います。

今、林業振興費の中で、どこということじゃないんですけれども、今、森林組合等に間伐なんか頼んだ場合、道づくりとかいうのは、国・県の補助金があって作業道もきちんとできているわけですね。森林所有者にとっては非常に都合がいいという話ではありますけれども、今、山都町の中では民間で間伐事業とか伐採事業とかをやっている業者さんがたくさんいらっしゃるわけですね。そういう中で、道がなければ個人負担等々もあって、話がある中で「何とか幾らか原材料代でも補助してくれんどか」という話があるわけですね。そういう場合は、当然、森林所有者のほうから代金を差し引いてするということになってくれれば、森林組合が全てのことを、南阿蘇森林組合にしても、緑川森林組合にしても、全部請け負うような能力はないわけで、そういう個人的に間伐とか伐採するとき、原材料費でも今後事業者と話し合いながら、森林所有者のためも考えながら、今後取り組んでいくようなことを考えていただきたいというふうに思っているわけですけれども、町長でも担当課長でも結構ですのでお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） ただいま言われました、個人事業者が作業道をつくる前に、昨年からあります森林環境譲与税の中でも作業道の造成というのは認められております。やっぱり道を入れていかないと山に手が入っていかないということが考えられますので、そちらのほうで対応できればということで思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） ゼひそういうことを検討していただいて、今度から補助で、制度が成立しておるわけですので、ゼひそういう事業所を集めて説明していただいて、どのような形で補助するかという要綱もつくっていただいて、ゼひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 133ページの有機JAS認証についてお伺いさせていただきます。

45名で全国一という今話をされました。新規にする場合が5万円と、継続審査の場合が3万円という話になっております。ただ、新規の場合が5万円というのは非常にわかりますけれども、継続審査の場合は、これは面積によって価格は全部違います。これで一律なのか。例えば1反有機JASをとっても、1町とっても金額は一緒なのか。その辺はどうですか。同じような3万円ということでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） お答えします。先ほど言いました有機認証の費用でございますけれども、山都町で一番有機認証を受けられている機関としましては、熊有研が一番多いのかなというふうに思っています。熊有研の資料でいきますと、申請の手数料としまして、申請料が圃場5枚までは一律5,000円となっております。ただ、1枚ふえていくごとに1,000円の加算があるという部分と、審査の手数料としましては、50アールまでは一律3万1,000円となっております。50アール以上2ヘクタールまでにつきましては、1ヘクタールごとにまた1,000円だんだん上がっていくと。ですから、50アールまでの3万1,000円プラス、1.5ヘクタールふえれば1万5,000円また追加していかんといかんというような格好でございますけれども、それぞれ作物の品種の数、面積に応じて認証いただきます手数料については差があるかと思いますけれども、一応、今現在町のほうとしましては、新規の方は5万円、継続については3万円ということで進めていきたいなということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） わかりました。ただ、認証機関はいろいろございます。それによって価格もばらばらだと、統一はされとらんと思いますけれども、そういうことであれば、熊有研のほうを優先でそれを参考にされとつということならそれでも構わんと思いますけれども、今後は認証機関あたりも、どこら辺の認証機関をとつとのか、それもちょっと調べていただいて、平均的なことをしていただくならば、なお有機JASを取る人には有利だろうと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 143ページあたり、その辺にずらっとあるんですけれども、有害鳥獣害の駆除についてですけれども、予算的にはいろんなつを合わせとかなりの予算、ジビエ工房まで合わせるとかなりの予算になるかと思いますけれども、一向に減る気配がない。これをずっと続けよってもどうかなという部分がありますので、抜本的に何か考えないかんとじゃないかと思うところがあります。

私は、一つ、昨年の暮れに四国から島根まで研修に行きましたけれども、そこではイノウエさんという方が「ジビエをふやさない。人里に入れない」という運動をされとて、その「山くじら」という名前を出していいかわからんですけど、缶詰を出しておられるところです。そのイノシシが足らんごとなつたけんといって、山都町のイノシシを買いに来られておりました。ちよう

ど僕らが行ったときに、「2日前に山都町に来た」という話がありました。そこは、住民挙げて、減らすじやなくてふやさない運動をされとて。そういうのも一つの手としてしていく必要があるんじゃないかな。この本も買ってきましたけど、本があんまり長ったらしいもんだけん、なかなか要点が得んとですけれども、そういう方法があるということです。そういうのもしていく必要があるんじゃないかな。

それから、もう一つは、ハンターです。猟師さん。この辺が、本当にお年寄りばかりになってしまっています。この辺の育成も考える必要があるんじゃないかなと思いますので、そういう取り組みも、ここにはそういう育成の取り組みは別にないようですので、そういうのも予算の中に入れていただきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） 先ほど言われました島根県の例につきましては、私のほうでも文献を読んで知っております。やっぱり捕獲するのも大事でございます。でも、防御するのも大事でございますけれども、まずそこにイノシシ等がやってこないような環境づくりも大事じゃないかというふうに思っております。

その中では、やっぱり里山が昔から荒ってきたとが一番の原因ではないかと思っておりますので、できますならば森林環境譲与税等を使いながら、そのあたりの里山の整備もできればいいのかなというふうに思っております。

あと、農家ハンターにつきましては、2年前ですか、千寿苑のほうでミヤガワさんを呼んで講演会をされております。ああいった取り組みというのが今から必要になってくると思いますので、その辺をどう取り組んでいったらいいのかということで検討しながら、可能であれば予算のほうも考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1番、眞原です。

145ページ、鳥獣処理加工施設費、15目の。御説明では、地域おこし協力隊の方が今期で終わりになられると。継続して募集なさったけれども応募がなくて、パートさんを雇わなきゃいけないので、その分が委託料の増加分であるという説明を受けたかなと思いますが、ちょっと何か理解しにくい点がございます。といいますのも、そもそもこの施設の委託料というのは、地域おこし協力隊の方の人的な応援も積算というか中に入った上で、もともと400万円積算されていたのかどうかがちょっと見えないところでありますし、そういう今の論法で管理委託料が上積みされるということになりますと、例えば文化の森とかどうなるのかなとか、今後ほかにそういう公益的な事業、施設を委託している施設に対して地域おこし協力隊の方がミッションを抱えて入っていらっしゃるときに、その方が抜けた後、その仕事をなさる方をその企業が雇うときに、委託料がその分積み増しになるのか。その辺の考え方方が自分の頭の中でも整合性がとれてないので、

よければ御説明いただければと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） お答えいたします。ジビエ工房の委託料につきましては、平成30年度、31年度につきましては、398万円で委託のほうを行っておりました。約400万円ということでございます。それには、地域おこし協力隊の方は別のほうで報酬というか出ておりましたので、あくまでもそれ以外の経費ということで398万円でお願いしとったんですけれども、一人いなくなるということで、新たにパートの方を雇用する必要があるということで、その分を150万ほどを予定しておるところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） わかりました。言いかえますと、要するに、最初の委託料は、地域おこし協力隊の方が入られるので、もともとかかる550万の経費からその方の分が引かれていたというような認識になるわけですね、今の御説明だと。それでよろしいですよね。

そうなった場合、やはり気になるのは、他の公益的な施設の委託を受けてらっしゃるところに、もし地域おこし協力隊の方が今後入られたときに、その方がいなくなったりの件費及び委託料がどうなるのかというのは、今後整合性をとっていく必要があるのかなと思いますので、そのあたり今後の課題として検討していく必要があるかなと思いますが、このあたり町長いかがお考えでしょうか。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） ジビエ工房やまとについての委託料につきましては、2年半前、事業を始めました。その当時も地域おこし協力隊の方はおられたんじゃないかなと思います。これにつきましては、発足当初から非常に経営的に難しい経営が続くんじゃないかなと非常に危惧をしておりましたが、どうにか今、人件費の部分を引きますと赤字でございますが、そんなに大幅な赤字は今出でないんじゃないかなと。継続を今、清和資源にお願いをしておるところでございますが、どうにかまだまだ……、最終的に黒字じゃないかなと、黒字でありませんが、どうにか経営が前に行きよるかなという思いでおります。

今、言われましたように、今度6月までが協力隊の方がおられるというようなことでございますが、そればかりでなくて、やはりこの施設につきましては、今後なかなか黒字化は難しい部分があるんじゃないかなと思います。今後につきましても、これは努力はしていただきなくしてはならないし、この事業はずっと続けていきたいし、また肉に対する需要も今多くなっておるというようなことでございます。

つい先ほど、矢仁田議員からもありましたように、やはり減らない。ふやさないのも大事ですが、減らすのを一番の目的としておるわけでありますので、やはり山里に来ないようないろんな対策も進めながらやっていきたいという思いでおります。

文化の森であったり、しごとセンターであったり、今、協力隊の方を迎えた中で事業をおられます。こういう部分を含めながら、これにつきましては、農林課ばかりじゃなくて、山の都、

総務課を挙げた中での検討をしていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 失礼します。今の協力隊のことについて、私も御質問があつたんですが、今、眞原議員が代弁していただいたような形でした。結局、今の協力隊の方は、本当に新規に、皆さん御存じかと思います。いろんなところでメディアでも取り上げられましたので、ジビエを通して新しい起業をされるということで非常にいいことだなというふうに思っているんですが、やはり協力隊を募集したから来なかつたじゃなくて、あの場合は本当にマッチング、企画課長が先ほども申し上げられたように、マッチングが大変大事であるということですね。だから、事務員がおらんごとなつたけん協力隊どん来てもらおうかというような意識では、本当に絶対に長続きはしないというふうに思っています。なので、ほかの地域の方々とも、よくよくやはり何が必要か、何をというのが非常に大事なところだということを1点申し上げておきたいと思います。

それから、質問は、142ページの2万ヘクタールでしたか、森林の意向調査の委託料でございます。広大な土地の調査ということなんですが、この意向調査というのはどういうふうな手法でどういうふうなことをされるのか教えていただきたいと思います。

それから、131ページの鮎の瀬交流館の委託料ですが、これも先ほどの委託料という考え方ですね。これは何を見積もって、以前は70万ぐらいだった。63万とか70万円ぐらいだったというふうに思っているんですが、これが80万。今あそこはトイレの使用だけができるようになっております。私たちもフットパスをするときには大変便利に使わせていただくわけなんですけれども、あそこのトイレをあととく。何の委託料なのかというところをお伺いしたい。もちろん清掃に行かないかん。あとは、浄化槽であるとか、何とかの点検であるとか、あけておくについては電気代とかいろいろなものが加算されてくるんだと思いますが、どの辺までを入れてこの委託料というふうなことで見積もってらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、まず森林経営計画に伴います意向調査のことからお答えしたいと思います。

先ほど、森林経営計画を作成されていない面積が2万ヘクタールほどあると、そのうち、本年度、阿蘇森林組合と緑川森林組合管内で約1,000ヘクタールのほうを意向調査をする予定でございます。

調査としましては、森林簿に基づきまして、所有者を探しまして、その方に対して将来的にその山を自分で経営していくのか。または、そのまま放棄していくのかとかいうのを調査します。それで、経営できるということであれば、そのまま経営していただくことが必要なんですけれども、仮に自分で経営できないという山林が出た場合にどうするかというのが一番課題かなというふうに思っております。国のほうでは、森林管理計画をつくれば町のほうが最終的には管理してもというようなことになっているんですけども、全てを町が管理することはできません。その

中で森林組合等に山を見てもらって、どうにか経営できるような山にできないかということを確認して、山を伐採しながら、経営できる方についてはそのまま経営していただくということで調査を行うものでございます。

それと、もう一つの鮎の瀬交流館につきましては、これは委託料ということで80万円計上しております。これもつくった当初からのものなんですけれども、片方では1ヵ月当たり3万2,000円ほどの使用料を逆に地元から取って、改めて今度は施設の委託料を払っているというような状況でございます。建設された当時は、いろんなお客様が来て、お店にもぎわっていたということで、それなりの売り上げがあったということで、月当たり3万幾らの使用料を取られていたんではないかというふうに思っております。ただ、年間38万4,000円になりますんで、片方では、今はそこまで売り上げがないということで、この使用料が相当重荷になっている部分もございますけれども、菅地区におきましては、年間を通じて、例えば4月には茶摘みの体験であったり、8月にはこけ玉づくり、並びに10月、11月には稲刈り体験とか、昨年は300名ほど集まって鮎の瀬開通の記念イベントをされております。どうにか「アユノセカフェ」ということで、女性部の方が年間45日程度鮎の瀬交流館をあけてカフェのほうの経営をやっております。来年度につきましても、どうにか頑張っていきたいということでお話ししておりますので、鮎の瀬交流館につきましては菅地域振興会のほうにまた委託のほうをお願いしたいというふうに思っております。

管理の部分でございますけれども、あそこのトイレの清掃を週に5日、それと浄化槽等の点検と近辺の清掃を週に3日ぐらいお願いしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 興梠です。2点ほどお伺いしたいと思います。

大変負担金、補助金関係がほとんど大きゅうございますけれども、その中で、農業生産者の一番身近なものとして農林振興補助金というのがございます。47万5,000円。133ページですけれども、これにつきましては、今いろいろお伺いしますと、中山間直接支払い、多面的機能等の交付金があるから、その交付金で手当てをしてくださいというような答弁を何回となく聞いておるところでございますけれども、しかしながら、そういう事業に取り組めない農業者が多々おられます。そういう方に対しまして、農道の拡幅とか敷砂利とか、水路の修理とか、そういうのは事業にかたってない方は取り組めないわけでございます。そういうのについては、やっぱり町のほうから農林振興事業のほうで手厚く支援をしていくような体制でなくてはいけないというふうに思っておりますけれども、この47万5,000円という根拠、それから申請が今ストックがあると思いますけれども、これを補えていくのか。そこら辺の予算の立て方の考え方を教えていただきたいと思います。

それから、漁協のほうですけれども、最後の水産振興費の、これでございます。私も何年か前質問したかと思いますが、緑川漁協と蘇陽地域漁協というのが二つありますけれども、この補助金の額、12万円と5万円ですか。この積算根拠を1回お伺いしたんですけども、緑川のほうが

大きいとか、そんな感じの答えだったと思いますけれども、もとは蘇陽地域漁協も12万円か22万円補助金を出しておりました。そしたら、どんどん下がってきて、この差が何でこんなにつくのか。できれば同額の補助金でなければいけないというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。

まず、農林振興事業補助金47万5,000円の件でございますけれども、これにつきましては、農政係のほうが所管しますクリ、ユズ等の苗木の補助ということでございますので、先ほど興梠議員が言われました、道路とか水路に使う部分の農林振興事業補助金とはまた別の意味でございます。ただ、言われましたとおり、中山間、多面的機能、いろんな事業があって、農道、水道整備が行われておりますけれども、中には一人で、施設として対象にならない部分もございます。そういうしたものについては農林振興事業の中で取り上げていく必要があるかと思いますけれども、現在、町のほうでは災害等のほうを優先しておるということで、ここ3年ほどは農林振興事業補助金のほうを計上しておりません。その辺を見ながら、今後計上していく方向で考えていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

申しわけありません。漁協のことでございますけれども、漁協につきましては、緑川漁協、蘇陽地域漁協、二つございます。これにつきましては、緑川漁協が12万円、蘇陽地域漁協が5万円ということになっておりますけれども、補助金額につきましては、それぞれの漁協の放流量であったり、活動状況を踏まえて決めているところでございます。

放流の状況でいきますと、緑川漁協でいきますと、アユ、ヤマメ、ハエ合わせまして585キロ放流されております。蘇陽漁協につきましては、ヤマメ、ニジマス、イワナ、250キロが放流されておると。また、緑川漁協におきましては、清和のほうで漁民の森の整備ということで、毎年草刈りのほうにも来られているということで、その辺を踏まえて金額のほうをしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 農林振興補助金は、クリとユズだったですかね。ユズですね。なら、その下の花き・野菜・果樹の振興助成金、これは協議会の助成金と考えていいんですか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） お答えいたします。野菜・花き・果樹の助成金につきましては、188万円ということで、JAの部会に、阿蘇、上益城それぞれ2分の1の金額ずつを部会のほうで使ってくださいということで農協に出しております。そういうところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 認君） わかりますけれども、農林振興事業につきましては、今後考えていた

だかないと、そういう事業に取り組めない農業者、生産者がかなりおられます。やっぱりそういった方の農道あたりを通ってみますと、かなり悪うございますので、何らかの課題として今後ぜひ予算化していただきたいというふうに思っております。

また、漁協につきましても、放流量が違うからというようなことでの積算では納得できませんので、そこらあたりも。同じ漁協で同じ形の事業をやっておられますし、山都町の水が下方に流れていくわけでございますので、そういう機能の面からも頑張っておられますので、ぜひ検討していただくようにお願いして終わりたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 145ページ、山のみち地域づくり交付金事業ですが、林道菊池人吉線事業中止再調整負担金207万7,000円についてお伺いします。

緑資源機構、今は森林整備センターというふうに名称が変わっているかと思いますが、ここが中止をしたと。もともとこの大規模林業の事業というのが、ここ緑資源機構がやっていたんですが、じゃあ今後こういうふうな大規模林業の事業はどうなるかということと、この後また再調整の負担金ということでございますが、菊池と人吉の間の沿線の町村の負担金かと思いますが、この負担金はどのように使われるのか。それから、何町村でどういうふうにされるのかとか、あと、この再調整の方法というか、この行方というか、方向を教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。

菊池人吉線の件でございますけれども、先ほど説明しましたのは歳出ということで、再調整は県の工事が山都町管内だけの部分だったということで、調整して山都町が負担金を払うことが必要になります。

ただ、一方では、緑資源がこれまでやっていました事業については、その分についても既に負担金を払っております。それについては、今回歳入のほうで1,000万弱の歳入ということで、そちらはそちらで再調整されて、歳入は歳入で入ってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今のはもういいんですか。

（「方向性がわからなかったから。今後どうなるか」と呼ぶ者あり）

○議長（工藤文範君） 人のはいいです。自分のを。

○2番（西田由未子君） 濟みません。

○議長（工藤文範君） はい。

○2番（西田由未子君） 3点お願いします。

133ページの真ん中辺に、農業用廃プラスチック適正処理推進事業助成金というのがありますけど、これ去年はたしか71万円だったと思います。倍増している理由と、廃プラを処理するのは

農業のマルチとか、肥料袋とか、農薬の袋だと思うんですが、そういうことで有害物質を取り除くというのは大事なことなので、それにお金がかかるのは仕方がないと思いますが、上がっている理由を一つ。

それと、137ページに、ため池ハザードマップをつくるというのがあって、マップ作成の委託料がありますけれども、たしか去年は全部で7カ所あって、昨年4カ所しますと言われたと思います。ことしは2カ所ということは、残り1カ所は来年に回るのかなという確認と、ため池ハザードマップは、去年の分はでき上がって、その地区にきちんと配付されているのかどうか。これは九州北部豪雨とか広島の豪雨災害のときに、ため池の決壊による水害があったということの教訓でつくられたと、そういう事業だと理解しておりますが、マップをつくっただけでは災害防止にはなりませんよね。それで、それに関連して、140ページに、山田ため池の施設改修工事が720万円かけてしてありますので、山田のため池は危ないということでされているんだと思います。ほかのところは大丈夫だから、施設改修までは要らないから上がってないのか。必要だけれども今年度はここだけになっているのか。そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） まず、最初の質問でありました農業用廃プラスチックの件でございますけれども、これにつきましては、これまで無料でありますビニール系が、本年度から1キロ15円に、無料だったのが今まで、無料から15円に加算されたということが一つ。それと、これまで10円だったポリ系が30円に処理料が上がったということで、その分が増加した部分でございます。

それと、全体で山都町には重点ため池が7カ所ありますよということでお話ししておりましたけれども、ため池につきましては、そのまま崩れたときに被災するため池と、何ていいですか、土手がない、皿みたいなため池ということで、それについては対象外ということで、6カ所をしております。令和元年度の予算で4カ所を予定しておりましたけれども、熊本県からの補助決定通知が12月末ということで大きくずれ込んだということで、今から発注準備をすることで繰り越しを予定しておるところでございます。あわせまして残りの2カ所のため池をしまして、ことしと来年で6カ所終わってしまうということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 山田ため池。

○農林振興課長（山本敏朗君） 申しわけありません。山田のため池につきましては、被災するおそれがあるということではございませんで、あそこの取水口は、ため池の内側の土手に対して、沿って取水口をされております。それが相当40年近くたっておるということで、老朽化がひどくて漏水しているということで地元からの要望がありまして、県の事業で今回するところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 今のため池の件ですけれども、ハザードマップをつくられるのは、やはりそういう豪雨のときに災害が起きる可能性があるから、例えばため池の周りのここが決壊しやすいから、そこが決壊したら水が入っていくだろう、予想されるところは危ないですよというのをつくられるハザードマップですよね。危険だから早目に、ため池決壊になるかもしれないから、危険なところは早目に逃げてくださいというようなためにはいいと思うんですけれども、その前にため池が決壊しないような手立てをするということも大事じゃないかなと思うんですね。近所のため池が決壊して自分のところが危ないと。大雨は降ってなくても、決壊したあつと来るわけですから、それを知らせておくというのは大事だと思います、ます。でも、それに加えて決壊しないように、きちんとため池がため池として、その後のもし決壊すれば農地用水としても使えなくなる。農業、田植え、お米をつくるのに困るわけですから、その辺のところまで考えていくべきだなと思うのが一つ。

先ほど質問したのをもう1回。だから、そういうための29日の予算ではないので、山田のため池は別の形での予算だということでしたね。だから、そういう決壊をしないための予防的なことは考えていらっしゃいませんかというのをもう一度お尋ねします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） お答えいたします。山田のため池だけじゃございませんで、いろんなため池がございます。今言いましたとおり、6カ所のため池につきましては、毎年梅雨前に職員が現地のほうに行って、亀裂等が入っていないかというのを確認しております。その中で手当てが必要ということであれば、防災事業でため池の工事がございますので、そういったもので要望していきたいというふうに考えております。

ハザードマップにつきましては、先ほど西田議員が言われましたとおり、一昨年の西日本豪雨を受けて、広島近辺でため池の崩壊でいろんな甚大な被害を受けたということを受けて、国の方でハザードマップの作成が急がれているということでございます。このハザードマップをつくったばかりではいけませんので、つくるときに地域の方と情報を共有しながら、被害が起きてからでは遅いので、被害が想定されているときにはここに逃げてくださいということをお互い周知しながら進めていく必要があるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後 3 時55分

3月 12日 (木曜日)

令和2年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年3月9日午前10時0分招集
2. 令和2年3月12日午前10時0分開議
3. 令和2年3月12日午後4時21分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第4日）（第3号）

- 日程第1 議案第21号 令和2年度山都町一般会計予算について
日程第2 議案第22号 令和2年度山都町国民健康保険特別会計予算について
日程第3 議案第23号 令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4 議案第24号 令和2年度山都町介護保険特別会計予算について
日程第5 議案第25号 令和2年度山都町国民宿舎特別会計予算について
日程第6 議案第26号 令和2年度山都町簡易水道特別会計予算について
日程第7 議案第27号 令和2年度山都町水道事業会計予算について
日程第8 議案第28号 令和2年度山都町病院事業会計予算について
日程第9 議案第29号 第2次山都町総合計画後期基本計画の策定について
日程第10 議案第30号 債権の放棄について
日程第11 同意第1号 山都町教育委員任命について同意を求める件
日程第12 同意第2号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第13 同意第3号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第14 同意第4号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第15 議員派遣の件
日程第16 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査
申出について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興梠 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐重昭	8番 飯開政俊	9番 吉川美加
10番 藤原秀幸	11番 後藤壽廣	12番 藤川憲治
13番 藤澤和生	14番 工藤文範	

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穂	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	緒方 功	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	高橋 季良	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	上田 浩
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第21号 令和2年度山都町一般会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第21号「令和2年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

昨日までに第5款までの質疑を終わっております。

6款商工費について説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） おはようございます。

それでは、6款のほうを説明させていただきます。

令和2年度の山の都創造課におきましては、数年後の矢部インターチェンジ供用開始に向けた受け入れ体制づくりを進めていくことを念頭に置き、観光振興、移住定住に向けた事業展開を図っていきます。

それでは、146ページをお開きください。

6款商工費1項商工費1目商工総務費の本年度予算額は8,912万9,000円です。財源は全て一般財源です。

2節給料から4節共済費については、職員11名分の人事費です。

2目商工振興費は5,695万1,000円です。財源は全て一般財源です。

12節委託料と14節工事請負費は、昨年、仲町下組、下馬尾地区の大造り物小屋の用地を確保い

たしましたので、大造り物小屋の整備に係る監理委託料と整備費を計上しております。

18節負担金補助及び交付金は2,675万円です。主なものは、商工会活動補助金1,100万円、火伏せ地蔵祭補助金220万円、八朔祭補助金1,300万円、商工会事業補助金40万円となっております。火伏せ地蔵祭、八朔祭については、数年来増額の要望が上がる中で、企業からの寄付金や駐車場の環境整備協力金などを集め、ぎりぎりの運営ながら工夫を凝らし、祭りの運営を行っていただきましたけれども、昨年の消費税増税や警備費の高騰などを考慮して増額したところでございます。商工会事業補助金につきましては、震災による疲弊した商店街の災害復興事業と通潤橋放水再開に向けて、商工会が主体となって取り組んでいただいているところです。

3目観光費は4,860万5,000円です。国県支出金の472万円については、九州自然歩道及び国有公園施設清掃管理委託金100万円と熊本県の復興基金交付金372万円を充当しております。その他の806万円については、ふるさと応援基金500万円と復興基金創意工夫分306万円を充当しております。主な支出については、公園や観光用トイレなどの観光施設の維持管理費について計上しております。

10節需用費の印刷製本費400万円については、観光パンフレットの増刷と新版の新しい観光パンフレットの作成のための企画コンペ、インバウンド版リーフレット等を予定をしております。

148ページに移りまして、11節役務費、広告料450万6,000円については、FM熊本の「ぶらりくまもと MORNING LIVE」の中で72回の放送料金や新聞「くまにち すぱいす」などの広告媒体へのイベント告知掲載料のほか、本年度は通潤橋復興元年と位置づけ、放水再開を広く周知するための広告費、大型モニターでの広告等も予定をしております。通潤橋の放水再開に当たり通潤橋放水手数料120万円を計上しております。

12節の委託料は2,128万9,000円です。観光施設の清掃管理委託料のほか通潤橋の4年ぶりの放水再開にあわせて、通潤橋復興式典記念イベントを行うための業務委託料347万9,000円を計上しております。通潤橋の復興を広くPRし、熊本地震以降、落ち込んでいた通潤橋周辺並びに山都町全体の入り込み客の増加を狙うものでございます。しかしながら、コロナウイルスの感染拡大防止のために4月19日に復興式典等、復興イベントを予定をしておりましたけれども、規模を縮小しまして実施することとしております。式典とイベントにつきましては、また秋ごろに開催をしたいというふうに考えております。あわせて、通潤橋復興記念バス運行業務委託料につきましては、一定期間、熊本市内からのシャトルバスを運行し、山都町への誘客に努めるものでございます。通潤橋復興記念回遊イベント業務委託につきましては、AR——オーグメンテッド・リアリティという言葉の略になりますけれども、拡張現実に対する仮想現実ということで、現実の世界に別の情報を加えることということです。スマホのカメラを起動するとくまモンと撮影ができる仕組みを使った誘客の取り組みで、くまモンとAR撮影ができるシステムを構築運営していただくものです。人気のインフルエンサーが季節ごとに町内の観光スポットに行きAR撮影を行い、その写真をインスタグラム等で投稿し、誘客するものでございます。

13節使用料及び賃借料、土地借上料、17件で118万2,000円です。観光施設等の駐車場、遊歩道、観光看板敷地等の借上料です。

18節負担金補助及び交付金1,248万1,000円を計上しております。

150ページをお願いいたします。

主なものを申し上げますと、モンベル・フレンドエリア登録負担金66万円は全国80万人のモンベル会員の情報誌の発行や九州脊梁山地のトレッキングコースをモンベル・フレンドエリアの登山コースとしても登録しています。また、本町の宿泊施設やキャンプ場をフレンドショップとして登録して、会員割引などの特典を情報発信しております。県内では菊池市、南阿蘇村の3カ所で、全国に91カ所のフレンドエリアがございます。ジャパンエコトラック負担金70万円は、トレッキングや自転車といった人力による移動手段で各地の多様な自然を体感し、地域の歴史や文化、人々との交流を楽しむことで、新しい旅のスタイルとなっております。山都町含む阿蘇地域がエリアとして登録をされておりまして、自転車による競技が昨年11月に開催をされております。70キロ、92キロ、145キロの3コースで実施をされておりますけれども、来年度も実施を予定しております。WaW熊本ネットワーク会費負担金2万円は、県内の各地域や関係機関が連携し、歩く人を歓迎するまちづくりを実践し、持続可能で豊かな地域づくりを目的に、ことしの1月に設立をされました。美里町にある合同会社フットパス研究所が事務局となっております。各地で開催されるフットパスやオルレ、ウォーキング大会の広域的な募集や情報発信を行う予定です。日向往還広域連携事業負担金100万円につきましては、宮崎県境連携事業として、日向往還の歴史の道と中央自動車道の開通に伴う誘客に向けた取り組みを熊本県のスクラムチャレンジ事業により推進をしております。

151ページでございます。

阿蘇南外輪周遊広域連携事業負担金20万円は、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、山都町で構成する協議会で、九州中央自動車道の開通を見据え、広域周遊ルート、九州おへそロードを創設し、各地の魅力を発信する地域連携事業をとおして、東、北部、九州からの誘客を狙っております。観光協会助成金150万円については、九州中央自動車道開通や通潤橋の放水再開による観光客誘致に向けた取り組みイベントを実施する費用として計上したところです。

4目観光施設費は2億1,295万2,000円です。全て一般財源です。

10節需用費は、観光施設の修繕料として329万2,000円を計上しております。

12節委託料8,837万2,000円は、指定管理施設11施設のうち9施設の指定管理料と清和文楽館、物産館のシロアリ駆除委託料、観光施設の改修工事に係る設計管理委託料です。

153ページをごらんください。

14節工事請負費3,400万円を計上しております。青葉の瀬つり橋改修工事、道の駅通潤橋の上段になりますけども、第2駐車場の防護柵の改修工事、それと清和高原天文台のスライディングルーフ改修工事、そして、そよかぜパークレストランマアムの空調改修工事などを予定をしております。

17節備品購入費890万円を計上しております。主なものを申し上げますと、道の駅通潤橋のスーパーショーケースの老朽化による入れかえと清和物産館と郷土料理館のガステーブル、小型高温高压調理器の入れかえを行うものです。

27節繰出金7,702万円は、国民宿舎特別会計への繰出金です。これは特別会計のほうで説明させていただきます。

続きまして、山の都づくり推進室のほうでございます。

5目山の都づくり事業費は8,574万3,000円です。前年比6,189万8,000円の増となっております。財源内訳ですが、国県支出金150万円は熊本県移住支援事業費補助金です。地方債が2,830万円です。過疎債を予定をしております。その他2,561万8,000円は、まちづくり基盤整備基金、地域雇用創出基金から2,165万7,000円を繰り入れ、そのほかは、財産収入を充当しております。

1節報酬から4節共済費は、会計年度任用職員による人件費です。

154ページをごらんください。

7節報償費50万円は、地方創生アドバイザーとして、3名の方に委嘱をしておりますけれども、その方々の活動謝金を計上しております。町が行う会議やアドバイスのほかに視察対応ですか、東京事務所のテレビ会議で時間を拘束する場合がございますので、その謝金を計上したところです。

8節旅費です。ふるさと会、へその町協議会、東京事務所、移住相談会等の旅費です。

10節需用費、11節役務費は、経常経費を計上しております。

155ページをごらんください。

12節委託料は、3年目になりますが、山都町東京事務所の委託料として、山都ブランド推進プロジェクト事業委託金500万円を計上しております。結婚相談員業務委託料27万8,000円は、昨年までは1節の報酬にて結婚相談員の年報酬をお支払いしておりましたけれども、会計年度任用職員制度の導入によりまして、今回より委託料としてお支払いするものです。不動産鑑定委託料254万4,000円は、道の駅建設予定地の不動産鑑定を行うものです。道の駅の建設に係る基本設計委託料2,800万円、実施設計委託料2,836万9,000円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金です。

156ページに移りまして、連携中枢都市移住支援事業負担金20万円です。これは連携中枢都市圏の事業で、移住パンフレットを共同で作成するための負担金です。熊本市を中心とした連携都市圏として18市町村が加盟をしておりますけれども、今回の負担金を初め移住相談会の旅費等特別交付税に算定されるものです。山都町若者定住促進住宅取得補助金980万円を計上しております。山都テラスで家を建設されて、現在建設中でございますけれども、来年度以降に入居を予定されている方の補助金になります。山都テラスに住居を構えた方に対する補助金でございますけれども、令和2年度の申請4件分を計上しているところです。それと山都テラス3区画が残っておりますけれども、先週2区画に申し込みがあっております。残り1区画が残っております。基本額の200万円、子育て加算10万円、町内事業者加算50万円を含んでおります。山都町移住支援金200万円は、東京都市圏から熊本県のマッチングサイトにより就職された山都町へ移住された方が対象となります。山都町定住支援住環境整備事業補助金300万円については、移住者が移住から10年以内に住宅を取得された場合に補助するものです。令和元年度はお二人いらっしゃいました。

6目文化交流拠点施設費は721万1,000円を計上しております。

10節需用費から13節使用料及び賃借料については、経常経費ですが、12節委託料の観光文化交流施設管理運営委託料500万円については、展示イベント、企画事業等の開催経費、管理企画運営職員の人事費となっております。ちなみに2月末までの入館者数は3万1,800人となっております。前年比で163%の増加です。

7目ふるさと寄付金事業費3,351万8,000円を計上しております。前年比2,548万2,000円の減です。報道等で御存じだと思いますけれども、国が返礼品の寄付額の3割以下の地場産品に限定し、違反した自治体は税の優遇措置を受けられなくなる仕組みを法制化しております。本町も見直しを図り、一昨年より3割以下の返礼品としたところでございます。本年度の寄付額は2月末現在で4,700万円ほどで、前年比5,000万円程度減少する見込みです。令和元年度は5,000万円の寄付額を見込み、予算化しているところですけれども、寄付額が低迷しておりますので、魅力ある返礼品をふやし、寄付額増に向けた対策を進めてまいります。

7節報償費は、謝礼品に係る費用です。

10節需用費は、寄付金受領書やワンストップ特例申請用の送付用封筒、返礼品発送用資材の印刷代等です。

158ページに移りまして、11節役務費は、寄付金使途報告書、お札状の送料、謝礼品の送料、広告料、寄付金システム利用料です。

12節については、寄付金の管理業務委託料となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 6款商工費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 三つ質問いたします。文楽の里への補助金とあと八朔、火伏せの目がが違いますが、何か同じような性質じゃなかろうかと思いますが、それはなぜかということと、アドバイザーですね、何とかアドバイザー、済みませんちょっと……。

○議長（工藤文範君） 何ページですか。

○3番（中村五彦君） 154ページの地方創生アドバイザーは、一体どのような具体的なアドバイスをいただいたかというのを、ちょっと教えてもらいたいと思います。

もう一つは、ARということで、くまモンを登場させるということでしたが、やっぱり世界的に見ればポケモンGOじゃなかろうかと思います。外国人の人も特別なポケモンのモンスターが出ればやって来るかと思いますので、そういうところの検討はされたかというのを教えてください。

以上です。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。八朔祭と火伏せ地蔵祭については、商工振興費ということで計上させていただいております。観光にかかる部分も大きいところで

ございますけれども、商店街のお祭り、商工振興のためのお祭りということで、商工振興費に計上させていただいております。文楽の里まつりについては観光費で計上しているところでございますけれども、こちらも産業振興、それと文楽を広くPRするという分で、観光費の中で計上させていただいているところです。

それと地方創生アドバイザーの具体的なアドバイスについてでございますけれども、例えばMARUKUの小山さんは今サテライトオフィスの準備をしておりますけれども、ただ単に対外的にPRするんじやなくて、町の課題を解決していただくために、この課題について企業を呼ぶようにしないと、ただ手を広げてるだけでは企業は来ないという、そういう打ち合わせ、助言等もさせていただいているところです。

それと道の駅の整備につきまして業務を請け負っていただいておりますけれども、アグリコネクトの熊本さんには、基本的な道の駅の整備の考え方ですとか、施設の運営についてアドバイスをいただいているところです。

それと下田さんのほうについては、東京事務所の運営について基本的に入っていただいているところですけれども、毎月、テレビ会議等を開催をして、一緒に会議の中で意見をいただいているところでございます。

それとARについてのお尋ねでございましたけれども、今のところくまモンというところで考えておりますが、御提案のありましたポケモンについても、今後考えていきたいと、検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1番、眞原です。

商工費につきましては、全体の当初予算が昨年度と比べると縮減されている中、全体がふえますので、町としてはこの商工業に対して、しっかりと伸ばしていくという思いがあらわれてるんだろうなと思います。

また、文化の森の予算のつき方にしましても、実態に即した形で組み直されてる、昨年度と比べますとですね、いうあたりを見ましても、やはりきちんと対処なさってるなというふうに思つてることです。

そんな中で2点ちょっと質問させていただきたいんですが、まず1点目は、この当初予算に反映するのは時期的に難しいのだろうと思っておりますけれども、やはりコロナウイルス関連で山都町の商工業は今物すごくダメージを負っているというのは、もう今調査なさってるところだと思いますが、これに対してこれは令和2年度からの町の事業の予算編成ですので、関連もあるかなと思って質問しますけれども、どのように、これは町の商工業に対して対処していくおつもりなのか、そのあたりを聞かせていただきたいなと思います。

それともう1点は、観光施設、ページで言いますと151ページなんですが、151ページの中で観光施設修繕費が329万2,000円計上されています。昨年度500万円計上されていたかなと記

憶していますが、ちょっと何と言うんですかね、少ないなというふうに感じています。先ほどどこをどう修繕なさるかという説明は受けましたけれども、もっとほかにもやらなきやいけないところがあるのではないかと。私が以前一般質問したときに、藤原課長のほうから御答弁いただいた内容では、まだ額的にも多かったように記憶します。それと同じ観点でいきますと153ページ、工事請負費及び備品購入費、これが3,400万円と890万円上がってます。内容は御説明いただいたところを確認させてもらいましたけれども、ここもほかにもいろいろと改善していくべきポイントがあるのかなというふうに思ってますが、全体でどのくらいやらなければいけないのがまだあって、それをどのように措置していかれる御計画なのかお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。コロナ関連予算についてということでございましたけども、確かに当初予算には間に合うことができませんでしたし、具体的にこういうことをというところがまだつかめていないところでございますけれども、町内の飲食業を初め、小売店等々のお客さんの減り方も相当大きい状況であるというふうには認識をしております。実は本日の夕方に緊急経済対策ということで、商工会、それと観光協会、JAさんにお集まりいただいて、その辺の情報収集をやる予定にしております。そういう情報をいただきながら対策のほうを考えていきたいというふうに思います。

それと、観光費についてでございますけれども、済いません、ちょっと資料を持ってきて。

済みません、失礼しました。観光費320万円の修繕費のところでございましたけれども、もつとほかにあるんではないかということでございました。観光費についての修繕費については、指定管理施設の修繕がほとんどでございますけれども、現在こちらで把握をしている修繕の額としましては、令和2年度の予算を除きまして2,780万円ほどございます。まだ、件数にして20件ほどございますので、これについてはまだ手がついていないという状況です。それと、工事請負費についても3,400万円ほど予算を計上しておりますけれども、それを除いた金額として、4,170万円ほど残っております。それと備品購入費についても、令和2年度の予算を除きまして、2,530万円ほど残っております。大変、指定管理施設の施設も多いのもありますけれども、備品等、施設等も二十数年、30年近い施設もございますし、そういう分では今がピークに達しているときじゃないかと思います。高速道路の開通も控えておりますので、そういう時期までにはどうにか解決できるように努力をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。

今夜、対策会議をなさるということで、ぜひよろしくお願いします。

ちょっと情報として私がつかんだ情報ですが、休校の影響も実は商工業に出ているというのが具体的に私もヒアリングで見えてまして、例えば山都町休校の影響で給食がないので、ガスの売

り上げが100万円ほど減して店があるということでした。あと軽油もスクールバスの運行がないので、20%ほど前年比で落ちているそうです。そういうところで派生的に出てますのでぜひそういうところも拾っていただければなと思います。

あと計画のほうも高速道路の矢部インター開通が見えてまして、そこがもうあと数年しかないので、ぜひ先ほどのまだ件数も金額もかなりの金額ですけれども、影響の大きいところから順次やっていただければなと思います。高速道路開通までを見据えつつ、積極的に対処いただくということでよろしいですかね、これ、課長、町長のほうも。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 失礼いたします。まず、149ページの通潤橋イベント関連ですけれども、これは私もきのうでしたか、けさでしたか、町のフェイスブック情報で延期が決まったということで大変残念な思いでございました。またこれに関しては、昨年の12月の補正で400万円の関西方面に向けてのPRも同時に進行されていたというふうに思うのですが、それが今回のコロナの影響で、もう既に確定していたものがキャンセルになったというような、損害というかそういうものの実態がわかつていらしたらお願いしたいし、また、かなりの高額のイベント事業でございますが、常日ごろから申し上げるように、日ごろの観光対策費、よそから来られるたくさんのお客さんを迎えるためのパンフレットの一つもないというようなことをいつも御指摘してはなんですけれども、資料館あたり、それから道の駅あたりでの常日ごろのお客さんを迎えるための対策も同時に進行してらっしゃったと思うんですが、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから155ページの先ほどの東京事務所ですけれども、この内容については「広報やまと」でも紹介されたところですが、やはり、きのうもありましたが、委託料というところで、やはりこれがどのような内訳で使われているかというようなところもこれは何かの形でお示しいただけたらというふうに思っております。

それから、157ページの文化の森ですけれども、今回予算を見させていただて、先ほど課長の御報告にもありましたし、私も文化の森にお伺いしたところ既にもう3万人を超えるようなお客様が今入っていらっしゃる。これはもうあり得ないというか、もう最初の滑り出しからしたら、昨年まちづくりさんに委託をされてからということは、町の人が本当にどんどん行くような施設になっているということは事実です。なので、ここら辺でやっぱり方向転換をきっちりしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。この500万の委託料ですけれども、昨年は嘱託職員さんを1人配置してきましたが、それが削られてここに増額になっているということは、人件費も含めたところでのまちづくりさんへの委託ということになっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。昨年の12月に通潤橋の放水再開に向けた広報PRの予算を計上させていただきました。その後、準備を進めていたところでござ

いますけれども、直接の被害額というのは、具体的に金額はちょっと把握をまだしておりません。中止になった事業につきましては、大阪駅で物産の販売等と通潤橋の放水再開、復興のPRイベントを開催する予定でございました。これがコロナウイルスの感染拡大防止のために中止にしたところです。開催は2月28日、29日に開催予定でございました。しかし、情報誌、それと旅行会社の情報新聞があるんですけども、トラベルニュースという情報誌がありますが、これを全国の旅行会社等にも配布を済んでおりますし、ただ、コロナの影響で対外的な人が来る機会が時期をちょっと失っているという部分はあるかと思いますけれども、県内、県外含めて通潤橋の放水再開についてのPRはできているんではないかというふうに思います。

それと、高速道路の開通にあわせて、それと放水再開にあわせて、通潤橋周辺観光パンフレット、そういうものの準備ができているかというところでございますけれども、現在も来年度予算の中に観光パンフレットの新版、それと現在のパンフレットの増刷、それと新たなパンフレットの作成も予定をしておりますので、そういう部分で対応していきたいというふうに思います。

それと道の駅のほうの対応についても、観光協会と協力しながら進めていきたいというふうに思います。

それと東京事務所の経費の内訳についてでございますけれども、来年度500万円の予算を計上させていただいておりますけれども、経費については、項目ごとでいきますと人事交流で150万円、それと企業誘致で75万円、それと販路開拓で120万円、それと事務所スタッフ等の交通費として120万円、それとイベント開催経費等で28万円、あと残りは諸経費ということで計上させていただいております。合わせて500万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 文化の森の件については。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 失礼しました。文化の森についてでございますけれども、昨年からまちづくりやべのほうに業務を委託をさせていただいておりますが、町が雇用しておりました臨時職員の部分についても人件費として積算をさせていただいたところです。委託料の中にその分も含めて計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 詳しい御説明ありがとうございました。

文化の森につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたが、今回まちづくりやべさんがまた受けていただいたということで幸いだったなというふうに思っていますが、いつまでも受けていただけると思わず、しっかりと方向転換、ル・ポンがこの3月に閉館しますので、そういう意味でも町のよりどころになりつつあるその文化の森をきちんとやっぱり町で、方向性というかきちんとしながら、本当に今ですね毎月毎月のイベント、それからフリーマーケット等々、本当にいろんな企画をしていただけることで、町の人があそこを認識しているという本来のまちづくりさんに委託された目的を果たしていらっしゃるんじゃないかなというふうに思っていますが、この際、文化発信地というところと、今度、道の駅の整備のほうもございますので、きちんとす

み分けをしながら同じような施設があちこちにあってもつまりません。なので、そういう方向づけをしっかりとお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） ふるさと寄付金事業費についてでございますが……。

○議長（工藤文範君） 何ページ。

○4番（矢仁田秀典君） 157ページ、これについては私も再三一般質問で話をしてきておりますが、寄付金が下がっているというこの現状についてどう今から解決していくかという話になります。この辺でのうも出ておりましたがブランド化事業というのがありますが、全然ブランド化されてないと。この寄付金ですけども、いろんなところを見ますとふえているところは結構ふえています。この町も減ってますけども、ふえているところを見てみると特別なものが何かあるか、もしくは米ですよ。米を売り出しているところがやっぱりふえております。この町はですよ、山都町は米がおいしいはずなんんですけど、その辺をもっと打ち出していくなり、何なりをせないかんじやないかと思うんです。ただ1回やっておいしくないと言われたら、そん次から注文ありませんので、その辺のおいしい米をつくる。ずっと私は言ってますけど、そういうブランド化をせないかんじやないか。今、ブランド化事業って、福岡市とかいろんなイベントに行って、野菜を売ったりしておりますけども、それで果たしてブランド化になるのかって。それよりもここにブランド化の予算を入れて、もっとそういう山都町だからというブランド品をつくって、このふるさと納税って、せっかくこういう何というかほかのどこからお金が入るわけです。これをつくらないかんじやないかと思いますので、予算の中に入れていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） ふるさと納税についてのお尋ねでございましたけれども、これも先月2月にふるさと納税について県内の自治体の35自治体が寄付が増加したと。残りの10ほどの自治体については減少したという記事が載っておりましたけれども、確かに国の法制化によりまして寄付が分散したということで新聞のほうには載っておりましたが、寄付がふえている自治体については、本当に幾つかの品物に特化した寄付がされておりまし、PRも特化した商品になっている自治体がございます。山都町も特にこの品物というのを特にPRしているわけではなくて、全てについてPRしている部分でございます。御指摘がありましたようにブランド化につながるような品物についてPRしていくことで寄付額を増額させていきたいというふうに考えております。

それと去年、そういう現状を知るために佐賀県の太良町と長崎県の波佐見町にも視察に行かせていただいたんですが、太良町についてはミカンに特化している。それと波佐見町については、波佐見焼という焼き物に特化した寄付を集められておりました。ふるさと納税自体が地域の経済効果もあるところでございますので、ほかの品物もないがしろにするわけにはいかないというところもありますけれども、そういうところで、寄付額をふやす取り組みを進めていきたいとい

うふうに思います。農林振興課とも連携していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 147ページの八朔祭、大造り物小屋についてお尋ねをします。

工事請負費が2,900万円ありますが、1件につき1,000万円ぐらいかなというふうに以前聞いてましたので、この工事請負費は高くないですかというお尋ねをしたいです。

それと、151ページにお祭りの助成金がありますけど、先ほど八朔と火伏地蔵祭には消費税を関係して増額がしてありました。去年と比べてみたときに、もみじ祭については去年は40万5,000円が随分助成額が上げてあるのはいいかなと思います。ただ、文楽の里まつり助成金は変わらないと思うんですね、215万円で。同じように上げていただきたいなと思うんですけど、ここはどうしてですかというお尋ねです。

それと155ページに、道の駅整備事業の基本設計委託と実施設計委託が5,600万円ぐらいあります、これをいつごろまで出していただいて、それをもとにどういう検討ができるのかというのをお尋ねします。

以上です。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） まず、八朔祭の造り物小屋の工事費についてでございますけれども、2,915万4,000円を計上させていただいております。先ほど申し上げましたとおり、仲町下組と下馬尾地区の2カ所の整備費になりますが、下馬尾地区の建設予定場所については、下馬尾地区的もと加藤コンクリートさんがあったところの横になるんですけども、そこが石垣をついた状態で約3メートルぐらい積み上がったところの場所に建設を予定しております。ここがある程度基礎を深く入れないと構造上危ないということで、石垣が崩れたりしないように基礎をある程度深く入れるということの工事が必要になって、その部分が通常の造り物小屋よりも経費が少しかかってるところがございます。仲町下については、特に通常の建設費と変わらないんですが、これまでも1,200万円から1,300万円ほどは建設費としてかかっているところでございます。

それと文楽の里まつりについての増額はということでございましたけれども、八朔祭と火伏地蔵については、数年来、実行委員会のほうから増額の要望が上がっておりました。それと、文楽の里まつりについては、繰越金等もございまして、特に要望等も上がっておりませんでしたので、今回は見合わせたということでございます。

それと道の駅の設計についてのスケジュールでございますけれども、令和2年度に基本計画、基本設計を9月ごろまでに策定をすると。それとそれ以降、実施設計を翌年度の3月までに策定をする予定にしております。あわせて交差点協議も行っておりますので、そのあたりがスケジュールがずれる可能性もございますので、できるだけ協議を早く進めたいと思っておりますけれども、相手がありますのでスケジュールどおりにいかない場合もあるかというふうに思います。その都度お知らせする機会をつくって、皆様にはお知らせをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 造り物小屋については、建設費だけではなくて、昨年、土地購入費で1,180万円計上してありました。設計費もかかっています。だから、一つ建てるについて、2,000万円から2,500万円ぐらいかかっていることになりますよね。小屋なのにどうしてそんなにかかるのという疑問を町の方からよく聞くこともありました。なかなか納得していただけるような返答が私もできないでいます。でもその中で、やっぱり浜町町内の回遊をしていただくと。そのためにつくっているんだというふうなお答えもいただいてますので、じゃあその回遊をしていただくための具体的な方策をどれだけしてあるかというのを私は何回も聞いてきたと思うんですね。その一つに文化交流拠点施設費の中に何か入ってるかなあとと思って期待していたんですが、具体的なのはまだないのか、それとも何かお考えがあるのか。例えば、ほかの観光地に行かせていただくと、歩いてめぐってもらうための観光案内人まちめぐりボランティアみたいな案内みたいな人たちがいらっしゃって、説明をしながら、一緒に観光客の方と歩いていただく。通潤橋ボランティアの方も同じような形だと思うんですけども、そのような形で、まず余りお金をかけずにそういうのを確立していくというのはどうかなというふうに思っています。やっぱり来られる、観光される方の立場に立った、観光される方がどういうことを望まれるか、どうやつたらまた来ようとか、楽しかったと思って帰っていただくかっていう視点が大事で、そういうところでされていると思うんですけども、なかなか見えてこないなというふうに思っています。例えば、造り物めぐりのマップはつくられていますよね。もっと細かいことであれなんですかけども、でもそのマップがどこにあるかわからないと。来られて造り物小屋のところに掛けてあるかどうかといったら、後ろのほうにあるとか。何か今一步、惜しいなっていうところが、せっかくされてるのに、それが有効にできないところがあるんじゃないかなと。それはもちろん山の都だけに言っているのでありません。観光協会の方と十分に連携をとってやっていきたいなっていうことがあります。

もう一つは、先ほどの道の駅についての計画ですけれども、委託されて上がってきたときに、それを見せていただいて、意見が言える。ここはこうしたらもっとどうですかとかいうふうな意見が言えて、ちょっとずつよくなっていくような、そういう場はあるんですかということを二つお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。浜町の回遊に対する施策についてのことございましたけれども、町歩きをしていただくためには、行政だけではなくて、商店街の皆さんですとか、そういった方々の御協力もなければ進んでいかないわけでございますので、商店街、商工会、観光協会等と連携をとりながら、町歩き、回遊できるような、案内人の育成ですか、そういったところも協議を進めていきたいと思います。今現在は特にそういう場もございませんので、今後取り組んでいけたらというふうに考えております。

それと、道の駅の計画に対して意見が言えるかということでござりますけれども、御提示でき

る段階になって、見ていただく機会はつくっていきたいというふうに考えておりますので、その都度、御意見をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで、質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時03分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7款土木費について説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） それでは、7款土木費について説明させていただきます。

説明の前に町長の提案理由にもありました平成28年、29年発生の公共土木施設災害復旧事業の進捗状況について報告をさせていただきます。発生から4年が経過し、繰越、事故繰越、過年災処理等の会計制度を活用しながらこれまで進めてきたところですけれども、令和2年度が制度上では最終年度になります。

まず平成28年度の発生災ですけれども、決定件数が533件、総事業費約36億円のうち未完了分が47件、事業費で約4億円を残しております。あわせて、平成29年発災分では、決定件数72件、総事業費約4億3,000万円で、未完了分が17件、事業費で約8,200万円を残しており、合わせると67件、事業費で4億8,200万円、これを令和2年度中に完了させなければなりません。これに30年災と元年災、これもこれから並行して進めていくことになります。農災との関連もあります。厳しい状況でありますけれども、綿密な工程管理の中で、令和2年度中の完了を最優先課題として、取り組んでいかなければならないと考えております。

それでは、予算のほうの説明に入らせていただきます。

主に経常経費以外のものを中心に説明をさせていただきます。

158ページをお願いします。

7款1項1目土木管理総務費です。本年度予算額1億909万8,000円、財源内訳です。国県支出金のほうでは766万6,000円、これは社会資本整備交付金と復興基金からの分を充当します。他の財源で333万6,000円、これは道路占有料、それから法定外公共物使用料からの充当になります。

18節をお願いします。159ページです。負担金補助及び交付金、これは各種団体の負担金で、内訳は説明のとおりです。

次のページをお願いいたします。

下から5番目です。県工事負担金です。これは県管理の道路、それから砂防堤の急傾斜対策事業における町の負担金になります。道路事業では単県の事業で15%、国庫補助で6%から8%、それから急傾斜対策事業では単県事業で3%、国庫補助分で1.5%で積算をされるものです。

次の戸建て木造住宅耐震改修事業補助金です。これは105万円の4件分を計上しております。これまでの実績ですけれども、4件の方がこの制度を活用されております。

次の民間危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金です。これは20万円の4件分を計上しております。これまでの実績は5件です。これは社会資本整備交付金が財源となります。

それから、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金です。300万円の1件分を計上しております。これは、土砂災害危険区域のうち、特別警戒区域いわゆるレッドゾーンに住んでおられる方の移転に要する費用への補助で、財源は全額県費となります。

次のページです。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費です。本年度予算額356万9,000円です。全額一般財源となります。

12節の委託料です。これは改良工事が完了した分を道路台帳として整理していくもので、本年度は230万円を計上しております。

次の2目道路橋梁維持費です。本年度予算額9,596万8,000円。全額一般財源となります。

2目から4目については会計年度任用職員の人事費になります。これまで町道の管理については、矢部地区では道路管理人条例に基づき1名を常勤で任用し、清和蘇陽地区ではそれぞれ2名1班体制で民間に委託をしていたところですけれども、令和2年度からはこれを会計年度任用職員として4名を任用します。矢部地区で1班、清和蘇陽地区で1班、それぞれ1班2名の体制で道路管理に当たることとしております。勤務条件は、1日8時間勤務の週4日で、業務内容は、道路パトロール、簡易な舗装修理、支障木等の除去、堆積土砂等の撤去、あと町道の一部の草刈り路線の草刈りの除去等を主な作業内容としております。

10節です。需用費です。これも道路維持用の消耗品、草刈り燃料費、電気料、町道の簡易な修繕料、詳細については説明のとおりです。

次のページをお願いいたします。

12節委託料です。設計委託料200万円、これは維持工事のほうで設計をする区間での測量設計費になります。

次の管理委託料3,000万円です。幹線道路の草刈りに要する委託料で、毎年、業者に委託しているものです。これは前年度は3,800万円計上しておりましたけれども、今年度3,000万円ということで、この分については、先ほど申し上げました道路管理人の作業のほうで補っていくということとしております。

14節の工事請負費です。3,600万円を計上しております。町内各地から上がってきている要望書の中で、通行上の安全の確保、また、緊急性等から精査し、優先順位の高いものから着手していきます。前年度の当初予算ベースでは3,500万円でした。

15節、16節については道路維持用の原材料、備品購入費とそれぞれ計上しております。

次、3目道路新設改良事業費です。本年度予算額1,230万円。蘇陽地区の今馬見原線での改良工事になります。財源は県支出金のほうから電源立地地域対策交付金を充当しております。一般財源で630万円となります。

15節の原材料費については、これに関連する原材料費でございます。

次に、4目地方創生道整備推進交付金事業費です。本年度予算額2億6,691万7,000円です。令和2年度では5路線での改良事業を予定しております。財源は国庫補助金が1億3,000万円、町債のほうで1億3,000万円、一般財源が691万7,000円としております。

14節の工事請負費です。今申し上げましたとおり5路線での改良工事のほうに着手する計画でございます。ほかの節につきましては、関連する費用になります。詳細については説明のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

164ページです。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業費です。本年度予算額3,772万4,000円。財源内訳です。国庫補助金として2,184万円、地方債で930万円、一般財源で658万4,000円となります。この国の補助率は70%になります。

1節のほうで報酬、会計年度任用職員で一般事務分として1名分ですけども、これ3カ月分をこの目のほうで計上しております。残りの9カ月分については災害復旧費のほうに計上しております。

165ページです。

14節工事請負費です。3,120万円です。水の田尾下鶴線で1,200万円、上鶴線で1,920万円分の合計で3,120万円としております。

ほかの節については関連する事業費として計上しているところです。内訳については説明のとおりです。

次に、6目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費です。これは鍛治床線の改良工事になります。本年度予算額3,020万円。財源内訳です。国庫補助金で2,820万円、一般財源で200万円となります。

次のページ、166ページをお願いします。

工事請負費として2,850万円。ほかの節については関連の理由になります。内訳については説明のとおりです。

次に7目、社会資本整備総合交付金事業費です。本年度は2路線で計画をしております。本年度予算額が2億5,000円……。済みません、失礼しました。今のは改良分だけです。後で、工事請負費のほうで詳しく説明させていただきます。本年度予算額2億5,700万円。国庫補助金、これは社会資本整備事業交付金です。1億5,145万6,000円。地方債が7,640万円、一般財源が2,914万4,000円となります。

12節の委託料です。橋梁補修設計委託料として3,220万4,000円、これは5橋分を予定しております。それから橋梁点検の委託料2,610万2,000円です。これは5年のスパンで点検をやっていく

という法令化された中で、ことしが2年目になります。72橋分を予定しております。

次に、工事請負費です。町道改良工事2路線、これは蘇陽地区の長谷埋立線と矢部地区の瀬戸福良線の分を計上しております。それから町道舗装工事は3路線で7,050万円を計上しております。橋梁補修工事は、1橋分で4,070万円を計上しております。トンネル補修工事として110万円、工事請負費として101億8,300万円を計上しております。ほかの項目については、関連する事業費で内訳については説明のとおりでございます。

次の8目自然災害防止事業費です。本年度予算額1,000万円。これは毎年計上させていただいております清和地区、須の子赤木線の防災工事になります。落石防止の対策工が主な工種となります。

次のページをお願いいたします。168ページです。

3項河川費1目河川管理費です。本年度予算額376万5,000円。県支出金で376万5,000円です。これは県からの委託事業で、県管理の河川においての護岸雑草処理助成金で、町内の16河川で30地区の団体に取り組んでいただいております。

次、7款土木費4項住宅費1目公営住宅等管理費です。本年度予算額1億1,333万7,000円。財源内訳です。国庫補助金で2,253万1,000円、その他の財源で568万6,000円です。これは家賃収入のうち公営住宅債で借り入れた分の起債償還分を差し引いた分を充当しております。一般財源が8,512万円となります。

2節から4節までは職員4名分の人物費になります。

12節の委託料です。各団地の浄化槽の管理委託料、それから機械設備の管理委託料と蘇陽地区的今団地の長寿命化改修工事に伴う設計管理委託料として、それぞれ190万3,000円と150万7,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

14節工事請負費です。蘇陽地区的今団地の長寿命化改修工事で4棟8戸分を予定しております。改修内容は屋根の野地板の改修、セメント瓦から防災瓦へのふきかえと外壁のサイディング張りが主な工種になります。本年度が2期目になります。それから、町営住宅の解体工事651万8,000円です。需要の見込めない老朽住宅の解体工事として本年度は6戸分を計上しております。

それから次の水の田尾団地の駐車場整備工事120万円です。水の田尾団地は6棟12戸の団地で、現在駐車スペースが約7台分しかありませんで、入居者からの追加の駐車場の整備について要望が上がってきているところで、今回、あきスペースを活用して5台分の駐車場を整備するものです。なお、駐車場として新たにといいますか、駐車場として整備した団地におきましては1台月額500円の駐車料金として納付をしていただいているところです。

それから次の小原B団地の修繕工事です。敷地内を囲むフェンスの老朽化に伴い更新するものと空き部屋の改修工事になります。原団地の外構工事です。敷地内の舗装とフェンスの設置が主な工種になります。400万円を計上しております。それから原団地の長寿命化改修工事です。1,250万円を計上しております。長寿命化改修工事は玄関デッキに配置されている洗濯機を室内に取り込む改築と木材の外壁を保護するために、サイディングを上張りするものでございます。

この二つの工事については、社公金の中の仮設住宅改修事業を活用します。補助率は100分の45で、このメニューは令和2年度で最終年度ということもあり今回、耐久性を高めるために改修することとしました。

次の21節の補償補填及び賠償金です。町営住宅支障木伐採補償費ということで、矢部地区と蘇陽地区の2団地に隣接する山林の伐採補償費として計上しております。この二つの団地に隣接する山林の落ち葉とか、そういった小木が住宅の屋根に堆積して、瓦や樋の耐久性に影響を及ぼしていることから所有者の方に相談したところ影響の及ぼす範囲での伐採については、内諾を得ましたので、伐採補償費として計上するものです。

2目の小集落住宅管理費です。本年度予算額476万3,000円。財源は、その他50万円、これは家賃収入からの充当になります。一般財源が426万3,000円です。小集落の敷地内道路のり面を補修する工事になります。これについては、一定範囲での補修を平成31年度の予算で計上していたところですけれども、再調査したところモルタル吹きつけの老朽化が全面に広がっております。追加の補修が必要と判断をしました。本年度予算を繰り越し、新年度分と合算して施行することで、諸経費等を抑えることができることから、その追加分を計上するものでございます。

次、171ページです。

8目社会資本整備総合交付金事業費です。本年度予算額566万5,000円。財源内訳です。国庫補助金、これは社会資本整備事業交付金になりますけれども283万円。一般財源が283万5,000円です。盛土箇所変動予測調査業務委託料ということで計上させていただいております。これは、国が進めます国土強靭化のための3ヵ年緊急対策の一環として、全国の自治体で取り組まれているもので、社会資本整備事業交付金の宅地耐震化事業の調査費を活用します。補助率は2分の1です。大地震が発生した場合に大きな被害が生じるおそれのある大規模な盛り土造成地を事前に調査、把握し、危険度の高い箇所についてはその地域を危険区域として指定し、対策を講じていくというものでございます。国土交通省のほうから都道府県に対し、この段階の調査を令和2年度中に完了するよう事業の推進について徹底した依頼があつてあるところでございます。

それから、171ページです。

8目木造仮設住宅移築事業費です。これは熊本地震の被災者に対して県内に建設された木造仮設住宅を町の老朽住宅の建てかえ、集約をすることとして移築事業に要する費用になります。本事業については本年度第4号補正で、第1期工事分として3棟7戸分の予算について議決をいただいたところですが、第2期分として7棟14戸分を追加計上するものでございます。移築もとは、今年度分が美里町から3棟7戸、新年度分で御船町から7棟14戸で、これまで移築手法であったり、工程等について両町と県とで協議を進めてきたところでございます。

委託料として1,500万円。これは委託先の敷地の設計委託料になります。それから、住宅解体移築再設計委託料として1,050万円、工事請負費として住宅解体移築工事として1億1,600万円、公営住宅の解体工事として960万円、この解体工事分については基金の対象外となりますので、一般財源になります。この移築事業の財源については、県の復興基金から6,675万円、町の創意工夫分から6,050万円、一般財源が1,335万円となります。一般財源からの町持ち出し分は事業費

の約10%ということになります。

次の172ページをお願いいたします。

高速道路対策事業費です。本年度は2節から4節の職員の2名分の人物費分のみを計上をさせていただいております。

以上が7款土木費の予算になります。お願いします。

○議長（工藤文範君） 7款土木費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 161ページの道路管理的なことのところで、具体的にお聞きしたいと思いませんけども、4名、今度、会計年度職員として雇われるということで、それぞれ2班、車も当然貸し与えるということだと思いますけども、この中の作業の中で昔からいろいろ問題になっているのが、草切りもすけども、高枝切りですね、そこらあたりも考えておられるのかということをひとつお聞きしたいというふうに思います。

それから170ページです。町営住宅の支障木伐採補償費として68万5,000円見ておられますけども、この伐採というのは木の枝ですか、木をそのまま切るということでしょうか。そこあたりがですね、枝だけであればまた伸びてきますので、話がですね、個人の持ち物であるならば、枝だけということになるかとは思いますが、また伸びてきますので、木の伐採まで入っておるかということをお尋ねしたいと思います。その2点をよろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。まず1点目の道路管理人の町道における高枝切りはどうするのかということでございますけれども、今回、募集をかけた条件の中に重機の経験であります、あとチェンソーの講習の資格を持っていらっしゃるのかあたりも任用においての試験の中でお話を聞いてきたところで、うちの建設課のほうとしては、高枝切りまでやりますのでそういう資格をお持ちですかということで、試験のほうを受けていただいたところです。そういう方も何人もいらっしゃいました。あと、ことしは重機借上料のほうで300万円計上しておりますけども、そういう高所作業車のリースあたりの分も想定しての重機借上料になります。

それから、公営住宅の支障木の伐採ですけれども、これは住宅に隣接する杉、ほとんどが杉山なんですけども、そこから4列ほどが影響を及ぼす範囲になりますので、枝じゃなくて、1本ごとの伐採補償ということで先方伐採費として計上させていただいたものです。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑は。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 済いませんけど、今の伐採の関係ですけども、実際、持ち主に伐採をということは話はされたんでしょうか。本来ならばその責任というのは、持ち主の責任であるわけでございますので、本来ならば持ち主がこちらに伸びてきておるので、切ってくださいっていうことを本当は持ち主にお願いするのが筋というふうに思いますけども、そこらあたりの話は

どういうふうにされたかということをお知らせください。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。住宅を建設した段階ではまだ杉の大きさがまだ低かったと思われます。だんだん大きくなつて枝であつたり葉っぱが屋根のほうに堆積していくということでございますので、今回は所有者のほうの責任といいますか、そういうものは問わないで、うちのほうに影響がありますので切らせてくださいというお願いをしての今回の予算の計上ということでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 168ページ、河川管理費なんですけども、今河川で非常にヨシとか土砂が非常にたまつておりますが、上川井野がきれいに最近浚渫されましたですね。あれは県の工事だろうと思うんですけども、今、宇谷川とかいろいろな河川で非常にこれがたまつております。それらの消防車あたりが以前はバックして河川近くまでつけるようなコンクリート舗装をしてあるところがありますけども、そこらあたりはヨシが物すごくたまつですね、たまつといいますか、生えて、非常に多い。土砂あたりも堆積しております。そこに行けんような状態になっておるんですけど、この県あたりが管理して、浚渫あたりの計画をしてあると思いますけど、そのあたりの情報あたりは町のほうに入っていますかね。もう宇谷川あたりも相当たまつていると思いますけども、また大雨あたりが降ったときには、またこれ水あたりが上がって被害を及ぼすようなことがたくさんあろうかと思いますけども、その辺のことをちょっとお聞かせください。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。県管理の河川での河川の浚渫工事については毎年、町のほうからも要望しておりますし、現場のほうも確認しております。昨年度3件ほど浚渫の入札をされたんですけども、不落だったということで、なかなか今の現状の中では河川掘削のほうの応札者がおられないという現状もありますが、今後においても堆積している状況については、県ももちろん町も把握しておりますので、浚渫についての要望は、今後引き続き継続していくと思っております。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） ありましたが、予定あたりですよね。今年度、来年度あたりはどこどこを浚渫するとかそういう計画あたりは町に上がってこんのですかね。その辺はいかがですか。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） 具体的な、ことしはここをやりますとか、そういうものについては、実際の発注する前までは、県のほうからうちのほうに報告までは至っておりません。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

○2番（西田由未子君） 町営住宅のことでお尋ねをします。171ページに木造仮設住宅の移築をされますが、これはどこの場所になりますかということと郵便局の前が広いところに、済いません、事業の名前忘れたんですけど、住宅を建てるという計画が出されてましたよね。補正でだ

ったかな。その新しい住宅に関する予算はありませんけれども、それはどうなってますかということを二つお尋ねしたいです。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） お答えします。まず1点目の移築先はどこかということですけれども、通潤山荘の職員駐車場や職員の駐車場として利用しているところがまず1カ所目です。それから、矢部高校の南側にあります大川団地、それから南田団地の一部を移築先として計画といいますか、準備に入っているところです。

それから、新しい団地の計画ですけれども、本年度の12月の補正予算のほうで、PFIの導入可能性調査ということで、議決をいただいたところですけども、その委託業務が本年3月までということで、今最終取りまとめの段階、成果品がもうすぐ出てくると思いますけども、それを受けて、令和2年度の補正のほうで必要な予算について計上していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 先ほどの7番議員の質問のところなんですが、町営住宅の支障木の伐採補償費なんですが、迷惑を受けているのは町なんです。例えばこちら側から相手側に、隣接地の人に迷惑をかけているならば、こっちが補償費を払わなんかもしれませんが、国道も相当カーブとか立ち木が覆いかぶさって危険なところがあります。それで私も県の土木の事務所に行って、こここの箇所の写真を撮って、どうにかなりませんかと言って御相談をしましたところが、現地を見てみると。そこが、県の土地なのか個人の土地なのかによって、さわれたりさわられなかつたりしますのでということで、きちんと対応していただきました。そのときも、わざわざ補償費まで払って切るということはしないということでしたので、これを1件認めれば、ずっと町がどこもここも相手に金を払って木を伐採しなくてはならなくなります。本当は迷惑を受けているのだから交渉をして、済みませんが、ここの枝を切ってもらえませんかというのが筋だと思いますので、もう一度交渉していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。もしこの予算に乗せられたということですので、もう交渉の結果、交渉が整わずにいたし方なくこうされたのかということもあるうかと思いますが、その辺も含めて御回答をお願いいたします。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） 道路の場合は、道路の空間への影響分については、道路管理者のほうで伐採をすることができます。ただ今回の公営住宅の場合、建設当時の経緯はちょっと詳しく把握しておりませんけども、恐らく、周辺の所有者の方から用地を買収して、建設したというふうに思いますますけれども、当時はもっと小さかったと思いますが年々年月がたつにつれて大きくなっています、木そのものが影響するんじやなくて、枝葉が飛んできて、屋根に堆積するということで、ちょっと繊細なところがあると思いますけれども、その分については影響する範囲、恐らく今私たちが、今回計上した分の予算については、約3列か4列分ぐらいが影響し

ているということで、その分について所有者の方と相談をさせてもらったということで、切らせてくださいということで、相談をさせてもらって、了解を得たということでございます。確かに議員おっしゃいますように、そちら側なのかこっち側が迷惑をこうむっているのか、いやそれはそっちが、うちのほうが先に、杉を植えていたんだよと、そういったところのデリケートな部分はあると思いますけれども、今回は町のほうで切らせてくださいということでお願いをして、内諾を得たということでございます。

お答えになつてないかもしれませんけれども、そういうことにさせていただきます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 重々それはわかります。それこそここ二、三年のうちなんですが、私がいわゆる個人対個人のことのお話で相談を受けました。隣の全くグレーゾーンなしです。隣の木がどんどんうちの家にかぶってきて、本当に落葉樹だからもう庭も掃わかなんけども、掃わくぐらいならよかと。だけどもどんどん木が差しかかってきている。屋根に影響してきて危ないから隣に言いましたと。ところが全然打ち合ってもらえなかつたから町の法律相談だったり、行政相談にわざわざ出向いて行きましたと。ところが解決できずにということでした。法的に解決できなかつたのを町がこういうふうにして簡単に払つていいいのかというのもあると思うんですよね。やっぱりこういうのは、きちつと法律がありますので、法にのつとつしていくべきとも思いますが、あんまり事立てて喧嘩をして、もう全然打ち合つてもらえなくてということにもなりますが、何かそこはお互いの歩み寄りで話し合いがどうにかならないかなとも思いますが、多分仮にこれを知った人が、こういうことがありましたと町民が知って、ほんならもう町がもうみんな金ば払つてやらすげなたいとなつたらもう大変なことになると思います。一例をつくればですね。だからやっぱりこれはまた検討していただきたいなと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

10番、藤原秀幸君。

○10番（藤原秀幸君） 道路のことでございますが、道路に関しては、それは本当に住民の要望は改良等につきましては、要望が非常に高いわけでございます。地方創生道整備交付金とか、社会資本整備交付金、そういったお金がなかなか回つてこないというようなことで、改良等もおくれているかというふうに思っております。先ほど説明がありました災害復旧だけでも28年、29年で5億円ぐらいの残があるというようなことでございますし、30年、31年、それから令和元年度の予算ですかね、道路改良関係の繰り越しもあるかと思いますが、大体どれぐらいの繰越額があるのか。課長とすれば非常にそういった交付金が減る中での住民の要望を聞かれる中で、忸怩たる思いがあるかと思いますが、その点を教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） まず1点目です。繰り越しの事業がどれぐらいあるのかということでございます。これは、第6号の補正のほうに計上しておりますけれども、災害復旧費のほうで約3億円、現年度分で6,900万円、過年度分で2億6,400万円、それから、道路事業のほうでは、

合計でいきますと……。補正予算のほうの資料をお持ちですか。補正予算の5ページのほうに記載しておりますけれども、合計でいきますと繰り越しが約3億円ぐらいになります。令和元年度からの繰り越しということになります。

それからこの繰越事業については、これも国土交通省のほうから通達があつておりまして、こういった繰り越しとかあと国債事業あたりを有効に活用しながら、発注の平準化を目指しなさいといいますか、業者の無理な工期を設定しないように、こういった会計制度を利用して発注していきなさいという方針も出ています。

それから、維持改良工事ともに地域からの要望は大きいことは我々も本当に認識しております。しかしながら、これまでも説明していきましたとおり道路施設の老朽化に伴う橋梁、トンネルあたりの補修のウエイトが大きくどんどんこれからもやっていきますし、国のほうからも重要施策として、老朽化対策、長寿命化対策を優先してやっていきなさいという流れに今なっている中で、なかなか改良系の予算については、ペースを落とさざるを得ないという状況がこれからも続していくであろうということは想定しておかなければならぬと思っております。うまくそういった社会環境とかの変化の中で道路維持に関する予算は年々増加していきますけれども、利用者が安全に通行できる、また良好な道路環境を継続的に維持していく、そういうことを最優先に道路事業については、推進していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

8款消防費について説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 173ページ、8款消防費を説明いたします。

8款におきましては、上益城消防組合や消防団に関するもの、防災減災対策に必要な施設整備、活動等に関する予算を計上しているというところでございます。

8款1項1目は、常備消防費です。上益城消防組合の負担金として2億8,631万7,000円を計上しております。86名の職員、19台の車両、三つの施設維持管理経費を構成団体であります4町で負担をしているというものでございます。山都町の負担率の軽減のために負担金が400万円ほど減っているというところでございます。

2目は非常備消防費です。これは非常勤の消防団員の報酬、活動等に関する経費を計上しております。5,995万7,000円ですが、全体額ですが、1節報酬につきましては、団員見込み数575名としての報酬が1,395万5,000円。それから給与手当につきましては1名分の職員の人工費というところでございます。

8節をお願いします。費用弁償の部分でございますが、幹部会議、出初め式、消防大会等の行事、消防団の訓練、それから消防学校入校、年末警戒、非常呼集等などが主なものでございます。

17節の備品購入費は、消防ホース50本を予定しております。県からの補助金の23万5,000円を

活用するというものです。

次に、18節では、消防等補償組合への負担金ということで、公務災害ですとか、あるいは退職金の負担金、それから、団員が入院しましたときの見舞金に係る福祉共済金ということでございます。それから消防団の運営に関する補助、それから消防のタンク車ですね、免許の限定がありますけども、その限定を解除するための経費ということで、3名分の17万9,000円を計上しているというところでございます。

3目の消防施設でございます。ここにおきましては、消防団の車両、消防施設の維持や管理に関する経費を計上しております。全体額で3,464万8,000円と。増額の主なものは、後ほど説明しますが、14節の工事費分ということで御理解いただきたいというように思います。現在の装備としましては、車両としてタンク車1台、ポンプ車2台、積載車49台、小型ポンプ41台を所有しているというところでございます。

10節の需用費は、防火水槽3基あるいは消防車両34台の車検、それからポンプ倉庫ホース乾燥台等の補修や修繕料ということでございます。

それから、14節の工事請負費は、40トンの耐震性貯水槽の2基分ということで、1年置きごとに実施しております。本年度は御岳の川内と菅尾でございます。それから不要となった防火水槽、地上式も含めまして、撤去工事ということで3カ所分を計上しております。

17節の備品購入費は、積載車2台分でございます。

4目の災害対策費です。ここでは防災減災対策、予防対策に関する経費を計上しております。全体で556万3,000円ということでございます。熊本県からの補助金50万円と地震の復興基金等での財源というものです。増額の要因としましては、備蓄品の購入増額が約160万円ほど、保険料、総務費から消防費に組みかえました65万円と電話線の回線工事24万円、それから、自主防災組織育成の増額分の20万円ということでございます。

10節で、備蓄品の購入ということで上げておりますが、非常食の入れかえですか、あるいは昨年、台風災害において支援した1,800リットル分の購入、それから避難所用の段ボールトイレ、それから間仕切りなどを購入予定でございます。

12節の委託につきましては、防災情報システムに関する管理経費というものでございます。

18節では、防災ヘリの負担金、それから、海難救助ボランティア支援のための青い羽の負担金、補助金につきましては、自主防災組織育成を5団体の予定分と、それから、防災リーダー養成ということで3名分を計上しております。令和元年度におきましては3名の方に受講いただき、防災士を取得いただいたところでございます。

以上で8款の説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 8款消防費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 最後のところです。177ページにかかったところの今の御説明でちょっと急ぎ足というか、わかりにくかったのでもう一度お願いしたいんですが、防災情報ネットワー

ク維持管理負担金というものです。それから、防災リーダーの育成、3名の方が受けられたということで大変よかったですかなというふうに思いますが、せっかく我が町ですね、防災危機管理官の方もいらっしゃって、この防災士、少なからずいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っているんですが、その方々のネットワークづくりができるのかどうかということを投げかけはしているのですけれども、そのようなお考えが総務課のほうで、やっぱり意識の共有、そこそこにはばらばら点で散らばってるんじゃないなくて、その人たちがお互いの情報を共有することによって、ネットワークが広がっていくというふうに思っていますので、そういったこともぜひ予算の上に上げていただきたかったなというふうに思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。防災情報のネットワークということですが、これは無線回線使用料ということで御理解をいただきたいと思います。

それから防災士の育成ということで、数年前から予算計上しておりますが、現在、町で把握している分につきましては今10名の方が防災士ということで登録されております。御意見がありましたとおり、ある一定の集団ができましたら、やはり防災士会という部分でも組織化あるいは防災士の方々が地域防災力あるいは災害対応力の向上のためにも、地域でも活躍できる部分につきましては、今後整備をする必要が生まれてくるというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後0時59分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9款教育費について説明を求めます。

学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 学校教育課予算を御説明申し上げます。

学校教育課では、令和2年度も小中学校としっかりと連携しながら、また、地域の皆様の御協力をいただきながら、児童生徒の健全な育成を図ってまいりたいと思います。

令和2年度の山都町内小中学校の状況は、小学校が6校で児童数567人、中学校が3校で生徒数276人、合計の児童生徒数は843人の予定です。複式学級は中島小学校と潤徳小学校に編成されます。小学校では令和2年度から新学習指導要領が始まります。その中で、一人一人の子供を大切にし、学力の充実に向けて取り組みます。

それでは、項目ごとに順を追って御説明いたします。

177ページをごらんください。

9款1項1目教育委員会費は、教育委員会開催に係る予算です。月に1回以上の委員会のほか、学校訪問や研修会、学校規模適正化検討委員会等の出席など、教育委員4人の年報酬、費用弁償などを計上しています。

2目事務局費の2節から4節は、特別職と学校教育課職員6人の人件費が主です。

なお、178ページの4節共済費の雇用保険料、労災保険料は、教育委員会の会計年度任用職員に係る事業所負担金です。

179ページをごらんください。

12節委託料の中の校区設定システム改修委託料13万9,000円は、学齢簿を管理する校区設定システムの変更委託料です。

20節貸付金の奨学資金貸付金については、令和2年度新規貸し付けを高校生2人、大学生4人で見込み、継続貸し付けの大学生5人と合わせて、総額306万円を計上しております。貸し付け月額は、高校生1人1万5,000円、大学生1人2万5,000円です。

なお、177ページ、下段記載の財源内訳のその他の532万9,000円は、奨学資金返還金で、現年度の令和2年度及び過年度の返還金です。内訳は、現年度分462万9,000円、過年度分70万円です。

179ページに戻ります。

3目教育振興費は、学校運営に係る共通費用を計上しています。

1節から180ページの4節までは、会計年度任用職員の人件費で、教育委員会事務補助1人、学校図書司書2人、教育支援センター支援員6人、学校教育指導員1人分を含んでいます。

180ページの8節旅費の費用弁償64万1,000円は、学校教育指導員や教育支援センター支援員等の費用弁償及び学校規模適正化検討委員会6回開催の委員27人の費用弁償と各種委員会の委員費用弁償です。

181ページです。

12節委託料にICT教育支援業務委託料542万6,000円を計上しています。ICT教育のハード面の環境整備を進めているところですが、並行してソフト面のICT機器の活用の推進を図る必要があります。そこで、令和2年度にはICT教育に精通した専門業者が各学校を巡回し、機器ソフトウェアの設定や操作の説明、教材の紹介や活用、デジタル教材作成支援機器のメンテナンス等によりICT教育の推進を支援したいと考えます。巡回回数は、各小中学校に月2回程度の訪問を予定しています。

13節使用料及び賃借料の車両借上料89万9,000円のうち、水俣に学ぶ肥後っ子教室として、全小学校の水俣現地学習のバス代71万2,000円を組み込んでいます。うち2分の1の35万6,000円が県補助です。

182ページです。

18節補助金に、23回目となる公益基金時の橋に対するスクールコンサート助成金70万円を計上しております。

なお、同じく18節に矢部中校区において、子どもたちによるいじめ防止推進事業補助金、また、清和中において道徳教育研究推進校事業費補助金をそれぞれ令和元年度に引き続き実施したいと

考えます。いじめ防止事業と道徳教育事業の両事業は、全て熊本県からの委託金により実施する計画です。いじめ防止事業の委託金は50万円で道徳教育事業の委託金は40万円です。

次に、4目教育施設管理費です。学校教育課で現在管理している廃校舎は、中島東部小、中島南部小、大野小、菅尾小、御岳小です。この廃校5校とあわせて教職員住宅の維持管理費を10節から12節まで計上しています。なお、教職員住宅の入居予定戸数は10戸で、歳入の使用料は180万円を組んでいます。

183ページ、5目スクールバス運行費については、臨時運行に係るバス代を令和元年度の実績をもとに計上しています。なお、通常のバス運行は、企画政策課所管のコミュニティバス運行等委託料に含まれています。

次の6目学校同和教育費は、学校同和教育推進のための予算であり、学校就学前同和教育研究大会や事業研究会の講師及び協力者等の謝金、報告書、印刷製本費、矢部同和教育研究サークル助成金、地域改善対策進学助成金を計上しています。

184ページ、7目外国青年招致事業費は、外国語教諭補助いわゆるALTの会計年度任用職員としての雇用の経費です。令和元年度は2人のALTを雇用していますが、令和2年9月から3人のALTを雇用する計画です。1名増員の体制により英語教育の充実を図りたいと考えます。

185ページをごらんください。

2項小学校費です。1目学校管理費は、小学校6校の管理費です。令和元年度と比較して、472万7,000円の増額ですが、この分は、おおむね修繕料と工事請負費の増額分です。

10節需用費のうち修繕料530万円の内訳は、清和小、蘇陽小のプールろ過機修繕、矢部小の消防設備修繕、潤徳小と清和小の遊具修繕、潤徳小のプール出入り口段差解消修繕などです。

187ページです。

12節委託料に、小学校校舎改修工事調査業務委託料26万4,000円を組んでいます。町内学校の校舎、体育館の老朽化が進んでいます。建築年数が30年以上となる校舎、体育館が多く、中には40年を超えるものもあります。大きな事故につながりかねない危険があります。そこで、全小学校の校舎、体育館を対象に調査を委託し、危険箇所の確認、把握に努め、施設の安全対策、長寿命化対策につなげたいと考えます。

同じく12節の中島小学校支障木伐採委託料は、中島小学校の中庭に倒れる恐れのある立木の伐採委託料です。

14節工事請負費の小学校校舎改修工事では、中島小特別支援教室窓設置工事、潤徳小廊下階段の手すり設置工事分などを計上しています。また、小学校トイレ改修工事360万7,000円では、トイレの洋式化を実施します。現在、洋式トイレが他校と比較して少ない潤徳小と蘇陽小の校舎に1カ所ずつ、また、給食室については、衛生管理上必要なので既に設置が完了している蘇陽南小以外の小学校の給食室トイレの洋式化を進めます。また、小学校バスケットゴール落下対策工事193万9,000円と小学校体育館照明落下防止対策工事570万3,000円を組んでいます。文部科学省の耐震化対策を進める通達に基づくもので、既に対策が完了している蘇陽小以外の全小学校を対象に実施するものです。あわせて、一体的に体育館照明を全てLEDに交換するところです。

次に、188ページをごらんください。

17節備品購入費のうち理科備品購入費は、文部科学省の理科教育設備費等補助金を受けて、例年、輪番により実施しています。本年度は90万円の事業費で、矢部小、蘇陽小、蘇陽南小の3校にて実施するものです。補助率は2分の1で国庫補助金は45万円です。その他教育備品購入費等を組んでおりますが、各校で優先順位の高いものを購入したいと考えます。

18節負担金補助及び交付金の中で保護者負担軽減費90万9,000円は、見学旅行の施設入場料や学習で用いるワークブック代など、保護者に負担いただく、いわゆる学級費の中で児童1人当たり1,500円を町が補助するものです。

続いて、2目の小学校の学校振興費です。

1節から4節までは、小学校運営に係る会計年度任用職員の人事費で、一般事務補助1人、教員補助13人分を含んでいます。

189ページでは、特別支援学級の経費、就学援助費などを計上しています。

次に、189ページの小学校の給食管理費です。

2節から4節までは、給食調理師9人及び会計年度任用職員の給食調理師補助8人分の人事費を計上しています。

191ページをごらんください。

17節給食備品購入費163万4,000円については、衛生管理上必要なため、温水手洗い器を現在設置していない全ての小学校に設置するものです。あわせて、優先順位の高い給食備品の購入を計画しております。

次に、3項中学校費です。

1目学校管理費は、中学校3校の管理費です。

192ページをごらんください。

10節需用費のうち修繕料320万円の内容は、矢部中の高圧開閉器取りかえ、清和中の滅菌器取かえ、蘇陽中の体育館非常誘導灯修繕などです。

193ページです。

中学校校舎改修工事調査業務委託料26万4,000円を組んでいます。小学校と同様の趣旨で校舎と体育館の危険箇所の把握、確認のための調査業務を行い、次の施設の安全対策、長寿命化対策につなげたいと考えます。

194ページです。

14節の中学校トイレ改修工事346万3,000円では、トイレの洋式化と修繕工事を実施したいと考えます。本年度は矢部中の1階職員トイレと清和中の体育館でトイレ洋式化工事を実施するものです。ほかに、矢部中トイレのドアのたてつけ修繕工事も含んでおります。また、中学校バスケットゴール落下対策工事113万6,000円と中学校体育館照明落下防止対策工事755万3,000円を組んでいます。小学校と同様に文部科学省の耐震化対策を進める通達に基づくもので、三つの中学校全てを対象に実施するものです。あわせて一体的に体育館照明を全てLEDに交換するものです。

17節備品購入費のうち、理科備品購入費は小学校と同様で、文科省の理科教育設備費等補助金

を受けて、例年、輪番により実施しています。本年度は30万円の事業費で、蘇陽中にて実施するものです。補助率は2分の1で、国庫補助金は15万円です。その他、教育備品購入費等を含んでおりますが、各校で優先順位の高いものを購入していきたいと考えます。

18節負担金補助及び交付金の中で、保護者軽減負担金43万1,000円は、小学校の保護者負担軽減費と同じ趣旨で、保護者に負担いただく学級費の中で生徒1人当たり1,500円を町が補助するものです。

次に、195ページをごらんください。

中学校の学校振興費です。

1節から4節までは、中学校運営に係る会計年度任用職員の人事費で、教諭補助6人、一般事務補助1人分を含んでいます。

また、195ページでは、特別支援学級の経費、就学援助費などを計上しています。

次に、196ページをごらんください。

中学校給食管理費です。

2節から4節までは、給食調理士5人及び会計年度任用職員の給食調理士補助5人分の人事費を計上しています。

17節給食備品購入費192万1,000円については、衛生管理上必要なので温水手洗い器が不足している矢部中に設置し、全中学校で温水手洗い器設置を完了させたいと考えます。ほかに優先順位の高い給食備品の購入も計画しております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） それでは、社会教育関連予算の説明をいたしますけれども、生涯学習課では町民が生涯を通じて、みずから学び、楽しく、生き生きとした人生を送るための事業を実施しております。令和2年度の予算では、これまでの縦越事業とあわせて、いよいよ本格的にスタートいたします総合体育館の建設を含めた中央グラウンド周辺整備事業関連を中心に、社会教育費1億6,117万4,000円、保健体育費2億5,505万2,000円、計4億1,622万6,000円を計上いたしたところでございます。

それでは、項目ごとに説明をいたします。

9款4項社会教育費1目社会教育総務費6,341万8,000円を計上しました。

1節報酬につきましては、社会教育委員8名の報酬とあわせて、学校審議会、これは一つ葉高校なんですけれども、この審議会委員5名の報酬を計上したところです。

2節給料から3節、4節につきましては、職員8名分の人事費でございます。

199ページに移りまして、12節委託料のうち、上段から映写会委託料を55万円、これは特定非営利法人、NPO山都町よい映画を観る会に対して町民に文化レベルの向上を目指すところでの上映会、毎年大体30回から40回程度の上映をいたしておりますが、図書館ホールでの映写委託料ということになります。

次のふれあいコンサート委託料につきましては、200万円を計上しております。クラシック音

楽を聞くことで町民の心に潤いと豊かさを与える機会として、毎年NHK交響楽団の管弦楽を中心としたコンサートを催しております。

次の200ページをお願いします。

2目公民館費に1,721万6,000円を計上しました。

1節報酬のうちに2段目の会計年度任用職員報酬につきましては、社会教育指導員4名分を計上しております。また、3節、4節についても会計年度任用職員の人物費でございます。

201ページに移ります。

12節委託料です。2段目の公民館支館長業務委託料80万1,000円を計上しました。地方公務員法に基づく特別職、それから一般職にこの公民館支館長が該当しないこととなりますために、今後、私人として、30の支館長に公民館活動を担う業務を委託してもらうこととなります。

それから次は、18節負担金補助及び交付金。4行目にはあります熊本県子ども芸術祭負担金に40万円の計上をしました。本年、夏休みの8月8日、9日に予定しております熊本県子ども芸術祭、これは上益城5町で開催するものでございますが、子供たちが身近な地域の伝統文化を理解して、芸術鑑賞力を身につけ豊かな人間形成を図ることを目的として開催されるものです。事務局は、業者委託をするものでございますが、内容につきましては、絵画、書道の展示ですか、茶道、書道の体験、舞台演出等での催しがされるものとなっております。

次の202ページをお願いします。

3目中央公民館管理費に538万3,000円を計上しました。

10節需用費のうち4行目、通潤橋夢チケット費に4万5,000円を計上したところです。この令和元年度から始めております通潤橋社会科見学で訪れます県内小学校4年生に贈るための記念のしおりをことしも作成するところでございます。私が手元に持っておりますけど、こうしたもので今年度つくったものでございます。これには通潤橋の放水の写真とこの裏には通潤橋を見学されて、そのときに小学4年生から夢は何でしょうかということを両側に書いていただいて、学年、名前を書いていただき、1枚は自分が記念で思い出として残す、1枚は切ってですね、これは学校の引率の先生あたりが持つて帰つて、例えば校庭でタイムカプセルとか、そうしたもので10年後に開いたときに、また通潤橋に行ってみようというふうな対応のしおりをつくったところでございます。

203ページに移ります。

4目同和教育費365万9,000円を計上しました。

次の204ページに移りますけれども、13節使用料及び賃借料20万円につきましては、車両借上料ということで、町PTAの人権教育視察研修の中型バス1台とそれから社会人権教育研究集会、9月に行われますが、これの大型バス2台分の借上料でございます。

205ページに移りまして、5目文化財保護費に1,548万7,000円を計上したところでございます。1,023万6,000円の増となっておりますが、主に民俗資料館等の補修の工事になります。13万3,000円の国県支出金につきましては、被災文化財等復旧復興基金活用促進事業交付金でございます。

1節報酬21万3,000円につきましては、文化財保護委員9名の報酬でございます。

206ページに移りまして、14節工事請負費954万8,000円を計上したところです。民俗資料館の補修工事を今年度行います。カヤぶきのふきかえに678万1,000円、それから、建物関係で言いますと、床、建具、壁、樋、それから畳の張りかえ等について276万7,000円、合わせての954万8,000円の計上でございます。民俗資料館のふきかえにつきましては、平成20年にふきかえ以来のことです。

それから、18節負担金補助及び交付金の3行目でございますが、文化財保存整備事業補助金に311万3,000円計上したところです。主なもので申し上げますと県指定文化財でございます清和文楽人形芝居保存事業でことし11月29日に九州人形フェスティバルの開催を予定しております。これの補助が99万円。それから、島木の峰にございます県指定の文化財でございますが、木造聖観世音菩薩立像のお堂の修理に53万6,000円。それから、下矢部西部にございます北川内、これは町指定の文化財でございますけれども、渡辺現、量藏の墓、墓地の復旧に66万9,000円など7事業の補助金でございます。

次の6目文化財保存活用事業費に529万9,000円を計上したところです。マイナスの比較がマイナス1,574万3,000円となっておりますのは、昨年、令和元年度に通潤橋五老ヶ滝周辺整備基本計画をした部分がマイナス要因となっているところでございます。財源としまして国県支出金が219万3,000円につきましては、天然記念物緊急調査事業、文化庁の2分の1補助でございます。またその他財源につきましては、100万円につきましてはふるさと納税でございます。

207ページに移りまして、12節委託料398万9,000円を計上しました。天然記念物分布調査委託料として260万3,000円、これは平成30年度から町が調査をしております国の天然記念物ゴイシツバメシジミの生息調査、それからこのチョウでございますこのゴイシツバメシジミが主食といいたしますシシンランという花の生育調査、これの報告書作成までを通常のとおりことしもやることでございます。それからその下のシンラン人工繁殖試行業務委託料138万6,000円につきましては、今年度新たなものでございます。新規事業といたしまして、内大臣川流域沿いに生息をいたしますシシンランの一部を別の場所に移植して増殖をさせることの事業を行います。時期的には大体6月から3月までの10ヶ月でございます。増殖用のプランターにこのシシンランを入れまして、培養土、肥料の施肥とあわせまして、温室度、照度管理などのことを行い増殖をするものでございます。

8目清和地区館費637万円を計上しました。

1節報酬201万6,000円、これにつきましては会計年度任用職員の司書補助1名分と同じく一般事務の1名、合わせて計2名分の報酬でございます。

また、3、4節につきましては、司書補助1名分の人物費でございます。

飛びまして、209ページをお願いします。

9目蘇陽地区館費831万円を計上しました。

1節報酬につきましては332万7,000円ということで、同じく会計年度任用職員の司書1名とそれから司書補助1名に係る報酬でございます。

また、3、4節につきましては、この2人の人件費でございます。

ページ飛びまして、211ページになりますが、一番上のほうに書いてございます同じ目でございますけれども、17節備品購入費13万2,000円です。蘇陽分館でのA3対応のインクジェットプリンター、カラー版でございますけれども、ファックス機能つきの複合機を1台計上しているものでございます。

10目図書館費に2,487万5,000円を計上しました。

1節報酬669万6,000円につきましては、図書館協議会委員12名分の報酬とあわせて会計年度任用職員、司書1名、それから司書補助2名、あわせて図書館長1名の報酬でございます。

また、3節、4節につきましては、今の3名の方の人件費でございます。

ページ飛びまして、212ページです。

12節委託料4,444万円のうち、213ページになります、その一番上でございますけれども、図書管理システム更新委託料として247万9,000円を計上したところです。これは毎年行っております図書管理システムの保守管理、これが50万6,000円とあわせて今回、その図書管理システムのOSのアップグレード、これをWindows7から10へアップグレードするための費用でございます。全6台分ございます。このOSに伴いまして、これまでにありませんでした移動図書と棚卸のシステム更新追加ですね、これもあわせて行うものでございます。そのシステムアップグレード関連分が197万3,000円で、合わせての247万9,000円の計上になります。

それから、下のほうに14節の工事請負費です。141万円、これはエレベーター耐震工事ということで、本館のエレベーター、これは平成17年に設置されたものでございますが、平成26年の耐震基準指針変更に伴って、戸開走行保護防止装置及び地震発生時の管制制御運転装置を取りつけるものでございます。

ページ移りまして、214ページです。

11目矢部高校応援事業費762万3,000円を計上しました。その他財源の300万円についてはふるさと納税でございます。

8節旅費6万8,000円、この費用弁償につきましては、矢部高校応援町民会議委員14名の費用弁償でございます。

18節負担金補助及び交付金のうちに、一番上の矢部高校進学者助成金、本年度は675万5,000円を計上して、入学支度金などの経済的支援として計上しているものでございます。

それから、12目地域学校協働活動推進費224万8,000円を計上しておりますが、この7節から13節までには、それぞれ予算を計上しているものでございます。この事業につきましては大きく二つの事業がございます。地域学校協働活動推進員配置事業、これは地域と学校が連携をして、子供たちの成長を支え、地域を創生する活動でございます。例えば田植えですか、稻刈り、花植えなどの農園活動とか、環境美化活動、あるいは読み聞かせや丸つけ添削、こうしたものの学習活動、あわせて文楽や太鼓神楽などの伝統芸能の継承活動もそれぞれの学校で特色ある活動がされておりますので、こうした取り組みに対するものの79万7,000円の補助でございます。もう一つの事業が地域未来塾でございます。経済的な理由ですか家庭の事情によりまして、家庭学習

が困難または学習習慣が十分に定着していない生徒に対しての学習機会を提供するものでございます。通常の授業的な一斉授業方式ではありませんで、インターネットを利用しての自学自習方式によるものでございます。平成30年度から実施をしておりますけれども、本年度、令和元年度につきましては、中学生とあわせて小学生にも範囲を広げながら実施したものでありまして、令和2年度におきましても145万1,000円の予算を計上しながら、同様な形で進めてまいりたいと考えております。

215ページに移ります。

13目通潤橋保存活用事業費に128万6,000円を計上しました。

10節需用費の消耗品費11万2,000円につきましては、平成28年熊本地震の復旧工事の際に被害が発覚したものでございますが、橋上に3個の木管がございますけれども、その3個の木管に対してシロアリモニタリング用のベイト材、これを木管の上面と土中に設置をして飛来調査を今後行っていくものでございます。その資材費でございます。

それから、食糧費の5万3,000円に関しましては、熊本地震以降中止をしておりました通潤橋除草作業ボランティアへの弁当代、これは県の山岳連盟の30人と自衛隊の20人分、計50人分を計上しております。

次の216ページに移ります。

17節備品購入費です。29万2,000円を計上しました。内容につきましては、今申し上げました除草作業についてのザイールロープ、これは作業者の懸垂下降用のロープでございますけれども、これを10本購入いたします。現在のものが平成20年に購入したもので、10年間の保存期間が経過しておりますため、新たに購入をするものでございます。

次に、5項保健体育費1目保健体育総務費844万2,000円を計上したところです。

1節報酬につきましては、スポーツ推進委員23名の報酬でございます。

217ページに移りまして、13節使用料及び賃借料9万円につきましては、携帯電話レンタル料5万6,000円ということで、町駅伝大会の各中継所と本部をスマートフォンでモニターによってパブリックビューイングを行うためのスマホレンタル料でございます。また、あわせて下の簡易トイレレンタル料につきましても、町駅伝大会時での中継所に配置するトイレの設置料でございます。

2目体育施設費2億1,363万6,000円を計上したところです。昨年比8,477万1,000円の増となっておりますが、主に中央グラウンド周辺整備事業ですとか、総合体育館の建設事業に伴う増額分でございます。財源内訳としまして地方債の1億7,800万円につきましては、総合体育館建設事業関連に伴う過疎債でございます。また、その他財源の131万2,000円につきましては、体育館の使用料でございます。

218ページに移りまして、11節の役務費の2行目に登記手数料70万円を計上しました。町営グラウンドの南側進入路の造成工事に伴うものでございます。

12節委託料のうち、4行目の総合体育館建設事業実施設計委託料9,531万5,000円を計上したものでございます。それからまたその下の総合体育館建設事業設計技術提案委託料25万円を計上し

たものでございます。これは6月に今後予定しております設計業者選定に伴います、受託希望者の企画提案料というものでございます。

14節工事請負費に係るもので、219ページに移りますが、総合体育館建設事業用地造成工事に8,274万6,000円を計上しております。これは中央グラウンドの北西部に位置します旧火葬場の周辺を体育館の建設予定地としておりますが、令和元年度に計画中でございます造成計画に沿って、今後、掘削、盛り土、のり面成形等によって、今後、造成工事を行うものでございます。

またその下の町営グラウンド南側進入路造成工事1,348万6,000円につきましては、県道南田内大臣線から町営グラウンドに入ります町道長原後谷線周辺を造成するものでございます。盛り土用の土につきましては、敷地内に保有しております平成28年の災害発生土を充てることとしております。

16節公有財産購入費244万5,000円につきましては、町営グラウンド南側進入路造成工事に伴い、大字長原の山林原野約8反分の土地購入費でございます。

17節備品購入費150万5,000円につきましては、御岳グラウンドに配備しております芝刈り機がありますけれども、これが不良によりますので、それに伴っての買いかえでございます。乗用型の芝刈り機を購入予定でございます。

21節補償補填及び賠償金317万9,000円につきましては立木補償費として、先ほど申し上げました町営グラウンド南側進入路造成工事に伴う立木、主に竹林でございますけれども、それの補償金でございます。

220ページにつきまして、4目蘇陽地区体育施設費2,890万3,000円でございます。

14節工事請負費2,420万円ということで、蘇陽にあります林業者等健康増進施設屋根防水工事を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 9款教育費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 218ページ、その中で総合体育館建設事業実施設計委託料というのが9,500万円とそのほかに提案委託料が25万円組んでありますけれども、これは町にとって非常に今後の町の振興に対する大きな事業と認識しております。当然、執行部の皆さん方もそう考えられていると思います。そこで、この体育館建設に当たっては考え方的にいろんな考え方があると思います。体育館のあり方、使い方、管理の仕方等々も含めたところで人員の配置が必要なのか、また総合的にどのような位置づけにするのかということも考えながらやらなきやいけないというふうに考えております。

そこで、多分これはプロポーザル方式でという考え方だろうと思います。その下の25万円というのが書いてありますので。ただこのプロポーザルにするに当たって、それまでのどういうシステムでやるのかという、どういう人がプロポーザルにおける決定を行うのか。そしてプロポーザルで実際本當にする意思があるのかということにつきまして、ぜひ私としてはこのプロポーザル

方式にして、いろんな能力、いろんな考え方を持つてる人の提案を受け入れていく、検討する必要があるというふうに思いますし、1人の業者だけで決定するものではいけないというふうに考えております。その中でプロポーザル、不特定多数の多くの人ができるだけ提案してできるようなやり方を考えなくちゃいけないというふうに考えておるところであります。つきましては、このプロポーザルに至るまでの経緯、どのような形で実施されるのか、どういう考え方を持っておられるのか担当課長なり町長なりからお答えを願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。プロポーザル方式でいくことは段階ではそういうふうに進めておりますけれども、これに至るまでの経緯ということで、やり方ということというふうに受けとめます。

今、町のほうで今年度策定を案として出しておるものがあります。これ総合体育館の中身は見せていませんが、総合体育館の仮称でございますけども、基本計画案というものを今策定をしているものでございます。この案につきまして、これを来週なんですけれども3月18日に総合体育館の整備推進委員会あるいはその建築検討委員会、こうしたもので町の基本的なコンセプト、これを図った上で御意見をいただきながら、そして、その後に今月末には、広く住民の方たちに募集をして広く御意見を伺いながら、そしてこうした考えのもとで基本計画として望ましいか、こういったものの御意見を伺いながら、新年度当初にはこれを計画としてまとめて、そしてこれを6月に予定しておりますプロポーザル方式という形で持っていって、7月以降の着手に向けて進めていきたいと考えます。総合体育館の建設につきましては、長年の町民の夢、課題でもあったわけで、議員がおっしゃるとおりに今後も人員配置等も考えていきながら、そして、よりよい町民が使えるような、利用しやすいような体育館にしていきたいと考えているところでございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今、考え方的には理解できないこともないわけですけれども、例えば構造的なこととか、大きさとか、どのような今後の利用、防災機能もあるわけですので、基本的には町民の意見云々という前に執行部において十分どういうふうなものがいいのかということは、十分吟味された上で、また、もう皆さん町職に就かれて長い方もたくさんいらっしゃいますので、経験のある方もいらっしゃいますので、町民の意見が全てかもしれませんけども、基本的にはやっぱり行政のほうで十分考えられて、どのように管理をするのか、どのような使い方をするのか、また防災機能としては道路も扱わなきやいけないし、そういうところも、せめて考慮していきながら、私たちのほう委員会だけじゃなくて、政策審議会、政策委員会等においても十分議論できるような方向を数多く開いていただいて、ぜひ、内容的に一緒に検討させていただくならばというふうに考えておりますし、業者の設定に当たっては何社かに絞るのじゃなくて、提案をされるのであれば、経費的には幾らもかかりませんので、ぜひいろんな方が参加できるような形をとられたほうが変に疑われることもありませんし、きちんとしたものができると信じておりますので、ぜひそのあたりのところも考えながらやっていただきたいと。これをお願いしておきますので、

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 議員がおっしゃるように、町の本当にこう進めていく、いよいよ本格的に始めるということでございますので、慎重に私たちも進めていきたいと考えますが、少しその中については、これまでの議会の中でも申し上げてきた案としては1階アリーナの部分についても、バスケット面とかバレー・ボルコート面、バドミントンのコート面、そうした設備的なものですけれども、あと構造的なものも含めまして木材等を利用したりすることを中心しながらやる補助率のよいようなもので進めたいとも考えておりますし、また施設等の2階部分ですとか、防災機能的なものもあわせて内容を掲示しているものでございます。今度の総合体育館の建設につきましては、もともとが中央体育館に変わり得る体育館の構築とそれから全町民が利用しやすいような町の総合体育館と位置づけておりますし、加えて防災機能を発揮するような、対応できるような、例えば自家発電装置ですか、こうしたもの、それからランニングコストに配慮したようなものも含めて掲載をした基本計画となっております。

プロポーザル方式でいく場合に、町の基本計画に基づいて業者の手が挙がったときに、その業者の経験ですかノウハウ、こうしたものを町がその中から選定していくものでございます。コンペ方式とはちょっと違う部分もございますけれども、こうしたことで、今後慎重に進めながらやっていきたいと考えておるものでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 済みません、よろしくお願ひします。181ページの需用費にフッ化物洗口事業薬剤費というのが計上されています。フッ化物洗口に当たっては再考をお願いしているところですが、ことしもされるということで上げてあると思います。その理由をお聞かせください。

それから、同じところで、ＩＣＴ教育支援業務委託料を計上してあって、これは大変大事なことなので、補正で出た環境整備と相まってありがたい施策だと思います。ただ以前、子供たちへのタブレットを使用するに当たっても、電子黒板の導入時期が違うので、各学校によって機能が違つて使いにくいというところもあるということや、それから、実物投影機を黒板の上にしてあるところは、黒板が半分使えないで、ホワイトボードが必要だということを申し上げていたかと思いますが、その辺に対しての手当てはどうかなというのをお聞かせいただきたいと思います。

それと189ページと196ページに就学援助費を計上してあって、経済的に困ってらっしゃる保護者に対する支援でとても大事なことだと思っています。ただ、これについては、前年度の課税額が決定してからということで、本当に必要な入学支度金にはちょっと間に合わないという現状がある。6月にしかたしか支給されないのでですね。なので、やはり必要なときに必要な援助をしていただくことが大事だと思うので、計上してあることについて異論は全然ないんですけども、その支給時期を入学前に入学支度金として使える分を工夫していただけないかなということをお願いしたいと思います。

それと給食室についてのトイレ洋式化や温水については、本当に衛生管理上とても大事なことで、緊急を要しますということでお願いしていた分をしていただいて大変ありがたく思っております。

それから、小中学校の教諭補助の先生、事務の先生、複式補助の先生が前年度に比べて人数的に変わりはないのかということを確認させていただきたいと思います。

以上、お願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。まず、フッ化物洗口する理由からお答えします。フッ化物洗口することで児童生徒の虫歯の予防の効果があると考えるためです。フッ化物をした集団とフッ化物なしの集団で平成31年度の歯科健診の実績を申し上げます。フッ化物をした集団は1人当たり0.31本、フッ化物をしていない集団は0.67本でございます。経年でまだ本格導入から3年目ですので、本格的な効果というのはこれからまた検証する必要がありますが、単年度ではそういう結果が出ているところでございます。そのため、令和2年度ももちろん希望者を希望をとって、実施される世帯について行っていきたいと思います。

2点目です。ICTの機器について、使いにくいというような御意見があつてあるということでございます。今後、より整合性を図って購入する際には、使いやすいものを購入していきたいと思います。また半分使えないということで、当面はホワイトボードを適宜購入するような形で進めていきたいと思います。

それと就学援助費について御意見をいただいたところです。確かに入学前にいただきたいというような御要望もあつてますので、現在、前々年度の所得をもとにすることになりますが、それができないか研究を進めているところでございます。ただ令和2年度については間に合いませんので、それ以降の年度において適用できなかまた検討を進めてまいりたいと思います。

それと教諭補助の人数についてでございます。小学校で令和元年度と比べて、小学校で2人増、中学校で1人増でございます。児童生徒の実態や学校、学級運営を考慮して配置するものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） フッ化物洗口についてのお答えは虫歯予防効果があるということでしたときに0.31本、しなかつたときで0.67本、これが効果があると言つていいものだろうかというのもう一度お考えいただきたいと思います。希望者を募つてされるということはそれも大事なことで、その希望をとる際の説明の仕方ももう少し考慮いただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

それと、就学援助費についての前倒しの支給については来年度からできるようにしてくださることなので、ぜひお願ひしたいと思います。他自治体はもうしているところがたくさんありますので、どうぞよろしくお願ひします。

教諭補助についても、各学校の実態に合わせて増加させていただいているというところで、教育

現場としても、そういう最大限協力されて教育効果を上げられるように頑張られると思います。はい、ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 9番、吉川でございます。

まず、学校教育費のところに御質問いたします。これは学校管理費の中でページ数はちょっと申し上げられませんが、図書室の件でございます。図書費用がそれぞれに小学校で二十数万、中学校で30万程度の予算が配置されてるわけなんですが、この学校図書館が行きたい場所に今つくられているかということを課長としてどういうふうに把握されているかなというところをお伺いします。以前は鍵がかかっているとか、時間だけしか使用ができない、そして今は学校図書司書の先生方が2人で町内かけめぐってらっしゃることかと思いますが、それで十分なのか。今、アクティブラーニングというまさにその探求する心を育てるという教育が4月からまさに始まろうとしているわけなんですけれども、子供の探究心を育てるという場所として図書館というのはかけがえのないものでございます。そこに本があればいいというわけではなく、行きやすい雰囲気であるか、また、読みたい本が手にとりたい本があるかというところです。そういう意味でもこの20万とか30万とかいうお金が学校の先生方にとって、司書の先生、選ばれる先生方にとって、十分なものであるかどうかということを検証していただきたいというふうに思っています。

そして、184ページALTの話です。ALTは現在も2人の方がいらっしゃいますが、今のジョシュア先生とミカ先生の任期がいつまでなのか、この3名というのは、その人たちプラス1名なのか、将来的に3名入ってこられるのか、JETプログラムで入ってこられるのかということをお聞きます。

そして、これは矢部小学校にフランス語対応のお子さんがいらして、そのために緊急的に1月からその補助の先生を雇っていただいたっていう経過をお聞きしているわけなんですが、残念ながらというか、途中から休校になりましたのでその先生も最後まで添うことができなかつたんだろうというふうに思っているんですけども、フランス語の対応の生徒さん、児童ですね、矢部小学校と聞いていますので、その方の新年度からの対応はどういうふうに考えてらっしゃるのかということ。

それから、多分195ページになると思うんですが中学校の、これも会計年度になられたのか、以前は心の相談員という方の名前が上がっていたところですが、ことしその名前が見えませんので多分そういったところの中で、あるいは、もうそういう先生がいらっしゃらないことはないと思う。その相談員の方がそれぞれの学校でどのような役割を果たしていらっしゃるのか把握していらっしゃる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） まず、学校の図書室についてお答え申し上げます。確かに立地の場所、開館時間等ですね、子供たちが必ずしも行きやすい、また欲しい時間かというとそうでもないところがございます。これについては図書司書の先生とさらに打ち合わせをしながら、また図書司書の先生だけに任せるのでなくて、学校の先生にもどうやったらより子供たちが本

好きになるのかを選書も含めてさらに検証していく必要があると思います。教育委員会としても町立図書館とも連携をしながら、より充実した蔵書をそろえ、また雰囲気づくりについても行きたいと思えるような図書室づくりを進めてまいりたいと思います。

それと次に、184ページのALTに関する御質問についてお答え申し上げます。ALTの任期についての御質問でございました。お一人ですね、ミカ先生は8月まででございます。それとジョシュア先生は9月まででございます。それと9月からは総入れかえかということでの御質問ですが、そのとおりでございます。3人新たな方が見えます。JETで来られます。

フランスから帰国された子供さんについてですね、まず、町とその外国語に対応する派遣会社との契約が2月末まででございました。ですので、そういう意味ではちょうど契約期間、1月、2月、2カ月でフランス語のほうを対応していただいたところです。つき方としてはその児童の横に常時いていただいて、フランス語と日本語の通訳というか、そういうのをですね、学習指導要領もよく御存じの方でしたので丁寧に対応していただいたところでございます。4月からは確かにその契約は考えておりませんので、学校のほうでより漢字の習得とか、時間外においても習得できるようにお願いをするところでございます。かなり実力はつかれたんですが、まだまだ当該学年の漢字能力というか、そこには及んでおられないということを伺っております。

それと、心の相談員について御質問いただきました。今般、心の相談員さんは180ページの上のほうにございますが、会計年度任用職員、教育支援センターで2段に分けて設けておりますが、AとCというふうにですね。このAのほうにお一人、Cのほうにお一人を予定しております。どうしてここに設けたかというと要するに山都教室と学校の連携をより密にするためでございます。現在お一人が特に蘇陽中との連携を密に、もう一人が矢部中との連携を密に活動していただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 203ページに謝金があるんですけども、同和教育事業講師謝金、これは同和教育謝金というのはほかのところにもあるんですけども、ここに120万上がってるんですね。その120万が何人で何回の謝金なのか教えてください。

それから、184ページ、これ、私は3年続けての質問ですけれども、ここに地域改善対策進学助成金というのがありますけれども、これは同和地区の就学援助金と奨学金という説明を受けております。同じようにして、ほかのところに奨学金であれば179ページ、それから、189ページにも就学援助金というのがあるわけです。ここ何でそんな差別みたいにここに特別に出さないかんとかと。ほかのところと同じように奨学金だったり、就学援助金という項目でいいんじゃないかと思うんですけども、その辺が何でなんだろうという思うところがあるので、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。103ページ、4目中にございます同和教育

事業講師謝金につきましては、解放子ども会学習、基礎学習開放学習というのがあるんですけれども、こうしたもの。それから、成人学級、日本語教室、その項目教室等に合わせて2,000円の年間375回を計上しております。それから人権を考える町民の集い、年2回ございますけれども、これにそのうちの15万円が1回、それから、高齢者学級にも人権学習を行います。これが2回を計上してトータルでの120万円の計上となっています。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 184ページの地域改善対策進学助成金についてお尋ねをいただきました。どうしてほかのではなくて、ここに改めて出てくるのかという御質問をいただいたところです。本助成金は、地域改善対策進学助成金交付要綱に基づき支給するものです。対象地域の教育の充実向上を図り、部落差別の解消につなげることを目的としております。まだまだ部落差別の完全解消には至っていない現実がございます。教育の面から差別をなくす、教育の機会を保障し、さらに就学につなげていくことは行政としてとても大事な役割だと思います。平成28年施行の部落差別解消推進法では、地方公共団体は部落差別解消のために必要な施策を講ずるよう努めるとあります。部落差別はまだ根強く存在し、対策が必要ということを町として認識し、独自に必要な施策を実施するものでございます。そのためこちらに設けているものでございます。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 私は同和教育をするなというわけでもありません。人権教育、同和教育は必要とは思ってます。ただ、そういう何で普通の人たちと別に子供たちを分けてするのかというのがどうも、課長の答えではわかるんですけども、別にそこまで別にせなんかっていう部分があります。

それから、私は一般質問でもしておりますけれども、この町の人権教育予算というのは、おととし2,500万円か、去年が3,000万円から超えました。ことしはやがて4,000万円なんですよ。ほかの町村、郡内5町村と比べても明らかに高いという話を12月の一般質問でもしました。この辺をですね、もう今、人権問題にはセクハラからパワハラからいろんな問題があります。こういうものは一生懸命してもらわなんです。ただ、お金をかけてせないかんもんなのか、お金をかけんでも、できる方法はないんだろうか。ここに講師謝金というのがさっきありましたけども、私はそういったのを機会をふやすとか、そういう先生たちをいっぱい呼んできて、されるのかと思ったんですけど、何かそれとは若干違うようでございますので、そういう人権教育、同和教育、一生懸命にせなん。ただ、予算的にはもっと減らしてできるはずだと思います。その浮いた分をタブレットなり何なり、足りないところを、教育予算が足りないですからそっちに回すなり、そういうことを少しは考えてもらわんと、毎年同じで上がってくるっていうのはいかがなものかと思うところです。そういう思いです。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 確かに予算としていただく以上は大切に使わなければいけないと思います。また精査をして計上しなければいけないと思います。今回、お願いするものは部落差別をなくす、またおっしゃるようにほかの全ての差別をなくしていくために必要な予算と認

識し、大切に使わせていただきたいと思います。

またタブレットについてですが、確かにタブレットの購入もICT教育として進めることは大事だと認識しております。ただタブレットだけを進めればいいかというと、いろいろインターネットを使った人権侵害の事例が多数報道されているところでございます。タブレットの購入とあわせて、そうした人権教育もあわせて進める必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1番、眞原です。2点、お願ひします。2点目はちょっと二つにまたがるんですけども、まず1点目は196ページになるんですが、中学校費の中で部活動助成金と対外試合助成金43万1,000円と10万円と計上があります。中身についてよければ教えていただきたいと思ってます。去年も同じぐらいの金額が上がっているんですけども、中身を教えていただきたいと思います。

もう1点が194ページ、これも中学校費のほうで言うと中学校費の中からですが、15節のグラウンド用原材料費、これは恐らく昨年度の当初予算のグラウンド等山砂、そういう名目で上がったかと思います。それのことなんでしょうか。グラウンドに関して、例えば矢部中学校だと、ただ砂を入れればいいという状況ではなくて、もう既にもとがかなりでこぼこになっていて、サッカーボールですらイレギュラーするというような状況が出ています。同じような話で、218ページのほうで今度は町営グラウンドのナイター照明の取りかえ工事の工事請負費がありますが、町営グラウンドも雨水が流れていった後の川みたいなものができています、砂を入れればいいとか、そういう話じゃないんですね、もうグラウンド自体が波打っちゃってる状況なので、このあたりを改善なさる計画はないのかなというところでお伺いしたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 審議の途中ですけれども、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時22分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 真原議員の町営グラウンドに関する整備関連に伴いまして、この御説明をいたします。御意見ありましたように大雨にかかわらず雨天時についてはグラウンド内には、少しこう雨水が流れるような状況が見受けすることが多分にあります。この対応といたしまして中央グラウンドにつきましては、その周辺でございますけれども、今計画をしております周辺整備計画に基づいてこの2年度からがその周辺の造成工事から始まり、いろんなことを

やっていくんですけども、中央グラウンド周辺整備についてが、総合運動公園という位置づけでするんですが、その中で大切な中央グラウンドでありますので、これについては先般も少し御説明した部分がありましたけれども、これまでにその周辺整備を行う上でいろんな町民からの御意見があつて、例えばサッカー場を整備してくれとか、400メートルトラックを整備してほしいとかそういうようなことがありますけれども、もし仮にそうしたものをしてしまった場合には、中央グラウンドに係る部分も大いに出てくる部分がありますものですから、その辺のことも含めて、先ほど申し上げました総合体育館の建設とあわせて中央グラウンド周辺整備についても、同じく町民の方にパブリックコメントを振ろうというふうに考えているところです。そうしたことを踏まえて、今後中央グラウンドも含めたところでの改修等がどのようになるのかも含めて今後計画して、協議をしていきたいと考えます。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。196ページの部活動助成金43万1,000円についてですが、趣旨としまして各中学校のスポーツ文化活動の振興を図ることを目的として助成するものです。中学生、生徒1人当たり1,500円を助成させていただくものでございます。

もう一つの対外試合助成金10万円でございます。こちらについては、熊本県代表として、九州大会または全国大会に出場されるチーム並びに選手の方についてを対象に助成をさせていただきます。出場者の方が負担される参加費、交通費、宿泊費等の合計額の2分の1を補助させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） まず、部活動のほうにつきましては、スポーツ文化活動の推進ということで、生徒1人当たり1,500円という計算だということをお伺いしました。額が多いのか少ないのかというのは、ここで議論する話ではないんですが、こういうことをやっていただいているというのは大変ありがたいかなと思います。ただ、やはりこここの山都町の中学校で部活動をするにあたりましては、都市部と比べると大分やっぱり活動費がかかってきますので、そのあたりももう少し研究いただけたとありがたいなと思っています。ちょっと先ほど質問したところではグラウンド用の原材料費が、これはグラウンド等山砂のことなのかという質問をしてたと思うんですけども、そこもあわせてできれば御回答いただければと思います。本当にでこぼこのグラウンドで、生徒たちが危ないという声も私も聞いてますので、そのあたりを整備なさる御計画があるのかないのかお願いします。

あと、生涯学習課長からの御答弁では、周辺整備事業の計画の中で、現在の町営グラウンドもどのようになさるのかをこれから計画していくって、どう対応するかも考えていただけるという認識でよかったです。ただ、確認させてください。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 194ページの15節原材料費、グラウンド用原材料費について御説明申し上げます。これは砂の購入代金でございます。原材料としてですね。1校あたり4万円

掛ける3校で積算をしているところでございます。

187ページの15節原材料費については同じく砂で、6校掛ける2万円で積算をしております。

以上でございます。

(「グラウンドの整備は」と呼ぶ者あり)

グラウンドの整備計画についてなんですが、基本的には各学校にお願いをしているところでございます。大分確かに路面の凹凸が目立ってきており、学校側と協議しながらその点も検討してまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 議員からの確認があったとおり、おっしゃるとおりでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 今度は社会教育費のほうで御質問いたします。

まずは201ページの通潤橋、公民館費のところですね、通潤橋ボランティアですが、昨年私も初めてそのレギュラーとして通潤橋ボランティアをさせていただきました。そんな中でやはり高齢化が進んでいるということで、重たいマイク等々のことを教育委員会のほうにお伝えしましたら、年度途中でしたけれども、軽量化されたマイクを5台でしたか、補充していただきまして大変ありがたかったというふうに思っています。ですが、本当にこの高齢化は深刻でございまして、本当に円形分水まで行って取水口まで、私たちに言わせればたったのですが、500メーターの往復をもうしんどいとおっしゃるような方も最近はいらっしゃるようで、この方々の後継者の募集の仕方を今後はしっかりと考えていくべきだと。そして、それは先ほどの商工費の中でもありました西田議員からの提案のように、町中のボランティアにも拡充できるようなサポート体制が必要ではないかなというふうに思っておりますので、そこら辺を連携してお願いしたいというところ、そのお考えを1点聞きます。

それから、202ページの先ほどの夢チケット、課長が実物をお見せになりながら詳しく説明をされましたけれども、これまた4万5,000円ではあります、せっかく教育長が肝入りで考えられてつくられた。私たちボランティアガイドも多い日は本当にめちゃくちゃなんですね。それで、やっとその担当の先生にめぐり会って、きょうの日程等々を確認するときに、あれをこう説明はしますけれどもなかなか行き届かないんじゃないかなと思ってます。もちろん紙も渡しますけれども、それを果たしてその先生方がどのくらい受け取ってというか、現地で先ほどのようにタイムカプセル入れるところまで果たしていらっしゃるのというのはわかりませんけれども、もしかしてアンケートをとりますので、そういったところの活用のどういう効果とか、あれがどういうふうに使ってますよというふうなことが、フィードバックがあったら教えていただきたいです。

それともう1点、206ページの文化財保護のほうですけれども、これはそのほかの、何と言いますか、町の文化財ですよね。具体的にはうちのそばに六地蔵というのがあるんですけども、も

う以前にも申し上げましたが、もう看板なんか何も見えません。字がですね、何の板が立つとつとだろうかというような感じですね。これについての調査はなさっているのか。やっぱりせっかく案内板を立てているけれども字が見えないというお粗末な状況なので、これを何とかしていただきたいというのと、通潤橋のカヤぶき小屋の修復が行われます。大変いいことだと思ってます。私たちが通潤橋ボランティアをする中で史料館の待ち時間のときに、あれは非常に役に立っているんですね。やっぱり昔ながらの人たちの生活を垣間見てもらうということで。屋根は相当傷んでいますので本当にありがたいのかなと。この際のカヤぶきのふきかえ工事をなさるところは、上色見にあります阿蘇茅葺工房さんだというふうに聞いております。この方とはちょっと御縁がありまして、幾つか現場を見せていただいたんですが、まだ40代半ばの若い棟梁で非常に確かな腕を持ってらっしゃるし、先日も宮崎県の西米良でふきかえ工事をされたときには保育園児とともに小さなカヤぶきというか、本当に掘っ立て小屋みたいなのでしたが、そういうのをつくってらっしゃる。なので、これはぜひ昔の人の技術というところで小学校、矢部小学校あたりは歩いても来れますでしょうから、あるいは保育園児ですね、ぜひ現場を見せていただきたいというふうに申し上げます。

質問は以上です。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） お答えいたします。201ページにありました通潤橋案内ボランティア関連につきまして、本当に高齢化しているので、後継者対策募集についてのやり方なんかも研究しながら進めてくれということでございますが、先般、通潤橋案内ボランティア研修会を関係21名のボランティアの方々と一緒に今後につながる研修会を行ったところでございますが、そのときにありましたように1月31日にありました子ども議会での提案の件をお話しをいたしまして、そして、中学生を含めたところですね、高校生も呼びかけようと思いますが、例えば学校がない時間、夏休み等を中心としながらの土日とか、夏休み期間あたりを含めてできる時間に募集をいたしまして、それから現役のボランティアの方たちに指導的なものを行っていただきながら、レクチャーしていただきながら実際に夏休み期間にやっていただくということを提案しましたところ、ボランティアの方々たちも広く賛同いただきまして、これに向けて実際5月からを取り組んでいきたいというふうに考えているところです。募集については、広く学校の先生方にも協力いただきながら、もちろん自発的でございますので、希望がある中高生に対しまして、後継ボランティアという形ですね、これはそのまま今の通潤橋案内ボランティアの方たちにつながるような体制づくりといいますか、そうしたことになるといいなと思いますので、そのような形で5月ぐらいから進めていきたいと考えます。

それから、通潤橋の夢チケットの件でございますけれども、このタイムカプセルをやってるかどうかのフィードバックはということは、まだ検証は実際に進めておりません。例えば、タイムカプセルをやったらどうかという話でございますし、使い方によっては、もともとはですね、1枚は自分で記念として持ておくわけですから、もう1枚については、当初は例えば通潤橋史料館、道の駅あたりに、そこの協力がいただけるのであれば、そこに保存していただきとて、

大きくなつて10年後に来たときに、これは番号が打っているもんですから、ナンバーリングがあるもんですから、それに対して一万多千何百何十番の私ですと言つたときに、そのときのチケットを見ると、ああこのころ夢チケットでこんなこと、大きくなりたいとか、プロ野球選手になりたいとか書いとつたなとか、通潤橋にまた来たいなと書いとつたなとかいうことをするまでの半券でございます。このやり方については半券は自由ということでございますので、フィードバックにつきましても今後検証していくことも通潤橋の観光につながることかと思いますので、検証していきたいと思います。

それから、文化財の調査についてということでございますが、町の文化財、国、県、町合わせて113の国、県、町の指定選定の文化財がございます。中で文化財保護委員さんに対して、定期的に現地調査と見回り等をしていただきながら、文化財としての価値ですとか機能とかそうしたものを現地検証をしていただいております。年に1回から2回の保護委員会の中でその価値等を含めながら検証しているものでございますので、地元にあります六地蔵のこととも含めまして、その保護について今後もきっちりとした形で進めてまいりたいと考えます。

それから、最後に民俗資料館のふきかえについて、上色見にあります業者さんのことをお触れいただきましたけれども、これについては、本当に先ほど少し申し上げましたが平成20年のときに民俗資料館と御小屋もそのとき一緒にふきかえをしているものでございますが、今回民俗資料館をやるということで、これについては小学生とか、こうしたことにも学校のほうにもふれを回しながら、昔からあるこのカヤぶきについての機能的なものも勉強の場というふうに捉えて学校にも周知をしていきたいと考えます。

以上でございます。

失礼しました。標木、サイン等については本当に数ある文化財の中で、そうした取り組みについても本当に予算を計上しながら図つていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 予算には関係ございませんけど、ちょっとお尋ね並びにお願いでございます。2月の20日の日に山都町柔道協会というのが設立をされました。私も今まで山下先生が育った町ですので、もう早くに協会あたりができるかというふうに思っておったんですけども、何もそういう組織はなかったということで、今回いろいろ声かけがございまして、柔道経験者、携わった人たちの約70名の方々が賛同されまして、柔道協会設立に至ったわけですけれども、今ですね、警察の道場で少年柔道教室はやられておりますが、中学校、高校と柔道部がございません。それで、剣道をされる方々もですね洗心会という少年剣道クラブがございますけれどもそこらあたりの協会あたりは知りませんけども、せっかくの機会ですので少年柔道あたりもなかなか人が少なくなれば難しい部分もございますけども、やっぱし、世界の山下、それに続くですね、坂本さんとかいろいろこの山都町から輩出されております。そういう格好で、何とかして町あたりも協力していただくなればという思いもございますし、なかなかそこあたりがですね、クラブという関係ではございませんものですからスポーツに関して協会という組織がほとんど中にはない

だろうと思いますけども、今後そこらあたりも育てるためにはですね、一生懸命皆さんやられるならば、教育委員会としてもそこあたりの援助も少しぐらいはしていただくならというふうに考えますけどもいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 少年柔道に関しましてはありましたように、初めての矢部高校での会場としたところでの形の大会が行われる予定でございましたが、今般の新型コロナの影響で中止をされたところでございます。この主催といたしましては、県の柔道協会の少年部といいますかね、そうしたところなんですかけれども、楽しみにしていたものがそういったことを受けて中止になったのは私たちも非常に残念なところでございました。

少年スポーツ、総体的に申し上げまして町の体育協会の中に現在21の競技種目等がございますけれども、それと同じ位置づけの中として少年スポーツクラブも育成をする団体ということで加盟をさせております。昨年30年度からでしょうか。そしてその中に、この少年スポーツクラブの育成という形でクラブの運営費ということに助成をするということで、活動助成金は、本年度から活動助成という形で掲示をして少年スポーツクラブ育成ということで図っているということでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 私から1点だけです。小学校費、中学校費と一般財源のほとんどで予算編成がなされているかなというふうに思っておりますが、その中で需用費のことをお聞きしたいと思います。小学校費、中学校費、その中で給食管理費もあわせてございますけども、トータルでいきますと6,200万円ぐらいの需用費が組まれております。そしてその中で消耗品が1,700万円ほど組まれてるかと思います。消耗品の中には、るる学校のプールの液代とか光熱水費とか、そういうのを主に組まれているような感じでございますので、ほかのこの1,700万円の消耗品という形の予算の使い方といいますか、内訳がありますならば教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 消耗品の内容について、お答え申し上げます。まず、小学校の管理費の185ページですね。消耗品費として857万6,000円計上しておりますが、内訳は各校の消火器19本の詰めかえ、各校の用紙代、コピー代、ほか筆記具等の代金でございます。

続きまして、小学校の給食費189ページでございます。

10節需用費、消耗品費14万5,000円を計上しております。この分については、特別支援学級の消耗品でございます。例えば段ボールの素材のパーテーション、カラーボックス、マグネットセット、折り曲げスプーン、折り紙、時間をかかるタイムタイマー、それとお金模型セットなどを計上しているものでございます。

続きまして、中学校の管理費でございます。191ページ、需用費の中の消耗品費として590万8,000円計上しております。こちらも、消火器の詰めかえでございます。10年経過したものは、詰めかえるようになっております。11本代、ほか各中学校の用紙代、コピー代、また、筆記具代

等でございます。

続きまして、195ページ、中学校学校振興費の消耗品です。

10節需用費で10万6,000円計上しております。こちらについては、特別支援学級の消耗品でございます。先ほどの時間ではかるタイムタイマーとか、ドミノ牌のレゴ、絵カード、バランス指導教材等、各中学校の特別支援で用いる教材を計上しているところでございます。

あと失礼しました給食費を抜かしておりました。失礼しました。先に中学校から御説明申し上げます。197ページでございます。

10節需用費の中で、消耗品費110万円を計上しております。これは調理師調理用の手袋、マスクの一括購入分が主でございます。ほかに、研究大会の資料代でございます。

戻りまして、小学校の給食費の需用費でございます。190ページでございます。需用費の中で消耗品費184万3,000円を計上しております。こちらも、調理用手袋、マスクの一括購入、それと研修の資料代、ほか各校の給食に使う消耗品代でございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） よくわかりました。消耗品の中で必要経費を光熱費とかプール関係いろいろ組んでございまして、また役務費の中でも組んでありましたもんですから、消耗品だけの金額が非常に大きいかなとちょっとと思いましたもんですから、その中身をお伺いしたところでございます。当然学校でありますので、いろんな教材、消耗品等も必要になってくるかと思いますけども、有効利用していただくようにお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 183ページなんですが、廃校施設のことでお尋ねいたします。

以前、中島東部小学校と菅尾小学校の施設を警察だったんですかね、訓練のために使用したいという申し出があつたというお話を聞いておりましたが、ことし明けてから菅尾小学校のところを通りましたら、たまたま十四、五人ぐらいの団体の方が校庭で何かされてました。もしかしたらあれがこうだったのかなと思いましたもんですから、もしそうであったらば、使用料を取られるのか、無償で開放されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。廃校となっております中島東部小とする菅尾小の利活用についてお尋ねいただいたところでございます。

両校について昨年の6月に熊本県県警より訓練、特にテロ対策の訓練として使用したいという打診がございました。町としては、公共的な利用に当たるということで判断したところですが、まずは地元の御意向を伺つてからでないとそれは許可できないということで、両校ですね、地元の説明会を開催したところでございます。

菅尾小については、2回実施しまして、地元の御了解をいただき、熊本県警のほうに使用の許

可を出したところでございます。使用料は公的な団体ということで、また公的な訓練ということで無料としております。中島東部小については、ちょうど2月に2回目の説明会を予定していたんですが、新型コロナの関係で説明会ができずしております。また、新年度になりましてから改めて説明会を開催し、地元の御了解をと、訓練の場所として貸し出しを進めていきたいと考えております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

10款災害復旧費について説明を求める。

農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、災害復旧予算について説明いたします。

その前に町長の提案理由の中でもありましたとおり、平成28年の熊本地震並びに豪雨災害につきましては、関係各位の御支援をいただきまして1,786カ所、全て契約することができました。先週末現在で約790カ所が竣工しております。ただ今回、契約はできましたけれども、今から工事が本格化するということで、各地域のほうからいろいろお話をあったときには、契約できたということで、とにかく工事のほうは早期復旧に向けて頑張っていきますので、御支援のほうよろしくお願いいたします。

平成28年災害と別に平成29年災がございます。全体で151件、現在、そのうち66件は完了しております。同じく30災につきましては全体で33件、そのうち完成しておりますのは4件でございます。

それでは221ページのほうをよろしくお願ひいたします。

1目現年度農業災害復旧費14万1,000円です。8節の旅費並びに222ページのほうに出ております消耗品をそれぞれ計上しておるところでございます。

2目過年度農業施設災害復旧費3億3,830万8,000円。特定財源、その他680万円につきましては、令和元年度債の受益者負担金を計上しておるところでございます。

13節使用料及び賃借料95万3,000円。主なものとしましては、公用車2台のリース代です。

14節工事請負費3億3,500万円。内訳としまして、令和元年災63件分2億円。令和元年災につきましては、補助率のほうが農地のほうで94.1%、施設のほうで98.2%ということで決定をしております。また、平成29年災の61件分1億3,500万円を計上しておるところでございます。なお、平成29年災の61件分につきましては、当初30年度予算として計上し、令和元年度へ明許繰越予算となっております。請負契約済の予算につきましては、令和2年度への事故繰越ということで再度繰り越し可能でございますけれども、未契約の予算につきましては、事故繰越ということで次年度に持つていけませんので、改めて令和2年度の予算ということで、組みかえをお願いするものでございます。

続きまして、15節工事材料費130万円も予定しております。

223ページにいきますけれども、3目現年度林業施設災害復旧費30万円です。

13節使用料及び賃借料としまして、崩土除去に係る重機借上料を予定しております。
以上でございます。

○議長（工藤文範君） 次の項目について説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

○建設課長（佐藤三己君） 10款災害復旧費 2項公共土木施設災害復旧費について説明させていただきます。1目現年度公共土木施設災害復旧費、本年度予算304万2,000円。財源は一般財源となります。

13節の使用料及び賃借料で300万円を計上しております。災害発生時の堆積土砂、また崩土の除去等に利用する重機の借上料になります。

2目の過年度公共土木施設災害復旧費です。本年度予算額3億6,532万7,000円。国庫支出金、これは国庫負担金になりますけれども、3億768万8,000円です。地方債で4,040万円、一般財源で1,723万9,000円になります。

1節から3節までは会計年度任用職員の1名9カ月分になります。残り3カ月分については、土木費のほうで計上しているところです。

次のページをお願いいたします。

14節の工事請負費です。3億5,280万円、これ28災分で2億2,830万円、29災分で1,000万円、元年災分で1億1,500万円となります。工種で言いますと道路が15件、河川で44件です。ほかの設備については関連する事業費になります。内容については説明のとおりでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 10款災害復旧費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入については、一括して説明を求めます。
総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、225ページ、11款公債費について説明をいたします。

地方債の償還、いわゆる返済に係る経費を計上しております。元金が9億1,301万1,000円、利子が4,227万4,000円でございます。令和2年度に係ります元金の対象件数というのが138件ございます。つまり138件の償還が残っているというところでございます。特定財源につきましては、5,045万円ほどありますが、町営住宅の使用料と社会福祉法人からの資金貸し付け分の返還金というものでございます。

続きまして、12款の諸支出金でございます。基金積立金として、利子分を1,000円、それから存目で計上しているというところでございます。

その中で9目の学校教育施設整備基金でございますが、旧白糸第一小学校と旧白糸第三小学校の分ということで使用料が入ってまいりますのでそれを積み立てるというところでございます。

それから、11目のふるさと応援基金につきましては、5,000万円の寄付金予定額から諸経費を

引いた残りと、1,648万3,000円を積み立てるというものでございます。

227ページの一番最後の17目につきましては、森林環境整備基金の積み立て分というものでございます。

続きまして、228ページ、予備費でございます。3,000万円ということで、前年同額で計上しております。

次の229ページにつきましては、新規に設定した経常費でございます。

防衛省関係の補助金を活用する事業で総務費、それから道路関係費というところでございます。続く230ページになります。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。表の中の横欄の3番目に前年度末現在高見込額というのがございますが、年度は令和元年度末になりますが、現時点では一番下のほうにありますが、85億2,116万2,000円というものがございます。その一番右にあります当該年度中の増減見込みというものでございますが、これは令和2年度における増減の見込みを出しているものでございます。よって右端の欄が令和2年度末の残高の見込みということで、83億9,200万円になると予測しているところでございます。

次の231ページから232ページにつきましては、債務負担行為に関する調書でございます。複数年にわたります契約に基づいて、将来にわたり地方公共団体の債務を負担するものというものでございますが、令和2年度当初予算の時点では、232ページの合計欄の中ほどにあります9億762万5,000円が将来にわたって負担する総額ということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、233ページから239ページですが、特別職や一般職の給与費の明細ということで掲載しております。予算書とあわせて提出する説明書の一つですが、233ページから237ページまでは、給与費の明細、238ページから239ページは、款項別の給与明細費となっておるものでございます。

最後の240ページでございます。

ここには、地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費というもので示しております。使途を明確化することが求められておりますので、予算書の説明資料として掲載しているということで御理解いただきたいと思います。令和2年度に係ります地方消費税交付金のいわゆる社会保障財源分の金額は1億8,272万7,000円と。これに対しまして、本町の社会保障政策に要する経費は、合計しますと37億4,042万9,000円になります。これから特定財源を除きました25億2,457万7,000円ほどの一般財源の一部に地方消費税交付金が交付金として1億8,272万7,000円が充てられているという説明でございます。

続きまして、歳入の説明に入りますので、10ページをお願いいたします。

各課から歳入のほうで特定財源やそれぞれの款で財源を説明したものにつきましては省略をいたしたいというふうに思います。また、説明につきましても、主なものについて説明をさせていただきたいというふうに思います。

12ページをお願いします。12ページから15ページまでの11款までは地方譲与税、それから、各種交付金でございますので、この部分につきましては、説明を省略させていただきますが、12款

の地方交付税につきまして若干の説明をさせていただきたいというふうに思います。今年度53億円を計上しておりますが、昨年同様の普通交付税の見込み額を50億円とし、特別交付税を合わせまして、53億円の計上としたところでございます。

続きまして、その後のページには各種負担金、使用料や国費、県費にかかるものでございますが、31ページの18款財産収入をお願いします。家屋貸付収入につきましては、先ほど触れました旧白糸第一小、旧白糸第三小分や清和支所の一部をJA阿蘇森林組合等に貸し付けている部分が主なものでございます。土地貸付収入につきましては、清和米生の阿蘇森林組合の加工所、井無田の太陽光発電分、そして行政財産使用料につきましては、NTTの電柱敷地料を計上しております。町有原野使用料は清和地区19件分の計上というものです。財産売払収入につきましては、分譲地と町有林の間伐売払分を計上しております。一本木と峠の2団地を予定しております。

続きまして、19款の寄付金でございます。ふるさと寄付金として5,000万円を計上しております。ふるさと納税制度の厳格化により寄付金の落ち込みを見込んでいるというところでございます。使い道につきましては、寄付者にはそのまま郵送で通知したり、あるいは「広報やまと」、それからホームページ等で周知を図っているというところでございます。

20款の繰入金でございます。財政調整基金からの繰入金を1億9,600万円ほど計上しております。以下それぞれの特定目的、基金をごらんの金額で繰り入れる、いわゆる取り崩しを行うというものでございます。

35ページをお願いします。

21款の繰越金です。ここは令和元年度の繰越金を1億円と見込みまして、2年度に予算化したものでございます。

続きまして39ページをお願いします。

22款の町債になります。目としては経費別に総務費、土木債というものがございます。詳細についてはごらんいただきたいというふうに思います。

それから戻っていただきまして6ページをお願いします。

継続費のページです。複数年にわたる事業について経費の総額と年割額をあらかじめ示しておくというものでございます。先ほど紹介した分でございます。

それから、7ページをお願いします。地方債のページでございます。歳出で事業ごとに充当しました起債を今度は起債目的ごとに区分計上したものでございます。総額で7億8,460万円を今回は計上したところです。

それでは、表紙の裏をお願い申し上げます。

令和2年度山都町一般会計予算。

令和2年度山都町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ118億8,400万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

継続費。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表、継続費による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、20億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項での経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年3月9日提出、山都町長です。

よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 以上で、11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 31ページの財産収入の部分ですけれども、家屋貸付収入ということで、749万5,000円が計上されております。今の説明でありますと白糸のサテライトオフィスと、それと阿蘇森林組合が入ってる部分がかなり占めてるという部分でございます。御岳小学校が閉校いたしまして、緑川森林組合が借りたいということで、地元の方々も非常に期待を持たれていましたけれども、貸し付けの条件で流れたということで報告をいただきました。閉校した学校でございますので、私が申すことはありませんけれども、やはりそういう閉校した学校などの再利用とか、いろんな形の中で、条件が非常にほかのところとの条件が違う部分があったということで断られましたけれども、そこら辺のところは柔軟にやはりいろんな施設は今後使っていただけるような方向を探っていただきたいと思います。これは御要望です。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと。これで質疑を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「令和2年度山都町一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時12分

再開 午後3時21分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第22号 令和2年度山都町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第22号「令和2年度山都町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第22号、令和2年度山都町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

国民健康保険事業におきましては、平成30年度からの都道府県単位化により県が財政上の責任主体として中心的な役割を担い、県と市町村が一体となって運営することとなりました。それにより、市町村は県が県全体の医療費推計から、市町村ごとに推計した納付金を県に納付し、県は保険給付費に必要な額を全額市町村に交付するという仕組みに変わりました。

令和2年2月末の国保の被保険者数は4,694人で、世帯数は2,744世帯、被保険者数は山都町全体の32%、世帯数では42%を占めています。国保財政運営の安定化からも医療費の適正化や生活習慣病の発症重症化予防、糖尿病、腎症重症化予防のため特定健診受診率の向上に一層取り組み、生活習慣を見直してもらうためのサポートを保健指導や栄養指導により関係機関とも連携して引き続き行ってまいります。

それでは、歳出のほうから主なものにつきまして御説明いたします。

13ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費の本年度予算額810万7,000円でございます。前年度と比較しますと92万8,000円の増になっています。

11節役務費は、郵便料が155万1,000円、主に保険証等の年度切りかえによるものです。

12節委託料で、一番下に記載しておりますオンライン資格確認等システム改修委託料が155万8,000円でございます。この改修はマイナンバーカードを保険証として利用できるオンライン資格確認が令和3年3月から本格運用開始されることによるシステム改修費でございます。

令和元年度からの2年目の事業でございますが、元年度は補正で対応したための増額の要因と

なっています。こちらは、国庫補助が10分の10でございます。

財源内訳の特定財源の654万9,000円は一般会計から職員給与費等としての繰入金となります。

2目連合会負担金が本年度予算額115万9,000円でございます。

14ページをお願いします。

本年度と比較しますと1,041万9,000円の増額でございます。主な要因は、3番目に記載してあります標準システム導入に係る初期費用負担金を1,044万6,000円計上しているためございます。こちらにつきましては、国と国保中央会が開発した標準システムを導入することで、事務の標準化、効率化、コスト削減、住民サービスの向上につながるもので、県内でもほとんどの市町村が導入予定であり、山都町は令和3年10月開始を目指して、本年度予算に計上するものです。国補助が2分の1、県補助が2分の1でございます。

15ページをお願いします。

3項1目運営協議会費でございます。29万4,000円、こちらは委員12名で年2回の運営協議会と年1回の研修会分の報酬費用弁償を計上しています。財源は職員給与費として一般会計からの繰出金でございます。

16ページをお願いします。15から16です。

2款1項療養諸費が全体で14億7,111万6,000円でございます。前年度と比較しますと3,959万1,000円の減額となっています。

15ページにお戻りいただきまして、1目一般被保険者療養給付費が本年度予算額14億5,770万8,000円で、前年度と比較しますと3,926万8,000円の減額となっております。医療給付費につきましては、県の推計方法に準じて算出しております。具体的には70歳未満と70歳以上の負担区分別に被保険者1人当たり診療費、被保険者数推計、給付率推計をそれぞれ掛けて算出しております。被保険者数が年々200名ほど減少しており、全体では減少となりますが、1人当たり給付費は増加の見込みです。

2目退職被保険者等療養給付費が本年度予算額1万円です。前年度と比較しますと49万円の減でございます。退職被保険者は、現時点でゼロ人です。退職被保険者につきましては、退職者医療制度の経過措置終了で、令和2年度以降は原則ゼロ人ですが、早期退職等により令和2年度以降も一部で退職被保険者が現存する場合があるとのことで、転入に備え、減額して計上しているものです。

16ページをお願いします。

3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者療養費においても同様の方法で算出しております。療養諸費全体のうち5目、6目の審査支払手数料を除き、財源は全額県から保険給付費等交付金の普通交付金として交付されます。

17ページをお願いします。

2項高額療養費は合計で2億3,308万7,000円でございます。こちらも同様の算出でございます。こちらの財源も全額県から保険給付費等交付金の普通交付金として交付されます。

18ページをお願いします。

4項1目出産育児一時金が本年度予算額840万円でございます。前年度と比べ42万円の減でございます。本年度は20件を見込んでいます。財源は一般会計からの繰入金が3分の2でございます。

19ページをお願いします。

5項1目葬祭費が70万円です。前年度と同様35件を見込んでいます。

3款国民健康保険事業費納付金です。こちらは、県が県全体の医療費総額を推計し、その見込み額から前期高齢者交付金や療養給付費等交付金の公費等を引いて、市町村ごとに所得水準や年齢調整後の医療費水準に応じて納付金額を算定するものです。

1項医療給付費分が一般退職合計で本年度予算額4億9,923万5,000円となり、前年度と比較しますと880万5,000円の増となっています。

20ページをお願いします。

後期高齢者支援金等分が一般と退職合計で1億4,304万6,000円となり、前年度と比較しますと1,084万4,000円の増となっています。

3項介護納付金分が5,207万3,000円で前年度と比較しますと、744万5,000円の増となっています。

3款の財源内訳は、特定財源として県特別交付金が6,732万4,000円。一般会計からの保険基盤安定繰入金が1億2,934万円でございます。

21ページをお願いします。

6款1項1目保健衛生普及費が合計で本年度予算額403万2,000円でございます。

1節から4節までは、会計年度任用職員として、一般事務1名分の人件費でございます。こちらにつきましては、国補助対象の保健事業として、健診未受診者への勧奨通知や健診結果入力、台帳管理等を行うものです。財源内訳は、特定財源として県支出金等のうち国特別調整交付金分が213万3,000円でございます。

22ページをお願いします。

2項1目特定健康診査等事業費が本年度予算額2,223万7,000円で、前年度と比較しますと133万8,000円の減ですが、これにつきましては、12節委託料に計上しております特定健康診査等委託料が被保険者数の減少に伴い減額となったものが主な要因でございます。こちらには40歳から74歳までの国保被保険者の特定健診等委託料のほか眼底検査、特定保健指導委託料を計上しています。こちらは県補助が3分の2で、特定財源に800万円を計上しています。

23ページをお願いします。

7款基金積立金9款諸支出金の1目から5目までについては、ごらんのとおりです。

24ページをお願いします。

6目保険給付費等交付金償還金が本年度予算額80万円です。こちらは前年度精算分として、特定健診等負担金償還金分を計上しています。

3項1目直営診療施設勘定繰出金86万6,000円は、そよう病院の保健事業分として繰り出すものです。財源は県支出金です。

続きまして、歳入を御説明いたします。

6ページをお願いします。

1款国民健康保険税でございます。

7ページをお願いします。

一般被保険者分と退職被保険者分と合計で5億301万円で前年度と比較しますと2,839万1,000円の減額となっております。こちらにつきましては、税務住民課に令和元年分の所得を見込んでいただき、令和元年度と同じ税率で算定しております。現年度分収納率を96%で、滞納繰越分を15%で見込んでいます。

8ページをお願いします。

3款1項3目社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、歳出で御説明いたしましたので割愛させていただきます。

4款1項1目保険給付費等交付金が17億8,848万7,000円計上しております。

1節普通交付金は、歳出の項で説明しましたとおり国保連合会の審査手数料、出産育児一時金、葬祭費を除く保険給付費に対して全額交付されるものです。歳出で保険給付費が減額されるとこちらの交付金もおのずと減額となります。

2節特別交付金は、保健所努力支援分、国特別調整交付金分、県繰入金2号分、特定健康診査等負担金として、それぞれ交付されます。

7款1項1目一般会計繰入金が、次のページですかね、本年度予算額1億7,824万3,000円でございます。前年度と比較しますと1,083万5,000円の減でございます。主な要因は1節及び2節の保険基盤安定繰入金で460万4,000円の減、5節の国保財政安定化事業繰入金で559万3,000円が減額していることです。

1節の保険基盤安定繰入金につきましては、県補助が4分の3、2節につきましては、国補助2分の1、県補助4分の1でございます。

10ページをお願いします。

8款繰越金が1,000万円を計上しています。

12ページをお願いします。

9款4項4目一般被保険者第三者納付金におきまして、本年度予算額を500万円計上しております。前年度と比較しますと450万円の増ですが、これは前年度実績により増額を見込んだものでございます。

それでは表紙の次のページをごらんください。

令和2年度山都町国民健康保険特別会計予算。

令和2年度山都町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億8,688万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。

2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第22号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 13ページですが、マイナンバーカードが令和3年度から保険証のかわりになるということなんですが、ということになりますと国民健康保険の被保険者は強制的に全部このマイナンバーカードを取得しなければならないと思いますが、写真を撮ったりとか、そういうふうにしなければなりませんが、イメージとしてこの令和2年度にどういった作業をされる予定でしょうか。それからもう既に取得されてるカードを持っておられる方が例えは病院に行つたときに自分が健康保険被保険者だとしたときどういうふうにしてその病院が社会保険でなくて健康保険とわかるのかとかですね、そのシステムはどんな内容か教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） オンラインシステムは、令和3年3月から開始されるものでございますけれども、まず、おっしゃったようにマイナンバーカードの登録が必要でありますけれども、これは強制ではございません。まず、マイナンバーカードを取得しましたら、マイナポータル上で登録しなければならないということになります。御本人がですね。病院ではもうそういうシステムが構築されていると思います。同時にですね。保険証をしばらくは同時発行しなければならないということでございます。どなたがマイナンバー登録されているのかが健康ほけん課のほうでは把握できないというところでございます。なので、推進してこういうことができますよという形には、皆さんに広報していきますけれども、強制ではございません。保険証も発行いたします。どちらも使えるという形になります。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） でしたらですね、このシステムを導入する意味がないと思います。変えるためにするんですから同時にするのならばもう金かけてませんでもいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） これは全員、保険者で取り組まれることです。国民健康保険だけじゃなくて、全部の保険で取り組まれることで、まず一番の導入により何がメリットかと言いますと過誤請求はなくなるという形になります。喪失したのにまた保険証を持って病院に行かれると過誤になって、その後にあなたはもう社会保険になってたでしょ、国保じゃないでしょということで、国保から出してる分を社会保険からもらわなくちゃいけないような感じですね。それがなくなるそうなんですよね。あとは、患者本人や医療機関において特定健診データや薬剤情報などの経年データの閲覧が可能となるという形になります。それから、重複投薬の削減等も

期待できるという形になります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 今、重複投薬と言われてからちょっとと思い出しましたが、今回コロナで、もう全国の皆さん、感染者が出ておられます、大抵の方が3カ所か4カ所か病院に回られています。だから、やっぱしはしご受診なんですね。例えばここでこの薬をもらわされて、その次に同じ薬持ってるじゃないか、その薬の情報がわかるとは思いますが、その病院で前の病院ごとに、この患者がどこの病院で何を使っているのかとか全部わかるんですか。それを防ぐということですね、今の説明は。

○議長（工藤文範君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 本人の同意を得てからわかるという形になりました、病院のほうで「もう出してありますですよね」という感じになると思います。だから薬をもらい過ぎないようにするような感じになると思います。あくまでも同意を得なければ、やっぱり見ることができないんだろうと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号「令和2年度山都町国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第23号 令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第23号「令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第23号、令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

令和2年1月末の山都町の被保険者数は4,067名です。平成30年度の平均被保険者数4,112名と比べますと現段階で45名減少しております。山都町全人口に占める割合は28%です。保険料率については法の定めにより2年ごとに見直すこととされ、熊本県内均一です。令和2年度は保険料率改定の年で、令和2年度、3年度の2カ年度分の療養給付費や保健事業等の費用及び国庫負担

金や後期高齢者交付金等の収入の見込み額を算出し、その差額を保険料総額とした上で、均等割額及び所得割率が決定されます。今回の算定では、1人当たり給付費増により保険料上昇抑制のために、前年度剰余金54億円と県の財政安定化基金10億円が投入されましたが、なお、保険料を上げざるを得ない状況のため、平成24年度以降据え置かれてきた保険料率が令和2年度、3年度は引き上げることとなりました。あわせて、軽減判定所得の見直しも行われました。

保険料の改定につきましては、本日、机上配付しました右肩に議案第23号資料をごらんください。

①保険料率についてをごらんください。

均等割額が4万7,900円から5万600円へ、所得割額が9.26%から9.95%へ、限度額が62万円から64万円と改正されました。

②軽減判定所得の見直しについてをごらんください。

5割軽減は、被保険者数に乘すべき額を28万円から28万5,000円へ、2割軽減は51万円から52万円へと改正され、低所得者の軽減対象拡大となっています。

一番下にモデルを二つ並べております。今回の改正によりまして、増額と減額のモデルを載せております。

それでは、歳出から御説明いたします。

予算書の8ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費の本年度予算額が269万円でございます。財源は、特定財源として一般会計からの事務費繰り入れです。前年度と比べますと5万3,000円の増でございます。

10節需用費の印刷製本費40万1,000円は、納付書や各通知書用、簡易書留用封筒の印刷費でございます。

11節役務費の郵便料213万4,000円は、納付書や保険証、決定通知書、督促等に係る郵便料でございます。郵便料の値上げにより増加しています。

1款2項1目徴収費が1万8,000円でございます。保険料口座振り込み手数料でございます。こちらの財源も特定財源として、一般会計からの事務費繰り入れてございます。

9ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。本年度予算額2億6,172万7,000円。前年度と比較しますと3,093万6,000円の増になっています。内訳は被保険者保険料負担金として1億6,242万5,000円、保険基盤安定負担金として9,930万2,000円でございます。増加の要因ですが、被保険者保険料負担金で約2,660万、保険基盤安定負担金で430万円の増となっています。主な要因は、ただいま御説明しました保険料の改正や補正予算で説明しました均等割軽減特例の見直しによるものでございます。こちらの財源は、被保険者からの保険料が1億6,242万5,000円、一般会計からの保険基盤安定繰入金が9,930万2,000円です。保険基盤安定につきましては、県補助が4分の3でございます。

4款1項1目保険料還付金が70万円。これは死亡等に伴う保険料の還付になります。前年度実績を参考に20万円を増額しております。

それでは歳入を御説明いたします。

5ページをお願いします。

1款1項後期高齢者医療保険料でございます。

1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料、合計で1億6,242万5,000円です。算定につきましては、熊本県後期高齢者広域連合によるものです。前年度と比較しますと2,662万4,000円の増額です。増額の要因は繰り返しになりますが、保険料の改正や均等割、軽減特例の見直しによる影響が主なものでございます。

4款1項一般会計繰入金が合計で1億201万円でございます。こちらにつきましては、歳出の項で御説明いたしましたので割愛させていただきます。

2目保険基盤安定繰入金が9,930万2,000円です。こちらも歳出の項で財源の説明をしましたところで、県補助が4分の3でございます。

6ページをお願いします。

6款2項1目保険料還付金が70万円でございます。過年度分の過誤の保険料分として後期高齢者医療広域連合に請求し、受け入れるものでございます。これは歳出の保険料償還金に関連するものでございます。

表紙の次のページをお願いします。

令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計予算。

令和2年度山都町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,519万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。
一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の繰り入れの最高額は、8,000万円と定める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第23号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号「令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案

のとおり可決されました。

日程第4 議案第24号 令和2年度山都町介護保険特別会計予算について

○議長（工藤文範君）　日程第4、議案第24号「令和2年度山都町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君）　それでは、議案第24号、令和2年度山都町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

まず、現在の要介護認定者数につきまして御報告いたします。要支援1の方が128名、要支援2の方が190名、要介護1の方が297名、要介護2の方が395名、要介護3の方が229名、要介護4の方が185名、要介護5の方が149名で合計1,573名の方がいらっしゃいます。

それでは歳出のほうから説明いたします。

13ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費318万9,000円につきましては、介護保険制度の円滑な運営を図るために必要な経費を計上しております。会計年度任用職員といたしまして、一般事務1名を計上しております。

15ページをごらんください。

3項1目認定調査等費2,012万7,000円につきましては、認定調査の実施及び主治医の意見書の作成によりまして、要介護認定に必要な基礎資料を取得するものです。会計年度任用職員といたしまして、介護認定調査員4名を計上しております。

16ページの11節役務費のうち、主治医意見書作成手数料699万6,000円につきましては、1人当たり3,300円から5,500円の手数料で1,600人分を計上しております。

2目認定調査会共同設置負担金573万5,000円につきましては、介護の必要性とその程度を公正に審査判定するために、現在、上益城広域連合のほうに負担金を計上して調査を委託しているものでございます。

17ページをごらんください。

5項1目事業計画策定委員会費の406万9,000円につきましては、山都町第7期高齢者福祉計画、介護保険事業計画が平成30年度から令和2年度までとなっており、来年度が第8期計画の策定期となりますので必要経費を計上しております。

1節報酬37万8,000円につきましては、高齢者保健福祉推進委員報酬で16名分の報酬を計上しております。

12節委託料357万5,000円につきましては、計画作成委託料で、内訳はアンケート結果と第7期計画の分析、計画書素案作成、委員会運営支援などにおいて262万8,000円、アンケート調査実施や計画書作成などで94万7,000円となっております。

続きまして、2款1項介護サービス等諸費です。これにつきましては、介護サービスの利用に

応じました保険給付に係る負担金を計上しております。

19ページをごらんください。

2項介護予防サービス等諸費です。こちらにつきましては、介護予防サービスの利用に応じました保険給付に係る負担金を計上しております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

9目介護予防原案作成費638万7,000円につきましては、包括支援センターのかわりに居宅介護支援事業所が作成いたしましたケアプランに対する委託料を計上しております。

続きまして、3項1目審査支払手数料につきましては、国民健康保険団体連合会への委託により、保険給付に関する書類審査業務を行うものです。その審査支払手数料ということで249万3,000円を計上しております。

21ページをごらんください。

4項1目高額介護サービス費6,682万7,000円につきましては、介護サービスを利用された際の自己負担額についてサービス利用者の経済的な負担を軽減するもので、一定金額を超えた場合にその金額について、生保世帯、それから課税世帯など区分に応じまして、補填、負担をするものでございます。

5款1目介護医療合算介護サービス費770万4,000円につきましては、今の説明に加えまして、医療保険を加えたところでの自己負担額の合算が著しく高額になった場合の負担額の一部を負担するものでございます。

7項1目特定入所介護サービス等費1億7,567万5,000円と、22ページ、3目特定入所者介護予防サービス費14万1,000円につきましては、生保世帯などの所得の少ない方に対して、ショートステイなどなどを含む介護保険施設の利用料のうち、居住費と食費の軽減措置に係る経費を負担するものでございます。

続きまして、5款1項1目サービス事業費7,766万1,000円につきましては、ヘルパーや通所デイサービスの利用に係る負担金を計上しております。

23ページをごらんください。

2目介護予防ケアマネジメント事業費1,742万8,000円につきましては、利用者の状況に合った適切なサービスが提供されるよう介護プランを作成して、ケアマネジメントを行う事業です。

12節委託料で、介護支援専門員人材派遣委託料1,335万9,000円につきましては、まちづくりやべのほうから3名の派遣をいただいているところでございます。

17節備品購入費124万円につきましては、既存のパソコン4台が老朽化によりまして、システムへの対応が難しくなっておりますので、更新するものでございます。

24ページをごらんください。

2項1目一般介護予防事業費586万8,000円です。

8節旅費20万2,000円につきましては、介護予防教室開催のときの運動サポートー及びリハビリ専門職に係る旅費です。

12節委託料71万1,000円につきましては、専門業者による介護予防教室を開催するために計上

したものでございます。

17節備品購入費56万5,000円につきましては、各地区において予防講話教室などの開催する際、音響機器がない施設などがあるのでありますので、拡声器を購入するものでございます。また、高齢者からの相談等に対して会話を聞き取れなかつたりすることがあるため、卓上型の対話支援器を購入するものでございます。

18節負担金補助及び交付金435万円で、山都町30地区福祉会助成金につきましては、各地区的活動に対する助成金として150万円を計上しております。山都町幸齢者はぴねすポイント補助金として4,500人で225万円を計上しております。現在の実績でございますが、申請者726人で商品券に交換された方は135人となっております。交換が進んでない方がおられると思いますので、申請者に対しましては、交換の勧奨のはがきを発送いたします。

続きまして、25ページをごらんください。

3項包括的支援事業・任意事業費です。これは地域包括センターの運営、それから任意事業では、認知症の総合支援や生活支援体制の整備事業等に係る予算です。

2目権利擁護事業費27万円については、高齢者の虐待の防止などの早期発見についての予算を計上しております。

12節委託料2万円は、高齢者虐待対応専門職チームということで、これは県のほうで組織されているものでございますが、事案が発生した場合に委託を行うものでございます。

26ページをごらんください。

4目任意事業費2,556万1,000円です。

7節報償費105万6,000円で、介護相談員派遣事業謝金93万6,000円につきましては、13名分を計上しております。

27ページ、12節委託料で、食の宅配サービス委託料324万円につきましては、現在、社協とJAのほうに委託を行っているところでございます。緊急装置設置委託料659万8,000円につきましては、一月当たり2,618円で、210人分を計上しております。生活支援体制整備事業委託料につきましては、社協への委託事業となっておりますが、本年度は194万8,000円でありましたけれども、来年度は1,361万4,000円ということで、老人クラブ連合会の活動支援、ボランティア協力校との連携強化、30地区福祉会への活動の支援と事業を拡大いたしまして、生活支援の充実を図っていきたいと考えております。

6目認知症施策総合推進事業費64万1,000円です。

7節報償費10万1,000円のうち、報償金7万1,000円については、認知症初期集中支援チーム員の報酬を組んでおります。これは2名分で、医師の方が1名と介護福祉士の方が1名です。対象者は40歳以上在宅で生活をしておられる方が対象となり、本課の職員と合わせて5名程度でチームをつくって対応していくという形になっております。

続きまして、歳入を説明します。

6ページをごらんください。

1款保険料につきましては、特別徴収保険料は年金のほうから、普通徴収保険料は65歳から特

別徴収ということで、年金からの徴収になりますが、すぐに65歳を迎えて、それまで加入している医療保険からの切りかえができません。切りかえには半年から約1年程度かかりますので、その間普通徴収ということになりますので、2,975万3,000円を計上しております。前年度から2,472万9,000円の減額となっておりますが、これは消費税増税による低所得者層に対して、負担軽減措置がとられる方による減額でございます。減額分につきましては、国より負担金が入ることになっております。

2款使用料及び手数料につきましては、2目地域支援事業手数料は、緊急通報装置利用者に係る手数料でございます。

7ページをごらんください。

3款国庫支出金、続きまして4款支払基金交付金、5款県支出金につきましては、介護給付費各事業等に係る収入でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

7款繰入金について、4目低所得者保険料軽減繰入金において保険料のところで減額分と説明いたしました分が一般会計にて受け入れまして繰入金として計上しております。

続きまして、11ページをお願いします。

2項基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金を1,000万円繰り入れております。繰り入れた後の基金残高は3,937万8,000円になります。

次に表紙に戻っていただき2枚目をお願いいたします。

令和2年度山都町介護保険特別会計予算。

令和2年度山都町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億9,221万1,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。
一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8,000万円と定める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第24号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 全体的に見て、30年度から31年度までは2,500万円ぐらい、31年度から令和2年、31年、令和元年ですね、から2,246万円増えらいだと、ちょっと見たら、私の計算ではそうなるんですけども、この増額というのは、仕方がない、頑張ってここまで抑えてるという形の増なのかというのが一つです。

それと、本当にこの見方がわからなくて、私のこの解釈でいいのかというのをお尋ねしたいで

ですが、介護認定を要支援1から要介護5まで受けてらっしゃる方1,573名と言われましたが、この方が介護保険を使ってサービスを受けられるに当たり、かかる費用というのが5款の1項までというふうに考えていいのでしょうかというのをお尋ねしたいです。

その後の24ページに、5款の2項で一般介護予防事業費というのがありますけれども、去年もお尋ねしましたが、これが介護認定を受けておられないけれども、地域で介護を受けるようにならないための予防策として、介護予防教室に来てもらったりとか、各老人会とか、18節のところに書いてある山都町30地区福祉会助成金150万円を、だから30地区だから1地区に5万円ずつ配って、そこでいろんなサロン活動をしていただくお金と去年伺ってます。それが少ないじゃないかということでお尋ねしていましたが、ことしも同じ金額です。ただ後で説明いただいた27ページの生活支援体制整備事業委託料がすごく増額してあって、そこに30地区支援も入るとおっしゃいましたので、その辺の、どれぐらいの、27ページの生活支援体制整備事業委託料に30地区支援が入るのかっていうのをもう少し詳しく言っていただきたいと思います。お尋ねしたいと思います。

27ページの生活支援体制整備事業委託の中に社協と協力して、買い物支援とかをされるというふうにおっしゃったかと思うんですが、社協だよりのところに何かこの事業のことが書いてあったと思うんですね。例えば、買い物支援だけではなくて、ごみ出しが大変なところのごみ出し支援をするとか、そういうことも入るとか書いてあったようにちょっと記憶してるんですが、どういう生活支援を考えていらっしゃるのか詳しく教えていただけるとありがたいです。お願いいいたします。

○議長（工藤文範君） 福祉課長、高橋季良君。

○福祉課長（高橋季良君） お答えします。まず最初につきまして、全体の予算額がふえているということにつきましては、当然認定者がふえておりますので、サービスを使われる方もふえてまいります。それで予算が上がっているということで御理解いただいていいと思います。

続きまして、サービスの給付関係ですけども、今おっしゃられたとおり、5款1項までの給付費というやつが、サービス費の負担金ということで支払いをしているものでございます。

続きまして、24ページ、30地区の助成金につきましてですけれども、これにつきましては、昨年から5万円のということで、本年度ですね始めておりますので、本年度の実績がこれから各地区から上ってまいりますので、それあたりを検証しまして、あわせて地区の高齢者等も勘案しながらということで、今後、助成の金額の方法とかですね、そういうことについては協議して、また考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、生活支援事業ですけれども、これにつきましては、今言いましたいろいろサービス事業関係ですね、要は今まで社会福祉協議会のほうに、いろいろ事業はそれぞれ委託しておったんですけども、それを生活支援体制整備事業の中に一つにまとめて全部この事業の中でやっていくというふうなイメージで考えていただければと思います。昨年までありました高齢者の生きがいと健康づくり事業につきましても、この生活支援体制整備事業の中に入していくということで、今、社協さんにやっていたい各種事業についてですね、それをもっと深めていた

だいて、また広くですね、またこの事業を進めていただくということで、この生活支援体制事業の中で今後やっていければということで思っておりますので、先ほど西田議員が言われた、各支援サポート関係というのも当然この中でやっていかれるような形になっていくと思います。

以上でいいですかね。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号「令和2年度山都町介護保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第25号 令和2年度山都町国民宿舎特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第25号「令和2年度山都町国民宿舎特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第25号について御説明いたします。

議案第25号、令和2年度山都町国民宿舎特別会計予算。

歳出から御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款国民宿舎事業費用1項1目宿舎経営費、本年度予算額766万1,000円を計上しております。前年比352万円の増額です。内訳として需用費、修繕料693万4,000円、太陽光発電保安管理委託料8万円、備品購入費58万7,000円、温泉協会会費6万円を計上しております。需用費の修繕料につきましては、電気キュービクルの機器取りかえ、大浴場の改修として換気扇非常灯取りかえ、浴場の洗い場の鏡の更新、合併浄化槽のプロアーポンプの更新などを行う予定です。備品購入費については、老朽化による買いかえで、ガステーブルを1台買いかえる予定でございます。

2款基金積立金につきましては、基金利子の積み立てとして1,000円を計上しております。

8ページをお願いします。

3款公債費1項1目元金、2目利子を合わせまして6,936万2,000円を計上しております。起債償還金の元金と利子になります。

9ページには観光施設等事業債の現在高の見込みに関する調書をつけております。平成14年に通潤山荘が改築された際、10億2,880万円を借り入れて償還を行っているものです。1番右の当

該年度末現在高見込額の欄でございますけれども、令和2年度末の起債残高、元金のみの額ですけれども3,440万5,000円となります。令和3年9月には、償還が完了する予定です。

次に歳入です。

5ページをお開きください。

1款財産収入1項財産運用収入1目基金利子として1,000円を計上しております。

2款繰入金1項1目基金繰入金として1,000円です。

同じく2款繰入金2項一般会計繰入金2目一般会計繰入金として7,702万円を計上しております。昨日一般会計予算の6款商工費、観光施設費で御説明しました28節繰出金を繰り入れるものです。

3款繰越金1項1目繰越金として1,000円を計上しております。

6ページに移りまして、4款寄付金1項1目寄付金として1,000円を計上しております。

5款諸収入1項1目町預金利子として町預金利子として1,000円を計上しております。

表紙の次のページをごらんください。

令和2年度山都町国民宿舎特別会計予算。

令和2年度山都町の国民宿舎特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,702万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

令和2年3月9日提出、山都町長。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第25号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号「令和2年度山都町国民宿舎特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後4時21分

3月 13日（金曜日）

令和2年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和2年3月9日午前10時0分招集
2. 令和2年3月13日午前10時0分開議
3. 令和2年3月13日午後0時08分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第5日）（第4号）

日程第1 議案第26号 令和2年度山都町簡易水道特別会計予算について
日程第2 議案第27号 令和2年度山都町水道事業会計予算について
日程第3 議案第28号 令和2年度山都町病院事業会計予算について
日程第4 議案第29号 第2次山都町総合計画後期基本計画の策定について
日程第5 議案第30号 債権の放棄について
日程第6 同意第1号 山都町教育委員任命について同意を求める件
日程第7 同意第2号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第8 同意第3号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第9 同意第4号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第10 議員派遣の件
日程第11 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査
申出について

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 真原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興梠 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穂	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	緒方 功	企画政策課長	藤原 千春

税務住民課長	田 上 るみ子	健康ほけん課長	河 野 君 代
福祉課長	高 橋 季 良	環境水道課長	増 田 公 憲
農林振興課長	山 本 敏 朗	建設課長	佐 藤 三 己
山の都創造課長	藤 原 章 吉	地籍調査課長	上 田 浩
学校教育課長	嶋 田 浩 幸	生涯学習課長	工 藤 宏 二
そよう病院事務長	藤 嶋 厚 美	監 査 委 員	志 賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第26号 令和2年度山都町簡易水道特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第26号「令和2年度山都町簡易水道特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） おはようございます。それでは、議案第26号、令和2年度山都町簡易水道特別会計予算を説明します。

令和2年度からの山都町簡易水道特別会計予算につきましては、防衛省の補助事業により整備された、大矢野原地区簡易水道事業と農林事業等により整備された8地区の水道事業の予算になります。

それでは、6ページをお願いします。

歳出から説明します。

1款1項1目一般管理費です。本年度予算871万5,000円です。特定財源231万6,000円、水道料金と償還金を充てております。あとは一般財源です。8節の旅費につきましては、8地区の水道管理者会議を1回予定しております。10節から12節につきましては、施設の維持と委託料です。18節、39万6,000円。これは、熊本県簡易水道協会の負担金となります。通常会費3万円と前年度の工事割会費でございます。26節公課費です。635万6,000円。昨年度の売り上げに対しての消費税の支払いを見込んでおります。

次に、2目簡易水道整備事業費です。調整交付金事業で進めています下鶴地区水道工事の予算になります。234万9,000円。特定財源180万円は調整交付金です。

8節から、次のページ、13節にかけましては、ごらんのとおりでございます。14節工事請負費です。210万円です。水道管更新工事ですね。口径75ミリの延長65メーターを予定しております。

次に、3款1項1目予備費です。予備費は10万円を計上しております。

2款1項につきましては、廃款でございます。

それでは、3ページをお願いします。

歳入です。

1款1項1目簡易水道負担金21万円です。説明欄のとおりでございます。

2款1項1目使用料210万6,000円。中ほどの1節現年度分150万6,000円。説明欄のとおりです。

3節簡易水道償還金60万円。これは菅原地区と葛原地区の償還金になります。次の2項は、廃項でございます。

4ページをごらんください。

3款1項1目簡易水道国庫支出金です。180万円、調整交付金の補助金です。

4款1項1目繰入金です。554万8,000円、一般会計からの繰入金です。

5款1項1目繰越金150万円です。

次のページの6款、7款は廃款でございます。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和2年度山都町簡易水道特別会計予算。

令和2年度山都町の簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,116万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和2年3月9日提出、山都町長。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第26号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1番眞原です。済みません。6ページの26節消費税のところで、昨年度という御説明だったんですけれども、これは、平成30年度売上分に係る消費税という認識でよかったですでしょうか。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） お答えします。630万6,000円は、前年度の売り上げ対象の消費税でございます。1月から12月までのですね。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 旅費のところで、費用弁償は8地区の水道組合の皆さんの会議を1回持たれるということでした。この簡易水道特別会計は、大矢野原の組合と8地区の組合なんですが、大矢野原地区はもう1回もこの会議には参加されない、組合の性格上ですね。この前も説明がありましたように、ここは独自で行かれるということですが、そういった会議などにも1回も参加されないということでしょうか。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） 大矢野原地区の役員さんには、一応会議をするという話はしていませんが、一応、総会とか、年度の総会がございますので、そのときには案内していただいて、水道の状況とかは話しているところでございます。

先ほど、8地区の小規模等の水道、組合長さんたちには、そういった形で、1回は調査がありますので、会議しているところでございます。

大矢野原地区においてもいろんな情報を提供しなきやいかんもんですから、一応考えていきた
いと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号「令和2年度山都町簡易水道特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第27号 令和2年度山都町水道事業会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第27号「令和2年度山都町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） それでは、議案第27号、令和2年度山都町水道事業会計予算を説明します。

令和2年4月1日から、新たな山都町水道事業がスタートします。しかしながら、人口減少による水道料金の減少、老朽管の更新及び水質改善対策など、課題は山積しております。水道事業が将来にわたって持続的な経営を確保していくためには、今後、経営基盤の強化に取り組むことが不可欠となっておるところです。

それでは、15ページをお願いします。

最初に、収益的収入及び支出を説明します。

まず、収入です。左側ですね。1項営業収益、主なもので目です。1目給水収益、本年度1億7,393万9,000円。これは水道料金の収益になります。

次のページをお願いします。

2項営業外収益です。2番目の2目雑収益です。164万5,000円。これは退職手当を水道事業か

ら負担することができないため、これまで積み立ててあった退職手当引当金等を取り崩して、雑入として受け入れるものです。

4目長期前受金戻入7,096万9,000円。これは減価償却の補助金分を収益化するものでございます。

次のページの上の段ですね。

6目他会計補助金2億598万6,000円。これは一般会計からの繰入金になります。

ページの一番下ですね。以上、収益的収入合計が4億5,304万5,000円になります。

次のページをお願いします。

18ページです。

次に、支出です。

1項営業費用ですね。1目原水及び浄水費です。5,133万9,000円です。主なもので、真ん中ほどに節を書いております。一番下ですね。7節委託料992万6,000円。水質検査の委託料等になります。

次のページの上の段ですけども、滅菌機の維持管理費とか、水道の避雷機の管理委託料等を含んでおります。

それから、下のほうの12節動力費です。3,840万円。これは電気代ですね。

それから、次の13節は薬品費ですが、134万1,000円。これは次亜塩素酸の薬品費でございます。

次のページをお願いします。

2目配水及び給水費です。4,029万4,000円。主なもので、一番下ですけど、7節の委託料3,001万6,000円。量水器検針委託料です。761万2,000円。

次のページの説明欄のほうですが、下のほうの真ん中あたりの施設更新計画委託料。今後10年間の水道施設の更新計画等の業務委託を計上しております。1,480万円です。それから、漏水調査の委託料330万円を計上しております。それと、10節の修繕費です。760万円を計上しております。

それでは、23ページをお願いします。

4目総経費です。7,925万9,000円。1節から3節及び6節は、職員7名分の人件費になります。それから、下から2番目の5節の報酬ですね。32万3,000円です。これは水道事業運営審議会の委員さん10名の報酬を計上しているところです。

次のページをお願いします。

24ページです。

このページの一番下ですね。15節の委託料です。918万9,000円。水道事業資産評価の業務委託500万円。これについては、貫原地区の水道と上菅地区の施設分になります。

次のページの説明欄の一番上です。

水道事業敷設計画業務委託250万円。これは給水管等の既設管等の調査等の委託業務を組んでおります。

それでは、次のページですね。26ページをお願いします。

5目減価償却費です。1億7,830万1,000円。有形固定資産減価償却費として計上しております。

6目資産減耗費です。同じように、120万円です。固定資産除去費として100万円。棚卸資産減耗費として、20万円を計上しております。

次に、2項営業外費用です。1目支払い利息及び企業債取扱諸費です。

次の欄、次のページの右側ですけども、企業債償還金の利息です。2,413万9,000円を計上しております。

3目の消費税及び地方消費税です。これは534万7,000円を見込んでおります。

3項特別損失です。2目その他特別損失です。438万7,000円を計上しております。これは、令和元年度12月から3月までの職員の引当金相当額を計上しているところです。

それでは、28ページですね。次のページです。

4項予備費です。400万円を計上しております。一番下の段です。

以上、収益的支出合計3億8,852万6,000円となります。

次のページです。

続きまして、資本的収入及び支出を説明します。

まず、収入でございます。

中ほどの2項出資金です。1目出資金、一般会計からの繰入金です。251万2,000円。これは山林災害復旧の交付税をいただいております。

3項負担金1目負担金です。30万9,000円です。これは、工事負担金とか加入金の負担金になります。

次のページです。

一番下ですね。以上、資本的収入合計が282万4,000円となります。

次に、支出になります。

次のページです。

1項建設改良費1目原水施設改良費です。200万2,000円。節のほうで、3節工事請負費です。200万円です。水源地のポンプ取りかえを予定しているところでございます。

それから、2目配水施設改良費です。1,650万円。

次のページをお願いしたいと思います。

中ほどの10節工事請負費1,500万円、漏水等の工事を計上しております。

それから、下の段の2項企業債償還金です。

次のページの上の段ですけど、1億5,165万2,000円です。これは水道事業と簡易水道事業の元金の償還になります。

3項予備費。予備費につきましては、400万円計上しております。

以上、資本的支出合計1億7,687万9,000円となります。

次のページから最後のページまでは、令和元年度の予定損益計算書と予定貸借対照表、令和2年度の予定貸借対照表及び予算書に関する注記を記載しているところでございます。ごらんのとおりでございます。

それでは、次に、14ページをお願いしたいと思います。14ページです。

企業債明細書です。この表のとおり、上段のほうに水道事業債、下段に簡易水道事業債の見込み額を記載しているところでございます。ごらんのとおりでございます。

それでは、表紙の次のページをお願いしたいと思います。

令和2年度山都町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和2年度山都町の水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

第1号給水戸数、4,900戸。

第2号年間給水量、108万1,130立方メートル。

第3号1日平均給水量、2,962立方メートル。

第4号主要な建設改良事業、市街地老朽管布設替工事、1,000万円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、2億5,304万5,000円。第1項営業収益、1億7,442万9,000円。

第2項営業外収益、2億7,861万3,000円。

第3項特別利益、3,000円。

支出。

第1款水道事業費用、3億8,852万6,000円。第1項営業費用、3億5,065万1,000円。

第2項営業外費用、2,948万7,000円。

第3項特別損失、438万8,000円。

第4項予備費、400万円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

第4条、資本的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,405万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする）。

収入。

第1款資本的収入、282万4,000円。第1項企業債、1,000円。

第2項出資金、251万2,000円。

第3項負担金、30万9,000円。

第4項国庫県補助金、1,000円。

第5項固定資産売却代金、1,000円。

支出。

第1款資本的支出、1億7,687万9,000円。

第1項建設改良費、2,122万7,000円。

第2項企業債償還金、1億5,165万2,000円。

第3項予備費、400万円。

特例的収入及び支出。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ400万円である。

一時借入金。

第5条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

次のページです。

第1号職員給与費、6,834万4,000円。

他会計からの補助金。

第7条、水道事業に助成するため、山都町一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億598万6,000円である。

たな卸資産購入限度額。

第8条、たな卸資産の購入限度額は、270万円と定める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 議案第27号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 簡易水道と水道事業が合併するということで、独立した組織になるかなという、勘違いをしつつあります。将来的には水道料を上げて、何と言いますか、償還していくという話でしたが、水道課の職員の方が当たられるというと、何かもう全然、予想したのと違っております。大きな都市では、水道局とか公社とかいうて、独立採算制みたいな感じだろうと思いますが、まだ、その移行段階という形で、こういうことになっているんでしょうか。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） お答えします。簡易水道事業の改良工事がこれまで、統合しますから、補助金ということで、大体20億円、先ほど言いました21億円ほど借金がございます。それがございます。そして、水道事業に統合するということで改良してきたわけでございますが、それを引き続いてやるということで、国県あたりからも了解を得ているところでございますので、今後まだまだ料金改正とかを考えいかなければなりませんけども、今の職員でやっていくということで、ここはそういうことでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 水道事業を公がするということで、できるだけ安くて、それから安全で、安定した供給をしていくということが担保されるというふうに、私は思っています。今までの水道、町水道と簡易水道が統合してという初めてのあれですので、ちょっとお尋ねしたいことがあります。全体的なんんですけど、今、3番議員が言わされたことに対しての、お答えは、ちょっと正直言って、よくわかりませんでしたので……。今まで公がするということなので、私は職員さんを雇ってというのが、町職員、今まで携わってこられた町職員の方が引き継がれるんだろうというふうに、私は解釈をしています。

水道事業というのは、やっぱり長年の専門的なことがないとできないというふうにも、聞いています。その技術的なことを持っている方のそれを引き継いでいくという面でも、それを育てていただき、そういう技術を継承していただけるようにしていただきたいと思っています。

例えば、漏水箇所がどこで、どぎゃんふうに水道が走っているとかいうのは、やっぱり地下のことですので、そういう情報の伝達とか、技術の伝達というのが大事だろうと思って、言っています。そういう意味で、水道の漏水率というのがどれぐらいなのかというのと、よく問題になっている前の資料でもありましたように、老朽化した水道管がどれぐらいあって、どれくらいかえなくてはいけないとか、それをどんなふうに年次計画でしていくんだとか、何年次計画まで要りませんけれども、そういう見通しを持っておられることをちょっとお伝えいただければと思います。

そういう意味で、わからないんですけど、1ページに、業務の予定量の4号に、主な建設改良事業で、市街地老朽管布設替工事が1,000万円。でも、先ほど、32ページの10節の工事請負費1,500万円も漏水工事と言われたと思うんですけども、それは1,500万円。だから、この中に市街地の1,000万円が入っていて、あと500万円はいろいろもろもろの工事をするということで、受け取っていいのかなという点で、済みません、いろいろ言いましたけど、お尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） それでは、お答えします。この前、新聞に載っておりました老朽管ということで、大体80%ほどがまだかえてないよということでございます。延長が5,000メーターほどございましたけども、ですから、1,000メーター弱をかえているということでございまして、あと80%の老朽管をしているということでございます。これは昭和60年からずっと布設がえしてきた古い老朽管です。今、有収量が75%ほどしかございません。ですから、25%は水がすたっている、漏水しているということでございますので、その辺の修繕をしていくということになります。

それから、1,000万円については、1,500万円のうちの1,000万円ということで御理解いただきたいと思います。

それと、職員につきましては、それぞれ清和、蘇陽、本庁ですね。それから、水道事業となつたわけですけども、蘇陽に1.5人ぐらい、清和にも1.5人ぐらいおりまして、今のところ、本庁には、経理と公務で5名おりますけども、水道事業をするためには、水道管理者というのを職員が

とらにやいかんとですけど、それをとっている職員が3名ほどいます。それぞればらけておりますけれども、1人はついております。人材育成というか、若い職員がおりますもんですから、なかなかその漏水がどこがしているとか、そういうところはまだ把握していない状況でございます。今度300万円とて、漏水調査とかしますので、それで、有効率を上げていきたいと思っております。

見通しですけど、今後、いろんな漏水管の10年間の計画をやっていくわけですけども、優先順位を決めてやっていくということで、考えているところでもございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「令和2年度山都町水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第28号 令和2年度山都町病院事業会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第28号「令和2年度山都町病院事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） おはようございます。議案第28号、令和2年度山都町病院事業会計予算。

まず、病院事業の現状と、来年度の状況について御説明させていただきます。常に課題となっております常勤医師の確保につきましては、現在、自治医科大学出身の医師2名は3月末での勤務ですが、令和2年度も、熊本県の御配慮により、自治医科大学卒の2名の医師が勤務していくことになり、常勤医師は今年度と同様、4名を維持できます。また、来年度も、熊本県と熊本大学病院との調整により、整形外科と循環器内科、総合診療科の専門医及び代謝内科を新たに週1回派遣していただくことになりました。整形外科につきましては、以前から診療を行っていただいている個人の整形外科医を含めて、週3日、専門医の診察、循環器は週2回の診療、そして、代謝内科は週1回の診療が行われることになりました。眼科、歯科などへも、熊本大学病院から、引き続き、非常勤医師の派遣、確保をお願いするとともに、病院としましても、非常勤務の確保を各方面にお願いしてきました。おかげをもちまして、延べ16名の非常勤医師を確保できる見込みとなり、医師定数6名を充足し、さらに充実した診療を行うことができるのではないか

と思います。

さらに、地域医療での総合診療を学ぶためとして、来年度も、熊本赤十字病院から4名、16ヶ月間の臨床研修医を迎える予定です。多くの非常勤医師や臨床研修医を確保できることにより、常勤医師への負担が軽減できること、患者様におかれましては、専門的な診療の受診が引き続き可能となっております。

医師だけでなく、医療スタッフの確保も課題となっております。特に、薬剤師が募集を行っても、募集がいない状況が続いております。看護師の確保も含め、今後もあらゆる手立てを講じてまいりますが、皆様から薬剤師に関しての情報提供をお願いしたいと考えております。

働き方改革に伴い、昨年4月から、有給休暇取得、年5日が義務づけられました。シフト勤務で、有給休暇が取りづらい職場ですが、適正な職員数を確保することにより、働きやすい職場環境をつくってまいります。医師につきましては、令和5年3月31日までの猶予が与えられておりますが、宿直からの診療といった連続勤務ができなくなりますので、院内にプロジェクトチームをつくり、改善を進めております。

病棟におきましては、退院後の自宅への生活がスムーズとなるよう、リハビリを中心とした地域包括ケア病床へと、平成28年12月から実証を展開し、地域包括ケア、在宅医療に積極的に取り組んでいます。

本年度4月1日から、本院でも電子カルテを稼働いたしました。診察から検査、治療に至る患者様の院内における情報共有がこれまでよりさらに進み、診査までの時間も短縮しております。

病院の運営に当たっては、来年度も繰入金をいただいておりますが、平成30年度から、病院建設に伴う起債元金償還が本格化しております。医療機器の更新時期も徐々に迎えます。働き方改革に伴う人件費増も見込まれ、運営面、採算面では、さらに厳しい状況となることが想定されますので、引き続き経費面での節約を徹底していきたいと考えております。

病院の基本理念である地域に信頼される病院づくりを目指しております。山都町にある公立病院として、山都町のみならず、郡内及び南阿蘇地域を含めて、唯一の救急告示病院、僻地医療拠点病院、在宅医療支援病院として、真摯な姿勢で仕事に取り組み、町民の皆様の期待に応えられるよう、意識改革と経費の削減を心がけ、合理的、かつ、効率的な病院経営に努めてまいります。

それでは、令和2年度病院事業会計予算について御説明いたします。

18ページをお開きください。

収益的収入及び支出。収入。1款病院事業収益11億3,219万5,000円。1項医業収益9億6,763万円。1目入院収益5億82万8,000円。2目外来収益3億9,279万円。内訳はごらんのとおりになっております。3目繰入金5,503万円。4目その他の医業収益1,898万2,000円。内訳といたしましては、室料差額収益、公衆衛生活動収益、これは検診とか予防接種の金額となります。あと、文書料を計上しております。

2項医業外収益1億6,456万4,000円。1目受取利息52万2,000円。2目補助金1,326万4,000円。僻地拠点病院の補助金、国庫補助金となります。3目繰入金9,471万円。4目長期前受金戻入1,629万9,000円。5目その他医業外収益1,697万1,000円。材料費、太陽光発電などを計上してお

ります。6目訪問看護ステーション収益2,279万8,000円。

3項特別利益1目過年度損益修正益1,000円。

次のページをお願いします。

支出。1款病院事業費用11億3,219万5,000円。1項医業費用10億8,603万3,000円。1目給与費6億7,912万7,000円。職員72名。会計年度任用職員10名、非常勤職員32名分を計上しております。

次のページをお願いします。

2目材料費1億2,994万5,000円。薬品費、診療材料費、給食材料費、医療消耗品費を計上しております。3目経費1億8,642万5,000円。1から18節を計上しております。中でも、11節の委託費においては、医療機械器具の保守点検料、検査料、医事業務委託料などを計上しております。4目減価償却費8,081万5,000円。5目資産減耗費1,000円。6目医師等研究研修費198万円。7目その他医業費用774万円。これは児童手当となります。

次のページをお願いします。

2項医業外費用4,416万2,000円。1目支払利息1,257万1,000円。企業債利息となります。2目その他医業外費用140万。3目消費税及び地方消費税163万5,000円。4目訪問看護ステーション運営費2,855万6,000円。4名分の職員の給与費と運営費を計上しております。

3項特別損失1目過年度損益修正損100万円。

4項予備費1目予備費100万円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。収入。1款資本的収入3,024万円。1項1目企業債1,000円。2項1目補助金97万9,000円。3項1目繰入金2,926万円。

次のページをお願いします。

支出。1款資本的支出5,950万円。1項1目建設改良費1,000円。

2項1目企業債償還金5,198万4,000円。企業債償還金となります。

3項1目機械器具購入費416万5,000円。自動体外式除細動器、歯科用ユニット、尿自動分析装置の3種類を計上しております。

4項1目自動車購入費335万円。医師送迎車の更新です。

以上のはか、8ページからキャッシュ・フロー計算書、職員給与費明細書、企業債明細書、令和元年度予算損益計算書、令和元年度予算貸借対照表、令和2年度予算貸借対照表をつけておりますので、後でごらんいただけたらと思います。

それでは1ページをお願いします。

令和2年度山都町病院事業会計予算。

総則。第1条、令和2年度山都町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1号病床数、一般病床、57床。2号患者数、年間患者数、6万6,529人。1日平均患者数、247.8人。入院患者、年間患者数、1万7,885人。1日平均患者数、49.0人。外来患者、年間患者数、4万8,644人。1日平均患者数、198.8人。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入。第1款病院事業収益11億3,219万5,000円。第1項医業収益9億6,763万円。第2項医業外収益1億6,456万4,000円。第3項特別利益1,000円。支出。第1款病院事業費用11億3,219万5,000円。第1項医業費用10億8,603万3,000円。第2項医業外費用4,416万2,000円。第3項特別損失100万円。第4項予備費100万。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,926万円。当年度分損益勘定留保資金または利益剰余金処分額で補填するものとする）。

収入。第1款資本的収入3,024万円。第1項企業債1,000円。第2項補助金97万9,000円。第3項繰入金2,926万円。

支出。第1款資本的支出5,950万円。第1項建設改良費1,000円。第2項企業債償還金5,198万4,000円。第3項機械器具購入費416万5,000円。第4項自動車購入費335万円。

次のページをお願いします。

一時借入金。第5条、一時借入金の限度額は8,000万円と定める。

議会の議決を得なければ流用できない経費。第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

1号職員給与費7億117万2,000円。2号交際費35万円。

他会計からの繰入金。第7条、病院事業費として一般会計より繰入金を受ける金額は1億7,900万円である。

棚卸資産の購入限度額。第8条、棚卸資産の購入限度額は1億8,000万円と定める。

令和2年3月9日提出、山都町病院事業、山都町長。

よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） 議案第28号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 以前もお尋ねしましたが、井無田診療所の駐車場の件についてお伺いいたします。

患者さんが安心して診療所に行ける体制は、整えられましたでしょうか。それか、本年度の修繕費等で対応されるのか、お尋ねいたします。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） お答えいたします。現在、地主様との協議により、そよう病院のほうには貸せないということなんで、一応契約は結んでおりません。患者様に関しては、受付のほうで、ちゃんとそこから50メートルぐらい離れた町の公営住宅のほうの駐車場を利用し

てもらったり、地主様との駐車場以外のスペースに、3台から4台とめられるのがありますので、登り口をちょっと広くしたのは去年の話なんですけれども、そういうふうに対策をして、なるべく患者様に御負担がかからないようには、いろいろ協力してもらったり、うちのほうから誘導しているところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 二つお尋ねをします。医師の確保にはとても大変苦労されているというお話でありますけれども、耳鼻咽喉科はたしかないです。ありますか。耳鼻咽喉科についての今後の……。耳鼻咽喉科も置きたいとか、難しいとかあるかと思いますけれども、開設していただきたいという要望は多いかと思いますので、その点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

二つ目は、コロナウイルス対策のことです。そよう病院には感染症病棟はないをお聞きしておりますが、今後の状況によって、要請があるかもしれないときに、対応できるのかできないのかということと、今、院内感染を防ぐための医療用のマスクとかゴーグルとかガウンとか、そういうものは十分ありますかということをお尋ねしたいです。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） お答えいたします。耳鼻咽喉科の設置の件ですが、いろいろな住民の方の要望もありますし、また、病院においては、新しく診察室を設けたり、機械器具の購入もあつたりしますので、今後は、皆さんと協議をしながら、院内でも協議をしながら、ちょっとそこは、これから考えていきたいと思っております。

もう一つのコロナ感染対策のほうなんですけれども、うちの病院のほうは、基本、新型コロナウイルスの対策基本方針に沿って、国、県、医師会などと連携をし、情報共有をしているところです。

また、山都町新型インフルエンザなどの対策行動計画に沿って、準備を行っております。もし、そういうふうな国から受け入れが来ても大丈夫ないように、動線の確立とか、医師、看護師、医療技術者の対応とかは、感染対策委員会を設けておりますので、今までで3回から4回ほど行って、情報の共有を行って、もし、先ほど言われたように、国、県のほうから要望がありましたら、できるように、対策はとっています。マスクなんかは、今のところちょっと在庫がありますけど、これがやっぱり長続きすれば、ちょっと不足な部分もありますので、県と医師会なんかと共有しながら、情報を共有しながら、そこは連絡を密にしながら行つていこうと思っております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 時間が十分あるようですので、一つだけ質問させていただきます。20ページの経費の中で、13番の被服費ですね。非常に安いなという。先ほど見たときに、余りにも安いので、そんなに辛抱されているのかなと思いましたけれども、お願ひします。

○議長（工藤文範君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） お答えいたします。被服費の件なんですけれども、経験年数が長い職員が結構いますので、入られたときに何枚かを、済みません、枚数はちょっと確認してないんですけど……。済みません、採用時に支給しております。また、済みません、二、三年前の時に一括じゃないけど、白衣を新調しておりますので、来年度の予算はこの金額で大丈夫かと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「令和2年度山都町病院事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4 議案第29号 第2次山都町総合計画後期基本計画の策定について

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第29号「第2次山都町総合計画後期基本計画の策定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 議案第29号について御説明いたします。

議案第29号、第2次山都町総合計画後期基本計画の策定について。

第2次山都町総合計画後期基本計画を別紙のとおり策定する。

令和2年3月9日提出、山都町長。

提案理由です。

令和2年度から令和6年度までに重点的に取り組む主要な施策を掲げた第2次山都町総合計画後期基本計画を策定するに当たり、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出

する理由です。

内容を御説明いたします前に、計画書に修正箇所がございましたので、お配りしています正誤表のとおり修正させていただきますとともに、おわびを申し上げます。大変申しわけありません。

それでは、説明をさせていただきます。

本町では、平成26年9月に、山都町総合計画条例を制定し、基本構想や基本計画の策定等は議会の議決事項となり、町全体の総意により策定される計画として位置づけ、まちづくりの長期的な展望を示し、住民、関係団体及び行政が一体となって目指す将来像の羅針盤となる第2次山都町総合計画を、平成27年度に策定しております。

この第2次山都町総合計画におきまして、基本構想の期間は、平成27年度から令和6年度の10年間として、基本計画においては、平成27年度から令和元年度を前期の5年間として、この計画の期間内に重点的に取り組む主要な施策について、数値目標を掲げながら取り組んできました。

この前期基本計画の期間が本年度で終了することから、令和2年度から令和6年までの5年間を計画期間とする後期基本計画の策定を行うものでございます。

策定に当たりましては、山都町総合計画審議会及び山の都まち・ひと・しごと創生戦略会議等におきまして、審議を行ってまいりました。

策定の経緯につきましては、計画書147ページをごらんください。

前期基本計画の施策評価、庁内委員会等の実施、住民アンケート調査を実施し、4回の審議会及び戦略会議を開催し、策定しております。

それでは、まず、人口ビジョンについて、21ページから39ページに記載してございますが、37ページから38ページをごらんください。

前期基本計画においては、第2次山都町総合計画の最終年度となる2024年、令和6年の町の人口が1万3,000人を下回らないことを目標としておりましたが、2018年、平成30年、国立社会保障人権問題研究所の将来推計人口によると、このまま何も対策を講じなければ、2025年、令和7年には約1万1,901人まで減少する見込みであると推計されております。また、昨年12月の熊日新聞では、出生者数過去最少、人口の自然減も、平成が始まった1989年以降で最も大きかったと報じられており、人口減少は全国的な課題となっており、政府も、若い世代が希望どおりの数の子供を持てる希望出生率1.8の目標実現を2025年度までに目指すとしております。

戻りまして、26ページをごらんいただきたいと思います。

合計特殊出生率の推移でございます。青線が山都町の合計特殊出生率で、平成25年から29年について未公表のため、記載しておりませんが、人口動態、住民基本台帳等の平成29年度の実績値を用いまして、算出式に当てはめて算出しました数値は、1.66となっているところで、出生率が低下しております。

本計画においては、37ページ、38ページに記載していますように、合計特殊出生率と社会移動を前期計画と同条件として、段階的に合計特殊出生率を引き上げ、転出を減少させ、転入を増加させるとして、本町の将来人口推計を総合計画最終年度となる2024年に1万2,600人を下らないことを目標としまして、2060年では6,700人を目指すとして、本計画を推進していくこととして

おります。

41ページから51ページが基本構想となっており、基本構想の期間は10年となっていることから、前期計画から引き続き継続して取り組んでいくこととしまして、57ページからの基本計画の中で、基本施策において、現況、課題の見直し、取り組みの方針、主要事業等の見直しを行い、重点的に取り組む事業につきましては、重点戦略として位置づけを行っております。

お配りしております資料、後期基本計画の体系図をごらんください。右側に、山の都総合戦略とございます。総合計画は、町の総合的な振興と発展を目的としており、特に、後期計画では、人口減少に歯どめをかけ、地域の活性化を図ることに重点を置いており、国が示す地方創生の方向性と一致することから、山の都総合戦略を包含した計画として、地域創生のために取り組む施策を重点戦略として位置づけております。国においては、地方創生の取り組みについては、情報、人材、財政の3側面から積極的に支援を行うと示されております。

現在も、地方創生推進交付金等を活用しながら、農産物ブランド化事業や、地域しごと支援事業等を実施しているところです。

計画書、58ページ以降の主要事業においても、重点的に進めていく事業を重点戦略と位置づけております。カクゴ①においては、子育て環境の充実を図るための事業や、生活支援体制事業、スポーツ施設整備事業、教育環境の向上を図る事業、カクゴ②においては、新規就農者支援を含む農林業の基盤強化のための事業、九州中央自動車道の整備に伴うまちづくりに関する事業、企業誘致。カクゴ③においては、健康増進事業、インフラ整備、地域情報化施策推進事業。カクゴ④においては、若者定住促進住宅建設、定住支援の仕組みづくりのための事業などを重点戦略としております。カクゴ⑤では、効率的な行財政運営に取り組むこととしております。

125ページからが、山の都総合戦略となっております。

本戦略は、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略、熊本県の総合戦略の方向性を踏まえつつ、本町の人口減少の克服と地域の自立かつ持続的な活性化に向け、四つの基本目標を掲げ、総合計画と一体的に取り組んでまいります。

本計画では、施策の進捗状況について定期的に検証し、見直し、改善につなげるため、基本方針ごとに数値目標を設定しております。

施策の評価に当たっては、KPIの目標値の進捗状況の確認のみならず、成果を検証することが重要であると考えております。指標については、審議会においても、指標を達成したからカクゴが達成できるというロジックが見えない。目標値を定める基準を明確にすることなどの御意見をいただきており、指標設定に当たっては、行政活動の効果である成果を指標とするよう努めたところです。

基本目標、基本方針の数値目標につきましては、お配りしております資料をごらんいただきたいと思います。また、持続可能な開発目標であるSDGsにつきましては、国第2期総合戦略においても、持続可能なまちづくりを目指すための横断的な目標として掲げてあるところで、本町の将来像も山の都を将来に継承するという、持続可能なまちづくりを目指すものであることから、施策ごとに関連するSDGsのゴールを掲載しています。

総合計画はまちづくりの全体的な方向性を示しており、総花的になっているところもございますが、具体的な事業内容や年次計画、事業費につきましては、実施計画で明確化するとともに、事業評価や事務改善を行いながら、毎年度見直しを行い、基本構想の実現と計画の推進に向け、取り組んでまいりたいと思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 議案第29号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） この策定に当たりましては、かなりたくさんの時間を割いて頑張っていただいたと思っています。ただ、拝見したところ、今、課長から御説明があったSDGsにひもづけをしながら整理をしてあるというところが、ぱっと見たところでは新しい感じがするかなというふうに思いました。今、本当におっしゃるとおり、総花的っていうところはもう仕がないのかなというふうには思っていますが、やはり中でも、合計特殊出生率が上がるというか、従来、都市部に比べれば、これは高いわけでありまして、これをさらにアピールしていくような頑張りをしていただきたいっていうところもありますし、とにかく、食、うちでやっぱり訴えていきたいのは、食、農業という部分でもあります。そして、子育て環境、やっぱりこれだけ田舎とはいえというか、この1.94っていうのは、やはりここが住みやすい、実際の人口は少ないけれども、これだけ出生率が高いということは、皆さんが暮らしやすいところだというふうに思つていただけるというふうに思うので、こういったことをさらに押していただきたい。この見えるもの、何というかな、飛び抜けているものを、やっぱり各地、今、SDGsというふうなモデル地域、あるいは、そういったことを展開していらっしゃる町村は、飛び抜けた施策をやってらっしゃるということがあると思うんですね。もちろん、そこ1本ではなく、いろんなやっぱり住民の暮らしにかかわっていかなくてはいけない部分だということは理解しながらも、やはりそういった子育てに、これやってます、食とのこれやってますっていうところを、しっかりやっていただきたいうふうに、期待申し上げます。

それから、課長がおっしゃった成果の見直し、検証、この部分を誰がどこでやっているのかということが、私にはよく見えなくてですね。総合戦略の会議では、これは一番最後の資料にもついているように、審議委員の方々に御審議いただいていると思いますけれども、この振り返りを総合審議会の方々がやっていらっしゃるのか、私たち議員はここで初めてこういうふうにして見せていただくわけであります、この振り返り作業とかいうところに、どのような方がどういうふうにかかわって、このKPIの指標であるとか、事業の見直しであるとか、そういうことをされているのか。具体的なところを教えていただきたい。そこが何かやっぱり一番大事なところかなと。計画をばーと出すだけではなく、それを本当に検証しながら、見直していくというPDCAサイクルというところを、いつも課長は気にはしてらっしゃると思うんだけども、それを具体的なところで教えていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。SDGsに関しての御意見はありがとうございます

ございました。企画のほうでも、これからＳＤＧｓ、広報でもお知らせしておりますように、いろんなところを情報発信、集中しながら、進めていきたいと思います。

また、P D C Aサイクルでございますけども、やはり審議会に結果としては図っているところなんですけど、今、企画のほうで、各課の取りまとめ、調整を行っておりますけども、やはり、その施策、事務事業の目的や目指す成果、着地点を十分に具体化、明確にできていないところが、私たち行政の中に多いと思います。

そういう点で、先ほども申し上げましたけども、適切な指標を設定できるようにしていくことも大事かなと思っております。

やはり、企画政策課の役割としまして、目指すべき方向性と達成水準を明確視しながら、P D C Aサイクルの機能の強化を図っていく必要があると考えておりますので、企画政策課の役割が十分に機能が果たせていないかったと反省しておりますので、企画政策課がそこの役割は担っていきたいと思っております。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） S D G s の件なんですが、まだまだこの言葉が横文字でありながら、ほとんど浸透していないというのが現状だと思います。この中の一つに、例えば、今、世界的に問題になっております海洋におけるプラスチックごみ等がありますが、皆さんにお買い物するときに、マイバッグを持っていきましょうと。ビニール袋をポイ捨てしないようにとか、本当にきょうからでも、あしたからでも、すぐできる取り組みなんです。そういうことを町が主導的になって、当たり前のことができていないということですので、そういう小さなことでも、きょうから取り組めることというのはありますので、こういうふうに冊子にして、閉じてれば、何にもなりません。ですから、取り組めることからどんどん啓発していってほしいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由美子君。

○2番（西田由美子君） 総合戦略と、後ろのほうに、山の都総合戦略と二つありますよね、とにかく。カクゴが五つあるのと。その関連性も持っていていこうというところはいいかなと思いますが、やっぱり今言われたように、これができる限りではないので、少しでも具体的なことにつながるようにしていただきたいなというのが一つです。カクゴと書いてありますけど、私はこれを本気度と読みかえたいと思います。

そして、目標がどんな町にしたいかという目標が……、どこに書いてありますかね。どんな町にしたいかというのが、山の都の将来像という基本構想に、43ページに書いてありますけど、山都町の将来が、「輝く！！みんなでつくる山の都のものがたり」じゃわからんって思うんですね。だから、もっと具体的にということで、中身がいっぱいあると思うんですけども、具体的なところで言えば、町長が打ち出されている総合体育館建設、それから、それに伴った総合運動公園的な構想とか、インターの受け入れ体制をつくるとかですね。子育て環境を少しでもよくするために、山の都テラスをつくりたいとか、有機農業の町をもっと推進したいとかというものとどん

なふうに関連しているのかなとかですね。

そして、各課、このことについては、どの課とどの課が協力してやっていくのかなとか、そういうところまで掘り下げて、あと5年間ということですので、5年後にここまでできました。でも、まだ課題が残っていますとかいうことがちゃんと示せるように、10年間取り組んできたことだからですね。そういうふうになるようにというふうに、願っています。

だから、私たちもこうやって議会で提案をさせてもらって、執行していただくのは職員の皆さんで、やってみたけど、ここはうまくいかないとか。じゃあ、次はどうしようとかいう、そういうお互いに意見を出し合って、連携して、本当にこれがただつくった冊子じゃなくなるようにしていきたいなと私も思っています。

私は、これはお願いですけれども、この中に、具体的なこととして、重点目標を掲げるとおっしゃいました。いっぱいありますよね。その重点目標の大きなものをお願いしたいのが、まず、防災をどうしていくかという点と、ごみ処理についてどうやって町としてやっていくのかというのと、私は毎回トイレのこと言いますけれども、男女共同参画とか、子育て環境をよくするっていう点で、象徴的によく見えることだと思うんですね、この町の公共施設のトイレが、どのような立場の方にも使いやすい、そして、子育てしやすいという面では、おむつかえシートが男性のところにも女性のところにあるとか、そういう具体的に目に見えるところで、象徴的にやついたらどうかと、そこから考えるところがいっぱいあると思うんですよね。

そういうやり方とか、この庁舎も新しくて、いろんな面でそういう子育て支援のところで工夫してされているところがあるんですけれども、授乳室がある場所を皆さん御存じですか、この庁舎の中で。授乳室、御存じでしょうか。1階の玄関から入ってずっと一番奥に、ミルクのマークがついた部屋があります。そこが授乳室なんですね。そういうところがあるけれども、どれだけそれを住民の皆さん若い方、子育て中の方が御存じで、利用されているだろうかと思うんですね。そういうこと、そういう具体的なところを、一つはこうやって、きちんと計画を立て、それに向かってというのも大事ですし、もう一つ、やっぱり具体的な一つ一つを、毎日毎日を点検していくっていうことが大事じゃないかなと思っています。

そうやって、毎日が暮らしやすくて、命が大事にされる町だなということで、人が入ってくる。そのことによって、ふるさとに帰ってくる子もいる、よその方が移住したいなと思う。その結果の人口増だと思うんですね。

なので、ちょっと長く言いましたけれども、そういう点を考えていただいて、一緒に頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 1番、眞原です。質疑します。

計画を全部見ると、質疑がすごくたくさんになるんですけども、たくさん質疑しません。気になるところだけちょっと確認で、質疑させていただきます。

まず、全体的な話なんですが、こちらのカクゴ①から④と、それとカクゴ⑤ですよね。カクゴ⑤が財政の話になると思いますが、やはりカクゴ①から④と、カクゴ⑤の財政の部分というのは、ある意味ちょっと相反する部分も出てくるのかなと思います。①から④のそれぞれの施策をしっかり充実させようとすれば、それなりに事業を展開していかなければいけないし、投資も必要になってくると思いますので、となると、やはり財政健全化、支出をおさえていくというところに、また、相反する項目が出てくるのかなと思います。この辺をどのように実現なさろうと今思ってらっしゃるのか、1点お伺いしたい。済みません、今のはちょっと抽象的な質問だったんですが、具体的な質問がもう1点ありますて、86ページですけれども、これカクゴ②の山の都の特性を生かした魅力ある産業づくりのところで、86ページ、一番下に企業誘致というのがありますて、これは平成30年が1件／年というふうになっていて、目標値では、令和6年度が1件、年間1件ということで、これは毎年、年間1件ずつ誘致するという目標を、指標を掲げてあるのか。そこを確認させてください。

あと、もう1点が、交流人口のところで、39ページなんですけれども、人口ビジョンの一番最後のところに、関係人口、交流人口、あとは定住人口ということで、図が書かれてありますて、私も、やはり山都町はこれから人口のことを考えていくに当たりましては、ぜひ取り入れなければいけない考え方だろうと思っています。定住人口だけに焦点を当ててみると、どうしても長期的目標は定住人口をふやしていくでいいと思うんですが、短期的、中期的に見ると、関係人口、交流人口をしっかりとふやしていくというほうに力を入れていかないと、この人口減少に関しては厳しいかなと思っておりますので、となると、この辺の交流人口、関係人口をふやすとなれば、やはり先ほどのカクゴ②、産業のところに非常にウエートが置かれてくるのじやないかなというふうに感じています。

その産業の基本方針の中でも、農業、林業、そして観光まちづくりだったり、商店街というふうに分かれていますが、これはもう、今、全ての産業が連携して、一つの方向に向かうような形になっていますので、その辺はどのように今後連携しながら進めていくのか。何かこうイメージ的なところになっちゃうかもしれないんですけども、そういうものをお示しいただけたらなというふうに思います。

以上、3点お願いします。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） まず、カクゴ⑤の財政縮減を目指すというところでの御質問についてお答えしたいと思います。

令和2年度当初予算案説明の際にも説明があつておりましたけども、やはり地方交付税の段階的縮減措置も終了し、自主財源が乏しいということで、本町は大きな影響を受けることになります。やはり、国、県の財源の活用を図りながらも、将来を意識した財政運営が必要であると考えているところです。やはり限りある財源の中で、全ての施策事務事業に十分な予算を確保することは困難であることから、実施計画は毎年見直しを行っているところでございますので、実施計画において、優先順位や重点化の取り組みを実施していきたいと考えております。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。86ページの企業誘致数でございますけれども、平成6年まで毎年1件ずつを目標に誘致をしていくということで定めております。
以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 関係人口についての御質問でございます。関係人口につきましては、議員おっしゃるように、やはり今後人口減少の中で、その関係人口拡大というのは、やはり町が継続していくためには必要な取り組みと思っております。

具体的には、今後検討していくこととしておりますけども、先ほど言われたカクゴ②とか、いろんな高速道路開通後のまちづくり、有機農業を通した新規就農とか、そういうところで、いろんな人の流れでございますので、農林振興課、山の都創造課、また、町内の各事業者様、また、住民の皆様と連携して、関係人口づくりについては、具体的にまた進めさせていただきたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑……。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） まず最初に、SDGsに町が賛同しているのかどうかということです。これは理念だらうと思います。この総合計画の上位に位置するですね。その確認というのは、どこでもまだなされていないと思います。ただ、これが補助金をとるための手段ということならば、仕方ありませんが……。

それから、この総合計画が町民に向けたものか、あるいは、行政のためのものかということです。カクゴとか、輝くとか、山の都とか、非常に言葉が抽象的で、町民にはわかりづらく、響かないと思っております。また、達成率が低かならば、例えば8割か9割というならば、それは立派な計画だと思いますが、達成でけんことを書いても、それは計画じやありません。例えば、職員数の削減ですが、100%できたとしても、それを委託で補うならば、元も子もなかわけです。そういうようなことばっかりの感じがしてですね、非常に。

この計画書も、コンサルタント任せだらうと思います。大体いくらかかったでしょうか、これをつくるのに。

以上です。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） まず、SDGsについて御回答いたします。SDGsは御存じのとおり、2030年までに世界が達成すべき持続可能な開発目標ということとなっておりますけども、横文字で言うと、SDGsということなんですけども、この持続可能な開発目標というのは、世界にある課題を世界で解決するということですけども、このスケールを町に置きかえれば、山都にある課題を山都町で解決することにつながると思いますので、言葉ではSDGsという言葉になっておりますけども、持続可能な山都町をつくっていくためには必要な取り組

みだと思っております。

また、総合計画につきましては、やはり町民、行政一体となって取り組むべきものですので、その方向性を示すためにも必要な計画書であるというふうに考えております。

また、費用につきましては、委託料としまして、済みません、正確な金額は今の手持ちにないんですけども、約400万ということでお願いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） SDGsは、これはアメリカなんかは賛同してるでしょうかね。それそれで考えることです。今度の一斎体校と一緒にします。これに賛同するならば、今度のごみ焼却なんかはバイオなんかを考えていかにやんとですよ。そういう都合のいいところばっかとるというか、何かおかしかと思います。だから、一応確認、やっぱせにやんですね。これを町ですかせんかというところ。できるところはするでもいいんですけど、何か流れに流れとるというような感じがいたします。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 質問を二つします。89ページ、90ページにある、先ほど言いました防災にかかわって、89ページに自主防災組織補助事業というのが重点戦略になっています。

それと、次のページに、自治振興区における自主防災組織の組織率とありますけれども、これについてどんなお考えかと。一斎の防災訓練ということもされていくのかというのが一つ。

それと、100ページの豊かな自然環境の保全活用というところにかかわりまして、今、3番議員も言われましたが、再生可能エネルギーについてどんなお考えかと。今、水力、太陽光、太陽光については弊害もあるかと思います。メガソーラーとかになるとですね。ありますけれども、できるだけ再生可能エネルギーにシフトしていくという考え方には賛同いたしますので、具体的に、どういうふうに進めていこうと思っていらっしゃるのか。その指標に再生可能エネルギー、電力自給率を目標値として200%にすると書いてありますので、どういうことでしたいと思っていらっしゃるのか。木質バイオマスについては基本的には賛成ですけれども、原子力災害からの汚染木を持ってくるということを考えていますね。国がそういう方針を持っていらっしゃるというふうに聞いていますので、その辺はちゃんと規制しながらしていかないと思っています。その辺のお考えをお聞きしたいです。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。地域力、防災力の維持向上におきましても、防災訓練は継続的に、定期的にやる必要があるというふうに考えております。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 再生可能エネルギーにつきましては、現在ここに書いてありますように、エコライフ支援事業ということで、住宅用の太陽光発電システム等の補助を行っているところで、この住宅用をまずは中心に進めていきたいと考えております。

また、木質系バイオマスということですけども、これに関しましては、まだ具体的に導入に向けてはいろんな費用等で難しい点もございますけども、やはり山都町には森林資源が多ございますので、やはりその対策としまして、こういう木質系バイオマスのエネルギーで活用できればということで、やはり、今後検討していくべき必要があると考えて、木質系バイオマスとしているところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号「第2次山都町総合計画後期基本計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第30号 債権の放棄について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第30号「債権の放棄について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明をいたします。議案第30号、債権の放棄について。

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、次のとおり、本町が有する債権を放棄することについて、議会の議決を求める。

令和2年3月9日提出、山都町長です。

1、放棄する債権。●●●●に対する普通財産賃貸借契約の賃借料及びこれに係る遅延損害金並びに賃料相当損害金の支払請求の権利。

2、放棄する債権の金額、賃借料71万円、遅延損害金29万4,224円、賃料相当損害金97万5,999円。

相手方。住所、熊本県菊池市 ●●●●番地、氏名、●●●●

4、放棄の理由。普通財産賃貸借契約に基づく賃借料及びこれに係る遅延損害金並びに賃料相当損害金について、相手方に支払能力がなく、今後の徴収が見込めないため、権利を放棄しようとするもの。

提案理由です。

本町が有する権利（支払請求権）を放棄するためには、地方自治法第96条第1項第10条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由でございます。

全員に配布しております議案第30号資料にて説明をしたいというふうに思います。

経過としましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、平成29年12月7日に、訴えの提起について、議会の議決を経た事案でございます。年明けの平成30年1月25日に、土地、建物の明け渡しと滞納賃料の支払いを求めて、熊本地裁に提訴し、同年11月6日に判決が確定したものでございます。内容は資料に記載してございます。

ところが、平成31年1月10日の明け渡し期限の翌日に現地を確認するも、未退去の状況でございましたので、強制執行の申し立てを行い、4月12日に明け渡し強制執行断行が完了したものでございます。その後も、賃料等の支払いがなされませんでしたので、債務者の状況につきまして、令和元年12月27日に、菊池市に照会しましたところ、資料記載のとおり、生活困窮状況との回答がございました。1年以上前の平成30年11月30日には、生活保護措置の決定がなされたという回答でございました。

さらに、本年1月27日に菊池市を訪問いたしまして、状況を確認しましたが、状況は変わらないというものでございました。高齢で医療費も困窮される状況でございますので、債務を履行する状況にはないという判断に至りましたので、地方自治法第96条第1項第10条の規定により、町が有する債権の放棄を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第30号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 相手方に支払い能力がないということで、こういう形をとられるだろうと思います。それはわかります。ただ、そのあとですよね。町の財産ということですので、手入れあたりもせにやいかんだろうし、建物もそのままなのか。将来的には、売りに出すようなことも考えられるか。その辺のことをやっぱし、せっかくの土地があるなら、活用するような方向に持っていただくことがベストだらうと思いますけども、町の考えはどういうふうな考え方でしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。今後につきましては、令和元年の補正予算3号において、不動産鑑定料の議決をいただいておりますので、鑑定を実施し、今後、財産の売却に向けて、準備を進めているというところでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 异議なしと認めます。

したがって、議案第30号「債権の放棄について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 同意第1号 山都町教育委員任命について同意を求める件

○議長（工藤文範君）　日程第6、同意第1号「山都町教育委員任命について同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君）　同意第1号について説明いたします。

同意第1号、山都町教育委員任命について同意を求める件。

次の者を山都町教育委員に任命したいので、同意を求める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

同意を求める者。住所、山都町神ノ前82番地。氏名、栗屋美加。生年月日、昭和45年3月2日。

提案理由です。教育委員を任命するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが同意案を提出する理由です。

今回、同意をお願いする栗屋美加さんにつきましては、元山都町P T A連絡協議会の母親部長であり、地域での教育活動等も熱心であり、地域からの信頼も大変厚く、誠実、賢明な方でございます。

平成29年度から同委員に就かれており、他の教育委員とともに、教育施策等の諸課題に対し真摯に向き合っていただき、積極的な教育委員会活動を展開されております。

今後におきましても、これまでと同様、ますます重要となる教育問題に真摯に当たっていただける方と確信しております、引き続き、委員をお願いするものです。

なお、任期は本年3月26日から4年間となります。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君）　同意第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君）　教育委員さんの任命についてでございますが、私は栗屋さんの人格について何も申し上げることはないんでございますけれども、ただ、継続してされるということで、今の町長の提案理由からしますと、今後も、2年前でしたか、上手に入れかわっていくシステムをつくったところだったと思うんですね。4人の方が次々に変わっていかれるようなシステムをつくったかというふうに覚えておりますが、今のような提案理由からですと、次々に、多選というか、継続してされる方が、何か入れかわりがなくなってくるんじゃないかなという懸念をちょっといたしましたけれども、その点については、この選定に当たりまして、審議がどういうふうな経過だったのかをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君）　町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君）　これにつきましては、重任がいいか悪いかは別にして、町長の任命というような、任命といいますか、推薦をお願いするというようなことでございますので、そういう

う部分は、教育委員会の中でも検討しながら、引き続きお願ひするというふうなことを決定したところであります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 任期4年なんですが、先ほど、町長は平成29年とおっしゃいましたが、29年からするなら、今が3年じゃないかなと思いましたが、間違いなかったですかね。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 栗屋委員が教育委員に就かれた年月をお答えします。平成28年9月30日からでございます。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 済みません、今、嶋田学校教育課長が言ったとおりでございます。訂正をさせていただきます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから、同意第1号「山都町教育委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤文範君） 全員起立です。

したがって、同意第1号「山都町教育委員任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第7 同意第2号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件

日程第8 同意第3号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件

日程第9 同意第4号 山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件

○議長（工藤文範君） 日程第7、同意第2号、日程第8、同意第3号、日程第9、同意第4号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」は関連しますので、一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、議長のほうから一括で説明という御了承をいただきましたので、一括して、3名の方の説明をいたします。

同意第2号について説明いたします。

同意第2号、山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件。

次の者を山都町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、同意を求める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

同意を求める者。住所、山都町上寺735番地2。氏名、上野善宏。生年月日、昭和26年8月11日。

提案理由です。固定資産評価審査委員会委員を選任するためには、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、この同意案を提出する理由です。

上野善宏さんは元山都町役場職員で、健康福祉課長、農林振興課長を歴任されました。平成24年3月に定年退職をされ、現在、山都町千滝の特別養護老人ホーム風の木で、デイサービス事業所に勤務されております。

平成26年度から同委員を2期務めていただいており、次期が3期目となります。地域からの人望も厚く、固定資産の評価について経験があり、また、識見も広く、引き続き委員をお願いするものであります。よろしくお願ひいたします。

次に、同意第3号について説明します。

同意3号、山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件。

次の者を山都町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、同意を求める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

同意を求める者。住所、山都町高月858番地。氏名、片岡教行。生年月日、昭和20年1月26日。

提案理由です。固定資産評価審査委員会委員を選任するためには、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、この同意を提出する理由です。

片岡教行さんは元山都町役場職員で、管財監理課長を務められ、平成18年3月に定年退職後は、農業の傍ら、区長等の地域活動に尽力をされております。

平成20年度から同委員を4期務めていただいており、次期が5期目となります。地域からの人望も厚く、固定資産の評価について経験があり、また識見も広く、引き続き委員をお願いするものであります。よろしくお願ひします。

次に、同意第4号について説明します。

同意第4号、山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件。

次の者を山都町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、同意を求める。

令和2年3月9日提出、山都町長。

同意を求める者。住所、山都町二瀬本1,478番地。氏名、後藤冠。生年月日、昭和25年1月19日。

提案理由です。固定資産評価審査委員会委員を選任するためには、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、この同意を提出する理由です。

後藤冠さんは元蘇陽町議会議員で、平成13年9月から副議長に就任され、町村合併後も、山都町議会議員を務めていただくななど、長きにわたる町政の発展に御尽力をいただいております。

その間、農林業の傍ら、阿蘇森林組合理事、熊本県農業共済組合幹事等を歴任されています。

平成23年度から同委員を3期務めていただいており、次期が4期目となります。地域からの人望も厚く、固定資産の評価について経験があり、また、識見も広く、引き続き委員をお願いする

ものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 同意第2号から第4号までの説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 済みません、わからないでお尋ねをしたいと思います。どなたがどうということではございません。この固定資産評価審査委員会というのは、どんなお仕事をされるのでしょうか。

それから、3人の方、皆さん識見があって、何期も勤めていらっしゃるということですけれども、ほかにいらっしゃらないからという、何ていうのかな。代わりをしていく必要ないのかなというのも、ちょっと……。そこはわかりませんけれども、お尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、固定資産評価審査委員会委員の役割ということでございますが、固定資産の納税者のほうから、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産につきまして、固定資産台帳に登録された価格について、不服ある場合には申し出くださいということでございます。審査の申し出があった場合に、委員会としては、30日以内に審査の決定を行うということでございます。

ちなみに、山都町ではそういった審査はこれまでございません。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

同意第2号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第2号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

同意第3号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第3号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

同意第4号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、同意第4号「山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第10 議員派遣の件

○議長（工藤文範君） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第11 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（工藤文範君） 日程第11、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年第1回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時08分

令和2年3月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第3号	山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第4号	山都町短期滞在施設条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第5号	山都町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第6号	山都町手数料条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第7号	山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第8号	山都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び山都町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第9号	山都町が管理する町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第10号	山都町森林環境整備基金条例の制定について	3月9日	原案可決
議案第11号	山都町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第12号	山都町営住宅条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第13号	山都町星空環境保全条例の制定について	3月9日	原案可決
議案第14号	令和元年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	3月9日	原案可決
議案第15号	令和元年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	3月9日	原案可決
議案第16号	令和元年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	3月9日	原案可決
議案第17号	令和元年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	3月9日	原案可決
議案第18号	令和元年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について	3月9日	原案可決
議案第19号	令和元年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について	3月9日	原案可決
議案第20号	令和元年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	3月9日	原案可決
議案第21号	令和2年度山都町一般会計予算について	3月12日	原案可決
議案第22号	令和2年度山都町国民健康保険特別会計予算について	3月12日	原案可決
議案第23号	令和2年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	3月12日	原案可決
議案第24号	令和2年度山都町介護保険特別会計予算について	3月12日	原案可決
議案第25号	令和2年度山都町国民宿舎特別会計予算について	3月12日	原案可決
議案第26号	令和2年度山都町簡易水道特別会計予算について	3月13日	原案可決
議案第27号	令和2年度山都町水道事業会計予算について	3月13日	原案可決

議案第28号	令和2年度山都町病院事業会計予算について	3月13日	原案可決
議案第29号	第2次山都町総合計画後期基本計画の策定について	3月13日	原案可決
議案第30号	債権の放棄について	3月13日	原案可決
同意第1号	山都町教育委員任命について同意を求める件	3月13日	原案同意
同意第2号	山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	3月13日	原案同意
同意第3号	山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	3月13日	原案同意
同意第4号	山都町固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件	3月13日	原案同意
議員派遣の件		3月13日	原案可決
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	3月13日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員